

法務総合研究所

研究部報告

44

諸外国における位置情報確認制度に関する研究
ーフランス，ドイツ，スウェーデン，英国，
カナダ，米国，韓国ー

2011

法務総合研究所

は し が き

この研究部報告第44号は、法務総合研究所研究部が平成22年度に行った「諸外国における位置情報確認制度に関する研究」を取りまとめて刊行するものです。

我が国においては、近年、重大再犯事件の発生等を契機として、再犯防止施策に対する社会的関心が高まっています。犯罪対策閣僚会議は、『犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008』において、「GPS発信装置を利用することの可否等再犯を防止するために効果的な新たな施策について検討する」という課題を、犯罪者を生まない社会の構築に向けた検討課題の一つとして設定しました。本研究は、諸外国において既に実施されているGPS機器を始めとした電子機器の利用によって犯罪者の位置情報を確認する諸制度の実情を調査することにより、我が国における効果的な再犯防止施策等の検討のための基礎資料を提供することを目的に実施したものです。

今回調査の対象とした諸外国においては、犯罪者に対する位置情報確認技術の利用が小規模な試行・検討段階にあるものから、制度として定着し比較的長い経験を有するものまで、様々な取組が実施されています。こうした諸外国の制度を理解し、我が国における施策の検討の参考にするためには、国によって法制度や社会的背景が異なることから、各国において当該制度が導入された経緯や背景事情、当該制度の法的位置付け、実際の運用状況、実施効果等の調査を慎重に行うことが必要です。そこで、本報告においては、調査対象国における位置情報確認の現行制度の概要だけでなく、制度の背景となる関連事項についても可能な範囲で調査し、記載するよう心掛けました。本報告が、我が国における今後の再犯防止施策を検討する上で一助となれば幸いです。

おわりに、本研究の実施に当たって多大な御協力をいただいた、調査対象各国の関係機関及び関係者並びに在外の日本国大使館・領事館を始めとする関係機関・団体及び関係者の方々に対し、心から御礼を申し上げます。

平成23年11月

法務総合研究所長

清 水 治

要 旨 紹 介

1 フランス

フランスは、拘禁代替措置を拡充し、再犯防止を図る方策として、1997年に短期自由刑の対象者に固定式電子監視措置（PSE, 無線電波（RF）方式による。）を法制化し、2000年から実施している。一方、移動式電子監視措置（PSEM, GPS方式による。）は、性犯罪者等危険な犯罪者の監督強化策として2005年に法制化され、現在は、PSE及びPSEMの両措置が各種犯罪者の管理に利用されている。両措置とも適用には本人の同意が必要とされる。

PSEは、未決勾留の代替、短期自由刑の代替、残刑期の代替、半自由又は外部収容（委託）の代替、仮釈放の監督指導の一内容として外出禁止措置の管理のため実施されるもので、年間14,000件程度(2009年度)利用されている。平均実施期間は3か月程度の短期間である。

PSEMは、事案の内容が比較的重大な性犯罪や暴力犯罪等の防止のための保安処分的な措置と位置付けられており、社会司法追跡調査の対象となる犯罪を犯した未決の予審対象者の居住指定、社会司法追跡調査、仮釈放、司法監視、保安留置の対象者の監督指導を行う際の遵守義務事項の一つとして、滞在指定区域、接近禁止区域等を定めて対象者の居所の追跡確認が行われるものである。2006年運用開始時からの実施累計は92件（適用例は仮釈放と司法監視の区分のみ、2010年11月現在）にとどまっている。平均実施期間は18か月程度である。

PSEのコストは拘禁コストの5分の1程度、PSEMのコストは拘禁コストの5分の2程度である。フランスの場合、本人の費用負担はない。

PSEの実施効果については、2000年12月～2003年7月までにPSE措置終了となった者492人の施設釈放後5年間の再犯状況を調査した記述的な研究があり、対象者の42%に再犯が見られた。この再犯率は、対象者の年齢及び犯罪歴の属性に重み付けを行い標準化した再犯率データから見ると、公益奉仕労働対象者の再犯率より高いが、保護観察付執行猶予、単純執行猶予など他の処遇区分の者よりは低かったという（ただし、この研究では、各処遇区分の対象者のその他の属性や処遇条件等が均等とはみなし難いため、再犯率の差異が何に由来するのかは判然としない）。

PSE及びPSEMの双方で、対象者の範囲は拡大される傾向にある。

2 ドイツ

連邦共和制国家であるドイツの場合、刑事司法運営は基本的に州単位でなされているが、2010年の調査時点で電子機器による位置情報の確認を犯罪者の管理に利用している州は、ヘッセン州及びバーデン＝ヴュルテンベルク州の2州のみであった。ヘッセン州は、既存の法令の枠組みの中で、2000年に無線電波方式によって対象者の在宅の有無を確認する「電子足

環プロジェクト（E F F）」を開始し、バーデン＝ヴュルテンベルク州は、2009年に電子機器利用に関する州法を施行し、2010年10月から運用を開始しているが、現地調査は、長い実績を有するヘッセン州を対象に実施した。

ヘッセン州のE F Fは、①刑の執行猶予、②残刑の執行猶予、③勾留状の執行猶予、④行状監督、⑤恩赦の各措置において、裁判所から対象者に与えられる外出制限等に関する指示の遵守状況を確認するために用いられており、勾留状の執行猶予の場合は、正確で信頼性の高い監督手段として、その他の措置の場合は、対象者に健全な生活を維持させるための教育的補助手段として位置付けられている。E F Fを利用するかどうかは、裁判官の裁量に委ねられており、本人及び同居予定の家族の同意、住居の状況等を総合的に勘案した上で、E F F適用の可否が決定される。なお、同州においては、2008年に施行された州法により、少年受刑者の社会復帰の準備のための釈放措置の条件としてE F Fを利用できることが規定されたが（運用実績はなし。）、同措置の実施の可否の決定は刑事施設が行うこととなっている。

E F Fの2000年開始時から2011年9月8日までの実施累計は、約900人であり、その内訳を見ると、刑の執行猶予（残刑の執行猶予を含む。）の対象者が7割弱、勾留状の執行猶予の対象者が3割であり、その他の措置における実施例はごくわずかである。なお、実施期間中の違反等によりE F Fが中止された者は、1割に満たない。

E F Fのコストは、拘禁コストの3分の1程度であり、ヘッセン州の場合、本人の費用負担はない。

E F Fの運用状況等に関する評価研究は、マックス＝プランク外国・国際刑法研究所が継続的に行っているが、再犯防止効果に関する研究結果はまだ公表されていない。

ドイツ全体の動向としては、2011年1月に「保安監置の新秩序及び関連規定に関する法律」が施行されたことにより、ドイツ刑法典の一部が改正され、行状監督の際、本人の同意なしに電子機器を装着させることを可能とする規定が整備された。ヘッセン州では、GPS方式を利用したE F Fの検討作業を進めており、他の州においても、電子機器の導入に向けた取組が始まっている。

3 スウェーデン

スウェーデンでは、1993年、政府報告書において自由刑の代替措置の必要性が主張されたことを契機に、1994年から、短期自由刑の言渡しを受けた者に対し、電子機器を装着させ、無線電波（RF）方式を用いて在宅状況を確認しながら、その自宅等において刑の執行を行う措置（フロントドア施策）のパイロットプロジェクトが開始され、1997年に全国実施に至った。フロントドア施策の対象者の刑期は、開始当初は2月以下であったが、2005年には現行の6月以下まで拡大された。

他方、2001年には、刑務所出所者の再犯率の高さを背景に、受刑者の社会復帰の準備を体系的に行うことを目的として、仮釈放前に、受刑者を無線電波（RF）方式によって監督し

ながら刑事施設外で生活させる措置（バックドア施策）が、全国一斉に開始された。導入当初は、刑期2年以上の者を対象として、仮釈放前の最長4月間実施されていたが、2007年には、刑期6月を超える者について、刑期の半分の執行が終了してから仮釈放までの期間（ただし、最長1年間）実施できることとなり、現在に至っている。

対象者は、フロントドア施策の場合、本人の申請を受け、刑務所・保護観察庁が審査した上で決定される。バックドア施策の場合は、刑事施設入所後、本人の意向を踏まえて作成される刑執行計画において、刑務所及び保護観察所の協議により実施すべき事項として盛り込まれたとき、刑務所・保護観察庁が審査した上で決定される。両施策とも、実施期間中は、電子機器による外出制限の遵守状況の確認だけでなく、アルコール・薬物検査、抜き打ちの家庭訪問等の集中的な指導・監督が行われる。

2009年におけるフロントドア施策の開始人員は、約2,900人であり、バックドア施策の開始人員は、約800人であった。なお、フロントドア施策において、同年、違反等により中止となった者の数は、約200人であった。

実施コストは、拘禁コストの2分の1程度であり、フロントドア施策の対象者は手数料の支払を求められるが、バックドア施策の対象者には支払義務がない。

実施効果については、犯罪防止委員会が評価研究を実施しているが、フロントドア施策については、初期のパイロットプロジェクトの対象者について検証したところ、再犯防止効果は認められなかった。一方、バックドア施策については、導入当初の対象者の再犯率と対象となっていない者の再犯率を比較したところ、再犯リスクの低い層及び年齢の比較的高い層においては、同施策の対象者の方が再犯率が低いという結果が見られた。ただし、この効果は、電子機器によるモニタリングのみによるものとはいえ、他の集中的な指導・監督による影響も含まれている点に留意する必要がある。

スウェーデンでは、以上の経験を踏まえて、フロントドア施策における対象刑期をさらに拡大することや、少年犯罪者に適用することも検討している。また、ストーカー行為の加害者については、接触禁止命令の遵守状況の確認のためGPS方式を利用することも検討されており、これを可能とする法律が2011年10月から施行されている。

4 英国

英国（イングランド及びウェールズに限る。）の刑務所の過剰収容問題は、英国政府の常態的な政治課題であり、予算的な制約から刑務所を増設することは困難なため、拘禁の代替措置として効果的な施策を必要とした。その解決策の一つが電子機器利用による犯罪者の管理であり、1989年、公判前保釈対象者の無線電波（RF）方式電子監視パイロット実務開始後、1991年に電子監視付外出禁止命令が、1998年には、刑務所早期出所者の在宅拘禁外出禁止制度がそれぞれ立法化され、1999年から全域実施に至っている。また、2001年には電話音声による生体認証型の電子監視も導入されたが、利用実績は少ない。さらに、2004年から2006年

にかけて、立入禁止命令の確認手段としてGPS方式のパイロットプロジェクトが実施されたが、約6割の者に不良措置が執られるなど、各種の問題が生じたため本格導入は見送られている。

無線電波方式の電子監視機器による在宅確認（外出禁止時間の遵守状況管理）がなされる対象者は、①保釈、②社会内命令、③青少年更生命令、④在宅拘禁外出禁止、⑤拘留・訓練命令の5区分があり、対象者のリスク・ニーズ水準等に応じ、電子監視条件に他の条件も付加するなどして、対象者の問題性に応じた介入を実施している。音声認証方式は、いずれの区分の対象者にも使用でき、処遇プログラムの参加状況確認等に用いられるが、実施例は少ない。①～③の区分は、保護観察官が作成する調査報告書の意見等をもとに裁判官が電子機器による外出禁止条件を付加するかどうかを決定する。④及び⑤は、対象者の申出に基づき、施設の審査委員会が審査の上、その可否を決定する。

電子監視の年間実績は、約10万5,000人(2009年度)とヨーロッパ地域では最大規模であり、一日平均約2万1,000人が電子監視に付されている（内訳は、保釈29%、社会内命令54%、早期釈放15%）。措置期間中の違反なし終了率は、社会内命令が約80%、早期釈放の場合は90%以上という。電子監視の実施コストは、拘禁コストの5分の1程度である。

電子監視の実施効果に関する調査では、2006年下院決算委員会報告において、費用対効果の面から電子監視が刑務所の過剰収容緩和や矯正コスト削減に有益だとする評価がなされているが、電子タグ装着下の重大再犯例もあり、電子タグだけで再犯防止を図れるものではないと注意が喚起されている。内務省が2001年に実施した再犯防止効果の検証研究でも、外出禁止命令を受けた犯罪者の73%が、2年以内に何らかの犯罪で有罪となっていた。また、2011年に公表された法務省の再犯防止効果の検証研究においても、在宅拘禁外出禁止措置の下で電子監視に付された者の再犯率は、同措置を執られなかった者と統計的には異ならないことが確認されている。

5 カナダ

カナダにおける犯罪者の位置情報確認制度は、当時の刑務所の高率収容の打開策を求めて、ブリティッシュコロンビア州が1987年に一時帰休制度を利用し早期釈放を推進する方策として、在宅確認型の無線電波（RF）方式の電子監視を試行的に採用したことに始まる。その後、サスカチュワン州、ニューファンドランド州、オンタリオ州が、比較的再犯リスクの低い者を対象に、拘禁代替施策又は早期釈放推進手段として電子監視機器による在宅拘禁や外出禁止の管理を行うようになり、現在は少なくとも7州で電子監視が犯罪者の管理に用いられている。カナダにおけるGPS機器の利用は、2006年にノバスコシア州が採用したことに始まり、連邦は2008年からGPS試行プロジェクトを継続している。

カナダの場合、電子監視に関する連邦法の規定では、刑罰執行後の予防的措置として実施される刑法810条の一条件として電子監視の利用が定められているが、矯正及び条件付釈放

法には明文の規定がなく、改正法案が審議されており、州の対応では既存の法の枠内で運用している州（例、オンタリオ州）、州法に明文の規定を置く州（例、ノバスコシア州）とに分かれる。オンタリオ州の電子監督指導プログラムでは、条件付拘禁刑（在宅拘禁処分）対象者、州パロール対象者、一時帰休対象者の3区分について、在宅確認を行う無線電波（RF）方式の電子監視が実施されており、対象者の大部分は条件付拘禁刑の者である。ノバスコシア州の場合は、条件付拘禁刑及び公判前釈放プログラムの対象者に、GPS方式、無線電波方式及び電話音声認証のいずれかの方式を、対象者のリスク水準等を勘案して使い分けている。連邦パイロットプログラムでは、ノバスコシア州のGPS機器と同一機種をリースし、運用上の効果や問題点の検討がなされている。実施規模は、大規模州で対象者が、一日平均300人前後、連邦試行では40人弱程度である。調査対象法域の電子監視コストは、施設収容コストの約6分の1以下であった。

カナダにおける電子監視の評価研究は、無線電波（RF）方式について各種報告があり、実施期間中の終了率が9割近くとプログラム履行率は良好なこと、対象者の反応では家族との接触維持等に利点を認める者が多いこと、プログラム実施後の再犯抑止効果はないこと、治療的プログラムと併用すると電子監視がプログラム参加遵守率を高め、比較的高リスク者に効果をもたらすが、低リスク者に過剰な介入を行うと再犯を増やすこともあること等が確認されている。GPS方式については、十分な実証的データが集まっておらず、評価は定まっていない。

6 米国

米国では、刑事司法分野における電子機器による位置情報確認は、ニューメキシコ州において、1983年にプロベーション対象者の遵守条件の一つとして設定された外出禁止措置の確認手段として、無線電波方式の電子機器が利用されたことに始まる。その後、刑務所等の過剰収容を緩和し収容コストを軽減する目的で、外出禁止や在宅拘禁の条件の遵守状況を管理する方策として、在宅確認を行う無線電波方式の電子監視の利用が、全米で拡大した。GPS方式の利用は、1997年にフロリダ州が採用したことに始まるが、性犯罪者やDV加害者等の濃密な監督を要する対象者の処遇方策の一つとして、近年急速に利用が拡大している。無線電波方式及びGPS方式を合わせると、年間の電子機器利用は20万台程度（2009年）と推計されている。

現地調査を行ったフロリダ州では、1983年に中間的制裁として社会内統制と呼ばれる在宅拘禁が制度化され、その管理のために無線電波方式の在宅確認機器が用いられるようになった。GPS機器については、2005年のジェシカ法の施行による特定性犯罪者の監視強化により、利用が飛躍的に上昇している。同州の場合、①被告人の公判前釈放、②プロベーション、③社会内統制（集中監督指導付在宅拘禁）、④施設内処遇後の社会内処遇の遵守条件として、外出禁止、在宅拘禁、接触・立入禁止等の条件の履行状況確認のため、電子監視による位置

情報確認が行われており、一部の特定性犯罪者等に関しては、拘禁刑執行後の終身プロベーション又は社会内統制処分の遵守条件の一つとして、GPS方式の電子監視が義務付けられている。同州における電子監視の年間対象人員は3,000人程度であり、電子監視の平均実施コストは拘禁コストの4分の1程度である。同州の場合、監督指導費用及び電子監視機器の日額使用コスト分は原則として対象者の負担である。

連邦の場合は、位置確認（監視）プログラム（LMP）という総称により、①公判前釈放、②プロベーション、③パロール、④監督指導付釈放、⑤連邦刑務所釈放前受刑者の社会復帰準備の5区分について、電子機器による位置情報確認を実施しており、対象者の再犯リスク等の問題性に応じ、GPS機器、無線電波方式機器、電話音声認証方式機器を使い分けている。年間実施件数は8,000件程度であり、機材の使用料に当たる額が、対象者の負担能力を勘案の上、裁判所の判断により対象者から徴収される。

電子機器の効果に関する研究では、フロリダ州の状況についてフロリダ州立大が行った調査においては、無線電波方式でもGPS方式でも、機器装着期間中の規則違反や再犯が有意に減少するという報告がなされているが、確認された差異は、電子機器装着の効果とみなし得るのか疑問視されるという専門家意見もある。また、無線電波方式について調査条件を厳格に統制した報告をメタ分析で検討した研究例では、再犯抑止効果は確認されていない。GPS機器の利用は、フロリダ州等の一部法域を除き、まだ普及して間もない地域も多いため、効果についての良質の知見が集積するのは今後の課題と思われる。

7 韓国

韓国では、近年、性犯罪が増加傾向にあることや、性犯罪で受刑歴のある者の重大再犯事例等の発生を受けて、性犯罪者に対する各種対策が進められており、その一環として、2008年9月に「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律」が施行され、犯罪者の再犯防止と再社会化を目的として、GPS方式を用いた位置追跡型電子監視制度が導入された。その後、2009年の同法一部改正では、対象犯罪に未成年者対象誘拐犯罪が追加され、法律の名称も「特定犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律」に改められた。さらに、2010年の同法一部改正では、対象犯罪に殺人犯罪が追加され、要件の緩和や装着期間の大幅な延長、遡及適用に関する規定が追加されるなど、対象範囲を逐次拡大し、強力な監視を広範に実施しようとする傾向が認められる。

上記のとおり、韓国の場合は、電子機器による位置情報確認の対象として、性暴力犯罪や殺人犯罪等の重大犯罪者の再犯防止と再社会化に焦点を当てた適用がなされている点が特徴である。電子監視の種類は、法的性格から大別すると、保安処分としての性格を有する電子監視（検察官の請求により裁判所が宣告する「電子装置装着命令」。電子監視の期間中、保護観察も義務付けられる。）と、刑罰の執行等における付随的な措置としての性格を有する電子監視（①仮釈放審査委員会の判断による仮釈放で保護観察になった者に対する電子監視、②

治療監護審議委員会の判断による治療監護の仮終了等で保護観察になった者に対する電子監視、③裁判所の命令による保護観察付執行猶予になった者に対する電子監視)に分かれる。

電子装置装着命令の審査の際には、同命令が保安処分であることから、再犯の危険性の判断が求められ、その根拠として、韓国版性犯罪者リスクアセスメント尺度(KSORAS)、サイコパシーチェックリスト(PCLR)等による評価が実施される。電子装置の装着期間は、刑罰の執行等における付随的な措置としての電子監視の場合は、執行猶予期間や残刑期等比較的短期間であるが、保安処分としての電子装置装着命令の場合は、法定刑の区分に応じて長期間の施用を可能とする規定が設けられている。

韓国で使用されているGPS方式の電子機器は、法務部と国内電気通信メーカーが共同開発した機材を使用しており、GPS測位を主とし、他の測位方式も併用して機器の精度を高めている。現在、対象者の位置情報はソウル保護観察所に併設された位置追跡中央管制センターのモニターで集中管理しているが、対象者が拡大したことから、大田(テジョン)に第二管制センターを建設中である。

電子監視に対する国民の支持は高く、電子監視を開始後2年余りでの対象者累計人員は1,000人近くに及ぶが、再犯事例は若干名にとどまっているという。ただし、運用から間がないこともあって、対照群等を設けた評価研究等は実施されていない。このほか、韓国では、性犯罪者対策として、性犯罪者の身元情報のインターネット公開や薬物治療等、各種の対策が打ち出されており、今後の動向が注視される。

諸外国における位置情報確認制度に関する研究
ーフランス, ドイツ, スウェーデン, 英国,
カナダ, 米国, 韓国ー

研究官 寺 村 堅 志

研究官 櫛 山 昇

研究官 岸 規 子

研究官 藤 原 尚 子

研究官 武 田 玄 雄

津地方検察庁次席検事 (前研究官) 作 原 大 成

横浜少年鑑別所次長 (前研究官) 渡 邊 俊 子

保護局観察課調査官 田 島 佳代子

(前千葉保護観察所統括保護観察官)

目 次

1	フランス	5
	渡 邊 俊 子 田 島 佳代子	
2	ドイツ	35
	藤 原 尚 子	
3	スウェーデン	59
	藤 原 尚 子	
4	英 国	89
	渡 邊 俊 子 田 島 佳代子	
5	カナダ	119
	寺 村 堅 志	
6	米 国	163
	寺 村 堅 志	
7	韓 国	215
	樋 山 昇	
8	参考付表	
	参考付表 1 : 位置情報確認等に用いられる主要な電子機器システムの概要	
	参考付表 2 : 調査対象国における電子機器利用による位置情報確認制度の概要一覧	

平成 23 年 12 月 印刷
平成 23 年 12 月 発行

東京都千代田区霞が関 1-1-1

編集兼 法務総合研究所
発行人

印刷所 株式会社進英プリント

1 フランス

横浜少年鑑別所次長（前研究官）渡 邊 俊 子
法務省保護局観察課調査官 田 島 佳代子
（前千葉保護観察所統括保護観察官）

目 次

はじめに

第1 フランスの概況・刑事司法制度の概要・犯罪情勢等

1 概況

2 刑事司法制度の概要

3 犯罪情勢等

第2 フランスにおける位置情報確認制度

1 制度導入の背景・歴史

2 固定式電子監視（PSE）制度の概要

3 移動式（携帯型）電子監視（PSEM）制度の概要

4 実施効果の評価等

5 今後の動向等

おわりに

引用・参考文献

はじめに

本稿では、フランス共和国（以下「フランス」という。）の電子監視による位置情報確認制度の概要を紹介する。

フランスにおいては、1997年に短期拘禁刑犯罪者の拘禁の代替等を目的に、在宅確認型無線電波（RF）方式電子監視措置（*Le placement sous surveillance électronique*、以下この章において「固定式電子監視（PSE）」という。）が導入された。次いで、2005年に性犯罪等の重大犯罪の再犯防止等を目的に、GPSによる人工衛星測位を行う電子監視機器を対象者に装着させ、対象者の移動状況を司法当局が常時把握する移動式電子監視措置（*Le placement sous surveillance électronique mobile*、以下この章において「移動式（携帯型）電子監視（PSEM）」という。）が導入された。

本稿では、まず、フランスの概況及び基本的な刑事司法制度を紹介し、次に、フランスの位置情報確認制度について、導入の経緯、実施要領、運用実績、実施効果、今後の動向等について報告する¹。

なお、本稿の内容は、筆者がフランスを訪問した2010年12月時点のものであること、また、本稿中、意見にわたる部分は筆者の私見であることをお断りしておく。

第1 フランスの概況・刑事司法制度の概要・犯罪情勢等

1 概況²

総人口は約6,500万人（2010年、日本の約2分の1）であり、国土面積は約55万1,500平方キロメートル（フランス本土のみ、日本の約1.4倍）である。国の行政区画は、市町村、郡、県（本土96、海外地域圏4）を包括した広域地方公共団体である26の地域圏（本土22、海外地域圏4）の行政区分に分割されている。

統治機構は共和制で、直接選挙で選ばれる大統領（任期5年）が閣議を主催し、外交・防衛等に強力な権限が与えられている。議会は二院制を採用し、上院に当たる元老院と下院に当たるフランス国民議会がある。

2 刑事司法制度の概要

フランスでは、基本的に、犯罪の構成要件、法定刑等については刑法（*Code pénal*）が、刑事事件手続については、刑事訴訟法（*Code de procédure pénale*、以下この章において「刑事訴訟法」という。）等が規定し、全国統一的な刑事司法制度が設けられている。同国における犯

1 移動式（携帯型）電子監視（PSEM）に関しては、性犯罪の実情と対策について法務総合研究所が実施した調査報告（法務総合研究所（2008），pp. 5-53）の中に、同国における性犯罪の状況や各種の性犯罪対策の一部としてPSEMを導入した経緯や導入直後の運用状況等の紹介があるので、併せて参照されたい。

2 外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/france/data.html>）Eurostat（<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>），及び北村（1994）による。

罪は、その重大性に応じ、重罪(**crime**)³、軽罪(**délit**)⁴、違警罪(**contravention**)⁵に区分され、原則として、この犯罪区分に応じて事件捜査、管轄裁判所、裁判手続等が異なる。

刑事司法手続で我が国と異なる点の一つは、事件捜査については予審制度が置かれ、刑罰の種類・執行方法が多様な点である。

予審は、重罪事件では必要的とされているが、軽罪、違警罪では、任意であり、検察官又は附帯私訴原告によって事件付託されることにより予審が係属し、予審判事 (**juge d' instruction**) は、公訴提起の可否を審査して、免訴か管轄裁判所への送致かを決定する。

刑罰に関しては、例えば、短期拘禁刑の弊害を避けるための方策の一つとして、選択刑又は代替刑という制度があり、受刑者に対する措置として「刑罰の修正」がある。選択刑・代替刑は、裁判所が、主として拘禁刑に代えて、公益奉仕労働の刑⁶、日数罰金の刑等を科すことを認めるものである。「刑罰の修正」は、執行刑期2年以下あるいは5年以下で残刑期が2年以下（再犯者の場合はそれぞれ1年以下）の者の就労、学業継続、家族関係の維持等社会復帰の便宜を考慮することにより犯罪者の社会復帰の促進と再犯防止を図る観点から、犯罪者の刑の執行の一部又は全部を社会内で行うものであり、「半自由(**semi-liberté**)⁷」、「外部収容（委託）(**placement à l'extérieur**)⁸」、「固定式電子監視（PSE）(**placement sous surveillance électronique**)⁹」、及び「仮釈放（**Libération conditionnelle**）」を総称して、「刑罰の修正（**Les aménagements de peine**）」という（刑訴法723-19）。

また、行刑施設内外の刑罰の執行については、その調整をする任務を負う刑罰適用判事 (**Le juge de l'application des peines**) が置かれており、施設内処遇では減刑、外出許可等、施設外処遇では、「刑罰の修正」の許諾判断等を行う。

犯罪者の処遇について、矯正・保護¹⁰の分野では、我が国の成人矯正に当たる業務は、司法省行刑局 (**L'administration pénitentiaire, Ministère de la justice**) が所管しており、更生保護に当たる業務は行刑局の社会復帰・保護観察所 (**les Service pénitentiaire d'insertion et de probation, S P I P**) が担当している。

行刑施設には、既決・未決の別、刑期によりいくつか種別があり、「刑罰修正センター (**les centres pour peines aménagées**)¹¹」が置かれている。行刑施設では、「刑の個別化

3 終身刑又は10年以上の懲役又は禁錮で罰せられる。罰金刑や権利剥奪等の補充刑を科すこともできる（刑法131-1、同131-2）。

4 軽罪では、上限を2月とするものから10年とするものまでの拘禁刑、罰金、日数罰金 (**jour-amande**、罰金日数と一日当たりの罰金額が定められ、日数と罰金額を掛け合わせた額を期間満了日に支払う。支払不履行があると、一定期間拘禁される（刑法131-5。）、市民資格研修、公益奉仕労働 (**travail d'intérêt général**、18月内、20時間以上210時間以下、無報酬で、公共機関又は委託機関で労働を行う（刑法131-8。）、権利剥奪（例、自動車の運転禁止等15種）、権利の喪失、賠償及び補充刑を科すことができる（刑法131-3、同131-4）。

5 3,000ユーロ以下の罰金（ただし、初犯の場合は1,500ユーロ以下の罰金）、権利剥奪（運転免許停止等）及び補充刑を科すことができる（刑法131-12、同131-13）。

6 軽罪による拘禁刑を科せられる場合に、拘禁刑に代えて、受刑者が身体の自由を奪われることなく無報酬で公法人等のために一定時間（40時間以上240時間以下、12月を超えない期間内）の労働を履行することを内容とする刑（刑法131-8）。

7 日中は施設外で就労、学業等に従事し、夜間のみ施設（半自由区）で過ごす（刑法132-25、刑訴法723～同723-6）。

8 行刑局が管轄する外部施設あるいは学校、医療機関等に収容（委託）される（刑法132-26、刑訴法723～同723-6）。

9 本稿第2-2参照

10 **Ministère de la justice** (2007), **L'administration pénitentiaire en France**による。なお、司法省は2009年から正式名称を **Ministère de la justice et des Libertés** (司法・自由省) というが、本文では司法省と略記する。

11 「刑罰の修正」を受ける者の準備教育施設で、S P I Pと連携し、被収容者が「刑罰の修正」を受けるようにするために各種のプログラムを提供する。また、「半自由」又は「外部収容（委託）」の対象者を収容・処遇する。

(*personnalisation des peins*)¹²」の理念の下に、個々の受刑者の資質・態度、社会復帰の可能性を考慮して、作業、学習活動、資格取得、文化・スポーツ活動等が行われている。

社会復帰・保護観察所は、受刑者の社会復帰に資するため、施設内処遇及び社会内処遇における対象者の社会的・教育的施策の継続を目的に、行刑施設の保護観察部門(*les comités de probation et d'assistance aux libérés, CPAL*)と社会教育部門(*les services socio-éducatifs, SSE*)を合併し、1999年に創設された。社会復帰・保護観察所は、施設内処遇では、受刑者の社会復帰を容易にするため、資格取得、職業訓練、家族関係の維持・調整、薬害治療教育等の諸活動等を通して受刑者に社会復帰の準備をさせ、社会内処遇では、保護観察付執行猶予(*sursis avec mise à l'épreuve*)、司法監督(*contrôle judiciaire*)¹³、公益奉仕労働、仮釈放、半自由、外部収容(委託)、電子監視等の諸施策の執行及び監督を行う。このほか、判決前の社会調査、「刑罰の修正」に関する司法官への意見提出等を行っている¹⁴。

3 犯罪情勢等

(1) 認知・検挙・起訴・裁判¹⁵

2008年に司法警察に認知された道路交通法違反を除く重罪及び軽罪事件は、355万8,329件であり、そのうち133万8,379件が検挙(検挙率37.6%)されている。2004年以降の状況を見ると、認知件数は減少傾向にあり、検挙率は上昇傾向にある。

2008年検察局に係属した事件(472万6,539件)のうち150万411件(係属事件の31.7%)が検察局で処理され、66万8,946件(処理事件の44.6%)が裁判所に起訴されている。起訴事件の内訳は、予審裁判所2万3,409件(3.5%)、少年裁判所5万6,505件(8.4%)、軽罪裁判所53万760件(79.3%)、違警罪裁判所5万8,272件(8.7%)となっている。

裁判所の処理状況を見ると、2008年大審裁判所で有罪とされた者は3,033人(終局処理人員の93.6%、うち未成年者303人)、軽罪裁判所で有罪とされた者は53万2,161人(終局処理人員の95.7%)であった。

(2) 矯正・保護

次頁の1-1-1表は、行刑施設収容人員及び収容率(収容定員当たりの収容人員の比率)の推移を見たものである。フランス行刑施設の収容人員は、近年漸増傾向にあり、2009年末の行刑施設収容人員は約6万6,000人であった。収容率は、近年、約110~120%台で推移しており、高率収容状態が続いている¹⁶。被収容者の年齢は比較的若く、2009年では、30歳未満

12 「裁判所は、法律の定める範囲内において、犯罪の事情と行為者の人格に応じて刑を言渡し、その執行制度を定める。」との法適用理念(刑法132-24)。

13 予審判事又は自由と勾留判事の命令により拘禁に代えてなされる遵守条件付の監視処分。遵守事項には、社会復帰・保護観察所への出頭、指定された人物との接触禁止あるいは指定場所への接近禁止等がある(刑訴法138)。なお、自由と勾留判事(*jude des libertés et de la détention*)は、保釈と勾留判事、釈放・勾留判事などと訳出されることもある(白取, 2009, p. 330)。

14 *Direction de l'administration pénitentiaire* (2006), *Le service pénitentiaire d'insertion et de probation (SPIP)* による。

15 *Annuaire statistique de la justice* Édition 2009-2010による。

16 欧州評議会の2009年行刑統計(同年9月1日現在)によれば、ヨーロッパ調査対象国の行刑施設収容率平均値は98.4%であり、フランスはヨーロッパ内でも刑事施設の収容率が高い国の一つである。人口10万人当たりの行刑施設収容人口を示す拘禁率では同期で約103であり、同統計調査対象国の平均的水準(平均値約144, 中央値約119)を下回っていた(Aebi, et al., 2011a, p. 26)。

が46.0%、40歳未満では71.9%となっている。

1-1-1表 行刑施設収容人員及び収容率の推移

(2005年～2009年)

区 分	2005	2006	2007	2008	2009	
総数	59,522	60,403	64,003	66,178	66,089	(100.0)
未決	19,732	18,483	16,797	15,933	15,395	(23.3)
既決	39,790	41,920	47,206	50,245	50,694	(76.7)
性別 男性	57,335	58,163	60,624	63,902	63,814	(96.6)
女性	2,187	2,240	2,379	2,276	2,275	(3.4)
年齢 16歳未満	71	90	77	57	65	(0.1)
16/17	661	639	650	624	607	(0.9)
18-20	4,817	4,661	4,894	4,886	4,883	(7.4)
21-24	10,154	10,519	10,867	11,480	11,438	(17.3)
25-29	10,883	11,413	12,382	13,212	13,399	(20.3)
30-39	15,373	15,700	16,689	17,143	17,146	(25.9)
40-49	10,075	10,035	10,685	11,069	10,874	(16.5)
50-59	5,246	5,139	5,395	5,242	5,321	(8.1)
60歳以上	2,242	2,207	2,364	2,465	2,356	(3.6)
収容率	113.8	115.4	120.5	119.7	110.9	

注 1 Annuaire statistique de la Justice Édition 2009-2010による。

2 各年12月31日現在の人員である。

3 () 内は、構成比である。

1-1-2表は、行刑施設被収容者の罪名・刑期別人員の推移を示したものである。

1-1-2表 行刑施設被収容者（既決）の罪名・刑期別人員の推移

(2005年～2009年)

区 分	2005	2006	2007	2008	2009	
総数	39,790	41,920	47,206	50,245	50,694	
罪名						
故殺・謀殺	3,540	3,608	3,628	3,579	3,493	(6.9)
暴行・傷害	7,280	8,588	10,396	11,522	12,491	(24.6)
過失致死傷	2,131	2,218	2,808	2,881	2,735	(5.4)
強姦・性的攻撃	8,529	8,268	8,311	8,108	7,902	(15.6)
売春仲介	111	91	75	72	78	(0.2)
窃盗	6,829	7,545	8,330	9,027	9,034	(17.8)
詐欺・信用侵害・ 隠匿・偽造	2,720	3,112	3,588	3,937	3,985	(7.9)
薬物犯罪	5,718	5,751	6,442	6,990	7,325	(14.4)
その他	2,932	2,739	3,628	4,129	3,651	(7.2)
刑期						
重罪禁錮						
5年以上10年未満	8,219	8,120	8,273	8,306	7,946	(15.7)
10年以上20年未満	189	275	217	227	173	(0.3)
20年以上30年以下	6,066	5,861	5,954	5,900	5,602	(11.1)
終身	1,441	1,461	1,579	1,653	1,650	(3.3)
523	523	523	526	521	(1.0)	
拘禁刑(10年以下の拘禁刑)	31,565	33,796	38,928	41,937	42,743	(84.3)
6か月未満	5,470	7,746	8,767	9,086	8,882	(17.5)
6か月以上1年未満	6,676	7,395	8,604	8,336	8,563	(16.9)
1年以上3年未満	8,810	8,445	11,025	13,716	14,174	(28.0)
3年以上5年未満	4,486	4,295	4,644	5,103	5,628	(11.1)
5年以上	6,123	5,915	5,888	5,696	5,496	(10.8)
滞納留置	6	4	5	2	5	(0.0)

注 1 Annuaire statistique de la Justice Édition 2009-2010による。

2 各年12月31日現在の人員である。

3 () 内は、構成比である。

罪名別の構成比では、対人暴力犯罪（暴行・傷害や性犯罪）による受刑者の構成比が比較的高い点が目立っている¹⁷。刑期については、全般に刑期の短い者が多く、2009年では、3年未満の拘禁刑が62.4%を占めていた。

1-1-3表 収容期間別行刑施設出所人員
(2009年)

区 分	人 員	
総 数	84,443	(100.0)
収容期間		
1月未満	5,008	(5.9)
3月未満	7,089	(8.4)
6月未満	14,023	(16.6)
1年未満	20,422	(24.2)
3年未満	25,323	(30.0)
5年未満	6,365	(7.5)
10年未満	3,785	(4.5)
10年以上	2,428	(2.9)

注 1 Annuaire statistique de la Justice Édition 2009-2010による。
2 () 内は、構成比である。

1-1-3表は、2009年における行刑施設出所者の収容期間別人員を見たものである。出所者の累計を見ると、半数以上の者が1年未満の比較的短期間で施設を出所している。

1-1-4表は、短期拘禁刑対象者の拘禁代替又は早期釈放のための措置の一つである「刑罰の修正」の運用状況を見たものである。

2009年の「刑罰の修正」の3区分では、外部収容（委託）が約3,000人弱、半自由が約5,500人、在宅状態を確認する固定式電子監視（PSE）は、最も多く適用されており、年間約1万4,000人に及んでいる¹⁸。

1-1-4表 刑罰の修正の運用状況

(2009年)

区 分	外部収容（委託）		半自由		固定式電子監視（PSE）	
総数	2,890	(100.0)	5,578	(100.0)	13,994	(100.0)
措置時						
判決宣告	-		119	(2.1)	304	(2.2)
拘禁当初	678	(23.5)	2,074	(37.2)	7,652	(54.7)
刑執行中	2,212	(76.5)	3,385	(60.7)	6,038	(43.1)
性別						
男性	2,803	(97.0)	5,479	(98.2)	13,383	(95.6)
女性	87	(3.0)	99	(1.8)	611	(4.4)
年齢						
18歳未満	62	(2.1)	9	(0.2)	41	(0.3)
18-24	673	(23.3)	1,753	(31.4)	3,409	(24.4)
25-29	614	(21.2)	1,397	(25.0)	3,285	(23.5)
30-39	760	(26.3)	1,428	(25.6)	3,611	(25.8)
40-49	536	(18.5)	733	(13.1)	2,327	(16.6)
50歳以上	243	(8.4)	246	(4.4)	1,312	(9.4)
年齢不詳	2	(0.1)	12	(0.2)	9	(0.1)

注 1 Annuaire statistique de la Justice Édition 2009-2010による。
2 () 内は、構成比である。

17 国によって犯罪の定義や犯罪統計の集計方法が異なるため国際比較には注意を要するが、フランスの暴行・傷害24.5%、強姦・性的攻撃15.5%という構成比は、欧州評議会行刑統計の調査対象国の中でも比較的高い（Aebi, et. al., 2011a, p. 70 参照）。

18 欧州評議会の行刑統計（社会内処遇編）によれば、2009年時点で、ヨーロッパ地域で電子監視実施状況について統計報告を行った国は13か国あり、このうちフランスの電子監視実施人員は第1位の英国に次いで2番目に多い国であった（Aebi et al., 2011b, p. 33）。

1-1-5表は、社会復帰・保護観察所の2009年末現在の係属事件を区分別に見たものである。総数約18万7,000件の全事件中、保護観察付執行猶予は、全体の約76%を占め、これに次いで公益奉仕労働約15%、仮釈放約4%、司法監督約2%などとなっている。

1-1-5表 社会復帰・保護観察所（SPIP）係属事件

(2009年12月31日現在)

区 分	件 数		平均係属期間（月）
総数	186,600	(100.0)	17.5
仮釈放	7,023	(3.8)	12.5
保護観察付執行猶予	141,156	(75.6)	21.1
公益奉仕労働	27,501	(14.7)	11.9
司法監督	3,697	(2.0)	16.0
居住制限	717	(0.4)	-
観察付宣告延期	189	(0.1)	8.8
その他	6,317	(3.4)	-

注 1 Annuaire statistique de la Justice Édition 2009-2010による。

2 ()内は、構成比である。

第2 フランスにおける位置情報確認制度

1 制度導入の背景・歴史

フランスにおいて「電子監視」制度の議論がなされたのは、1989年に当時の法務大臣が「監獄の公的事業の近代化 (La modernization du service public pénitentiaire)」という報告書の中で取り上げたことが最初とされるが、当時は余り注目されなかったという。1995年、再犯防止の議論の中で再び「電子監視」が取り上げられ、1997年、「電子監視の導入に関する法律」(1997年12月19日の法律第1997-1159号)をもって位置情報確認制度の法的根拠が成立した。同法により、1年以下¹⁹の拘禁刑に該当する者に対する拘禁代替の刑として電子監視措置が、刑訴法の中に規定された。この時点で試行的に導入された電子監視の方式は、無線電波(RF)方式を用いた在宅確認型の電子監視(固定式電子監視(PSE))であった。この方式の電子監視は、再犯の防止と拘禁刑の弊害を回避するための新しい「刑罰」の一つとして位置付けられ導入されたものである²⁰。

一方、性犯罪を繰り返す犯罪者の処遇について世界的レベルで問題になる中、フランスにおいても性犯罪者を含めた再犯者の処遇が問題となり、2005年、再犯者をより厳格に処罰すると同時に、再犯を効果的に防止し被害者保護を図るという2点に重点を置いた対策の一つとして、「累犯者処遇に関する2005年12月12日の法律(法律第2005-1549号)」の中に、移動式(携帯型)電子監視(PSEM)に関する規定が盛り込まれるに至った²¹。こうした経過をたどり、現在のフランスでは、固定式電子監視(PSE)と移動式(携帯型)電子監視(P

19 現在は2年以下となっている(後述)。

20 本節の要旨は、中田(2006, pp. 34-35)による。

21 末道(2007)。なお、網野(2006)によれば、移動式の導入に当たり、政府はアメリカ合衆国フロリダ州等の調査を行い、導入の効果に一定の限界があることを認めながらも、導入積極論を打ち出したという。

SEM) の両方式による電子監視が犯罪者処遇に適用されている。

2-1-1表は、フランスの位置情報確認制度導入の歴史を概観したものである。

2-1-1表 フランスにおける位置情報確認制度導入の歴史

1997	自由拘束の弊害を回避することで対象者の社会復帰を促進するとともに、再犯防止を図ることを目的に、短期拘禁刑の代替として固定式電子監視措置 (PSE) を法制化 ²² 。
2000	固定式電子監視 (PSE) の試験的運用を4地域で開始。
2002	固定式電子監視 (PSE) が未決の予審対象者にも適用可能となる ²³ 。
2004	固定式電子監視 (PSE) 全国実施 ²⁴ 。
2005	再犯防止及び被害者保護を図る目的で、社会司法追跡調査 (suivi socio-judiciaire)、仮釈放 (libération conditionnelle)、司法監視 (surveillance judiciaire) に、移動式 (携帯型) 電子監視 (PSEM) を導入 ²⁵ 。
2006	移動式 (携帯型) 電子監視 (PSEM) の試験的運用を2地域で開始。
2008	移動式 (携帯型) 電子監視 (PSEM) が保安監視 (surveillance de sûreté) 及び保安留置 (rétention de sûreté) の外出許可時の保安処分としても適用可能となる ²⁶ 。 移動式 (携帯型) 電子監視 (PSEM) 全国実施。
2009	電子監視付居住指定 (l'assignation à résidence) を導入 ²⁷ 。

2 固定式電子監視 (PSE) 制度の概要

(1) 目的等

固定式電子監視 (PSE) は、対象者に一定時間、一定場所に滞在することを義務付け、居宅滞在状態の位置情報確認を電子監視により行うものである。

有罪が確定した受刑者の場合、固定式電子監視 (PSE) は、短期拘禁刑の自由拘束による弊害の回避、再犯防止の強化及び対象者の社会内生活維持による社会復帰の促進を目的とした制度とされており、「刑罰の修正」の一つとして位置付けられている。

一方、被疑者の場合は、予審の必要性又は保安処分として、司法監督の義務事項の履行を強化することがねらいとされている。

(2) 適用区分等

固定式電子監視 (PSE) が適用されるのは、次の場合であり、いずれの区分においてもその適用に当たっては、本人の同意が必要とされる。

ア 判決裁判所による拘禁刑の代替 (刑法132-26-1)

2年以下 (再犯の場合1年以下)²⁸の拘禁刑に処せられた者を、判決裁判所が拘禁に代えて固定式電子監視に付すもの。同刑期の執行猶予者 (保護観察付を含む。) にも適用できる。

イ 刑罰適用判事による拘禁刑の代替 (刑訴法723-7)

22 1997年12月19日付け法律第1997-1159号による。

23 2002年9月9日付け法律第2002-1138号による。

24 2004年3月9日付け法律第2004-204号 (Perben II法) による。

25 2005年12月12日付け法律第2005-1549号による。

26 2008年2月25日付け法律第2008-174号による。

27 2009年11月24日付け法律第2009-1436号による。

28 2009年11月24日付け法律第2009-1436号により、刑法132-26-1条が改正される以前は、初犯・再犯を問わず、対象刑期は1年以下であった。

判決裁判所が2年以下の拘禁刑（再犯の場合1年以下）²⁹を宣告し、それが執行されていない段階で、刑罰適用判事がそれに代えて固定式電子監視に付すもの。

ウ 残刑期の代替（刑訴法723-7）

拘禁刑が執行され、残刑期が2年以下（再犯の場合1年以下）³⁰の者について、刑罰適用判事がその残刑期に代えて固定式電子監視に付すもの。

エ 仮釈放の条件（刑訴法723-7）

仮釈放を受けた者について、1年を超えない範囲で刑罰適用判事が固定式電子監視に付すもの。

オ 「半自由」及び「外部収容（委託）」の代替（刑訴法723-7-1）

「半自由」及び「外部収容（委託）」に代えて固定式電子監視に付すもの。

前記ア～オについて、対象者は次の4つの実施要件のいずれかを証明できなければならない（刑法132-26-1）。

- ・ 社会復帰のための学校教育あるいは職業訓練を受けていること
- ・ 就労していること（定職又は臨時雇用）
- ・ 家族生活に中心的な役割があること
- ・ 薬物又はアルコール依存等で治療の必要があること

カ 受刑者の早期釈放（刑訴法723-28）³¹

刑期終了日の6か月前に「刑罰の修正」の適用がない場合、5年以下の拘禁刑受刑者については残刑期の4月、6月以下の拘禁刑受刑者については残刑期の3分の2を固定式電子監視（PSE）で執行するもの。ただし、機器装着・設置の支障、本人拒否、対象者の資質に問題あり、再犯可能性が大のいずれかの理由により措置不適と判断された場合は、固定式電子監視の対象から除外される。本措置が採られない場合、対象者は、刑罰適用判事に申立てができ、対審弁論を経て同判事が裁定を下す。

キ 未決の予審対象者の電子監視付居住指定（*assignation à résidence avec surveillance électronique*）³²（刑訴法137条）

電子監視付居住指定は、「予審判事又は自由と勾留判事が定めた条件に従い、決められた時間以外は居宅又は指定された場所を離れてはならない。」とする義務の遵守状況を電子監視により確認するものである。予審の必要性又は保安処分として、予審判事又は自由と勾留判事は、司法監督（*contrôle judiciaire*）³³の義務事項を課すことができるが、この措置だけでは

29 2009年11月24日付け法律第2009-1436号により、刑訴法723-7条が改正される以前は、初犯・再犯を問わず、対象刑期は1年以下であった。

30 同上。

31 2009年11月24日付け行刑法第2009-1436号84条で導入され、2011年1月1日から施行されている。

32 2009年11月24日付け行刑法第2009-1436号71条及び93条で、刑訴法138条が改正され、同法に142-5～142-13条が増設され、電子監視付居住指定が規定された。

33 司法監督は、軽罪拘禁刑又はそれ以上の罪に当たる被疑者に対し、予審判事又は自由と勾留判事が命じることができるもので、被疑者に義務事項を課して保釈するものである。義務事項には、①就労継続、②薬物・アルコール治療、③家族扶養、④被害弁償、⑤運転免許取消し、⑥特定の場所への立ち入り制限、⑦特定の人との接触制限、⑧未成年者と常時接触するような活動の制限等があり（刑訴法138）、義務事項に違反した場合は、勾留することができる（刑訴法141-2、同142-8）。

不十分な場合、電子監視付居住指定を措置することができる。この措置は、2年の軽罪拘禁刑又はそれ以上の罪の未決の予審対象者に、本人の同意又は請求により、予審判事又は自由と勾留判事が命じることができる（刑訴法142-5）。

なお、この場合、電子監視は、通常、固定式電子監視（PSE）で行われるが、7年以上の拘禁刑で社会司法追跡調査が付加される犯罪で未決の予審対象者となっている者については、移動式（携帯型）電子監視（PSEM）を命じることができる（刑訴法142-5）。

（3）措置適用の事前準備

措置の適用に当たっては、次の条件を満たす必要があり、社会復帰・保護観察所職員が事前に調査する（刑訴法723-7，同723-7-1，同R57-13，同R57-14）。

- ・ 固定された住居(家族，親族，社会復帰施設等)があること。
- ・ 居住地で監視機器が正常に作動すること。
- ・ 同居人(保護者，パートナー，友人等)がいる場合は，その者の同意を得ること。
- ・ 借家の場合は大家の同意があること。

（4）措置内容・対象者の義務等

対象者は、位置情報が確認できる発信機を装着し、許可された時間以外は居住地又は指定された場所を離れてはならないこととされ、公的監督機関の召喚にいつでも応じなければならない（刑法132-26-2）。就労継続，定住場所の確保，薬物治療等の医療措置，家族関係の維持等の義務事項³⁴が付加されることもある（刑法132-26-3，同132-43～132-46，刑訴法723-10，同138）。また，対象者は社会復帰のための公的援助を受けることもできる（刑法132-26-3，同132-43，同132-46）。

滞在指定場所，外出禁止等に係るタイムスケジュール，義務事項の付加等の執行条件の設定は，措置の適用区分によって，刑罰適用判事（前記ア～オの場合），社会復帰・保護観察所長（前記カの場合）又は予審判事・自由と勾留判事（前記キの場合）が定めるものとされる（刑訴法723-7-1，同723-28，同142-5）。また，措置条件は，監督機関又は本人の申出により，前記ア～オの場合は，刑罰適用判事が（刑訴法723-11），前記カの場合は，義務事項の付加については共和国検事が，タイムスケジュールの変更については，社会復帰・保護観察所長が（刑訴法D147-30-42），被疑者の場合，自宅又は指定場所における所在時間帯は，予審判事の同意を得た上で，行刑施設長又は社会復帰・保護観察所長が変更可能である（刑訴法142-9）。なお，条件変更はいつでも可能である。

措置期間は，有罪確定者では，「刑の代替」の場合は，代替される刑期（刑法132-26-1），早期釈放の場合は，残刑期（刑訴法723-7，同723-28），被疑者の場合は6か月以内で，裁判官が定めた期間であり，2年を超えない範囲で6か月ごとに更新が可能である（刑訴法142-7）。

34 有罪確定者に課すことのできる義務事項には次のようなものがある。①保護観察官の訪問を受け入れ，生活状況や義務履行状況の資料を保護観察官に提示する。②保護観察官に職業の変更をあらかじめ通知する。③保護観察官に住所変更及び15日を超える外出についてはあらかじめ連絡し，外出からの帰宅について報告する。④外国旅行，義務履行に障害を来す住所変更，職業変更についてあらかじめ刑罰適用判事の許可を取る（刑法132-44）。有罪者，被疑者共通の義務事項は，①就労継続，②薬物・アルコール治療，③家族扶養，④被害弁償，⑤運転免許取消し，⑥特定の場所への立ち入り制限，⑦特定の人との接触制限，⑧未成年者と常時接触するような活動の制限等（刑法132-45，刑訴法138）。

(5) 実施体制 (刑訴法723-9, 同R57-10~R57-30)

ア 位置情報確認の方法

対象者の監督は、予審判事、自由と勾留判事又は刑罰適用判事の権限であるが、監視実務は、社会復帰・保護観察所が所管している。

位置情報の確認は、無線電波 (RF) 方式による。対象者は、本人識別信号を発信する電子ブレスレット (長さ72ミリメートル, 幅35ミリメートルの発信機に幅18ミリメートルのバンドが取り付けられている。重さ70グラム。写真参照) を足首に装着し、ブレスレットから発信される無線信号を住居に設置された受信機 (ホームモニタリングユニット。写真参照) が受信し、在宅の有無を電話回線経由でモニタリングセンターのコンピュータが監視する。対象者への電子ブレスレットの着脱は施設職員が行い、監視機器の提供、指定場所への受信機の設置、モニタリングは委託業者 (訪問時点では、Guidance Monitoring社³⁵) が行っている。指定された時間帯に対象者が指定場所を離れたり、機器に損傷を加えると、モニタリングセンターから行刑施設内の監視センターへ警報が伝達され、監視職員が対象者宅に架電又は訪問等を行って状況を確認する。



受信機
(Home Monitoring Unit)



電子ブレスレット (発信機)
(PID, Personal Identification device)

条件遵守状況確認等は、社会復帰・保護観察官が電話、訪問、社会復帰・保護観察所への召喚等の適宜の方法で行うこととされている。社会復帰・保護観察所への出頭回数は週1回、月1回とケースによって様々である (行刑局実務担当者の説明による。)

イ 違反時の対応

固定式電子監視 (PSE) 取消理由 (刑訴法723-13) は、①禁止事項ないし義務事項の不遵守、②顕著な不品行、③特別遵守事項不遵守、④新たな有罪判決、⑤遵守事項修正拒否、⑥対象者からの申出、である。

不在や機器の不具合により、警報が発せられると、社会復帰・保護観察所職員が電話か家

35 Guidance Monitoring 社は、英国ライチェスターに本社がある企業であるが、同社は、2011年、英国G4S社に買収され、その傘下に入っている。

庭訪問により違反の有無を確認することになっているが、実際は対象者宅を訪問して確認することはなく、緊急時は警察に連絡を取り、警察が確認を行うとのことである（行刑局実務担当者による。）。

違反があった場合は、措置の一部又は全部が取り消され、勾留又は拘禁されることがある（刑訴法142-8，同723-13）。

2-2-1表は、以上に解説した固定式電子監視制度の概要をまとめたものである。

2-2-1表 固定式電子監視（PSE）の概要

対象者	要件	措置権者	対象者の選定	根拠法令
2年以下（再犯1年以下）拘禁刑の代替	①社会復帰のための学校教育又は職業訓練の受講，②就労，③家族の扶養，④薬物依存等の治療のうち，いずれかを証明できること，及び本人の同意	判決裁判所・刑罰適用判事	社会復帰・保護観察所の調査資料等を精査し，対審弁論を経て措置権者が決定する。	刑法132-26-1， 刑訴法723-7，723-7-1
拘禁刑残刑期2年以下（再犯1年以下）の代替		刑罰適用判事		刑法132-26-1， 刑訴法723-7
仮釈放に1年を超えない範囲で付与		刑罰適用判事		刑法132-26-1， 刑訴法723-7
「半自由」，「外部収容（委託）」の代替		刑罰適用判事		刑法132-26-1， 刑訴法723-7
5年以下の拘禁刑受刑者の残刑期4月，6月以下の拘禁刑受刑者の残刑期の3分の2を固定式電子監視（PSE）で執行	措置不適理由（機器設置に支障あり，本人拒否，対象者の資質に問題あり，再犯可能性大）がないこと	共和国検事	社会復帰・保護観察所長が要件充当事者名簿を作成し，措置権者が可否を判断	刑訴法723-28， 同D147-30-19～ 同D147-30-48
2年の軽罪拘禁刑又はそれ以上の罪に当たる犯罪の被疑者で措置された司法監督の義務事項に違反した者	本人の同意又は請求	予審判事・自由と勾留判事	予審の必要性から措置権者が判断	刑訴法142-5～6
執行準備				
機器作動確認，同居者の同意，指定場所所有者の同意確認。 措置期間，指定場所，タイムスケジュールの設定。 義務事項付加（任意）。				刑訴法723-7， 同R57-13～14 刑訴法723-7-1 刑訴法723-10
位置情報確認				
無線電波（RF）方式 本人識別番号を発信する電子ブレスレットと居宅に設置された受信機で在宅の有無を確認。 不在や機器の損傷等不具合があると，行刑施設内の監視センターに警報が発せられ，措置違反の有無が確認される。				刑訴法723-7-8 刑訴法R57-11
監視要領				
モニタリングは民間委託 義務事項の遵守状況の確認は社会復帰・保護観察所職員が電話，訪問，召喚等の方法で行う。				刑訴法723-8 刑訴法R57-19， 同R57-21～22 刑訴法723-11， 同142-8～9
措置の決定，取り消し，義務事項の付加，修正は，措置権者，行刑施設長（措置権者の同意による）又は社会復帰・保護観察所長により可能。				
措置取消要件・措置				
取消要件は，義務事項の不遵守，顕著な不品行，新たな有罪判決，義務事項修正拒否，対象者の申出違反があった場合，措置の一部又は全部が取り消され，勾留又は拘禁されることがある。				刑訴法723-13， 同142-8

（6）運用実績

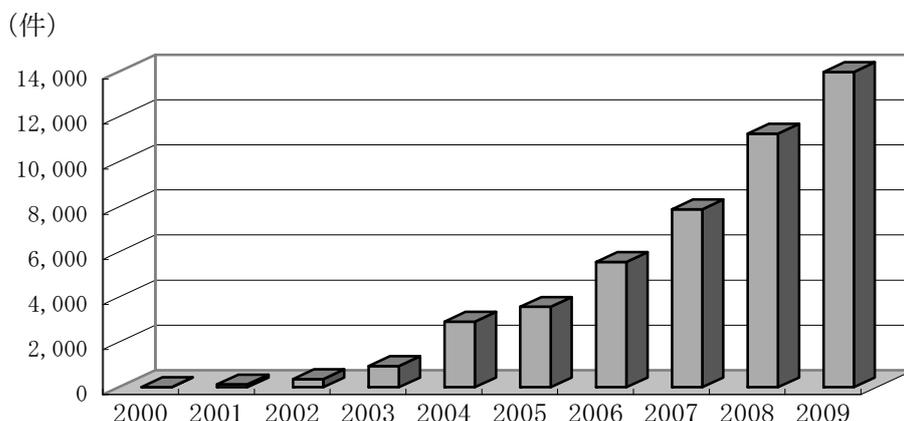
次頁の2-2-2図は、固定式電子監視（PSE）の年間適用件数の推移を見たものである。試行が開始された2000年はわずか13件であったが、全国展開された2004年には、2,915件と大幅に適用が拡大し、2009年には延べ1万3,994件に達した。2010年11月1日現在では延べ5,050件であった。これは前年同期（2009年11月1日現在）の4,227件と比べて19.5%の増加である。

平均使用期間は、約100日（3か月9日）である。固定式電子監視（PSE）適用対象者は2000年の制度導入以来年々増加し、刑務所収容人員削減に寄与するとの期待が持たれている。

刑務所収容コストが、一人1日当たり75ユーロ（約9,000円、1ユーロ=121円の場合）に対し、固定式電子監視（PSE）は13ユーロ（約1,600円）であり、拘禁よりコストがかなり低い。なお、措置に伴う本人の費用負担はない。

2-2-2図 PSEの年間適用件数の推移

(2000年度～2009年度)



注 フランス司法省資料による。

3 移動式（携帯型）電子監視（PSEM）制度の概要

(1) 目的等

2005年の「再犯者の処遇に関する法律」（2005年12月12日付け法律第2005-1549号）の成立に伴い、出所後の性犯罪者の再犯防止及び被害者保護を図る目的で導入された制度であり、2006年から運用が開始された。現行の移動式（携帯型）電子監視（PSEM）は、性犯罪者等一定の重大事犯者に科せられる保安処分（*mesure de sûreté*）であり、対象者の位置情報の特定や移動履歴の確認、対象者に課せられた義務・禁止事項の遵守状況確認及び違反行為の発見等を装置装着によって行うものである。

(2) 適用区分等

電子監視装置装着措置の対象となるのは、以下の区分の処分に付された者であり、適用に当たってはいずれの区分においても、危険性や再犯可能性に係る鑑定及び本人の同意が必要とされ、移動式電子監視の措置が対象者の再犯防止に不可欠であるとの裁判所の判断が不可欠である。

ア 社会司法追跡調査（suivi socio-judiciaire, S S J）（刑法131-36-1）

S S Jは、「性犯罪の防止及び鎮圧並びに未成年者の保護に関する1998年6月17日付け法律第1998-468号³⁶」により導入された新しい形態の補充刑³⁷であり（刑法131-36-1～131-36-8、刑訴法763-1～763-9）、対象者に対し、拘禁刑の終了後の一定期間、刑罰適用判事の監督下

36 Loi n° 98-468 du juin 1998 relative à la prevention et à la répression des infractions sexuelle ainsi qu' à la protection des mineurs

37 被告人を有罪と認めたときに必ず言い渡さなければならない主刑（*peine principal*）に加えて言い渡される刑であり、没収のような必要的補充刑と滞在禁止（*interdiction de séjour*）のような裁量的補充刑がある。なお、軽罪の場合、S S Jを主刑として科すことも可能である（刑法131-36-7）。

で再犯防止のための監視と援助を受けることを義務付けるものである（刑法131-36-1）³⁸。適用区分は、当初性犯罪に限定されていたが、2005年に故殺、謀殺等生命に対する故意の侵害行為にまで範囲が拡張された。S S Jが科せられる期間は、軽罪で10年、重罪で20年、30年の懲役刑の場合は30年、無期刑の場合³⁹は終身である（刑法131-36-1）。

S S Jに移動式電子監視（P S E M）の条件が付加される要件等は以下のとおりである。

（ア）適用対象者の要件等

以下の3つのいずれかの要件を満たす者が、適用を考慮される対象者である。

- ・ 7年以上の拘禁刑に処せられた者（刑法131-36-10）
- ・ 再犯者で、新たに5年以上の重罪又は軽罪に当たる犯罪を犯した者（刑法131-36-10）
- ・ 配偶者（内妻・元配偶者を含む。）あるいはその子どもに対する暴力・脅迫を犯し、5年以上の拘禁刑に処せられた者（刑法131-36-12-1）

なお、S S Jへの移動式電子監視（P S E M）は、2005年12月12日付け法律第2005-1549号の発効日である2005年12月14日以降に行われた犯罪について適用されている（刑訴法D147-31-1）。

（イ）措置適用の決定

以下の3つの場合がある。

- ・ 有罪判決言渡し時に判決裁判所が命じるもの（刑法130-36-10）
- ・ S S Jの新たな義務事項として刑罰適用判事が命じるもの（刑訴法763-3）
- ・ S S Jの実施中に刑罰適用判事が命じるもの（刑訴法R61-33）

（ウ）対象者の選定手続

前記のとおり、移動式（携帯型）電子監視（P S E M）の適用に当たっては、対象者の危険性と再犯可能性を証明しなければならないので、有罪判決宣告時に判決裁判所によりS S Jが命じられた場合、対象者はその後、危険性と再犯可能性に関する審査を受けることになる。この審査は、受刑者の釈放の少なくとも1年前に、刑罰適用判事により、医学鑑定のほか、各種検査、聴聞、捜査等あらゆる調査により、また被害者の状況や市民感情にも配慮して行われる（刑訴法763-10）。また、刑罰適用判事は、審査に当たり「学際的保安処分委員会（*commission pluridisciplinaire des mesures de sûreté*）⁴⁰」に意見を求めることができ

38 監視方法として、次のような義務事項を課す。①刑罰適用判事又は保護観察官の召喚に応じる。②保護観察官の訪問を受け入れ、生活状況や義務履行状況の資料を保護観察官に提示する。③保護観察官に職業の変更をあらかじめ通知する。④保護観察官に住所変更及び15日を超える外出についてはあらかじめ連絡し、外出からの帰宅について報告する。⑤外国旅行、義務履行に障害を来す住所変更、職業変更についてあらかじめ刑罰適用判事の許可を取る（刑法132-44）。また、これに加え、①特定の場所への立入制限、②特定の人物との接触制限、③未成年者と常時接触するような活動の制限等のうち一つ又は複数課すことができる（刑法132-45）。また、治療命令（*injonction de soins*、公衆衛生法（*code de la santé publique*）L3711-1）が課されることもある。

39 無期懲役にも仮釈放が適用され（18年間の保安期間の制限（刑訴法729））、仮釈放においてはS S Jの適用がある（刑訴法731-1）。

40 全国8箇所を設置され、広域地域専門裁判所と同じ管轄地域を有し、各管轄地の控訴院長を長として県知事、行刑管区長、精神科医、心理専門家等で構成され、受刑者の危険性審査のため刑罰適用判事または共和国検事が召集した場合に業務を行う。対象者について、医学鑑定等あらゆる手段で審査を行うが、必要時は対象者を召喚することもできる。委員会は3か月以内に意見を提出することになっている（刑訴法R61-7～同R61-11）。委員会の日本語訳は、末道康之「フランスの再犯者処遇法について」（南山大学ヨーロッパ研究センター報第13号）による。

(刑訴法763-10), 求意見をした場合, 刑罰適用判事は委員会の意見表明を待つて危険性の判断を行うこととされているが, 委員会意見は同判事の決定を拘束するものではない。

移動式(携帯型)電子監視(PSEM)の適用は, 対象者が選定された後, 弁護人同席の対審弁論を経て刑罰適用判事によって決定され, 措置期間が定められる(刑訴法763-10)。

また, 措置適用には, 本人の同意が必要だが, 拒否した場合は, 軽罪について3年, 重罪について7年を超えない範囲で収監され得ることが告知される(刑法131-36-12, 刑訴法763-10)。

刑罰適用判事が移動式(携帯型)電子監視(PSEM)を命じる場合も, 前記と同じ手続が採られる。

(エ) 措置期間

SSJが当該対象者に措置された期間の範囲内で, 移動式(携帯型)電子監視(PSEM)の措置期間が決定される。期間の上限は2年であり, 軽罪について1回, 重罪について2回, 期間の更新ができる(刑法131-36-12, 刑訴法763-10)。更新に当たっては, 措置決定時と同様の手続が必要とされる。

イ 仮釈放(刑訴法731-1, D. 539)

仮釈放は, 拘禁受刑者に社会復帰と再犯防止のため, 拘禁刑執行途中に刑の執行を仮に免除し, 仮釈放の取消しがなければ, 刑の執行を終了したものとする措置(刑訴法729)である。

移動式(携帯型)電子監視(PSEM)は, 下記対象者に対し, 仮釈放の開始時あるいは実施期間中に行うことができ, 刑罰適用判事が決定する。

(ア) 適用対象者の要件等

- ・ 社会司法追跡調査の対象となる犯罪で7年以上の拘禁刑に処せられている者
- ・ 配偶者(内妻・元配偶者を含む。)あるいはその子どもに対する暴力・脅迫を犯し, 5年以上の拘禁刑に処せられた者

(イ) 選定手続等

対象者の選定手続は, 適用の可否の審査の開始時期について制限がない以外は, SSJと同じである。また, 措置の期間は仮釈放期間を超えない範囲で決定され, その上限と更新回数はSSJの場合と同じである。移動式(携帯型)電子監視(PSEM)の付加には対象者の同意を必要とするが, 拒否した場合は, 仮釈放が取り消されることがある。

ウ 司法監視(刑訴法723-29)

司法監視は, 下記対象者の再犯を防止するために, 刑務所釈放後, 刑の執行の減輕の期間, 刑罰適用判事の監督の下で監視されるものである(刑訴法723-29)。この場合, 移動式(携帯型)電子監視(PSEM)を司法監視の義務事項の一つとして, 司法監視開始時又は監視途中に措置することができる⁴¹(刑訴法723-30, 同723-34)。また, 司法監視に付加された義務事項に違反があった場合, 刑の減輕された期間の一部又は全部が取り消され, 取消し期間に

41 司法監視は, 刑罰ではなく, 明確に保安処分として分類されており, 社会内司法追跡調査が施行される前に重罪又は軽罪により刑務所に収容されていた受刑者に社会内司法追跡調査が適用できないためその代替としての暫定的処分として機能しているものという(末道, 2006)。司法監視には, 移動式電子監視(PSEM)の他に刑法132-44, 同132-45に規定する遵守事項, 治療命令(性犯罪者の薬物療法を含む。), 電子監視付居住指定を義務事項として課すことができる。

相当する期間収監される場合があるが、まだ移動式（携帯型）電子監視（PSEM）が措置されていないければ、刑の減軽された期間の一部又は全部を取り消すことなく、収監の代わりに移動式（携帯型）電子監視（PSEM）を義務事項として課すこともできる（刑訴法732-35, 刑訴法D147-43, D147-44）。

（ア）措置対象者の要件等

- ・ S S J が科され得る重罪又は軽罪で7年以上の拘禁刑に処せられた者
- ・ 法的に累犯認定された者で重罪か軽罪を犯し、5年以上の拘禁刑に処せられたもの

（イ）選定手続等

対象者の選定手続は、適用の可否の審査の開始時期について制限がない以外は、S S J と同じである。また、措置の期間は減軽された刑期を超えない範囲で決定され、上限と更新回数はS S J の場合と同じである。移動式（携帯型）電子監視（PSEM）の適用には、本人の同意を必要とするが、拒否した場合は、義務事項に違反したときと同様、減刑期間の一部又は全部が取り消され、取消し期間に相当する期間収監されることもある（刑訴法723-35）。義務事項の変更はいつでも行うことができ、減軽された刑期を超えない範囲で義務を付加する期間を延長することもできる（刑訴法723-34）。

エ 保安監視（刑訴法706-53-19）

保安監視は、下記の犯罪者が、刑期終了後もなお、その極めて重い人格障害のために再犯の危険性が極めて高いと判断される場合、刑期終了後の一定期間、危険性を除去するための治療命令及び監視のための移動式（携帯型）電子監視（PSEM）により社会内で引き続き監視する措置である。

（ア）措置対象者の要件等

- ・ 未成年者に対する殺人、強姦等一定の凶悪犯罪で15年以上の有期懲役を受けた者

（イ）選定手続等

措置期間は2年間であり、更新が可能である。更新回数に制限はない。措置の適用に当たり、その当否の意見照会は「学際的保安処分委員会」に付託して行わなければならないとされ、措置の決定は、地方保安監視裁判所で行われる（刑訴法706-53-19）。

この措置は、保安留置⁴²の終了後に付加する場合（刑訴法706-53-19）と、S S J 又は司法監視の終了後に付加する場合（刑訴法723-37, 同763-8）とがある。保安監視の場合も、移動式（携帯型）電子監視（PSEM）の付加には、本人の同意を必要とするが、拒否した場合は、保安社会医療司法センター（centre socio-médico-judiciaire de sûreté）に3月を超えない範囲で留置することができる（刑訴法706-53-19）。

オ 保安留置が適用されている者の外出時の義務事項としての付加（刑訴法706-53-22）

刑罰適用判事は、留置されている者の家族関係を維持するため、あるいは、留置終了の準備のために、留置者に移動式（携帯型）電子監視（PSEM）を付して1日以上の外出許可

42 未成年者に対する殺人、強姦等一定の凶悪犯罪で15年以上の有期懲役を受けた犯罪者が刑期終了後もなお、その極めて重い人格障害のために再犯の危険性が極めて高いと判断された場合、犯罪者を一定期間、刑期終了に引き続き保安社会医療司法センターに留置し、危険性を除去するための治療を行う措置。

を与えることができる（刑訴法706-53-22）。

カ 電子監視付居住指定（刑訴法137，同142-5，同723-30，763-3）

電子監視付居住指定は，司法監督に付された未決の予審対象者が，司法監督の義務履行が不十分な場合，対象者の監視を強化するため，電子監視を付加して，その居所又は指定された場所に一定期間滞在することを義務付けるものである。被疑事実が7年以上の拘禁刑が科せられSSJが付加される罪の容疑である場合，電子監視は，移動式（携帯型）電子監視（PSEM）で行われる（刑訴法137，同142-5）。また，保安監視の義務事項の一つとして，移動式（携帯型）電子監視（PSEM）付き居住指定を課することもできる（刑訴法723-30）。

（3）移動式（携帯型）電子監視（PSEM）の実施要領⁴³

ア 位置情報の確認の装置等（刑訴法R61-22）

対象者は，措置された期間，国内のどこにいても位置情報が確認できる発信機を身に付けなければならない（刑訴法763-12，同R61-22）。対象者は，電子ブレスレット（固定式電子監視（PSE）の場合と同一仕様）を足首に装着する。同時に，携帯式追跡装置（ブレスレットの発信する個人識別信号及び位置情報特定のための人工衛星信号を受信し，それを携帯電話回線を通じて監視センター（業者に委託）に転送する装置。130ミリメートル×70ミリメートル×48ミリメートル，333グラム。右写真参照）をベルトに吊り下げるなどして携行する。

携帯式追跡装置



追跡装置は，GPS（全地球測位システム）により対象者の位置を特定し，GPS信号の受信トラブル等で衛星測位が機能しないときは，GMS（携帯電話通信信号）を利用した測位システムによって位置を特定し，監視センターに位置情報を転送する。追跡装置は1回の充電で48時間作動するが，充電には3時間かかる。また，中央監視センター（地方行刑管内）は，追跡装置のメッセージ伝達機能により，対象者と連絡を取ることができる。

さらに，このシステムでは，自宅や勤務先等に固定式受信機を取り付け，携帯受信機の電波を監視センターに伝達することにより，在宅状況や勤務状況もより確実に把握できる。

電子ブレスレットが，携帯式追跡装置から2～3メートル離れたことを監視センターが確認すると，監視センターは直ちに警報を中央監視センターに発報し，中央監視センターは直ちに対象者に連絡を取り，違反の有無を確認するという手順が取られる。

イ 区域及びタイムスケジュールの指定

対象者には，①許可又は指定区域（les zones d'inclusion ou d'assignation），②立入禁止区域（les zones d'exclusion），③緩衝区域（les zones tampon）が指定される（刑訴法R61-25，同R61-12）。

①は，自宅や勤務地等，指定時間に滞在していなければならない区域，②は，被害者宅や学校等指定時間以外接近できない区域，③は，①・②の周辺区域であり，それぞれの区域に該当する場所と所在してよい時間が設定される。指定時間に①に所在が確認できない又は①か

43 「2008年1月28日付け通達」及び行刑局「判決後の移動式（携帯型）電子監視（PSEM）措置の適用に関する法律ガイドブック」による。

ら離れた場合、及び②、③に接近した場合は警報が発報されるが、警報が発せられるそれぞれの区域からの距離や猶予時間（特に指定されない場合は10分）等も設定される。

前記の実施要領は、刑罰適用判事によって決定されるが、決定に当たり、同判事は、社会復帰・保護観察所に対象者の環境調査と移動式（携帯型）電子監視（PSEM）の作動状況の調査を命じる。すなわち、対象者の居住環境、家族及び地域環境、職業状況、被害者宅への距離や被害者の状況等が調査され、対象者を受け入れる場所の所有者にも許可を取ることになっている（刑訴法R61-23）。また、区域とタイムスケジュール等、移動式（携帯型）電子監視（PSEM）に関する実施要領は、措置決定時と同様の手続を経て、修正が可能である（刑訴法723-34、同763-3、同763-11、同R61-31）。刑罰適用判事は、区域指定、滞在時間、監視時間等の措置条件を決定し、対象者に告知するが、これらの措置条件は、共和国検事又は本人の請求により、変更、補完、修正ができ、刑罰適用判事が判断する（刑訴法763-11）。

ウ 監視実務（刑訴法R61-23～同R61-26）

対象者への機器の着脱は行刑局職員が担当し、機器の管理及び固定式機器の設置、モニタリングは業者委託されている（刑訴法R61-27）。

措置条件の遵守状況の確認は、移動式（携帯型）電子監視による確認のほか、社会復帰・保護観察部門職員が、電話、訪問、召喚等の方法で行う（刑訴法R61-28）。

措置終了となった場合、対象者は社会復帰・保護観察所に召喚され、担当職員が機器を外し、管轄の中央監視センターに返納する。

エ 違反時の対応

移動式（携帯型）電子監視（PSEM）の付加の拒否、禁止事項ないし義務事項の不遵守、遵守事項、実施要領修正拒否、機器の損傷、追跡装置充電のけ怠、再犯等の違反は、措置取消の対象となる。

区域違反、機器の不具合等で、警報が作動し続けた場合、中央監視センター職員は直ちに刑罰適用判事（緊急時は共和国検事）に事故内容とセンターが行った事故対応の内容を報告する。事故が終結するまで中央監視センターは事故対応を行い、対応状況を記録し、保管する。事故終結は、中央監視センターが確認する。

対象者が再犯に及んだ場合は、警察が捜査し、対象者を管轄している中央監視センターに連絡する。違反があった場合、中央監視センターから直接警察に連絡を取ることもあり、実際はこの場合が多い。警察が介入した場合、身柄拘束が必要な時は、刑罰適用判事か共和国検事が勾引状を発付する。

違反があった場合、その状況に応じて、移動式（携帯型）電子監視（PSEM）の各適用の法的枠組みの中で、相応の措置が執られる。

次頁の 2-3-1 表は、移動式電子監視制度に関する以上の説明をまとめたものである。

2-3-1表 移動式（携帯型）電子監視（PSEM）制度の概要

項目	社会司法追跡調査（SSJ）	仮釈放	司法監視	保安監視
根拠	刑法131-36-1	刑訴法731-1, D539	刑訴法723-29	刑訴法706-53-19
適用範囲	SSJ対象者で次のいずれかを満たす者 ・7年以上の拘禁刑 ・新たに5年以上の重罪又は軽罪を犯した再犯者 ・配偶者等又は子への暴力・脅迫で5年以上の拘禁刑	仮釈放対象者で、次のいずれかを満たす者 ・SSJ対象犯罪で7年以上の拘禁刑 ・配偶者又は子への暴力・脅迫で5年以上の拘禁刑	司法監視対象者に、次のいずれかにより措置 ・義務事項の一つとして措置 ・義務事項違反者への新たな義務事項として措置	保安監視対象者
要件	医学鑑定（危険性の証明）、再犯防止に不可欠との判断、本人の同意（いずれも充足すること）			
宣告	・有罪宣告時に判決裁判所が命令 ・SSJの義務事項として刑罰適用判事が命令 ・SSJの実施中に刑罰適用判事が命令	・開始時 ・実施途中	・開始時（判決裁判所による命令） ・実施途中（刑罰適用判事が命令）	・保安留置終了後 ・SSJ又は司法監視終了後
選定手続	危険性審査後、対審弁論を経て決定	危険性審査後、対審弁論を経て決定	対審弁論を経て判決裁判所が決定	刑罰適用判事が委員会の意見を受けて適否を判断し、措置の決定は地方保安監視裁判所が行う。
学際的保安処分委員会意見	任意	任意	任意	義務的
対象者の義務	発信機の装着、機器の管理、義務事項の遵守（付加されている場合）			
措置期間	上限2年	仮釈放期間内上限2年	刑の減軽期間内上限2年	上限2年
期間更新	軽罪1回、重罪2回可	仮釈放適用期間内で軽罪1回、重罪2回可	刑の減軽期間内で、軽罪1回、重罪2回可	更新回数に制限はない。
違反要件	措置付加拒否、機器未装着、充電怠、遵守事項不遵守、再犯			
違反時の措置	措置が取り消され、収監されることがある（収監期間上限：軽罪3年、重罪7年）。	仮釈放が取り消され収監されることがある。	司法監視措置の一部又は全部が取り消され、執行未了の刑の減軽された期間、収監されることがある。	保安社会医療司法センターに3月を超えない範囲で留置させることができる。

注 1 移動式（携帯型）電子監視（PSEM）は、このほかに、「保安留置対象者の外出」及び「電子監視付居住指定」の適用が可能である。
2 「SSJ」とは、社会司法追跡調査（suivi socio-judiciaire）のことである。

（3）運用実績

2006年の移動式（携帯型）電子監視（PSEM）制度開始後、2010年11月10日現在までに累計で92件（仮釈放17件、司法監視75件）に適用され、同日現在44件（仮釈放4件、司法監視40件）で移動式（携帯型）電子監視（PSEM）が実施されていた。制度開始後2010年11月10日現在までの不良措置を見ると、措置取消し17人（仮釈放1人、司法監視16人）、措置一部取消しは7人（仮釈放1人、司法監視6人）であった。

未決の予審対象者の電子監視付居住指定については、2009年の制度開始後2010年11月10日現在まで10件に適用されており、同日現在9件が移動式（携帯型）電子監視（PSEM）を実施中であった。

会見した行刑局担当者によると、移動式（携帯型）電子監視（PSEM）については、実施条件が厳しいこと、手続も困難なこと等から（実際には、通常1年以上かけて対象者に説明し、合意を得る状況になるという。）、件数の伸びは少ないとのことだった。しかしながら、措置の適用を拒否した人は、これまで1人のみだったとのことである。

移動式（携帯型）電子監視（PSEM）の平均使用期間は18か月である。

実施コストは、刑務所収容コストが、1日一人当たり75ユーロ（約9,000円、1ユーロ＝121円の場合）に対し、移動式（携帯型）電子監視（PSEM）は30ユーロ（約3,600円）であり、拘禁コストよりは低い。なお、措置に伴う本人の費用負担はない。

4 実施効果の評価等

前記のとおり固定式電子監視（PSE）については相当な実施実績があり、行刑施設の収容コスト削減面では大きな効果を上げてしていると推察される。一方、再犯防止効果に関する実証的な研究は、以下に見るように対象者の属性等に関する記述的な調査報告が中心であり、どのような対象者に固定式電子監視の措置が執られ、どの程度の再犯状況にあるかは明らかにされているが、条件を厳密に統制した上で電子監視機器利用による再犯抑止等の効果を他の措置などと比較・検証した研究は確認できなかった。

（１）実務家等関係者の所感

現地調査期間中の実務者や裁判官との面談では、「電子監視に付すだけでは再犯防止としては機能しない。就労支援や薬物乱用に対する指導など他の一般的な施策と組み合わせることで、処遇効果が期待できる。」との意見が多く見られた。

また、会見した裁判官の一人は、「本人の意思さえあればいくらでも禁止区域に入ることができるのだから、心理的規制も弱い。都会だと、学校、プール等細かく区域指定すると、1日中警報が発せられる事態が生じ、監督要件を技術的に確保することが困難になる。」との意見を述べていた。

（２）固定式電子監視（PSE）対象者の再犯状況等調査⁴⁴

本調査は、2000年12月1日から2003年7月1日までの間に固定式電子監視（PSE）措置終了となった580人（うち有効調査人員492人、同期間の措置対象者の90%に当たる。）について、拘禁施設釈放後5年間の再犯状況（有罪判決が確定したものをいう、以下この章において同じ。）について調査したものである。再犯者の再犯による科刑状況は、**2-4-1表**のとおりであり、対象者のうち、204人（41.5%）に再犯が見られた。

2-4-1表 再犯に対する科刑状況

刑 種	人員	調査対象者に占める比率(%)
調査対象者	492	100.0
再犯者	204	41.5
拘禁刑	112	22.8
保護観察付執行猶予, 公益奉仕労働及び保護観察付執行猶予, 公益奉仕労働	39	7.9
保護観察付執行猶予, 単純執行猶予	10	2.0
刑免除, 刑停止, 没収, 取消し, 日数罰金, 罰金	43	8.7

44 ‘La récidive des premiers placés sous surveillance électronique’, Cahiers d’études pénitentiaires et criminologiques mars 2010-n°33

ア 前科数別再犯率

2-4-2表は、固定式電子監視（PSE）措置以前の前科数別にその再犯率を見たものである。前科数が多い者ほど再犯率が高い傾向が認められる。

2-4-2表 前科数別再犯率

前科数	人員	再犯で拘禁された者の比率(%)	再犯で何らかの刑に処せられた者の比率(%)
総数	492	23	42
なし	181	12	27
1犯	117	15	36
2犯	69	25	58
3犯	40	43	55
4犯以上	85	45	60

注 比率は、各前科数区分別人員に対する再犯者の比率である。

イ 罪名との関係

調査対象者の罪名では、窃盗（111人、23%）、暴行（97人、20%）、薬物犯罪（78人、16%）の順で多いが、これらの者の再犯率も同じ順で高く、それぞれ、55%、50%、44%であった。

ウ 年齢・教育程度・就労状況との関係

年齢層、教育程度及び就労状況別の再犯率は、それぞれ2-4-3表、次頁の2-4-4表及び2-4-5表のとおりである。年齢が若く、教育程度が低く、無職の者の方が再犯率が高い傾向が認められる。

2-4-3表 年齢層別再犯率

年齢	人員	再犯で拘禁された者の比率(%)	再犯で何らかの刑に処せられた者の比率(%)
総数	492	23	42
30歳未満	238	32	53
30-49歳	210	16	35
50歳以上	44	5	14

注 比率は、各年齢区分別人員に対する再犯者の比率である。

2-4-4表 教育程度別再犯率

教育程度	人員	再犯で拘禁された者の比率(%)	再犯で何らかの刑に処せられた者の比率(%)
総数	492	23	42
初等教育	83	29	46
中等教育	317	23	45
Bac又は高等教育	60	5	20
不詳	32	31	38

注 1 比率は、各教育程度区分別人員に対する再犯者の比率である。
2 「Bac」は中等教育最終学年時に行われる大学入学資格試験である。

2-4-5表 就労状況別再犯率

就労状況	人員	再犯で拘禁された者の比率(%)	再犯で何らかの刑に処せられた者の比率(%)
総数	492	23	42
有職	317	18	38
無職	175	31	47

注 比率は、各就労状況区分別人員に対する再犯者の比率である。

エ 他の拘禁刑代替措置対象者の再犯状況との比較

2-4-6表は、固定式電子監視（PSE）対象者と同措置を受けていない犯罪者の再犯状況を比較するため、ノール県において1996年に拘禁施設から釈放された者と拘禁刑の代替措置（公益奉仕労働、保護観察付執行猶予、公益奉仕労働付執行猶予、単純執行猶予のいずれかの措置）を受けた者合わせて5,234人と本調査対象者（2000年12月1日から2003年7月1日までにPSEを措置された492人）の釈放後5年以内の再犯率を比較したものである。

2-4-6表 刑種別再犯率（年齢・犯罪歴による標準化の有無による比較）

刑種	人員	拘禁		全刑罰	
		標準化なし(%)	標準化あり(%)	標準化なし(%)	標準化あり(%)
拘禁刑(1)	1,016	61	61	72	72
公益奉仕労働付執行猶予(1)	401	41	49	59	65
公益奉仕労働(1)	163	34	31	58	48
保護観察付執行猶予(1)	775	32	53	52	68
固定式電子監視(PSE)(2)	492	23	35	42	54
単純執行猶予(1)	2,879	19	41	39	63

注 1 (1)は、1996年青罪又は社会内処遇刑対象者の釈放後5年間追跡調査（ノール県）による。
2 (2)は、2000年12月1日から2003年7月1日までの固定式電子監視（PSE）対象者の措置後5年間追跡調査による。

再犯率は、本件の罪名、釈放時年齢、犯罪歴に影響を受けるため、前頁の表では、対象者のそれらの属性のうち年齢と犯罪歴の重み付けを行い標準化したデータと重み付けによる標準化がなされていないデータの双方が提示されている⁴⁵。固定式電子監視（PSE）対象者の標準化された再犯率は、公益奉仕労働を措置された者よりも高いものの、その他の措置を受けた者の標準化された再犯率より低い。

（3）固定式電子監視（PSE）対象者の特性

「固定式電子監視（PSE）対象者の特性調査（行刑局）」⁴⁶は、2000年10月から2006年11月までに固定式電子監視（PSE）が措置され終了となった者2,680人（有効調査数2,644人、同期間の固定式電子監視（PSE）措置終了者の21%に当たる。）を対象に、拘禁刑の代替として固定式電子監視（PSE）を措置された者（2,404人。以下「拘禁刑代替」という。）と、残刑期の代替として同措置を受けた者（240人。以下「残刑期代替」という。）の、年齢、婚姻状況、罪名、遵守事項の内容、措置期間のトラブル数等に違いがあるかを比較し、次に、上記の調査対象期間に固定式電子監視（PSE）の対象となり、その措置期間が6か月以下の者（1,921人。以下「固定式電子監視（PSE）対象者」という。）と2002年に拘禁され、同年に釈放された収容期間6か月以下の者（21,111人。以下「拘禁対象者」という。）の属性及び罪名別の特性等を比較している。

ア 「拘禁刑代替」と「残刑期代替」の比較

本調査は、「拘禁刑代替」と「残刑期代替」2つのグループの属性を、性別、外国人比率、既婚率、扶養している子供の数、年齢、就労率、識字率について比較し、合わせて罪名を比較しているが、両グループに差異が見られたのは、既婚率、年齢、就労率、罪名であった（2-4-7表参照）。

2-4-7表 差異が見られた項目

項目	拘禁刑代替(%)	残刑期代替(%)
結婚／同棲	42.1	48.8
20歳未満	2.3	4.2
職業従事	63.6	53.7
上位5罪名	飲酒運転 傷害 薬物犯罪 加重窃盗 交通違反	薬物犯罪 傷害 加重窃盗 性的攻撃 飲酒運転

固定式電子監視（PSE）措置時に付加された遵守事項の内容を見ると、次頁の2-4-8表のとおりである。「拘禁刑代替」は就労率が高いため、就労に関する遵守事項は「職業活動を継続する。」ことを内容としたものが多いが、「残刑期代替」は、就労率が低いため、就労に就くための「教育・訓練」、「研修・一時雇用」を内容とする遵守事項が付加されることが多い。

45 各処分区分の対象者の年齢や犯罪歴の分布は大きく異なり、再犯状況にも影響している。ここでいう標準化率（重み付けによる再犯率）とは、各処分区分の対象者が刑務所出所者と同様な年齢及び犯罪歴を有するように調整した場合の再犯率の推計値である。

46 'Les caractéristiques socio-démographiques des personnes sous PSE (2000-2006)', Cahiers d'études pénitentiaires et criminologiques février 2008-n°21

2-4-8表 遵守事項の内訳

遵守事項	拘禁刑代替(%)	残刑期代替(%)
職業活動	78.8	63.4
教育・訓練	2.8	9.8
研修・一時的雇用	2.6	9.1
家庭生活への参加	4.8	5.9
治療	8.3	7.9
その他	2.7	3.9

注 遵守事項が一つのもののみ計上している。

次に、措置期間中の警報回数を比較したところ、「残刑期代替」の方が回数が多いものの、警報回数は、「拘禁刑代替」、「残刑期代替」両グループ間の差よりも、措置期間及び年齢の影響を受けやすく、警報回数は措置期間が長く、年齢が若いほど多くなっていた。

イ 「固定式電子監視（PSE）対象者」と「拘禁対象者」の比較

「固定式電子監視（PSE）対象者」と「拘禁対象者」2つのグループの属性・罪名比較は、2-4-9表のとおりである。

固定式電子監視（PSE）が適用された対象者の属性・罪名にどのような特徴があるか、上表の項目について「固定式電子監視（PSE）対象者」と「拘禁刑対象者」を多変量解析⁴⁷を用いて比較したところ、次のような結果を得た。

- ・職業従事者は失業者より適用率が4.1%高い。
- ・女性は男性より適用率が2.9%高い。
- ・固定式電子監視（PSE）の適用率が高い罪名は、麻薬に関する法律違反、飲酒運転及び性的攻撃である。

2-4-9表 「固定式電子監視（PSE）対象者」と「拘禁対象者」の属性・罪名

区 分	PSE	拘禁
総数（人）	1,921	2,111
属性(%)		
女子	5.3	3.3
フランス人	92.4	76.6
識字能力なし又は初等教育	18.0	50.1
就労	71.7	34.5
罪名(%)		
麻薬に関する法律違反	13.2	7.1
傷害・暴力	19.1	15.4
単純窃盗	6.4	14.8
加重窃盗	10.6	19.2
性的攻撃	4.4	1.5
詐欺	6.2	3.3
飲酒運転	22.4	10.4
飲酒運転以外の交通違反	6.6	5.3
強盗	2.3	4.6
その他	8.7	1.8

注 属性及び罪名区分は、総数に対する構成比である。

47 プロビットモデル（外生変数に条件付けられた事象の出現確率を知ることのできる単純な二分法モデル）の推定を行った。

5 今後の動向等

調査時に会見した行刑局職員による説明のとおり、2011年1月から、5年以下の刑で残刑期が4月以下の者に対し、ほぼ自動的に固定式電子監視（PSE）に付す制度が始まった。この施策に対しては刑務所収監人員の削減効果が期待されているとのことであった。また、対象者については、15年以上の禁錮刑への移動式（携帯型）電子監視（PSEM）の適用や外国籍テロリストに対する固定式電子監視（PSE）の適用等が検討されているとのことであった。

おわりに

以上、フランスにおける位置情報確認制度について概観した。フランスの固定式電子監視（PSE）は実績を重ね、定着してきている観があるが、GPSを利用した衛星追跡型電子監視（移動式電子監視、PSEM）については、実務上の問題もあって実施件数は少なく、その効果についての実証的な研究もなされていない現状にある。

フランスの位置情報確認制度は、比較的犯罪性の低いと思われる者へのPSEと、重大事犯を犯した危険な犯罪者に対するPSEMの両方向の措置を伴った施策である。これは、犯罪や犯罪者の多様化に対し、「刑の個別化」を徹底することで最大の再犯防止効果を狙ったものと思われる。すなわち、比較的犯罪性の低い者は早期に社会内処遇に移行させて、社会復帰を促進し、危険な犯罪者には、釈放後も監視を続けるとともに、必要と思われる医療措置や社会復帰援助を同時に措置して、再犯防止と社会復帰を図るというものである。同国における位置情報確認制度については、「この制度の措置だけでは再犯防止には不十分で、これに伴う施策が重要である。」との見解が多く聞かれたが、フランスにおいて、本制度が今後どのように活用されていくか、注目される場所である。

調査の実施に際しては、南山大学末道康之教授には、大変懇切に様々な御教示を頂戴した。御協力に対し深く感謝申し上げる次第である。

引用・参考文献

- Aebi, M. F. & Delgrande N. (2011a) *Council of Europe Annual Penal Statistics: SPACE I Survey 2009*. Council of Europe.
- Aebi, M. F., Delgrande N., & Marguet Y. (2011b) *Council of Europe Annual Penal Statistics: SPACE II Non-Custodial Sanctions and Measures Served in 2009*. Council of Europe.
- 網野光明(2006)「フランスにおける再犯防止策:性犯罪者等に対する社会内の司法監督措置を中心に」, レファレンス, No. 667(2006. 8), 2-52. 国立国会図書館
- 網野光明(2007a)「フランスにおける選択刑制度:拘禁刑の代替刑としての公益奉仕労働・日数罰金刑等」, レファレンス, No. 676(2007. 5), 75-94. 国立国会図書館
- 網野光明(2007b)「自由刑終了後の犯罪者の監視:フランスの最近の再犯防止策」, 犯罪と非行, No. 153, 135-155.
- Benaouda, A., Kensey, A., Lévy, R., (2010) La récidive des premiers placés sous surveillance électronique, *Cahiers d'études pénitentiaires et criminologiques*. mars 2010-n°33.
- Direction de L'administration pénitentiaire (2007) *Le service pénitentiaire d'insertion et de probation 2006*. Direction de L'administration pénitentiaire.
- 法務総合研究所(2008)『研究部報告38 諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究』, 法務総合研究所 (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00003.html)
- 法務省(2007a)「法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会第8回会議議事録」, 法務省 (<http://www.moj.go.jp/content/000003782.pdf>)
- 法務省(2007b)「フランスにおける拘禁刑代替措置について」(法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会第8回会議参考資料), 法務省 (<http://www.moj.go.jp/content/000003783.pdf>)
- Kensey, A. (2003) Implementation of electronic surveillance in France : A quantitative analysis. In Mayer, M., Haverkamp, R., & Lévey, R. (Eds.). *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?* (pp. 93-104.) Max-Planck-Institute.
- Kensey, A. & Narcy, M. (2008) Les caractéristiques socio-démographiques des personnes sous P S E (2000-2006) *Cahiers d'études* février 2008-n°21.
- 北村 滋(1994)「フランスの警察」, 警察学論集, 48(5), 1-24.
- Lévy, R., Tournier, P.V., Pitoun, A., & Kensey, A. (2003) Electronic monitoring : Assessment of the experimental phase. *Penal Issues*, 6-9.
- Ministère de la Justice (2008) *L'administration pénitentiaire en France 2007*. Ministère de la Justice.
- Ministère de la Justice et des Libertés (2010) *Annuaire statistique de la justice Édition 2009-2010*. Ministère de la Justice et des Libertés.
- Ministère de la Justice et des Libertés (n.d.) Les acteurs de la justice pénale 2008., (<http://www.justice.gouv.fr/justice-penale-11330/les-acteurs-de-la-justice-penale-11339/les-acteurs-de-la-justice-penale-16425.html>)

- Ministère de la Justice et des Libertés (n. d.) Bracelet électronique, Ministère de la Justice et des Libertés.
- Ministère de la Justice et des Libertés (n. d.) Guide juridique du placement sous surveillance électronique mobile postsentenciel (2010) Ministère de la Justice et des Libertés.
- 水谷規男(2005)「未決拘禁の代替処分」(刑事立法研究会(編)『代用監獄・拘置所改革のゆくえ:監獄法改正をめぐって』, 第4章(pp. 90-112.)
- 中田 静(2006)「フランス刑事司法における電子監視」, 近畿大学法学, 53(3・4), 34-38.
- Pitoun A. (2003) Electronic monitoring in France: An appraisal of the early phase of implementation. In Mayer, M., Haverkamp, R., & Lévey, R. (Eds.). *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?* (pp. 105-114.) Max-Planck-Institute.
- 司法制度改革審議会(1999)「諸外国の司法制度概要(2):フランス共和国の司法制度」(第5回議事録配布資料)(<http://kantei.go.jp/jp/sihouseido/pdfs/dai5gijiroku-2>)
- 白取祐司(2009)「比較法4:フランス共和国」(福井厚(編)『未決拘禁改革の課題と展望』, pp. 329-343.), 日本評論社
- 末道康之(2006)「再犯者処遇に関するフランスの新動向:再犯者処遇に関する2005年12月12日法を中心に」, 南山法学, 30(1), 93-127.
- 末道康之(2007)「フランスの再犯者処遇法について」, 南山大学ヨーロッパ研究センター報, 第13号, 1-19.
- 末道康之(2010)「フランスの保安処分をめぐって」, 南山法学, 第33巻3・4号, 248-250.
- Tournier, P.V. (2003) Real alternatives versus virtual alternatives: On the theory of net-widening applied to electronic monitoring in France. In Mayer, M., Haverkamp, R., & Lévey, R. (Eds.). *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?* (pp. 177-185.) Max-Planck-Institute.
- Wennerberg, I. & Pinto, S. (2009) 6th European Electronic Monitoring Conference: Analysis of Questionnaires. (http://www.cepprobation.org/uploaded_files/EM2009%20Questionnaire%20summary.pdf)

<関連インターネットサイト(仏文又は英文)>

フランス首相府法令検索サイト(Legifrance):

<http://www.legifrance.gouv.fr/>

フランス司法省(Ministère de la Justice et des Libertés):

<http://www.justice.gouv.fr/>

欧州委員会統計局(European Commission Eurostat):

<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/eurostat/home/>

欧州評議会刑罰統計(Council of Europe Annual Penal Statistics (SPACE)):

<http://www3.unil.ch/wpmu/space/>

プロベーション欧州機構(CEP, The European Organization for Probation):

<http://www.cepprobation.org/>

2 ドイツ

研究官 藤原尚子

目 次

はじめに

第1 ドイツの概況・刑事司法制度

- 1 概況
- 2 刑事司法制度の概要

第2 ヘッセン州における位置情報確認制度

- 1 ヘッセン州の概況・犯罪情勢等
- 2 制度導入の背景・歴史
- 3 制度の概要
- 4 位置確認の方法
- 5 実施体制
- 6 運用実績
- 7 調査研究

第3 近年の動向

- 1 バーデン＝ヴュルテンベルク州の状況
- 2 ドイツ全体の状況

おわりに

引用・参考文献

はじめに

本稿では、ドイツ連邦共和国（以下「ドイツ」という。）における犯罪者等の位置情報確認の制度や実務等を紹介する。

ドイツでは、2000年、ヘッセン州が、フランクフルト地方裁判所管内において、勾留状の執行を猶予された者や自由刑の執行を猶予された者等を対象に、足首に発信機を装着させ、その在宅状況が無線装置によって確認するプロジェクト（「電子足環（Elektronische Fußfessel）プロジェクト」（以下「EFF」という。））を開始した。EFFは、2007年までにヘッセン州全域で実施されるようになり、2010年からは、バーデン＝ヴュルテンベルク州が、自由刑の代替措置や受刑者の社会復帰準備のための釈放措置として、無線装置を用いて在宅状況を確認する試みを開始した。また、全国的な動きとしては、2011年1月1日に施行された法律によって刑法の一部が改正され、行状監督の際に、裁判所が対象者に電子機器の装着を指示できることが明文化された。これにより、これまで電子機器を用いたモニタリングについて実績のなかった州においても、導入に向けた検討が行われている。

本稿では、位置情報確認制度について最も長い実績を有し、現地調査を実施したヘッセン州の状況を中心に紹介するが、まず、第一に、ドイツの概況及び刑事司法制度を概観し、次にヘッセン州における犯罪情勢やEFFの運用状況について述べる。そして最後に、近年の動向として、前記のバーデン＝ヴュルテンベルク州の状況及び刑法の一部改正について若干触れることとする。

なお、ヘッセン州に係る本稿の内容は、特に断りのない限り、筆者がドイツに訪問した2010年11月末現在のものであり、本稿中、意見にわたる部分は、筆者の私見であることを申し添える。

第1 ドイツの概況・刑事司法制度

1 概況

ドイツは、16の州（旧西ドイツ10州、旧東ドイツ5州及びベルリン州）から成る連邦共和制の国家である。国土は、約35.7万平方キロメートル（日本の約9割）であり、総人口は、2008年末現在、約8,200万人（日本の約6割）である。国家元首は、連邦大統領であり、連邦政府は、連邦首相及び連邦大臣から成る。議会は二院制であり、議員が国民の選挙によって選ばれる連邦議会と、各州の代表（州首相及び州の閣僚）により構成される連邦参議院がある¹。

連邦と州は、それぞれ立法・行政・司法について権限を有しており、その権限の配分については、ドイツ連邦共和国基本法（Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland）（以下「基本法」という。）に規定されている。立法については、連邦が、外交、国籍、通貨等に

1 外務省ホームページによる（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/germany/data.html>）。

関する事項について専属的な立法権を有し（基本法第73条）²、州は、民法、刑法、労働法等について、連邦が立法権を行使していない範囲において立法権を有する（基本法第72条、第74条）。行政については、州が主に担当しており、基本法に特段の規定又は許可のない限り、州法だけでなく、連邦法についても、州が執行することとなっている（基本法第83条）。司法権は、連邦憲法裁判所、その他の連邦裁判所及び州の裁判所によって行使されるが（基本法第92条）、州の裁判所は、下級審裁判所である。

2 刑事司法制度の概要

（1）基本的事項

ドイツは連邦制国家であり、各州が司法省、検察局、裁判所等の司法機関を有し、各州の実情に応じて、独自の刑事司法制度の運用を行っている。ただし、刑事司法の根幹をなす刑法は、前記のとおり基本法上は連邦に専属的な立法権がないものの、連邦法としてドイツ刑法典（Strafgesetzbuch）（以下この章において「刑法」という。）が存在し、ドイツ刑事訴訟法（Strafprozessordnung）（以下この章において「刑事訴訟法」という。）と共に、すべての州で適用されている³。

（2）刑罰等

刑法⁴では、有責になされた犯罪に対して、その不法の程度に限定して科される刑罰と、責任相当の刑罰ではさらなる犯罪行為を防止できないと予測される場合に科される改善及び保安処分を規定している⁵。刑罰には、自由刑、罰金刑、資産刑⁶及び付加刑⁷があり、改善及び保安処分には、自由の剥奪を伴う処分である精神病院への収容、禁絶施設⁸への収容及び保安監置⁹のほか、自由の剥奪を伴わない処分である行状監督、運転許可の取消し及び職業禁止がある。

以下では、位置情報確認制度と関係の深い自由刑及び行状監督について説明する。

ア 自由刑

自由刑には、有期と無期があり、有期自由刑は、1月以上15年以下である。無期自由刑が定められている罪には、連邦に対する内乱、死亡結果を伴う性的強要・強姦、謀殺等がある。ドイツにおける受刑者の刑期別構成比を見ると、次頁の2-1-1図のとおりであり、刑期

2 連邦法は、連邦議会及び連邦参議院の議決により制定される。

3 ドイツにおける刑事責任年齢の下限は14歳であり、14歳以上18歳未満の少年及び18歳以上21歳未満の青年の犯罪に関しては、少年裁判所法（Jugendgerichtsgesetz）によって、刑罰等が規定されている。

4 刑法は、法務省大臣官房司法法制部（平成19年）『法務資料 第461号 ドイツ刑法典』（2006年3月1日現在の刑法を収録）を参考にしている。

5 イェシエック＝ヴァイゲント（西原春夫監訳）（1999）『ドイツ刑法総論第5版』639頁

6 資産刑は、罰金刑の特別形態であり、集団での売春あっせん、犯情の重い集団窃盗等の組織犯罪について、無期自由刑又は2年以上の有期自由刑が科せられる場合に併科されるもので、行為者の資産価値を計算して支払額が言い渡される。

7 付加刑には、「運転禁止」があり、自動車運転の際若しくはこれに関連して、又は、自動車の運転者としての義務に違反して行われた犯罪行為を理由として、自由刑又は罰金刑を言い渡された者は、1月以上3月以下の期間、あらゆる種類の自動車等の運転が禁止される。

8 禁絶施設は、アルコール依存や薬物依存の者のための治療施設である。

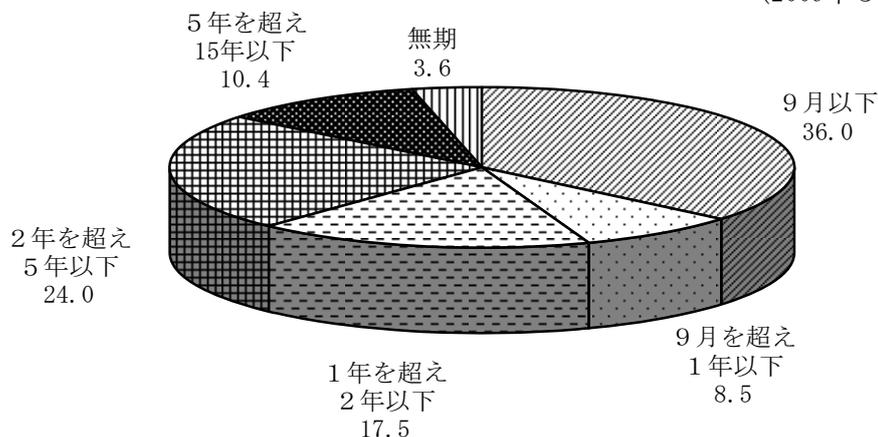
9 保安監置は、自由刑の執行終了後において更に重大な犯罪を行うおそれのある者について、その者から社会を防衛するため、自由刑の執行終了後も更にその者を拘禁する処分である。詳細は、法務総合研究所（2008）『研究部報告38 諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究 -フランス、ドイツ、英国、米国-』（88-94頁）参照。

1年以下の者が約45%を占めている。

なお、ドイツにおいて、有罪となった者のうち自由刑を受ける者の比率は2割程度であり、刑罰のうち大半を占めているのは罰金刑である（2009年：自由刑18.5%，罰金刑81.5%）¹⁰。

2-1-1図 ドイツにおける受刑者の刑期別構成比

(2009年3月31日現在)



- 注 1 Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch 2010による。
2 総数は、55,043人である。

(ア) 刑の執行猶予¹¹

1年以下の自由刑を言い渡す場合において、有罪を言い渡される者が、刑の執行がなくても再犯のおそれがないと期待できる場合は、その人格、前歴、行為の事情等を考慮した上で、刑の執行が猶予される。また、有罪を言い渡される者の人格の総合評価により特別な事情が存在するときは、1年を超え2年以下の自由刑を言い渡す場合においても、刑の執行を猶予することができる（刑法第56条）。

執行猶予期間は、2年以上5年以下であり（刑法第56条a）、裁判官は、執行猶予を言い渡される者に対して、損害賠償のための遵守事項を課することができるほか（刑法第56条b）、その者の再犯防止のため、居住や職業教育、就労、自由時間等について指示（Weisung）を与えることができる（刑法第56条c）（下線部は、ヘッセン州における位置情報確認制度の根拠となる箇所である。以下この章において同じ。）。また、同期間中、再犯を防止するために必要と認められる場合は、その全部又は一部の期間、保護観察官の監督と指導に付す。保護観察官は、裁判所に配置されており、援助的かつ保護的に、有罪を言い渡された者の側に立って、遵守事項や指示等が守られているかを監督し、その行状について裁判官に定期的に

10 Statistisches Bundesamt Deutschland (<http://www.destatis.de>)による。

11 ドイツにおける「刑の執行猶予（Strafaussetzung zur Bewahrung）」は、刑法第56条dに基づき執行猶予者が保護観察官の監督と指導に付されない限り、日本における単純執行猶予に相当することから、直訳すると「保護観察のための刑の執行猶予」となるが、本稿では「保護観察のための」は訳出しない。

報告する（刑法第56条 d）。

なお、執行猶予中の者が、同期間中に犯罪行為をし、それによって執行猶予の根拠となった期待が満たされないことが明らかとなった場合や、裁判所の指示に著しく違反したり保護観察官の監督・指導を執拗に拒否するなどして新たに犯罪行為を行う危惧が生じた場合などには、執行猶予が取り消される。ただし、更なる遵守事項又は指示を与えることや、保護観察官の監督及び指導に付すこと、執行猶予期間又は保護観察官による監督期間の延長の措置をとることで十分である場合には、取消しを中止する（刑法第56条 f）。

なお、2009年における自由刑の言渡しを受けた者に占める執行猶予者の比率は、71.8%であり、ドイツにおいては自由刑の判決を受けた者の大半が執行猶予となっている¹²。

（イ）残刑の執行猶予

自由刑の執行を受けている者は、一定期間の刑の執行が終了すると、諸条件を考慮した上で、残刑の執行が猶予される。有期刑受刑者については、科せられた刑の3分の2（ただし2月以上）の執行を終え¹³、社会の安全という利益を考慮した上で執行猶予に責任を持つことができ、かつ本人が同意した場合に、残刑の執行が猶予される。その際には、本人の人格、前歴、行為の事情、執行中の態度、執行猶予により期待し得る効果等が考慮される（刑法第57条）。無期刑受刑者については、15年の刑の執行を終え、受刑者の責任が特に重いことにより更なる執行が要求されるわけではなく、かつ、有期自由刑と同様に本人の同意等の諸要件を満たす場合に、残刑の執行が猶予される（刑法第57条 a）。

なお、ドイツにおいては、個人の自由の剥奪については裁判官が決定権を有しており¹⁴、残刑の執行猶予の決定は、裁判所が行っている。

残刑の執行猶予の実施に当たっては、遵守事項の定め、裁判所の指示、保護観察官の監督と指導、取消し等について、刑の執行猶予の規定が準用される（刑法第57条）。

イ 行状監督

行状監督は、自由刑の執行終了後、更に犯罪を犯すおそれがある者等について、その犯罪を予防するため、一定の期間、行状監督所（Aufsichtsstelle）¹⁵により生活を監督する処分であり、裁判所が裁量で言い渡すもの（刑法第68条）と、法律上当然に生ずるもの（刑法第68条 f）がある。前者は、法律の定める一定の犯罪により、6月以上の有期自由刑を科されたこと及びその者が将来犯罪行為を行うおそれがあることを要件に、刑に併せて命ずることができるものであり、後者は、故意の犯罪行為を理由として2年以上の自由刑が完全に執行されたときや、一定の犯罪行為を理由として1年以上の自由刑が完全に執行されたときなどに、釈放と同時に開始するものである¹⁶。また、保安監置¹⁷が10年間執行されたときで、裁判所が、

12 Statistisches Bundesamt Deutschland (<http://www.destatis.de>)による。

13 当該受刑者が初めての自由刑の受刑であり、その刑期が2年以下であるとき、又は、特別な事情のあるときは、有期自由刑の2分の1（ただし6月以上）の執行を終えた者も対象となる。

14 基本法第104条第2項において、自由の剥奪の許否及び継続については、裁判官のみが決定するものと規定されている。

15 行状監督所は、各地方裁判所に置かれている組織であり、裁判官や上級公務員を長とし、ソーシャルワーカーや上級・中級の公務員で構成されている。

16 詳細は、法務総合研究所（2008）『研究部報告38 諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究 -フランス、ドイツ、英国、米国-』（94-97頁）参照。

被收容者がその習癖の結果として被害者の精神又は身体を著しく侵害する重大な犯罪行為を行うおそれがないと判断して保安監置の終了を宣告した場合にも、その終了と同時に行状監督が開始する（刑法第67条 d）。

行状監督を言い渡された者は、前記のとおり、行状監督所の監督に付されるが、加えて、裁判所は、行状監督の期間中、対象者に保護観察官を付ける。保護観察官は、援助的かつ保護的に対象者の側に立ち、行状監督所は、保護観察官の助力を受けながら行状監督を言い渡された者の態度及び指示の履行を監督する（刑法第68条 a）。また、裁判所は、行状監督所の許可なく居所等を離れないことや、就労、自由時間等について指示を与えることができる（刑法第68条 b）。

行状監督の期間は、2年以上5年以下であるが、行状監督を言い渡された者が、刑の執行猶予の際に治療を受ける指示に同意しなかった場合や、同指示に従わなかった場合であって、かつ重大な再犯をするおそれがあるとき、裁判所は、期限の定めのない行状監督を命じることができる（刑法第68条 c）。

なお、行状監督を受けている者が、行状監督に付されていなくても再犯しないであろうことが期待できるとき、裁判所は、行状監督を中止する（刑法第68条 e）。

第2 ヘッセン州における位置情報確認制度

1 ヘッセン州の概況・犯罪情勢等

(1) 基本情報

ヘッセン州は、ドイツの中央部に位置する州であり、2008年末現在、面積は約2.1万平方キロメートル（16州中7番目に広い）、人口は約610万人¹⁸（16州中5番目に多い）である。州都は、南西部に位置するヴィースバーデンであり、経済の中心地は、南部に位置するフランクフルトである。

(2) 犯罪情勢等

次頁の2-2-1図は、ドイツ全体及びヘッセン州における交通犯罪及び国防に関する犯罪（Staatsschutzdelikte）を除く犯罪の認知件数及び検挙率の推移（1994年から2009年までの16年間）を見たものである。ドイツ全体の動向とヘッセン州の動向に大きな違いはなく、認知件数は、おおむね横ばいの状態であり、検挙率は、上昇傾向にある。

なお、2009年における犯罪の発生率（人口10万人当たりの認知件数）は、全国では7,383であるが、ヘッセン州では6,711であり¹⁹、ヘッセン州は全国に比べると低い。

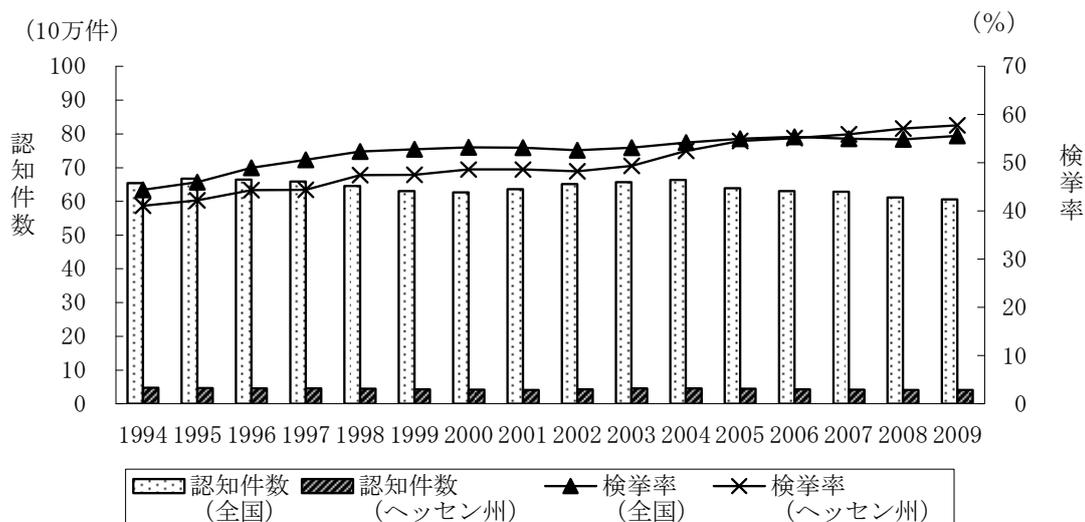
17 保安監置については、脚注9参照。

18 Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch 2010による。

19 Polizeiliche Kriminalstatistik 2009による。

2-2-1 図 認知件数・検挙率の推移

(1994年～2009年)



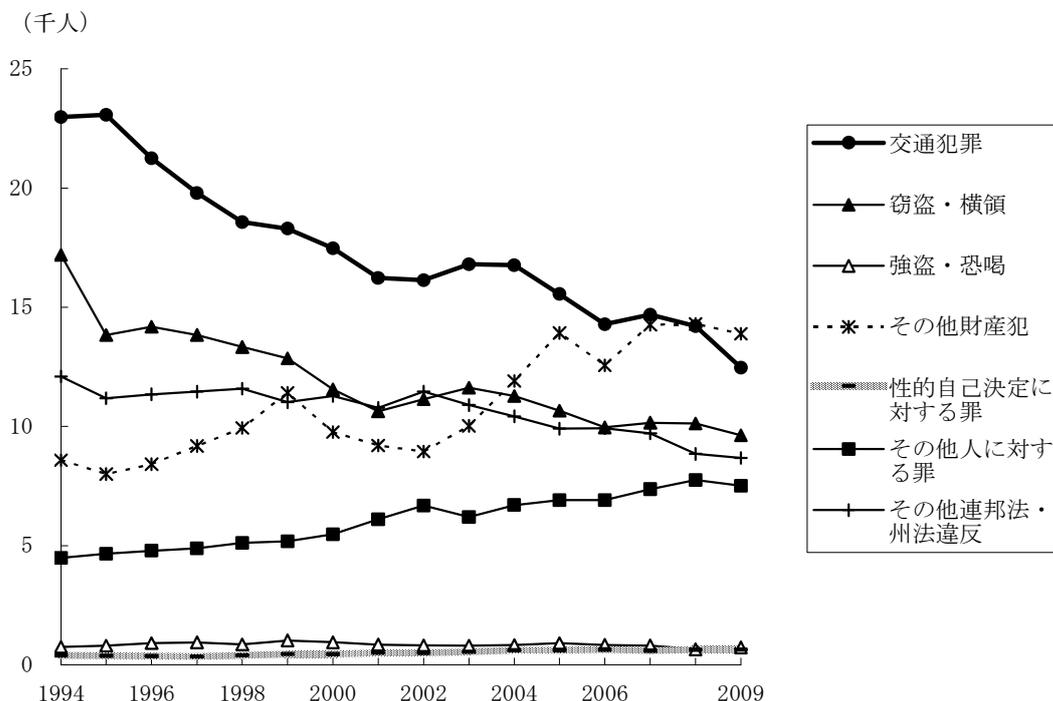
注 全国の数値は、Polizeiliche Kriminalstatistikにより、ヘッセン州の数値は、Polizeiliche Kriminalstatistik 2010 des Landes Hessen による。

次頁の2-2-2 図は、ヘッセン州における罪種別有罪人員の推移（1994年から2009年までの16年間）を見たものである。交通犯罪及び窃盗・横領が減少し、その他財産犯及びその他人に対する罪が増加傾向にある。

なお、2009年における有罪人員の総数は53,541人であり、女子の占める比率は18.9%であった。

2-2-2図 ヘッセン州における罪種別有罪人員の推移

(1994年～2009年)



注 1 Statistik-Hessenによる。

2 「有罪 (Verurteilte)」は、刑事責任年齢 (14歳) に達している者が、刑法による刑罰又は、少年刑法による少年刑 (Jugendstrafe)、懲戒処分 (Zuchtmittel)、若しくは教育措置 (Erziehungsmaßregeln) を受けたことをいう。

3 「その他財産犯」は、詐欺、背任等である。

4 「その他人に対する罪」は、謀殺、故殺、傷害等である。

5 「性的自己決定に対する罪」は、強姦、14歳未満の者に対する性的虐待等である。

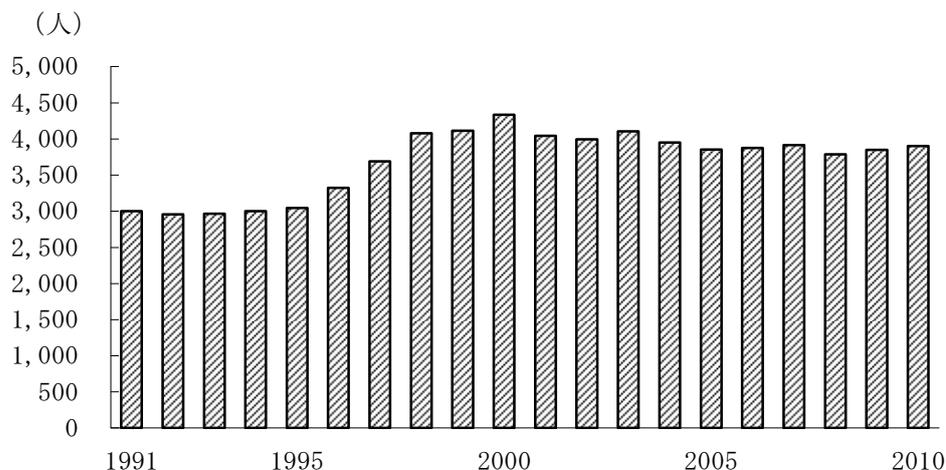
2 制度導入の背景・歴史

ドイツにおいては、1990年代半ばから、ドイツ行刑法を改正し、自由刑の代替措置として電子機器を用いた在宅拘禁を導入することについての議論が行われていた。1990年代後半には連邦参議院から改正法案が提出され、連邦議会において審議が行われたが、結局、この構想は実現には至らなかった。こうした状況の中、ドイツで唯一、電子機器を用いた犯罪者の社会内処遇に踏み切ったのがヘッセン州であるが、その背景には、刑務所の被収容者数の増加があった。次頁の2-2-3図は、同州における受刑者数の推移を見たものである。1990年代半ばから2000年にかけて、受刑者数が大幅に増加しており、同州は、早急にこれに対応する必要があった。また、未決勾留者についても、推定無罪の者の身柄を拘束して社会的・経済的不利益を与えるべきではないという議論があり、改善策を講じる必要があった。電子機器を用いた社会内処遇は、アメリカ合衆国やスウェーデン王国における実践から、刑務所の負担を軽減することができるだけでなく、対象となった者への教育的な効果も期待できたことから、同州において、導入に向けての本格的な検討が行われることとなった²⁰。

20 Helmut Fünfsinn (2009) 及びヘッセン州司法省担当者からの聞き取りによる。

2-2-3 図 ヘッセン州における受刑者数の推移

(1991年～2010年)



- 注 1 Statistik-Hessenによる。
 2 毎年3月31日現在の人員である。

検討の過程では、罪を犯した者が自宅で生活を継続することへの疑問や、私生活を24時間監視するのは人権上問題ではないかとの懸念も示された。そのため、対象者については、重い罪を犯した者を除くこととし、モニタリングの方法も、GPS機器を用いてリアルタイムで位置を追跡するもの（以下この章において「GPS方式」という。）ではなく、無線電波装置（Radio Frequency）を用いて決められた時間に定められた場所にいるかどうかのみを確認するもの（以下この章において「RF方式」という。）が採用されることとなった。

EFF（電子足環プロジェクト）は、2000年5月から2年間、フランクフルト地方裁判所管内においてモデル・プロジェクトとして試行された。同期間中、刑の執行猶予者等45人が対象となったが、うち34人が取消し等の措置をとられることなく終了した²¹。この試行結果を受け、2002年5月、EFFをヘッセン州全域で使用していくことが決定され²²、2003年以降、活用する裁判所が順次拡大し、2007年には同州内のすべての地方裁判所管内で導入された。

なお、詳細は後述するが、EFFは、従来から存在する刑事司法制度の枠組みの中で実施可能な制度であったことから、導入当時、新規立法は行われていない。対象者の選定基準や機器の使用方法等の制度の詳細については、司法省職員が各地方裁判所に赴いて説明を行い、周知が図られた²³。

21 Max-Planck-Institut “Evaluation eines Modellprojekts zum Einsatz der elektronischen Fußfessel (Hessen)” (研究期間：2000年～2004年)

22 Wolfram Schädlér (2003) The Hessian Pilot Project on Electronic Monitoring in Frankfurt, Germany. In Mayer, M., Haverkamp, R. & Lévy, R. *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?*, Max-Planck-Institut (p. 163)

23 ヘッセン州司法省担当者からの聞き取りによる。

3 制度の概要

(1) E F Fの適用範囲・根拠法令

E F Fは、対象者を、保護観察官の監督の下、外出・帰宅時間等を定めた週間計画に従うことを条件として、電子機器によってその遵守状況を確認しながら社会内で生活させるものであり、次の措置がとられる者について、適用が検討される。

- ① 勾留状の執行猶予²⁴（刑事訴訟法第116条第1項）
- ② 刑の執行猶予²⁵（刑法第56条c第2項）
- ③ 残刑の執行猶予²⁶（刑法第56条，第56条f，第57条）
- ④ 行状監督²⁷（刑法第68条b第1項）
- ⑤ 恩赦²⁸（ヘッセン州恩赦規則第19条）

上記の括弧内に示したのは、E F Fの根拠とされている法令であるが、各条文には、対象者に対して電子機器を用いてモニタリングを行うことができる旨が明記されているわけではない²⁹。定められているのは、裁判官が各措置の実施に当たって対象者に与える指示に関する事項であり、その指示の内容は、「裁判官の許可なく居住地等を離れてはならない」といった住居に関するものや、労働、自由時間等に関するものである。つまり、E F Fは、このような裁判所の指示が遵守されていることを確認する手段として位置付けられており、電子機器という新たな手法を用いてはいるが、従来からある「裁判所の指示」という枠組みの中で実施されているものである。

【少年行刑における活用】

ヘッセン州においては、新たに、E F Fを少年行刑において活用していく動きがある。2006年の連邦制度改革によって刑の執行に係る立法権が連邦から州に移行したことに伴い、2008年1月1日、ヘッセン州少年行刑法（Hessisches Jugendstrafvollzugsgesetz）が施行され、その第16条第3項において、少年受刑者の社会復帰準備のための釈放措置の際にE F Fを使用できることが規定された。釈放措置は、社会復帰の円滑化を図るため、受刑者を残刑の執行猶予等による出所前に社会内で生活させるものであり、実施を決定するのは、裁判所ではなく刑事施設である。実施に当たっては、受信機を設置できる住居があることや、通学や就労等の有意義な日常活動を少なくとも週25時間行うことなどが条件となり、本人及び同居する成人の同意のほか、本人が未成年の場合は保護者の同意も必要となる³⁰。

24 勾留状の執行猶予は、実質的には日本における保釈に当たる。勾留状の執行は、勾留状が逃亡のおそれに基づいて発せられている場合において、その執行よりも緩やかな処分勾留の目的を達成できると期待できる場合に猶予されるが、その処分の一つに、裁判官又は刑事訴訟官庁の許可を受けることなく住所、居所又は特定の地域を離れてはならない旨の指示がある。

25 本章第1の2（2）ア（ア）参照

26 本章第1の2（2）ア（イ）参照

27 本章第1の2（2）イ参照

28 恩赦権は、連邦が第一審において裁判権を行使した事件については連邦が有し、その他の事件については、すべて州政府が有している（刑事訴訟法第452条）。ヘッセン州恩赦規則第19条は、恩赦となった者に対する裁判所からの指示や条件については、刑法第56条b、第56条c及び第56条dによることを規定している。

29 行状監督については、2011年1月1日付けで施行された法律により、指示として電子機器の装着を命じることができる旨が明文化された（詳細は本章第3の2参照）。

30 Helmut Fünfsinn（2009）

なお、2011年10月1日現在、前記法律に基づいてE F Fが運用された実績はない。

(2) 対象者

ア 対象者の選定基準

E F Fの対象となるのは、通常であれば拘禁という選択肢しかないが、緊密な監督や教育的支援があれば、社会内で健全な生活を送ることができると思込まれる者である。

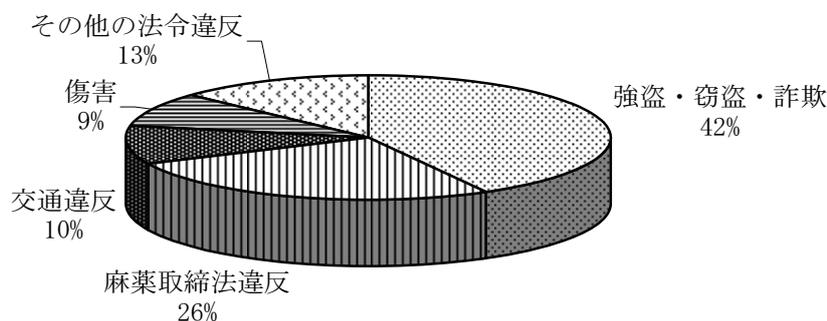
E F F対象者の選定基準には、現在、厳密に統一されたものはないが、モデル・プロジェクト実施時の基準は次のとおりであり、現在もおおむねこれに沿った判断がなされている³¹。

- ・ 監督を受けること及び週間計画に従うことについての本人の同意があること³²
- ・ 同居予定の家族（成人）の同意があること
- ・ 少なくとも週20時間、就労、就学等の意義のある日常活動を行うことができること
- ・ 一定の住居があること
- ・ 固定電話があること
- ・ 深刻な薬物依存がないこと
- ・ 深刻なアルコール依存がないこと

上記の基準のうち、固定電話の保有状況については、技術の進歩により、現在は、固定電話を有していなくても実施できるようになっている（詳細は第2の4参照）。また、薬物依存がある者についても、機械的に対象外とするのではなく、薬物依存に関するプログラムの受講を条件としてE F Fの対象とするケースもあるなど、実情に応じて変化してきている部分もある。

なお、選定基準として罪名による制限はなく、E F F対象者の罪名別の構成比を見ると、2-2-4図のとおりとなっている。

2-2-4図 E F F対象者の罪名別構成比



注 ヘッセン州司法省の資料 Elektronische Fußfessel · Das Modellprojekt in Hessen (2010) による。

31 Markus Mayer (2007)

32 同意しなければ拘禁されるため、不同意の者はほとんどいないが、生活時間を厳しく管理されることに耐えられないという理由で拒否する者もいる（フランクフルト地方裁判所E F F担当者からの聞き取りによる。）。

イ 決定過程

前記(1)の各措置のうち、E F Fが活用されている主な措置は、勾留状の執行猶予、刑の執行猶予及び残刑の執行猶予であり³³、ここでは、これらの措置においてE F Fの対象者が決定するまでの流れを紹介する。

① 勾留状の執行猶予³⁴

勾留状の執行を猶予される者については、通常、所在不明となっていないことを確認するため、裁判所により、2週間に1回程度の警察への出頭が義務付けられるが、それのみでは逃走を防止するのに十分ではないか、又は、より密接な管理や指導が必要であると考えられた場合に、E F Fの対象とすることが検討される。裁判官又は検察官は、E F Fの候補となった者が選定基準を満たすかどうかについて、裁判所に配置されているE F F担当の保護観察官(以下「E F F担当者」という。)に対して適合調査を依頼する³⁵。E F F担当者は、7日以内に居住状況や本人及び同居の家族の同意等についての調査を実施し、その結果を裁判官に提出する。裁判官は、調査結果を検討し、E F Fの対象とすることかどうかの最終決定を下す。

② 刑の執行猶予

執行猶予判決の前には、裁判所に配置されている保護観察官が、被告人の人物調査を行うこととなっているが、それを検討した裁判官が、当該被告人がE F Fの対象者として適しているのではないかと考えた場合に、E F F担当者による適合調査が行われる。また、この適合調査は、検察官の依頼によっても行われる。E F F担当者は、約1週間で調査を行い、E F Fの対象とすることについての適・不適の意見を付して裁判官に報告書を提出する。裁判官は、E F F担当者の意見を尊重しつつ最終判断を行い、E F Fの対象とすることかどうかを決定する。

なお、E F Fは、執行猶予の開始当初から実施されるだけでなく、通常の執行猶予の対象者が裁判所の指示や遵守事項に従わないなど執行猶予の条件から逸脱しそうな状態にあるとき、更なる指示として途中から実施することもある(執行猶予の取消しを回避するための更なる指示(刑法第56条f))。

③ 残刑の執行猶予

刑務所において刑の執行を受けている者については、刑期の3分の1から2分の1の執行が終了する頃、保護観察官が、当該受刑者の残刑の執行猶予の手續に必要な社会レポートを作成して裁判官に提出することとなっている。その際、保護観察官が、当該受刑者についてE F Fの対象とすることが適当であると考えた場合は、同レポートにその旨を記載する。同レポートを検討した裁判官が、当該受刑者をE F Fの対象とすることが適当であると考えた場合は、E F F担当者に適合調査を依頼する。また、残刑の執行猶予の決定には、検察官も

33 E F Fの実施状況については、「6 運用実績」参照。

34 勾留状の執行猶予の概要については、脚注24参照。

35 E F Fを活用することについての提案は、弁護士も行うことができるが(他の措置についても同じ。)、E F F担当者に対する適合調査の実施依頼を行うことができるのは、裁判官又は検察官のみである。

関わっており³⁶、検察官が適当と考えた場合もE F F担当者に適合調査を依頼することができる。裁判官は、適合調査の結果を踏まえて最終決定を行う。

(3) E F Fの実施

E F Fを実施することが決定した場合、E F F担当者は、対象者に対し、改めてE F Fの目的や期間中に遵守すべき事項等を説明する。その後、対象者とともに、対象者の今後の就労や通学等の生活設計を考慮しながら、週間計画を作成する。対象者は、E F Fの期間中、就労、就学、治療等、意義のある日常活動を行うことが求められ、同計画においては、外出時間、外出先、活動内容、帰宅時間、自由時間³⁷等が定められる。対象者はこれを遵守しなければならないが、同居者にも協力が求められる。E F Fの実施期間中、対象者に就労状況等の変化等があった場合、同計画は、必要に応じて変更される。

週間計画の遵守状況の確認は、外出・帰宅時間だけでなく、外出先の状況についても行われる。前者については電子機器によって把握することができるが、後者については、電子機器によっては把握できないことから、それについては、E F F担当者が、外出先として予定されている職場や病院等に直接確認する。ただし、対象者がE F Fの対象となっていることを職場等に知られるのを望んでいない場合は、給与明細や診察記録等によって確認する。

E F F実施期間中、E F F担当者は、対象者と1週間に1回は面談して生活状況を把握し、裁判所に報告書を提出することとなっている。通常、刑の執行猶予(残刑の執行猶予を含む。)において保護観察官による監督と指導に付された場合(刑法第56条d)、保護観察官が対象者と接触するのは4～10週間に1回程度であり、それと比較すると、E F Fでは、相当密度の高い監督が行われているといえる。

(4) E F Fの終了・中止

E F Fの実施期間については、標準期間が決まっているわけではなく、刑の執行猶予(残刑の執行猶予を含む。)におけるE F Fの場合、終了の決定は、裁判官が、E F F担当者から週1回提出される報告書を検討し、E F Fがもはや不要であると判断したときに行う。実績を見ると、実施期間は、刑の執行猶予では4月～6月間が多く、残刑の執行猶予では1年が多いとのことである。勾留状の執行猶予の際のE F Fについては、標準的な期間はないが、最長は、否認によって裁判が長期化したもので2年半とのことであった³⁸。E F Fが刑の執行猶予及び残刑の執行猶予において行われている場合、終了後は、刑法第56条dに基づく保護観察官による通常の監督と指導が行われるが、多くの場合、E F F実施時に対象者を担当していた保護観察官が、引き続き担当する。

E F Fの中止については、裁判官が、E F F担当者から提出された週間計画の不遵守等に

36 残刑の執行猶予の決定に当たっては、検察官、刑の言渡しを受けた者及び刑事施設の意見を聴かなければならないとされている(刑事訴訟法第454条)。

37 外出していても在宅していてもよい時間であり、期間中の行状に応じて増減される。自由時間は、外出・帰宅時間の前又は後にも15分程度設定されており、例えば17:00に帰宅する予定だったのが実際には17:10となっても違反とならないようになっている。

38 E F Fの実施期間については、ヘッセン州司法省担当者からの聞き取りによる。なお、勾留状の執行猶予におけるE F Fの実施期間については、長期化する場合もあり、終了時期が不明確なまま発信機を装着させ続けることを問題視する意見もある(Markus Mayer (2007))。

関する報告書を検討して決定する。E F Fが中止となり、刑の執行猶予や勾留状の執行猶予が取り消された場合は、施設内における刑の執行や勾留状の執行が行われる。

E F F開始当初は、週間計画の不遵守には厳しく対処し、すぐに中止の措置を講じていたが、現在は、対象者を十分に指導することによって対応することが多いとのことである。

4 位置確認の方法

ヘッセン州において使用されているモニタリング方式は、R F方式であり、2010年11月末現在、G P S方式は用いられていない。

E F Fの実施に当たって必要な主な機器・設備には、まず、対象者の足首に装着する発信機（次頁写真1）及び居住地に設置する受信機（次頁写真2）がある³⁹。発信機は、一定の間隔で信号を発するものであり、特殊な器具を用いなければ取り外すことはできない。受信機は、居住地に設置され、発信機からの信号を受信するが、信号を受信できれば対象者が在宅、受信できなければ不在と認識される。受信機は、受信した情報を、携帯電話回線により、ヘッセン州データ処理センター（Hessische Zentrale für Datenverarbeitung。以下この章において「HZD」という。）⁴⁰のコンピュータに送信する。同コンピュータは、受信した情報とあらかじめ入力されている週間計画に基づく在・不在の状況が一致するかどうか照合し、一致しなければ、ショートメッセージサービスにより、待機サービス（詳細は第2の5参照）に通知する。通知される情報には、そのほかに、発信機内蔵のバッテリー（耐用年数は2年）の電圧の低下や、発信機のベルトの切断等がある。

なお、受信機については、E F F開始当初は固定電話回線を利用して情報を送信していたが、この方式では、固定電話を持たない者を対象にすることができず、また、対象者が電話料金を支払わないためにモニタリングが継続できなくなるなどの問題が生じたことから、技術の進歩もあって携帯電話回線を利用する方式を導入した。そのため、現在では、電気を使用できる環境であれば、ホームレス用のテントや仮設住宅であっても設置可能となっている。また、受信機には耐用日数2日のバッテリーが内蔵されており、電気がない場所において暫定的にE F Fを開始することもできる。

39 機器のメーカーは、Elmo Tech Ltd.である。

40 ヘッセン州データ処理センターは、1989年、ヘッセン州の行政データを扱う機関として州都ヴィースバーデンに設置され、1990年、司法関連のデータを扱う支部がヒューンフェルトに設置された。E F F関連データを取り扱っているのはヒューンフェルトの支部であり、支部に勤める約100人の職員のうち2人がE F Fの専任である。業務としては、機器の取付けのほか、故障への対応、週間計画の変更への対応等を行っている。

【写真1：発信機】

【写真2：受信機】⁴¹

E F Fの開始時には、E F F対象者を担当する保護観察官だけでなく、HZDの技術者がE F F対象者の居住地に赴いて、対象者の足首への発信機の装着と、居住地への受信機の設置を行う。HZDの技術者がセッティングを行うのは、在宅状況について誤報のないように、居住地内のあらゆる場所からの信号が正確に受信できるよう慎重に調整する必要があるためである。HZDは、ヘッセン州のほぼ中央に位置するヒューンフェルトにあり、設置要請があれば、州内のどこであっても2時間以内に到達できる体制を整えている。

E F Fによって得られた位置情報のデータは、HZDにおいて、対象者がE F Fに付されている間だけ保存されている。対象者が何らかの事件の被疑者となり、警察から事件当時の所在を確認するためにE F Fのデータの提供を求められたときは、裁判官が、提供の可否を判断する。ただし、そのような場合は、E F F担当者がE F Fのデータに基づいて証言することで足り、実際に、それで無実が証明されたこともあるとのことであった。

5 実施体制

(1) 人的体制

E F F対象者の監督は、フランクフルト地方裁判所のE F F担当者8人で構成されている待機サービスと、対象者の居住地を管轄する各地方裁判所に配置されているE F F担当者⁴²が行っている。前者は、ヘッセン州のE F F対象者全員分の位置情報の把握に関する業務を行い、後者は、管轄する地域のE F F対象者に対する面接等の直接的な指導等を行う。

待機サービスには、ヘッセン州のE F F対象者全員分の週間計画が綴られたファイルとHZDからの各種通知を受け取るショートメッセージ受信機があり、当番（一週間交替）となった1人が、これらを用いて、24時間体制で、週間計画の不履行や機器の不具合等への対応に当たる。また、対象者は、勤務時間の急な変更や交通機関の乱れ等により週間計画どおり行動できなくなった場合、速やかに待機サービスに連絡することとなっており、当番となった者は、そうした連絡も受け付ける。連絡を受けた場合は、当該対象者の週間計画ファイル

41 受信機には電話機能もあり、左端の緑のボタンを押すと待機サービスにつながり、右端の赤いボタンを押すと対象者を監督する地方裁判所のE F F担当者につながる。通話の受信は、発信元にかかわらず受けることができる。

受信機は、自宅に設置されるだけでなく、対象者の生活状況を考慮して、週末の滞在先（家族や交際相手宅）に設置されることもある。また、被害者保護の観点から、E F F対象者が被害者宅に接近した場合に通知がなされるよう被害者宅に設置される場合もある。

42 各地方裁判所の実情に応じて配置されており、総数は不明。

にその旨を記載し、週間計画との不一致を知らせる通知が届いても同計画の不遵守として処理されないようにする。また、HZDから事前の連絡のない週間計画との不一致が通知された場合には、直ちに当該対象者に連絡をとって事情を確認し、注意・指導を行うなど必要な措置をとる。当該対象者に重大な違反があった場合には、速やかに当該対象者の居住地を管轄する地方裁判所のE F F担当者にその旨を伝達する。1日(24時間)に届く連絡・通知は、50～80件であり、うち30件程度が夜間に届くものであるとのことであった⁴³。

(2) 費用

E F F運用にかかる1人1日当たりの費用は、2009年においては約33ユーロ(約4千円:1ユーロ=120円として換算。以下この章において同じ。)であり、拘禁にかかる1人1日当たりの費用(2008年においては約96ユーロ(約1万2千円))と比べると3分の1程度である⁴⁴。

なお、フランクフルト地方裁判所におけるモデル・プロジェクトの実施に要した費用の総額は、約57.7万ユーロ(約6,900万円)であり、その内訳は、2年間の初期投資が約11.2万ユーロ(約1,300万円)、電子機器を使ったモニタリングが約11.9万ユーロ(約1,400万円)、処遇が約34.7万ユーロ(約4,200万円)であった。⁴⁵

他の国においては、電子機器を用いた位置情報確認制度の対象者が、同制度に係る手数料を支払う場合があるが、ヘッセン州においては、E F F対象者の費用負担はない。

6 運用実績

ヘッセン州における運用実績を見ると、運用開始から2011年9月8日までにE F Fの対象となった者は938人、うち刑の執行猶予又は残刑の執行猶予が647人、勾留状の執行猶予が289人、その他の措置が2人である⁴⁶。また、現地調査を実施した2010年11月25日現在の対象者数は約80人であったが、2011年9月8日現在の対象者数は103人(刑の執行猶予又は残刑の執行猶予66人、勾留状の執行猶予37人)であり、1日当たりの対象者数が増加している。

なお、これまでのE F F対象者のうち、週間計画の不遵守等により中止となった者の比率は、1割に満たない⁴⁷。

次頁の2-2-5図は、発信機の装着延べ日数の推移を見たものである。各年におけるE F F対象者数が不明であることから、装着日数の増加が、対象者数の増加によるものか、一人当たりの装着期間の長期化によるものか不明であるが、次第に活用されるようになってきている状況がうかがえる。

43 フランクフルト地方裁判所のE F F担当者からの聞き取りによる。

44 ヘッセン州司法省の資料Elektronische Fußfessel -Das Modellprojekt in Hessenによる。

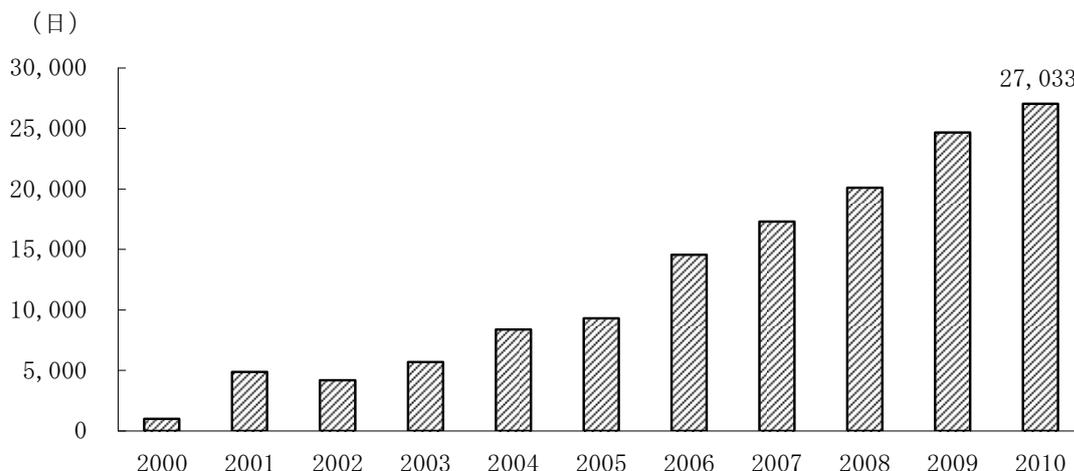
45 Markus Mayer (2004)

46 ヘッセン州司法省の資料Projekt "Elektronische Fußfessel" による。

47 ヘッセン州司法省の資料Elektronische Fußfessel -Das Modellprojekt in Hessenによる。なお、参考までに、ヘッセン州において2009年に刑の執行猶予(残刑の執行猶予を含む。)を終了した者のうち、再犯を理由として刑の執行猶予が取り消された者の比率は、約18%であった(Statistik-Hessenによる)。

2-2-5 図 発信機装着日数の推移

(2000年～2010年)



注 ヘッセン州司法省の資料 Electronic Monitoring in Hesse: Past, Present and Future -7th Conference on Electronic Monitoring in Europe による。

7 調査研究

E F Fに関する研究には、マックス＝プランク外国・国際刑法研究所(Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Strafrecht) がモデル・プロジェクトについて実施したものがあ。同研究所のマークス＝マイヤー氏の論文⁴⁸によると、E F Fの利点及び懸念として次のような事項が挙げられている。

【利点】

- ① 足首に装着した機器の存在によって、対象者が、自分の置かれている状況を常に認識することができる。
- ② 保護観察官と緊密な接触を保つことができる。
- ③ E F Fの記録により、保護観察官が、対象者が週間計画を遵守していることを確認し、対象者を評価することができる。
- ④ 対象者のニーズに24時間対応することができる。

【懸念】

- ① 実施中は保護観察官の裁量が大きく、特に自由時間について裁判官の当初の指示と異なる運用がなされることもあるが、それを管理する体制が整っていない。
- ② 自由時間の制限により、対象者の有用な社会との接触が妨げられる。
- ③ 週間計画の設定方法が、就業時間が不規則な者に適していない。
- ④ E F Fを使用しない刑の執行猶予の場合、裁判官は、開始時及び終了時の処理のみを行えばよいが、E F Fの場合は、その実施中に様々な教育的判断が求められることから、裁判官の負担が大きい。

48 Markus Mayer (2003)

なお、E F Fの再犯防止効果についての既存の研究はないが、現在、ヘッセン州司法省の財政的な支援を受けて、マックス＝プランク外国・国際刑法研究所により研究が進められている⁴⁹。

第3 近年の動向

電子機器を用いた位置情報の把握に関する近年の動きとして、バーデン＝ヴュルテンベルク州の状況及びドイツ全体の状況について紹介する。

1 バーデン＝ヴュルテンベルク州の状況

バーデン＝ヴュルテンベルク州においては、2009年8月7日、「自由刑の執行の際の電子的監視に関する法律 (Gesetz über elektronische Aufsicht im Vollzug der Freiheitsstrafe)」が施行され、2010年1月1日、同法の改正法が施行された。同州におけるE F Fは、罰金の不払いによる自由刑の代替措置や、社会復帰の準備のための受刑者の釈放措置等の条件として、所在把握のために用いられることとなっている。実施条件としては、本人が同意していること、定まった住居があること、接続された電話機があること、同居者の同意があること、就労や訓練等の有意義な日常の活動があること、事前に定められた日課・週間計画に従う意欲があること等がある。自由刑の代替措置の場合、E F F実施期間中は、最低週20時間は就労、教育、育児等の活動に従事しなければならず、カウンセリング等の処遇を受けることを求められる場合もある。自由時間も設定されており、E F F実施期間の経過とともに延長される。対象者が実施条件に違反した場合や、対象者自身が中止を望んだ場合、E F Fの実施は打ち切りとなり、刑事施設において残刑が執行される。同法は、2013年8月6日に失効し、見直しが行われることとなっている。

なお、報道によると、E F Fは、パイロットプロジェクトとして、2010年10月1日、まずは6人を対象として開始され、2011年9月末までには75人に対して実施することが予定されている。同プロジェクトにかかる費用は、約15万ユーロ (約1,800万円) (内訳：技術サービス約5万ユーロ (約600万円)、心理的ケア約4万ユーロ (約480万円)、評価研究⁵⁰ 6万ユーロ (約720万円))、対象者一人1日当たりの費用は約20ユーロ (約2,400円) である。モニタリング方式は、現在のところRF方式⁵¹であるが、GPS方式を使用するかどうかは、今後検討が行われる⁵²。

2 ドイツ全体の状況

2011年1月1日、「保安監置の新秩序及び関連規定に関する法律 (Gesetz zur Neuordnung des Rechts der Sicherungsverwahrung und zu begleitenden Regelungen)」が施行され、

49 Max-Planck-Institut “Die Implementation der Fußfessel in Hessen” (研究期間：2003年－2010年) による。

50 評価研究は、マックス＝プランク外国・国際刑法研究所が実施する。

51 機器のメーカーは、Elmo Tech Ltd. であり、E F Fの実施に当たっては、警備会社のADT Service-Center GmbH 及び Total Walther GmbHが協力することとなっている。

52 <http://www.baden-wuerttemberg.de/de/Meldungen/237838.html>

行状監督に関する規定において、滞在場所を把握するための電子機器の装着を、本人の同意を得ることなしに裁判所が指示できることとなった。

この改正の背景には、2009年12月17日、欧州人権裁判所が下した判決がある。ドイツは、1998年に、これまで10年であった保安監置の上限を撤廃したが、その際、法律の改正前に保安監置の処分を受けていた者についてもその規定を遡及適用した。このことを不服とした保安監置の対象者の一人が、欧州人権裁判所に提訴したところ、同裁判所が、その訴えを認め、これを欧州人権条約違反とする判決を下したのである。この判決の結果、提訴した者だけでなく、同じく1998年の改正前に保安監置の処分を受け、10年の上限が遡及的に撤廃された他の被収容者の中からも保安監置から解放される者が出てきた⁵³。これにより、前記判決がなければ保安監置が継続していた公衆にとって危険な者を社会内で監督する必要性が生じたことから、保安監置終了後の行状監督において、より密度の高い監督ができるよう、今回の改正が行われたのである。

この改正に伴い、ヘッセン州においては、GPS方式を使用したE F Fの導入に向けて検討が開始された。同装置を用いる目的は、対象者の所在を把握することによって再犯の抑止力を高めること及び被害者の保護である⁵⁴。他の州においても、導入に向けた取組が始まっており、電子機器を用いた位置情報確認について実績のあるヘッセン州に対する問合せが相次いでいるとのことである。

おわりに

2000年からヘッセン州において開始されたE F Fは、主に刑の執行猶予（残刑の執行猶予を含む。）及び勾留状の執行猶予の対象者に対して用いられ、対象者に健全な生活を維持させるための教育的補助手段として、また、正確で信頼性の高い監督手段として定着してきた。再犯等によりE F Fが中止となる者は1割程度であり、実施期間中に限定すれば、再犯を防ぐ上で一定の成果を上げているといえる。ただし、これは、単に電子機器を装着させることのみによって生じた効果ではなく、保護観察官による密度の高い監督が伴っているからこそ実現したものと思われる。ヘッセン州は、電子機器によるモニタリングについて、それ自体は万能ではないとの認識を持っており、問題を抱えた者の社会復帰を効果的に支援するための「手段」として位置付けている⁵⁵。そのため、運用に当たっては、電子機器による外出・帰宅時間の把握だけでなく、保護観察官の頻繁な面接等による生活状況の把握と指導にも重きを置いており、それが対象者の生活の安定につながっているものと考えられる。

ドイツにおいては、近年、位置情報確認制度に係る動きが活発化している。バーデン＝ヴュルテンベルク州においては、2010年から、受刑者の開放処遇等で電子機器が用いられるよ

53 渡辺富久子（2011）

54 ヘッセン州司法省の資料 Electronic Monitoring in Hessen: Past, Present and Future-7th Conference on Electronic Monitoring in Europe による。

55 ヘッセン州司法省の資料Elektronische Fußfessel -Das Modellprojekt in Hessenによる。

うになり、ドイツ全体としても、2011年1月1日に施行された「保安監置の新秩序及び関連規定に関する法律」によって、行状監督の際、滞在場所を確認するために必要な機器の装着を指示できる旨が刑法に明文化され、各州が運用に向けた検討を行っている。特に、後者については、その対象者及び位置確認の方法において、ドイツにおいては新たな展開といえるものである。これまでの対象者は、電子機器を用いれば社会内処遇が可能であると判断された者であったが、この度の法改正によって対応しようとしているのは、欧州人権裁判所の判決がなければ保安監置が継続されていたはずの公衆にとって危険な者であり、ヘッセン州においてこれまで実施していた行状監督の対象者とも質的に異なる者である。また、モニタリング方法については、従来のRF方式ではなく、GPS方式とすることが検討されており、再犯の危険性の高い者を監督するためには、在宅状況を確認するだけでは不十分であるとの考えがうかがえる。新たな対象者、新たなモニタリング方法、そして、導入に伴う裁判官や保護観察官等の負担の増加にどのように対応していくのか、各州の動向が注目される。

最後に、本稿の作成に当たって、資料の御提供をいただいた北海道大学大学院法学研究科小名木明宏教授及び慶應義塾大学大学院法学研究科堀田晶子氏に心から感謝申し上げたい。

引用・参考文献

- Hans Peter Marutschke, 村上淳一, 守矢健一著 (2008) 『ドイツ法入門 [改訂第7版]』有斐閣
- ハンス=ユルゲン・ケルナー著 (小川浩三訳) (2008) 『ドイツにおける刑事訴追と制裁』信山社
- ヘッセン州司法省 (2010) Projekt “Elektronische Fußfessel”
- ヘッセン州司法省 (2010) Elektronische Fußfessel -Das Modellprojekt in Hessen
- ヘッセン州司法省 (2011) Electronic Monitoring in Hesse: Past, Present and Future -7th Conference on Electronic Monitoring in Europe
- Helmut Fünfsinn (2009) Die elektronische Fußfessel in Hessen – Sicherheitsmaßnahme oder pädagogisches Hilfsmittel? In Müller H., et al.(hrsg), *Festschrift für Ulrich Eisenberg zum 70. Geburtstag*.(pp.691-704).Verlag C.H.Beck.
- 法務省大臣官房司法法制部 (平成13年) 『法務資料 第460号 ドイツ刑事訴訟法典』
- 法務省大臣官房司法法制部 (平成19年) 『法務資料 第461号 ドイツ刑法典』
- 法務省 (平成19年) 「社会奉仕活動を義務付ける制度等 (ドイツ連邦共和国) に関する報告」法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会 第7回会議 (平成19年6月22日開催) 資料
- (<http://www.moj.go.jp/content/000003781.pdf>)
- 法務総合研究所 (2008) 『研究部報告38 諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究 –フランス, ドイツ, 英国, 米国–』法務総合研究所

- イエシエック＝ヴァイгент（西原春夫監訳）（1999）『ドイツ刑法総論第5版』成文堂
- 川出敏裕（2008）「電子監視」ジュリスト，No. 1358，116-125頁
- Markus Mayer（2007）Elektronische Fußfessel Chancen und Risiken im Einsatz als Strafvollzugsalternative. *KONTUREN. 6-2007*. (pp.12-17).
- Markus Mayer（2004）Modellprojekt Elektronische Fußfessel -Wissenschaftliche Befunde zur Modellphase des hessischen Projekts. Max-Planck-Institut.
- Markus Mayer（2003）The German Pilot Project: Potentials and Risks.
In Mayer, M., Haverkamp, R. & Lévy, R. (Eds.). *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?* (pp.169-176) Max-Planck-Institut.
- Schädler, W.（2003）The Hessian Pilot Project on Electronic Monitoring in Frankfurt Germany.
In Mayer, M., Haverkamp, R. & Lévy, R. (Eds.). *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?* (pp.163-167) Max-Planck-Institut.
- 渡辺富久子（2011）「保安監置規定の改正」，外国の立法，2011. 4，国立国会図書館調査及び立法考査局
- 渡辺富久子（2011）「保安監置」，外国の立法，2011. 9，国立国会図書館調査及び立法考査局

<関連インターネットサイト>

- Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Strafrecht:
<http://www.mpicc.de/ww/de/pub/home.cfm>
- Polizeiliche Kriminalstatistik:
<http://www.bka.de/pks>
- Polizeiliche Kriminalstatistik（ヘッセン州）：
<http://www.polizei.hessen.de/internetzentral/nav/355/35570ee1-825a-f6f8-6373-a91bbcb63046.htm>
- Statistisches Bundesamt Deutschland：
<http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/>
- Statistik - Hessen：
<http://www.statistik-hessen.de/>

3 スウェーデン

研究官 藤原尚子

目 次

はじめに

第1 スウェーデンの概況・刑事司法制度

- 1 概況
- 2 刑事司法制度の概要

第2 スウェーデンの犯罪情勢等

- 1 認知件数・発生率・検挙率
- 2 処分状況

第3 スウェーデンにおける位置情報確認制度

- 1 制度導入の背景・歴史
- 2 制度の概要
- 3 位置確認の方法
- 4 実施体制
- 5 運用実績
- 6 研究・評価
- 7 近年の動向

おわりに

引用・参考文献等

はじめに

本稿では、スウェーデン王国（以下「スウェーデン」という。）における位置情報確認の制度や実務等を紹介する。

スウェーデンは、短期自由刑の代替措置及び受刑者の社会復帰の準備のための措置として、刑務所外で刑を執行する制度を有しているが、両措置の実施条件の一つに、外出制限（許可された目的や時間以外に定められた場所を離れることを禁止するもの）がある。電子機器を用いた位置情報確認制度は、その条件の遵守状況を確認する手段として用いられており、在所確認型無線電波（Radio Frequency）方式（以下この章において「RF方式」という。）によってモニタリングが行われている。1994年、短期自由刑の代替措置である電子機器の装着を伴う緊密な監督が、パイロットプロジェクトとして一部地域において始まった。1997年には全国的に実施されるようになり、2001年からは、受刑者の社会復帰の準備のための釈放措置においても活用されるようになった。両措置とも、対象者を拡大しながら今日に至っており、今後も更に適用範囲を広げていくことが計画されている。

本稿では、第一に、スウェーデンの概況及び刑事司法制度を概観し、第二に、犯罪情勢や刑事処分状況を紹介する。そして、第三に、位置情報確認制度の運用状況について述べ、同制度に関する研究のほか近年の動向について紹介する。また、スウェーデンにおいては、2005年から、一部の開放型刑務所において、電子機器を用いた受刑者の所在管理システムを導入していることから、その概要についても、ここで若干触れることとする。

なお、本稿のスウェーデンにおける状況は、断りのない限り、現地調査を実施した2010年12月上旬時点のものであり、本稿中、意見にわたる部分は、筆者の私見であることを申し添える。

第1 スウェーデンの概況・刑事司法制度

1 概況

スウェーデンは、面積約45万平方キロメートル（日本の約1.2倍）、人口約930万人（日本の約7%）の、立憲君主制の国家である¹。

スウェーデン政府は、首相府、12の省及び行政府で構成されている。中央政府は、政策の基本方針の決定や予算の配分、法律に関する業務等を行うが、実際の行政事務については、各省が所管している庁（Agency）が行っている。省は、所管庁の運営に係る各種の命令を发出したり、各庁から提出される年次報告やその他の報告書を分析するなどして、所管庁の業務を管理しているが、各庁が行う個別具体的な事案の決定に関与することはない²。

中央政府の中で刑事司法制度に関する責任を有しているのは、法務省であり、検察、矯正、

1 外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/sweden/data.html>）による。日本の人口は、総務省統計局の人口資料（平成21年）による。

2 Swedish Government Offices Yearbook 2009による。

保護のほか、警察、裁判所も同省の所管である³。

2 刑事司法制度の概要

(1) 刑罰等

スウェーデンの刑法典 (Brottsbalk。以下この章において「刑法」という。)⁴においては、罪に対する処分として、刑である罰金 (böter) 及び自由刑 (fängelse) のほか、条件付判決 (villkorlig dom)⁵、保護観察 (skyddstillsyn)⁶ 及び特別保護への委託 (överlämnande till särskild vård)⁷ が規定されている。以下では、位置情報確認制度に関連のある自由刑について説明する。

自由刑 (刑法第26章) には、有期及び無期があり、自由刑は、処分の中で最も重いものとされている (刑法第1章及び第30章)。有期自由刑の刑期は、14日以上10年以内で定められるが、併合罪の場合や、重大な再犯を犯した者については、各罪について定められている刑期の上限を超えて定めることができるとされており、科すことのできる刑期の最長は、18年である。無期自由刑に処せられた者は、刑の執行が最低8年間終了したとき、裁判所に対して刑期を定めるよう申請することができる⁸。裁判所は、通常、25年から35年の間で刑期を定めるが、40年を超える刑期が設定される場合もある。

自由刑に処せられた者は、他に特別な定めのない限り、刑の執行のために矯正施設に収容される。有期自由刑の執行を受けている者は、刑期の3分の2以上 (ただし最低1月) の執行が終了したときに仮釈放 (villkorlig frigivning) される。仮釈放後は、残存する刑期に相

3 政府広報資料 “Ministry of Justice” による。

4 刑法は、坂田仁 (2006) 「スウェーデン刑法典 (試訳) - 二〇〇六年一月一日現在の正文 -」慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』, 79巻10～12号, を参考としている。同試訳は、2006年1月1日現在の正文を元にしており、2006年中の改正分が巻末に補足されている。

5 条件付判決は、処分が罰金では不十分であると判断される罪に対して言い渡され、同処分の選択に当たっては、被告人に再犯のおそれがないかどうかを考慮される。同判決を受けた者は、2年間、試験観察に付され、善行を保持し、能力に応じて生活を維持することが求められる (保護司の指導は受けない)。条件付判決には、罰金を併科することができ、同判決を受けた者が同意した場合は、社会奉仕命令に係る遵守事項を付加することができる。なお、同判決を受けた者が課せられた損害賠償の支払を行わなかった場合や遵守事項に違反した場合、裁判所は、検察官の請求を受けて、警告の発出や、遵守事項の新規規定・変更のほか、条件付判決を取り消して別の処分を定めるなどの措置をとることができる (刑法第27章。処分の選択については刑法第30章)。また、同判決を受けた者が新たな犯罪を行ったことが認められた場合、裁判所は、同判決の取消し等の決定をすることができる (刑法第34章)。

6 保護観察は、処分が罰金では不十分であると判断される罪に対して言い渡され、同処分の選択に当たっては、保護観察が被告人の再犯防止に役立つかどうかを考慮される。保護観察には、罰金又は自由刑 (14日以上3月以下) を併科することができ、同判決を受けた者が同意した場合は、自由刑が併科される場合を除き、社会奉仕命令に係る遵守事項を付加することができる。保護観察は3年間継続し、対象者は、同期間のうち通常1年間、保護司による指導・監督を伴う「監督 (övervakning)」に付される。対象者が判決により課せられた義務に従わない場合、監督委員会は、警告の発出や監督期間の延長の決定を行うことができるほか、検察官に対し、裁判所に保護観察を取り消すべき旨の請求を行うよう要求しなければならないとされている。保護観察を取り消す場合、裁判所は、その罪に対して別の処分を定める (刑法第28章。処分の選択については刑法第30章)。また、対象者が新たな犯罪を行ったことが認められた場合、裁判所は、保護観察の取消し等の決定をすることができる (刑法第34章)。

7 特別保護への委託には、薬物乱用者に対する保護、司法精神医学的保護 (精神障害を有する犯罪者に対する保護) 及び罪を犯した21歳未満の者に対する保護があり、罪を犯した21歳未満の者に対する保護には、社会福祉サービス (socialtjänst) に委託するものと、犯行時18歳未満の者を自由刑の代わりに閉鎖的な少年施設に収容するものがある (刑法第31章 (2006年改正により、少年に対する特別保護への委託に関する規定は、第31章から分離し、新設された第32章に規定されることとなった。))。

8 刑期を定めるには時期尚早であると裁判所が判断した場合、無期刑受刑者は、少なくとも1年間、再度の申請を行うことができない (刑務所・保護観察庁担当者からの聞き取りによる。)

当する期間が観察期間（*prövotid*）となり⁹、同期間中、仮釈放となった者（以下この章において「仮釈放者」という。）は、善行を保持し、能力に応じて生活を維持することが求められる。また、刑務所・保護観察庁からの呼び出しに応じて出頭することが義務付けられるほか、損害賠償の義務が課されている場合は、その遂行に努めなければならない。さらに、必要に応じて監督委員会（*övervakningsnämnd*）¹⁰から言い渡される特別遵守事項（住居、就職、治療、禁酒等に関するもの。依存性薬物の使用状況の確認のため、血液、尿又は呼気を提供する義務が定められることもある。）にも、従わなければならない。

なお、観察期間中、さらに監督（*övervakning*）が必要とされる場合には、刑務所・保護観察庁（*Kriminalvården*）¹¹がこれを言い渡す。監督を受けている間、仮釈放者は、同庁の監督の下、選定された保護司（*övervakare*）に対して自らの住居、就職の状況等を通知し、呼び出しに応じて出頭するほか、その他保護司の指示に従って接触を確保しなければならない。監督がもはや必要ではないと判断された場合、監督委員会が、監督を終了すべき旨の決定を行うが、行状不良等を理由とする特段の決定がない限り、監督は、1年で終了する。

仮釈放者が各種の指示や遵守事項に従わない場合、監督委員会は、警告や監督期間の延長などを決定することができる。また、仮釈放者が新たな犯罪を行ったことが認められた場合、裁判所は、仮釈放を取り消すことができる（刑法第34章）。

（2）執行機関等

自由刑及び保護観察の執行を担当しているのは、法務省所管の刑務所・保護観察庁である。次頁の3-1-1図のとおり、本庁の下に6つの管区が置かれており、各管区が、所管地域内の刑務所、拘置所及び保護観察所を統括している。

監督委員会は、委員長（裁判官経験者）、副委員長及びその他の3人の委員によって構成され（刑法第37章）、全国に30設置されている。同委員会は、前記のとおり、保護観察の対象者（仮釈放者を含む。）に関する様々な決定を行うほか、対象者からの請求を受けて、執行に当たって刑務所・保護観察庁が決定した事項についての審理も行う。

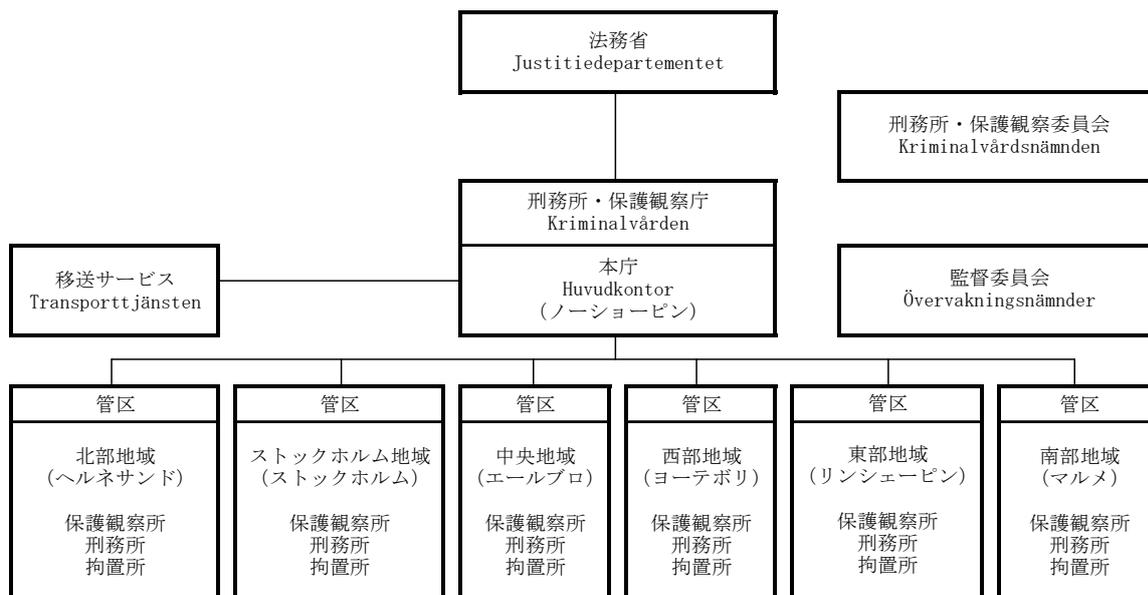
刑務所・保護観察委員会（*Kriminalvårdsnämnden*）は、裁判官又はその経験者である委員長及びその他4人の委員で構成される委員会であり（刑法第37章）、監督委員会が決定した事項（遵守事項の言渡しや行状が悪い場合の警告等）について対象者に不服がある場合、その審理を行う。

9 観察期間は、最低1年間であり、残刑期が1年に満たない場合も、少なくとも1年間の観察期間が設定される。

10 詳細は、(2) 参照。

11 詳細は、(2) 参照。

3-1-1 図 刑務所・保護観察庁組織図



注 1 刑務所・保護観察庁ホームページ (<http://www.kriminalvarden.se>) による。
 2 () 内は、所在地である。

第2 スウェーデンの犯罪情勢等

1 認知件数・発生率・検挙率

次頁の3-2-1図は、刑法犯及びその他の法令違反による認知件数及び検挙率の推移(1980年から2009年までの30年間)を見たものである。認知件数の総数は、1980年以降、漸増傾向にあり、2009年には約141万件となった。同年における認知件数を刑法犯とその他の法令違反の別に見ると、刑法犯では約117万件、その他の法令違反では約23万件であった。

なお、2009年における発生率(人口10万人当たりの認知件数)は、刑法犯では12,588、その他の法令違反では2,513である。

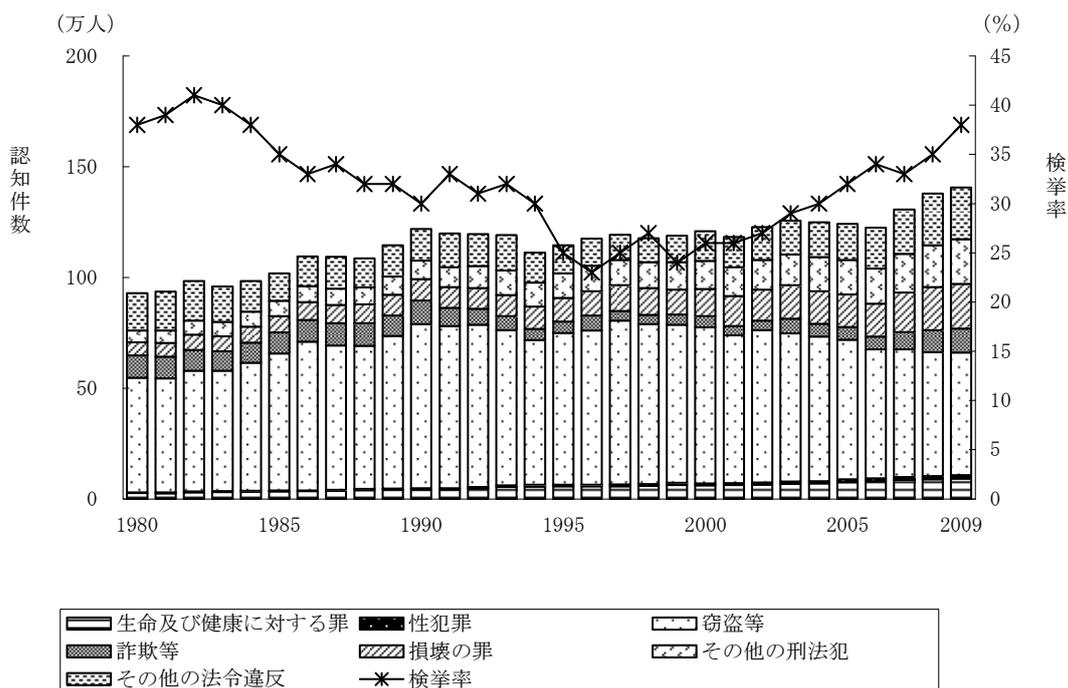
罪名等別の認知件数の動向を見ると、認知件数の大半を占める窃盗等が、1997年をピークとして減少しており、損壊の罪、詐欺等のその他の犯罪は増加傾向にある。

検挙率は、1990年代半ばに25%程度まで低下したが、その後回復し、2009年においては38%であった¹²。

12 *Kriminalstatistik 2009*による。

3-2-1 図 認知件数・検挙率の推移

(1980年～2009年)



注 1 Kriminalstatistik 2009 による。

2 「生命及び健康に対する罪」は、刑法第3章に規定する罪（謀殺、傷害等）をいう。

3 「性犯罪」は、刑法第6章に規定する罪（強姦、強制わいせつ等）をいう。

4 「窃盗等」は、刑法第8章に規定する罪（窃盗、強盗、不法な電力使用等）をいう。

5 「詐欺等」は、刑法第9章に規定する罪（詐欺、恐喝、暴利等）をいう。

6 「損壊の罪」は、刑法第12章に規定する罪（不動産又は動産の破壊又は損傷等）をいう。

7 「その他の法令違反」は、道路交通法違反、麻薬法違反等である。

2 処分状況

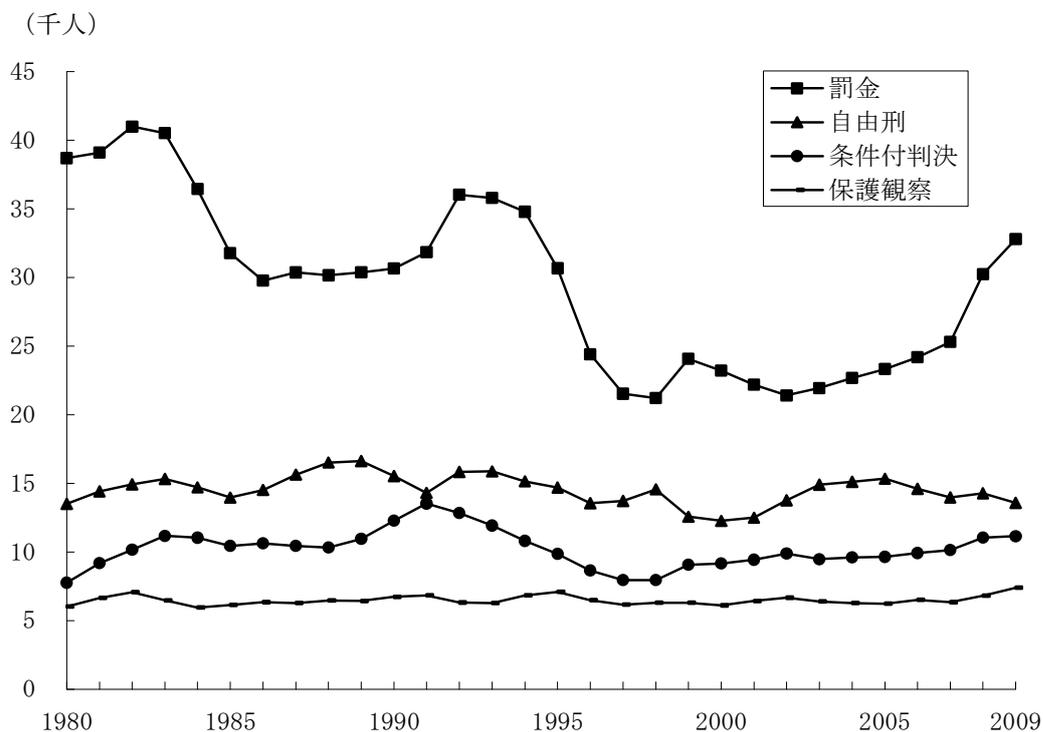
(1) 処分別人員

次頁の3-2-2図は、主な処分別人員の推移（1980年から2009年までの30年間）を見たものである。2003年以降、罰金が増加傾向にあるほか、2006年以降、自由刑がやや減少傾向にあり、条件付判決¹³がやや増加傾向にある。

13 条件付判決については、脚注5参照。

3-2-2図 主な処分別人員の推移

(1980年～2009年)

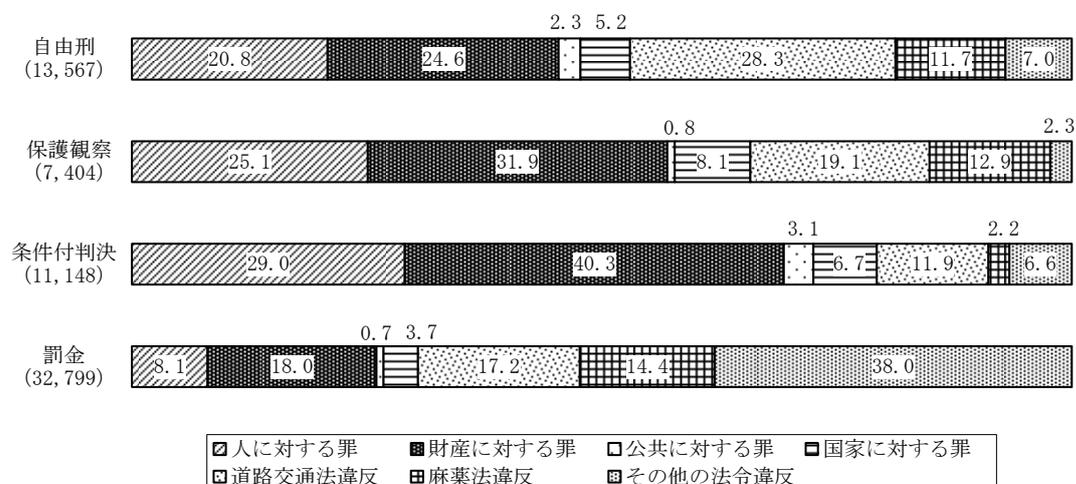


注 Kriminalstatistik 2009 による。

次頁の3-2-3図は、2009年に各処分を受けた者について、その罪種別構成比を見たものである。自由刑では、他の処分に比べて、道路交通法違反の構成比が最も高く、保護観察及び条件付判決と比べると、人に対する罪及び財産に対する罪の構成比が低い。

3-2-3 図 罪種別構成比(処分別)

(2009年)



- 注 1 Kriminalstatistik 2009 による。
- 2 「人に対する罪」は、刑法第3章から第7章に規定する罪（謀殺、傷害、人身取引、強姦等）をいう。
- 3 「財産に対する罪」は、刑法第8章から第12章に規定する罪（窃盗、強盗、詐欺、横領等）をいう。
- 4 「公共に対する罪」は、刑法第13章から第15章に規定する罪（放火、文書偽造、偽証等）をいう。
- 5 「国家に対する罪」は、刑法第16章から第22章に規定する罪（暴動、贈賄、大逆罪等）をいう。

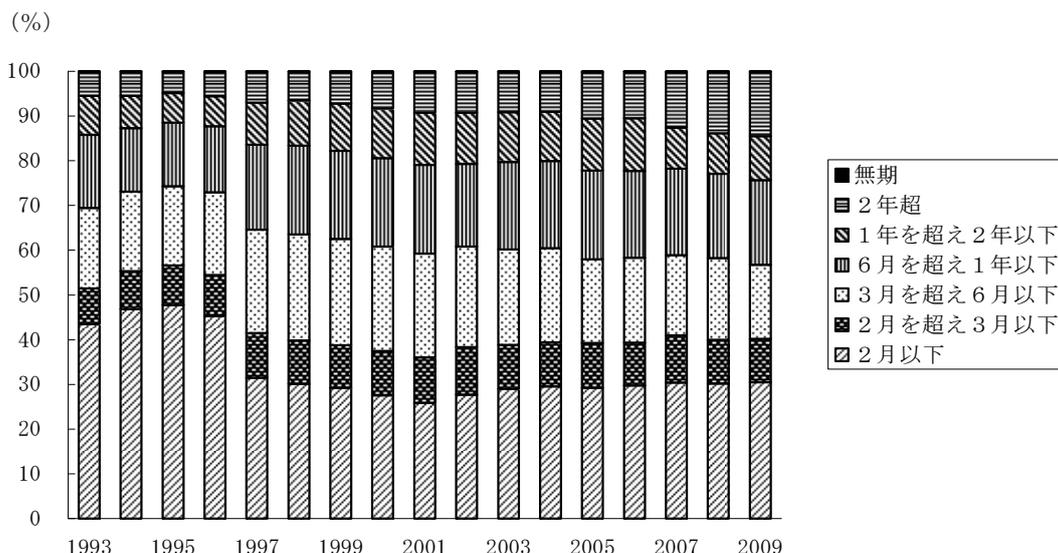
(2) 刑期等

次頁の3-2-4図は、自由刑により刑務所に収容された者の刑期別構成比の推移（1993年から2009年までの17年間）を見たものである。構成比が最も高いのは、2月以下であり、1997年に大きく低下しているものの、それ以降は30%前後で推移している。また、近年、刑期が2年を超えるものの構成比が上昇しており、刑期が6月を超えるもの全体の構成比が高くなる傾向が見られる。

なお、無期刑となる者は少なく、実人員で見ると、1993年においては14人、最も多かった2005年においては19人であり、2009年においては10人であった。

3-2-4 図 刑務所入所者の刑期別構成比の推移

(1993年～2009年)



注 Kriminalstatistik 2003 及び Kriminalstatistik 2009 による。

第3 スウェーデンにおける位置情報確認制度

1 制度導入の背景・歴史

スウェーデンにおいて位置情報確認制度が導入されるきっかけとなったのは、1993年に作成された、自由刑の代替措置の必要性を示した政府報告書であった。同国においては、以前から、自由刑が刑罰の一つとして欠かせないものであるということについては異論がなかったものの、その使用については抑制的であるべきだということもまた、意見の一致するところであった。それは、自由刑が、犯罪者の社会適応能力に負の影響を与えるものだと考えられていたことに加え、非常に費用のかかる刑罰であるという事実があったためである。同報告書は、既に位置情報確認制度を導入していたアメリカ合衆国における活用状況に関する調査から、同制度が、犯罪者を刑事施設に収容することなくその自由を制約し、保護観察よりも自由刑に近いといえるほどの緊密な監督を行うことを可能にするとして、自由刑の代替措置となり得ることを示した。当時のスウェーデンにおいては、悪化する犯罪情勢に対応する必要があり(3-2-1 図参照)、刑事施設外で自由刑を執行することの利点も認められたことから、導入に向けての検討が開始された¹⁴。

スウェーデンにおける位置情報確認制度には、現在、短期自由刑の執行を電子機器の装着を伴う緊密な監督措置により刑事施設外で行うもの(以下この章において「フロントドア施策」という。)と、刑事施設内で自由刑が執行されている受刑者を、社会復帰の準備のため、仮釈

14 刑務所・保護観察庁の資料及び同庁担当者からの聞き取りによる。また、導入に至る過程については、坂田仁(2000)参照。

放前に電子機器を装着させた上で刑事施設外において生活させるもの（以下この章において「バックドア施策」という。）があるが、先に導入されたのは、フロントドア施策であった。

フロントドア施策は、「電子的管理を伴う強化監督に関する法律（Lag om Intensivövervakning med elektronisk kontroll [Act on intensive supervision with electronic monitoring]）」（1994年法律第451号。以下この章において「強化監督法」という。）に基づき、1994年から、スウェーデンの一部地域において、2月以下の自由刑を言い渡された者を対象に、試行プロジェクト¹⁵として開始された。1997年には、同法の改正により、全国で実施されることとなり、対象刑期も3月以下に拡大された。そして、2005年には、更に同法が改正され、対象刑期が拡大されて現行の6月以下となった。

バックドア施策は、刑務所から釈放された者の大半が再犯に及ぶという事実を背景に、受刑者の社会復帰の準備を体系的に行うことを目的として、2001年10月1日から、全国一斉に開始された¹⁶。根拠法は、「刑務所処遇法（Lag om kriminalvård i anstalt [The prison treatment act]）」（1974年法律第203号。以下この章において「処遇法」という。）であり、刑期2年以上の者を対象として、仮釈放前の最長4月間、釈放措置が実施されることとなった。2005年には、同法の改正により、対象者の刑期が1年6月以上に拡大され、釈放措置の実施期間は、刑期1年6月以上2年以下の者については仮釈放前の最長4月間、刑期2年を超える者については仮釈放前の最長6月間となった。2007年には、同法が更に改正され、対象者の刑期が6月を超えるものに拡大され、釈放措置の実施期間は、刑期の半分の執行が終了してから仮釈放までの期間（ただし、最長1年間）となり、現在に至っている。

2 制度の概要

以下では、フロントドア施策及びバックドア施策のそれぞれについて、対象者の選定条件、実施方法等を紹介する。

（1）フロントドア施策

フロントドア施策は、刑期6月以下の自由刑を執行するに当たって、その言渡しを受けた者からの申請がある場合、電子機器によって在宅状況の確認を行うなどの条件を付した上で、刑事施設外において刑の執行を行うものである。単に対象者に電子機器を装着させて外出を制限するだけでなく、その他の行状についても緊密な監督を実施することが特徴であり、通常、「I ÖV (intensivövervakning : 強化監督)」（以下この章においてフロントドア施策の具体的な実施手続について述べるときは、同施策を「強化監督」という。）と略記される。

実施目的は、制度導入の背景において述べたとおり、刑事施設へ収容することによる社会復帰上の弊害を回避すること及び処遇費用の削減であり、同施策の概要は、次頁の3—3—1表のとおりである。

15 試行プロジェクトは、1994年から1998年まで実施され、フロントドア施策は、1999年から本格的に導入された（Swedish National Council for Crime Prevention (2005)による。）。

16 Swedish National Council for Crime Prevention (2005)による。なお、バックドア施策が、フロントドア施策と異なり全国一斉に開始されたのは、対象となる刑期2年を超える者が、フロントドア施策の対象者である刑期2月以下の者よりも少なかったためである（3—2—4図参照。Fredrik Marklund, Stina Holmberg (2009)による。）。

3-3-1表 フロントドア施策の概要

根拠規程	1 「電子的管理を伴う強化監督に関する法律」(1994年法律第451号) 2 「電子的管理を伴う強化監督に関する刑務所・保護観察庁規則及び一般的指針」(2008年第6号)
対象刑期 〔法第1条〕	6月以下の自由刑(保護観察の併科刑を除く。)
申請の 許可条件	1 当該申請に係る刑の執行とは別の理由で刑事施設に収容されていないこと。〔法第2条〕 2 以前にフロントドア施策の対象となったことのある者については、その後、罰金以上の刑罰が科せられるような罪を犯していない期間が3年以上継続していること。〔法第2条〕 3 刑事施設外での刑の執行がふさわしくない特別な理由がないこと。〔法第2条〕 ----- <「特別な理由」の具体例>〔規則第1条〕 ・ 強制送還又は国外退去を命ぜられている外国人である場合 ・ 刑事施設において申請に係る刑の執行が開始されている場合(ただし、執行開始後、経過したのが数日間であれば、承認される可能性がある。) ・ 申請者が深刻な薬物依存症である場合や脅迫的な態度をとる者である場合等、強化監督の遂行が明らかに不可能であると判断された場合 ・ 犯罪の性質から、今後も自宅において又は自宅からその違法行為を継続するであろうと考えられる場合(酒類の密造等) ・ 同居人に対して犯罪を行っていた場合 ・ 申請に係る刑の裁判において、被害者に対する再犯の危険性が高いと審理された場合 ・ 同居する子どもへ悪影響を及ぼすことが予想される場合 ----- <その他の条件>〔規則第5条〕 ・ 18歳以上の同居予定者全員の同意書があること。 ・ 電気が引いてあり、できれば固定電話が設置してある一般家屋に住んでいること。
実施条件	1 特定の時間及び一定の目的(仕事、教育、医療、必需品の購入等)以外の住居からの外出の制限と、その遵守状況の電子機器による確認〔法第3条〕 2 アルコール及びし癖性のある薬物等の摂取禁止(アルコール検査・薬物検査のための血液、尿、呼気、唾液、汗又は毛髪の提出義務を含む。)[法第4条] 3 執行手数料の支払〔法第5条〕 4 刑務所・保護観察庁等への重要事項の報告、出頭要請への対応及び指示の遵守〔法第7条〕
対象者が守るべき細則に盛り込まれる事項 〔法第8条〕	1 刑の執行期間中に居住する住居 2 就労、教育、その他の仕事及び課業 3 対象者が住居の外に出ることを許される時間及び目的 4 刑務所・保護観察庁及び監督補助者との連絡方法・内容 5 執行手数料の支払額及び支払時期 6 診療、アルコール依存症及びその他の治療、その他必要なプログラム・活動への参加

注 〔 〕内は、根拠規定を示し、「法」は「電子的管理を伴う強化監督に関する法律」(1994年法律第451号)であり、「規則」は「電子的管理を伴う強化監督に関する刑務所・保護観察庁規則及び一般的指針」(2008年第6号)である。

ア 対象者の決定

フロントドア施策の対象者は、本人の申請(強化監督法第2条)と、刑務所・保護観察庁の審査(強化監督法第9条)により決定される。具体的な手続は、次のとおりである。

まず、6月以下の自由刑の判決を受けた者に対しては、保護観察所から、強化監督に関する資料が送付される(「電子的管理を伴う強化監督に関する刑務所・保護観察庁規則及び一般的指針(Kriminalvårdens föreskrifter och allmänna råd om intensivövervakning med

elektronisk kontroll)」（2008年第6号¹⁷。以下この章において「強化監督規則」という。）2.

1「電子的管理を伴う強化監督に関する案内」。資料の送付を受けた者は、説明会に参加するなどして申請するかどうかを決め¹⁸、申請する場合は、本人の居住地を管轄する保護観察所に申請書を提出する（強化監督規則第2条）。

申請書を受領した保護観察所は、申請者について、申請を許可するための諸条件（3-3-1表「申請の許可条件」参照）が整っているかどうかを調査する。調査に当たっては、家庭環境や、居住予定地が電子機器を設置できる環境にあるかどうかを確認するために、少なくとも1回は家庭訪問が実施される（強化監督規則第3条）。申請の許可条件の一つである同居予定者の同意書は、通常、同居予定者との面談の際に、身分証明書により本人確認をした上で受領する。居住予定地については、ホテル住まいは認められないが、親戚や友人の家等、暫定的な住居でも承認され得る。また、居住地には、在宅状況を把握するために電話回線を用いる電子機器を設置する必要があるが、固定電話があることが望ましいとされている。ただし、電気が使用できる環境であれば、携帯電話無線通信（GSM: Global System for Mobile Communication）を使用する型の電子機器を設置することで対応できるため（詳細は3参照）、船舶やキャンピングカーを居住地とすることも認められる。なお、実施期間中は、ファックス、ナンバーディスプレイ、モデム、留守番電話等、在宅状況を把握するための電子機器を不安定にさせる設備を用いることはできないことから、その旨、本人及び同居予定者に説明される（強化監督規則第5条）。

申請者は、保護観察所の作成した調査書を確認し、自分自身の適性について考え、このまま手続を進めるかどうかを判断する¹⁹。そして、申請者が手続の続行を希望した場合、保護観察所は、申請者と話し合いながら、刑執行計画を作成する。刑執行計画には、刑執行開始時期、執行期間のほか、強化監督法第8条に規定する事項（外出が許される時間やその目的等）が盛り込まれ、申請者は、その刑執行計画の内容についても確認する（強化監督規則第3条）。

申請の承認の可否の決定は、刑務所・保護観察庁²⁰が行う。承認決定は、直ちに口頭により申請者に伝えられ、遅くとも刑執行開始までには書面でも通知される。申請者は、同庁の決定について不服がある場合、同庁に対して再審査を求めることができる。また、その再審査による決定に納得できない場合は、更に行政裁判所に不服の申立てを行うことができる（強化監督法第9条～第9d条、強化監督規則第13条）。

17 強化監督規則（2008：6）は、2011年4月1日に新しい規則（名称は同じ。2011：6）が施行されたことにより廃止となっているが、基本的な内容に変更はない。なお、本稿中で引用している条文は、旧規則（2008：6）のものである。

18 刑務所・保護観察庁担当者によると、刑務所に収容されるよりは制約があっても自宅で生活できた方がよいと考える者が多いため、資料を送付した者の大半が申請するが（3-3-3図参照）、申請しない者もあり、その理由としては、「アルコール禁止という条件が守れそうにない。」、「刑務所に入る方が食事も出てくるので楽である。」、「住居も家族もないため、刑事施設外で生活するメリットがない。」などが多いとのことである。

19 申請者は、決定の前に申請を撤回することができる（強化監督規則4.3）。なお、申請者は、承認の可否が決定するまでは刑務所に収容されることがないため（強化監督法第11条）、申請者の中には、刑務所での刑の執行開始を先延ばしにすることを目的として、申請と撤回を繰り返す者がいるとのことである（刑務所・保護観察庁担当者からの聞き取りによる。）。

20 実務上は、保護観察所が行っている（刑務所・保護観察庁担当者からの聞き取りによる。）。

イ 実施方法

刑執行開始日は、承認決定後、できるだけ間を置かず、調査終了から1か月以内に設定することが望ましいとされている（強化監督規則第3条）。刑執行開始日には、保護観察官が対象者の居住地に赴き、対象者の足首への電子機器の装着及び居住地への電子機器の設置を行うとともに、対象者に対し、電子機器に関する説明や、強化監督及び刑執行計画の意義について説明を行う（強化監督規則第14条）。

執行期間中、対象者は、刑執行計画に従って生活することが求められ、その遵守状況は、様々な方法で確認される。外出制限については、電子機器によってモニタリングが行われ（詳細は3参照）、就労状況については、対象者の職場において任命されるコンタクトパーソンから情報が提供される²¹（強化監督規則第6条）。また、対象者の生活を管理するため、平日の夜や週末には、刑務所・保護観察庁の職員や外部の監視員²²により、週2回程度抜き打ちの家庭訪問も行われる（強化監督規則第8条）。さらに、執行期間中は、アルコール及び薬物等の摂取が禁止されていることから、その使用が発見できるような頻度及び時間に検査が実施される（強化監督規則第16条）。アルコール検査を行うのは、刑務所・保護観察庁の職員、外部の監視員又は外部の医療機関であり、家庭訪問時、保護観察所への来所時、更生プログラムへの参加時等に実施する（強化監督規則第17条）。薬物検査は、原則として刑務所・保護観察庁の職員が行い、対象者に薬物使用歴がある場合は、最低週1回は抜き打ちで尿検査を行うべきであるとされている（強化監督規則第18条）。

ウ 強化監督の取消し

強化監督が執行中に取消しとなるのは、次の場合である（強化監督法第14条、第15条及び強化監督規則第20条）。

① 対象者が強化監督法又は強化監督規則に基づく義務を怠り、その非が重大である場合
対象者が、アルコールやし癖性のある薬物等を摂取していることが判明した場合や、薬物検査を拒否した場合、許可されていない場所へ無断で外出した場合、特段の理由もなく帰宅が数時間遅れた場合、特段の理由もなく大幅な遅れではないものの帰宅時間の違反を繰り返した場合、家庭訪問を拒否した場合、電子機器を故意に破壊した場合や執行手数料の支払を期限内に行わない場合などは、監督委員会の決定により、強化監督が取り消される。

② 実施に必要な条件を欠いた場合

強化監督を実施するに当たって様々な条件を満たしていることが必要であることについては、既に述べたとおりであるが（ア参照）、執行期間中に対象者の生活状況等に変化があり、

21 コンタクトパーソンを任命することで対象者が仕事を失う可能性がある場合などは、例外的にコンタクトパーソンを置かないこともある。コンタクトパーソンがない場合の就労状況の確認は、保護観察所の職員による抜き打ち訪問（強化監督規則第6条）や、対象者が足首に装着している電子機器を検知する機器を付けた車で職場に接近すること（刑務所・保護観察庁担当者からの聞き取りによる。）などによって行われる。

22 外部の監視員は、対象者の管理のため、保護観察所によって任命される一般の人物である。対象者の居住地が保護観察所から離れた場所にある場合や、対象者が理解できる言語を話せる者が保護観察所にいない場合等は、外部の監視員を任命することは適切であるとされている。外部の監視員は、守秘義務を有し、監督の任務を単独で行うことも可能である（強化監督規則第9条）。外部の監視員に任命されるのは、臨床心理士、警察学校の生徒等である（刑務所・保護観察庁担当者からの聞き取りによる。）。

必要な条件を満たさなくなった場合は、監督委員会の決定により、強化監督が取り消される。具体的には、対象者の同居人が中止を求めた場合、対象者が被害者と同居を始めた場合、住宅が焼失したり電気が長期間使用できなくなるなど電子機器による管理を維持することができなくなった場合や、対象者自身が刑事施設内での刑の執行への移行を要求した場合がある。

③ 再犯等により、強化監督の実施期間中に新たに執行すべき判決があった場合

対象者が、再犯等により、新たに執行すべき判決を受けた場合、監督委員会の決定により、強化監督は取り消される。ただし、被疑者として身柄を拘束されたとしても、それだけで取消しになるとは限らず、犯行を否認していたり、犯罪を行った時期が強化監督の執行開始前であるなどした場合は、特別な事情がない限り強化監督の執行を継続すべきであるとされている。

取消しに関する正式決定は、前記のとおり、監督委員会が行うが、重大な問題が発生した場合の暫定的な取消決定は、刑務所・保護観察庁²³が行う。監督委員会は、正式な決定に関する審理を遅くとも次の就業日までに行う（強化監督法第16条）。強化監督の取消決定（暫定的な取消決定を含む。）がなされた場合、対象者は刑事施設に出頭しなければならない（強化監督規則第23条）。強化監督の取消決定を行った場合、監督委員会（暫定的な取消決定の場合は保護観察所）は、警察に対して対象者の刑事施設への収容を要請するべきであるとされており、対象者は、最寄りの拘置所又は刑務所に収容される（強化監督規則第21条）。

（2）バックドア施策

バックドア施策は、受刑者の再犯リスクの低減及び社会復帰の円滑化を目的として行われている仮釈放前の釈放措置（utslussning）の中で実施されている。釈放措置には、社会復帰訓練（frigång）、治療施設入所（vårdvistelse）、ハーフウェイハウス入所（vistelse i halvvägshus）及び長期社会復帰訓練（utökad frigång）があり、これらの釈放措置を実施するに当たって、刑務所・保護観察庁が対象者に外出制限に関する条件を付す場合に、その遵守状況を確認する手段として電子機器を用いることができるとされている（処遇法第54条～第60条）。バックドア施策の概要は、次頁の3—3—2表のとおりである。

ただし、電子機器を用いた位置情報の確認は、処遇法上は、すべての釈放措置において可能とされているものの、釈放措置規則におけるその実施に関する規定ぶりは一様ではない。社会復帰訓練においては、電子機器の使用は例外的に認められるべきであるものであり（釈放措置規則第33条）、治療施設入所については、「必要に応じて対象者を電子機器によって管理することが可能である」といった規定に止まっている（釈放措置規則第19条）。また、ハーフウェイハウス入所についても、対象者には外出の制限が義務付けられるが、電子機器を装着させることは、可能ではあるが義務ではない（釈放措置規則第41条）。電子機器の装着が必須であるのは長期社会復帰訓練のみであり（釈放措置規則第60条）、実務上も、電子機器の使用実績があるのは、長期社会復帰訓練のみとなっている²⁴。そこで、以下では、長期社会復

23 実務上は、保護観察所が行っている（刑務所・保護観察庁担当者からの聞き取りによる。）。

24 刑務所・保護観察庁担当者からの聞き取りによる。

帰訓練の運用状況について紹介することとする。

3-3-2表 バックドア施策の概要

根拠規程	1 「刑務所処遇法」(1974年法律第203号) 2 「特別な釈放措置に関する刑務所・保護観察庁規則及び一般的指針」(2008年第5号)
釈放措置の内容及び対象者	1 社会復帰訓練(法第55条) 【内 容】就労, 教育, 訓練等のため, 日中, 刑務所外で生活させる。 【対象者】社会復帰を促進する活動を行う必要がある受刑者であって, 再犯のおそれがなく, 釈放措置を完遂する見込みがあり, かつ深刻な不良行為を行うおそれがない者
	2 治療施設入所(法第56条) 【内 容】薬物依存等の治療や処遇のため, 治療施設に収容して治療を受けさせる。 【対象者】薬物依存等の治療や処遇を受ける必要がある受刑者であって, 再犯のおそれがなく, 釈放措置を完遂する見込みがあり, かつ深刻な不良行為を行うおそれがない者
	3 ハーフウェイハウス入所(法第57条) 【内 容】受刑者の支援及び監督のために設置された刑務所・保護観察庁所管の宿泊所(ハーフウェイハウス)で生活させる。なお, 受刑者は, 定められた時間以外は同所から外出してはならない。 【対象者】特別な支援及び監督が必要な受刑者であって, 次の事項に該当する者 ① 刑務所において刑期の半分(少なくとも3月)の執行を終了した者 ② 再犯のおそれがなく, 釈放措置を完遂する見込みがあり, かつ深刻な不良行為を行うおそれがない者 ③ 仕事や, 受けるべき教育, 訓練等のある者
	4 長期社会復帰訓練(法第58条) 【内 容】監督の下, 日中は就労, 教育, 訓練等に従事させ, 自宅で生活させる。 【対象者】① 刑務所において刑期の半分(少なくとも3月)の執行を終了した者 ② 再犯のおそれがなく, 釈放措置を完遂する見込みがあり, かつ深刻な不良行為を行うおそれがない者 ③ 住居がある者 ④ 仕事や, 受けるべき教育, 訓練等のある者
対象者の義務 〔法第59条〕	1 善行を保持すること 2 アルコール・し癖性のある薬物等の摂取禁止 3 アルコール検査・薬物検査のため, 血液, 尿又は呼気を提出すること。 4 刑務所・保護観察庁に対して重要な事項を報告すること。 5 指示に従い, 刑務所・保護観察庁と接触を保つこと。 6 遵守事項や実施条件に従うこと。
実施条件 〔法第60条〕	1 あらかじめ定められた時間以外に居住地を離れることの禁止 2 定められた区域に滞在する義務 3 指定された区域に入ることの禁止及び特定の人物との接触禁止 4 1～3を管理するための電子機器の使用 5 その他必要と認められる事項

注 1 [] 内は, 根拠規定を示し, 「法」は「刑務所処遇法」(1974年法律第203号)である。
2 フロントドア施策と異なり, 対象者に執行手数料の支払義務はない。

ア 対象者の決定

一般的に、受刑者の刑の執行に当たっては、受刑者の意見も参考にしながら、刑事施設入所後1か月以内に、処遇の基礎となる刑執行計画が作成される(処遇法第3条)。釈放措置は、その一環として計画され、この段階において既に、実施する予定の釈放措置の内容や、釈放措置のための調査の開始時期等が定められる²⁵。なお、釈放措置の選択に当たっては、刑務所及び保護観察所が協議を行うことが義務付けられている。「特別な釈放措置に関する刑務所・保護観察庁規則及び一般的指針 (Kriminalvårdens föreskrifter och allmänna råd om särskilda utslussningsåtgärder)」(2008年第5号。以下この章において「釈放措置規則」という。)第4条)。

対象者の条件は、前頁の3-3-2表(「釈放措置の内容及び対象者」4)のとおりであり、決定に当たっては、これらの事項に関する調査が行われる。また、本人に関しては、刑務所における生活態度や、受刑中に一時帰宅制度を利用した際の行状も判断材料とされる。さらに、フロントドア施策の場合と同様、家庭の状況に関する調査が行われ、同居予定の18歳以上の家族全員の同意や、居住予定地が電子機器を設置できる状況にあるかどうか等の確認が行われる²⁶。調査を実施するのは、保護観察所であり(釈放措置規則第4条)²⁷、調査結果は、釈放措置開始予定日の8週間前までに文書にまとめられ、提出されなければならない、決定のための審査の前に、受刑者自身が調査内容を確認する(釈放措置規則第5条)。

長期社会復帰訓練の実施の可否の決定は、刑務所・保護観察庁²⁸が行う(処遇法第68条)。

イ 実施方法

長期社会復帰訓練の実施方法は、強化監督の場合とほぼ同じである。対象者の生活状況の管理のため、保護観察所によって就労状況の確認が行われ(釈放措置規則第72条)、週2回は抜き打ちの家庭訪問も行われるほか(釈放措置規則第73条)、アルコール検査・薬物検査も行われる(釈放措置規則第74条)。ただし、強化監督の場合と異なり、行状に応じて、同訓練期間の3分の2(最短2か月)が経過したとき、電子機器の装着義務が解除される(釈放措置規則第69条)。電子機器は、仮釈放の開始日又はそれ以前に装着条件が解除された場合はその日に、取り外される(釈放措置規則第76条)。

ウ 長期社会復帰訓練の許可の取消し

長期社会復帰訓練の許可の取消しが検討されるのは、次の場合である。

① 対象者による不良行為が疑われる場合

長期社会復帰訓練の許可の取消しが検討される対象者の不良行為には、所在不明、軽くないとみなされる内容・程度の再犯、アルコールや薬物の摂取による酩酊、薬物検査の拒否、保護観察所等への連絡義務違反、決められた訓練・治療への不参加、脅迫的な態度、正当な

25 刑期の長い者の釈放措置の計画については、最初から具体的である必要はないとされている。

26 刑務所・保護観察庁担当者からの聞き取りによる。

27 実施予定の釈放措置が社会復帰訓練又は治療施設入所である場合、各種の調査を行うのは刑務所であり、ハーフウェイハウス入所又は長期社会復帰訓練である場合、保護観察所が調査を行う。

28 長期社会復帰訓練を含めた釈放措置の実施の可否は、通常、刑務所・保護観察庁(管区)が決定するが、社会復帰訓練及び治療施設入所の予定期間が4月未満である場合は刑務所が決定し、ハーフウェイハウス入所の予定期間が4月未満である場合は保護観察所が決定する(刑務所・保護観察庁担当者からの聞き取りによる。)

理由のない数時間の帰宅の遅れ、正当な理由のない短時間の帰宅の遅れの反復、刑務所・保護観察庁担当者の居住地への立入りの拒否、故意による電子機器の破損がある（釈放措置規則第13条）。

② 実施に必要な条件を欠いた場合

長期社会復帰訓練を実施するに当たっては、様々な条件を満たしていることが必要であることについては前記のとおりであるが（ア参照）、その実施中に対象者の生活状況等に変化があり、必要な条件を満たさなくなった場合は、長期社会復帰訓練の許可の取消しが検討される。具体的には、対象者の同居人が釈放措置の中止を求めた場合や対象者が被害者と同居を始めた場合、電子機器を装着するという条件を解除できない段階で電子機器の管理が維持できない状態になった場合（居住地の焼失等）である（釈放措置規則第14条）。

前記のような状況となった場合、刑務所・保護観察庁は、早急にその事実に係る資料を作成し、監督委員会²⁹に対し長期社会復帰訓練の許可の取消しの請求を行う（処遇法第70条、釈放措置規則第14条）。取消しが決定した場合、その旨は警察に伝えられ、対象者は直ちに刑務所に送還される（釈放措置規則第17条）。

【刑務所内における電子機器を用いた位置情報把握システム】

スウェーデンにおいては、現在、警備レベルの低い開放型刑務所のうち4箇所、刑務所の敷地内における受刑者の所在を電子機器を用いて把握するシステムが導入されている。導入の目的は、刑務所の保安体制の強化と、それによる開放型刑務所の一般社会からの信頼の確保にある。開放型刑務所は、他の刑務所と比べて警備レベルが低いことから、逃走が多く、また、逃走ではないものの受刑者が職員に無断で刑務所を離れるという問題も発生していた。そのため、開放型刑務所にとっては、その特徴である開放的な環境を維持したままで保安事故を減少させ、一般社会からの信頼を回復することが重要な課題となっていたのである。そうした状況を背景に、電子機器を用いた受刑者の管理システムは、2005年4月からコールモーデン刑務所において試験的に導入され、2008年春から、アスプトゥーナ刑務所、シェーネース刑務所及びエストラゴード刑務所にも拡大されることとなった。

位置情報の把握は、受刑者の足首に装着させた発信機（個人識別が可能なもの）と、刑務所内の各所に設置されたトランシーバーの間の無線送信によって行われており、発信機からの信号をトランシーバーが受信することで、受刑者の位置が確認される。トランシーバーが受信した情報は、刑務所・保護観察庁の本庁に設置されているメインコンピュータに送られ、そこで変換された情報が各施設の端末のモニター画面に表示される。受刑者は、施設の見取図が映されたモニター画面上に点として表示され、受刑者に特段の問題がない場合は緑の点、機器の接触不良等で受刑者をうまく認識できない場合は青の点、受刑者がトランシーバーの受信範囲外に出た場合や不許可区域（刑務所内は、侵入許可区域と侵入不許可区域に区分されており、各区域の侵入許可・不許可の区分は、必要に応じて変更できる。）に侵入した場合、発信機が破壊された場合などは赤の点で表示される。そして、赤の表示に

29 治療施設入所を除く釈放措置の許可の取消決定を行うのは、監督委員会である（処遇法第70条）。

切り替わるような事態が発生した場合は、モニター上に、該当者の氏名、発生した事態の内容等の情報が表示されるほか、職員の携帯電話や無線機にも警報が転送され、職員が現場に急行できるようになっている³⁰。

開放型刑務所における位置情報確認制度については、2010年、運用実績や効果を評価した報告書³¹がまとめられている。同報告書によると、この管理システムにかかる費用は、1施設当たり年間約70万クローネ（約875万円：1クローネ=12.5円で計算）、受刑者1人一日当たりでは約15クローネ（約188円：同上）であり、このシステムが提供するのと同程度の安全性を別の手段で確保するためには、大幅な職員の増加や各種警備機器の設置が必要となるとの分析がなされている。また、同報告書は、導入による効果として、逃走が著しく減少したことや、これまで警備に充てていた職員を他の業務に配置することができるようになったことなどを挙げ、今後は、他の開放型刑務所にも導入すべきことや閉鎖型刑務所においても応用していくべきことを提案しており、全体として積極的な評価がなされていた。

3 位置確認の方法

フロントドア施策及びバックドア施策において使用されているモニタリング方式は、RF方式であり、2010年11月末現在、GPS機器を用いたモニタリング（以下この章において「GPS方式」という。）は用いられていない。

位置情報を確認するために必要な機材・設備としては、対象者の足首に装着する発信機（次頁写真1）、居住地に設置する受信機（次頁写真2）、刑務所・保護観察庁にあるメインコンピュータ、保護観察所に設置されている端末等がある³²。受信機は、発信機からの信号を受信し、その情報を刑務所・保護観察庁にあるメインコンピュータに送信する。対象者が受信機の受信可能な範囲にいれば「在宅」、範囲外にいれば「不在」と認識され、メインコンピュータは、事前に登録されている外出時間・帰宅時間との一致状況を確認する。そして、対象者が予定時間を過ぎても帰宅していない場合や、仕事等のために外出しているべき時間に自宅にいるなどした場合は、メインコンピュータがスケジュールとの不一致を認識し、各端末や職員携帯用のショートメッセージ受信機に警報を送る。そして、その警報を受けたモニタリング担当の保護観察官³³は、電話等により当該対象者に事情を確認する。

メインコンピュータで把握できる情報は、在宅状況のほか、発信機の装着状況、発信機のバッテリーの電圧の低下等がある。発信機のベルトが切れるなどの事態が発生すれば、メインコンピュータを通じて各端末に、当該機器のIDや異状の内容等が警告として表示され、

30 アスプトゥーナ刑務所における現地調査による。

31 Kriminalvården (2010) "Utvärdering av verksamhet med elektronisk övervakning (fotboja) vid anstalterna Kolmården, Asptuna, Skenäs och Östragård (コールモーデン刑務所、アスプトゥーナ刑務所、シェーネース刑務所及びエストラゴード刑務所における足用ICタグによる電子的管理に関する評価書)"

32 機材やシステムの提供を行っているのは、Elmo Tech Ltd. である。

33 各保護観察所においては、強化監督及び長期社会復帰訓練を担当する保護観察官のうち1名が、その日の責任者となって（通常、1週間交替）、端末をモニタリングしながら警告等への対応に当たっており、必要に応じて他の保護観察官に対して指示を与える権限も与えられている。夜間、休日については、緊急連絡体制の集約化が図られ、約10人で全国のモニタリングを行っている。

モニタリングの担当者が本人に連絡を取るなどして状況を確認する。

位置情報の確認に関するデータは、刑の執行終了後6か月間保存することとなっており、警察からアリバイの確認のためなどで要請があった場合には、証拠として提出することも可能である³⁴。

【写真1³⁵：発信機】



【写真2：受信機³⁶】



4 実施体制

(1) 人的体制

全国の保護観察所において、電子機器を用いた位置情報確認制度を担当している保護観察官³⁷の数は、約60人であり、端末のモニタリングのほか、強化監督の申請の受付、許可条件に係る調査、実施期間中の家庭訪問等、同制度に係る様々な業務を行っている。

なお、前記のとおり、フロントドア施策及びバックドア施策の実施に当たっては、保護観察官のほか、刑務所職員、外部の監視員等、多くの者が関わっているが、そのうちの何人が両施策に携わっているかを特定することは困難である(刑務所・保護観察庁全体の職員数は、約9,800人であり、うち刑務所職員が約5,700人である³⁸)。

(2) 費用

位置情報確認制度の維持にかかる費用は、人件費や装置の購入費用等を除いて、毎年約250万クローネ(約3,100万円：1クローネ=12.5円で計算)であり、対象者1人一日当たりの費用は、約800クローネ(約1万円：同上)である。開放型刑務所における受刑者1人一日当たりの拘禁にかかる費用は、約1,600クローネ(約2万円：同上)であり、位置情報確認制度の

34 刑務所・保護観察庁担当者からの聞き取りによる。

35 写真1は、刑務所・保護観察庁の提供による。

36 導入当初は、固定電話回線を使用する受信機しかなかったが、対象者が固定電話料金を払わずモニタリングが継続できないなどの事態が発生したことから、携帯電話無線通信(GSM)を使用する受信機が用いられるようになった。また、受信機には、通話機能もあり、受信機の左端の受話器ボタンを押すとモニタリング担当の保護観察官につながり、右端のボタンを押すと、警察につながるよう設定されている(刑務所・保護観察庁担当者からの聞き取りによる)。

37 強化監督及び長期社会復帰訓練を担当する保護観察官は、大規模な保護観察所においては、専任である場合もあるが、小規模な保護観察所においては、対象者数が少ないこともあり、保護観察等の他の業務を兼任している。

38 Basic facts –The Swedish Prison and Probation Service (2010)による。

費用は、自由刑にかかる費用の約半分である³⁹。

なお、対象者の費用負担は、フロントドア施策の場合、1人一日当たり50クローネ（約600円：同上）であり、執行期間全体で6,000クローネ（約7万5000円：同上）を上限としており、徴収金は犯罪被害者基金に納められる（強化監督法第5条）。一方、バックドア施策の場合、受刑者の円滑な社会復帰のために行われているものであるため、受刑者の経済状態によって受けられるかどうかが決まるといふ事態が生じないように、対象者は費用を負担しなくてもよいこととなっている⁴⁰。

5 運用実績

次頁の3—3—3図は、フロントドア施策（強化監督）の各年における開始人員、中止人員等の推移（1999年から2009年までの11年間）を見たものである。申請人員及び開始人員は、2000年、2001年と減少し⁴¹、申請人員は2002年から、開始人員は2003年から増加に転じ、2005年以降はおおむね横ばいの状態にある。

なお、2005年に申請人員が大きく増加しているのは、2005年4月1日から、対象者の刑期が、それまでの3月以下から、6月以下に拡大されたことによると思われる。

申請人員に比べて開始人員が少ないのは、申請が棄却されていることによるが、棄却の理由で多いのは、適当な住居がないこと及び仕事がないことである。

中止人員は、150～260人で推移しており、2009年は220人であった。中止となる者の比率は、男性より女性の方がやや高くなっているが、それは、女性の方が、薬物等に関してより大きな問題を抱えていることが多いためである⁴²。

39 人員及び経費については、刑務所・保護観察庁の資料による。なお、バックドア施策については、位置情報把握以外の措置にかかる費用を計算すると、開放型刑務所に収容するコストとほぼ同じであるとする研究もある（Fredrik Marklund, Stina Holmberg (2009)による。）。

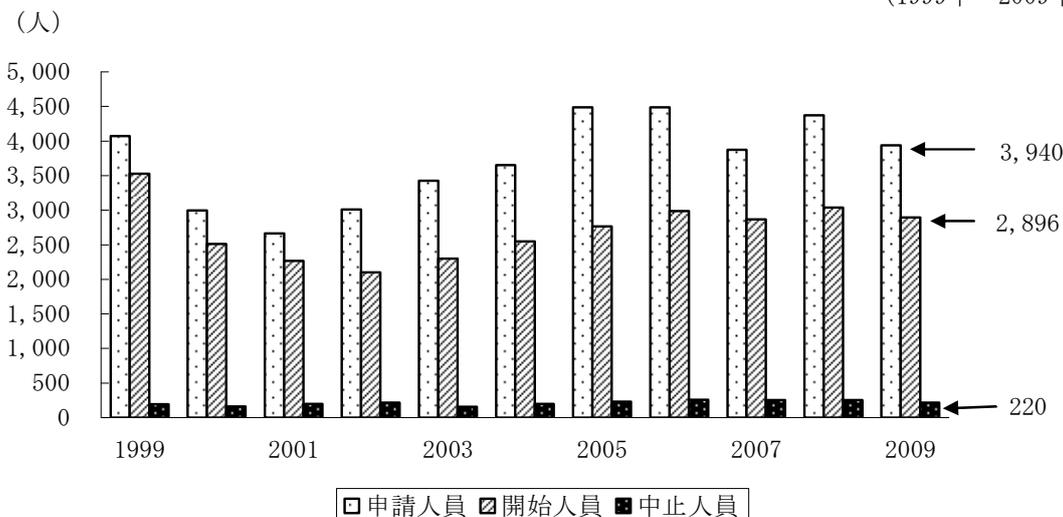
40 刑務所・保護観察庁担当者からの聞き取りによる。

41 申請者及び開始人員が減少した理由は、1999年に、フロントドア施策の対象者と同程度の罪状の者に対して、社会奉仕命令を組み合わせた条件付判決を言い渡すことができるようになったことによる（Swedish National Council for Crime Prevention (2005)による。）。

42 申請の棄却理由及び女性の対象者の特徴については、刑務所・保護観察庁担当者の資料による。

3-3-3 図 フロントドア施策 開始人員等の推移

(1999年～2009年)



- 注 1 刑務所・保護観察庁ホームページ (<http://www.kriminalvarden.se/sv/Statistik/Fotboja/Statistik-over-Fotboja/>) による。
 2 「申請人員」は、各年に強化監督を申請した人員である。
 3 「開始人員」は、各年に強化監督を開始した人員である。
 4 「中止人員」は、各年に強化監督の執行を中止した人員である。

次頁の3-3-4図は、フロントドア施策対象者の罪種別構成比の推移（1999年から2009年までの11年間）を見たものである。構成比が最も高いのは、道路交通法違反であり、生命及び健康に対する罪、麻薬法違反が次いでいる。道路交通法違反の態様では飲酒運転が多く、その約9割を占めており、全罪種に占める飲酒運転の比率は、1999年以降、おおむね5割前後で推移している⁴³。

次に、バックドア施策については、2009年において、長期社会復帰訓練を開始した者は827人であり⁴⁴、同年における1日平均の対象者数は34人であった⁴⁵。

フロントドア施策とバックドア施策を合わせた一日の実施人員（各年10月末日現在）は、2006年が544人、2007年が590人、2008年が650人であり⁴⁶、現地調査を行った2010年11月29日現在の対象者数は521人であった。両施策の対象者数の比率は、フロントドア施策が約75%、バックドア施策が約25%である⁴⁷。

43 Kriminalstatistik 2003, Kriminalstatistik 2005 及び Kriminalstatistik 2009 による。

44 刑務所・保護観察庁ホームページ (<http://www.kriminalvarden.se/sv/Statistik/Fotboja/>) による。

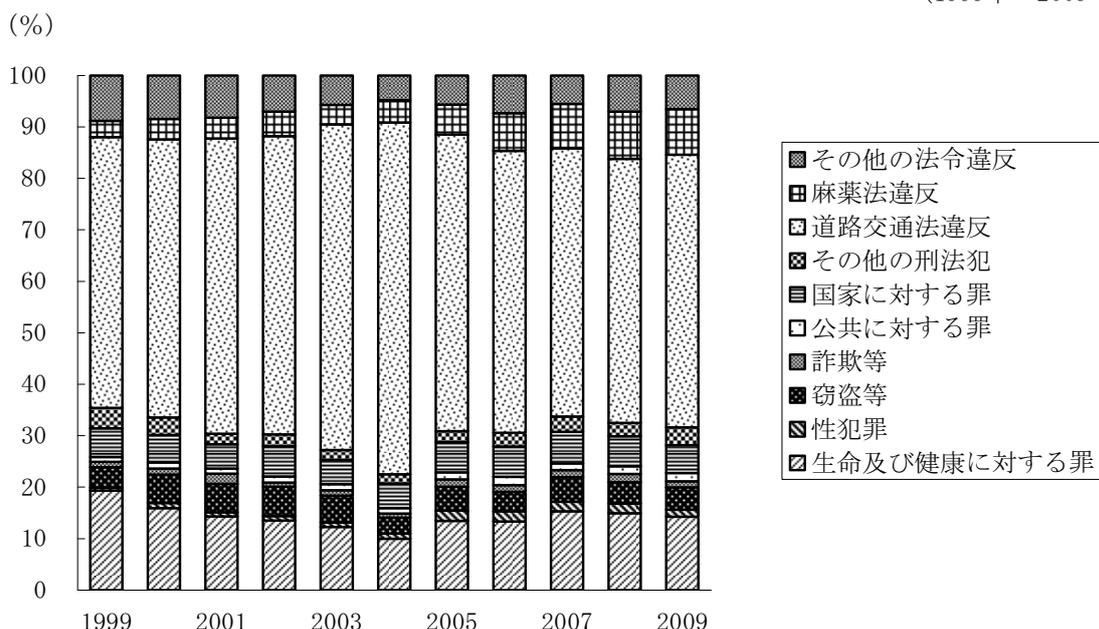
45 刑務所・保護観察庁の資料による。

46 Inka Wennerberg, Susana Pinto (2009)による。

47 刑務所・保護観察庁担当者からの聞き取りによる。

3-3-4 図 フロントドア施策 対象者の罪種別構成比の推移

(1999年～2009年)



- 注 1 Kriminalstatistik 2003, Kriminalstatistik 2005 及び Kriminalstatistik 2009 による。
 2 「生命及び健康に対する罪」は、刑法第3章に規定する罪（謀殺、傷害等）をいう。
 3 「性犯罪」は、刑法第6章に規定する罪（強姦、強制わいせつ等）をいう。
 4 「窃盗等」は、刑法第8章に規定する罪（窃盗、強盗、不法な電力使用等）をいう。
 5 「詐欺等」は、刑法第9章に規定する罪（詐欺、恐喝、暴利等）をいう。
 6 「公共に対する罪」は、刑法第13章から第15章に規定する罪（放火、文書偽造、偽証等）をいう。
 7 「国家に対する罪」は、刑法第16章から第20章に規定する罪（暴動、贈賄、大逆罪等）をいう。

6 研究・評価

フロントドア施策及びバックドア施策の実施効果等については、犯罪防止委員会 (Brottsförebyggande rådet (Brå) : Swedish National Council for Crime Prevention)⁴⁸が、政府の依頼に基づいて研究を行っているが、再犯状況に関する研究結果の概要は次のとおりである。

(1) フロントドア施策

フロントドア施策については、パイロットプロジェクトの対象者について再犯状況の調査が行われており、その結果は1999年の報告書⁴⁹にまとめられている。効果の検証は、フロントドア施策の対象者と、パイロットプロジェクト未実施の地域において刑務所内で自由刑が執行された者との予後と比較することによって行われた。なお、後者については、性別、年齢、犯罪歴等がフロントドア施策の対象者と同程度となるように抽出された。

フロントドア施策等を受けることとなった判決の後、3年間の追跡調査を行った結果、再

48 犯罪防止委員会は、1974年7月1日、1960年代及び1970年代初頭の犯罪増加に対する国民の不安に対応するために設置された法務省所管の組織 (Agency) であり、犯罪防止に関する各種研究、公式統計の作成等を行っている。詳細は、鮎川潤 (1999) 参照。

49 Brottsförebyggande rådet (1999)

犯率⁵⁰は、フロントドア施策の対象者では26%であったのに対し、通常の自由刑が執行された者では28%であり、大きな差は見られなかった。ただし、原判決に係る犯罪が飲酒運転であった者について見ると、再犯率は、フロントドア施策の対象者では4%、通常の自由刑が執行された者では9%であり、フロントドア施策の対象者の方が低かった。これは、フロントドア施策においては、実施期間中、アルコールの摂取が禁じられ、頻繁にアルコール検査を受けていることに関係があるのではないかと思われる。

なお、パイロットプロジェクト時の対象刑期は2月以下であり、現在は6月以下まで拡大されているが、この研究以降フロントドア施策に関する評価は行われていない。

(2) バックドア施策

フロントドア施策と同様、バックドア施策についても、開始当初の対象者について再犯状況の調査が行われている。バックドア施策は、フロントドア施策の場合と異なり、一部地域に限定されることなく全国一斉に開始されたことから、研究のために抽出されたバックドア施策の対象者⁵¹（以下この項において「実験群」という。）と比較する者としては、バックドア施策開始前又は開始当初に同施策による処遇を受けなかった者のうち前科数、再犯リスク（犯罪防止委員会が作成した基準による。）等がバックドア施策の対象者と同程度の者⁵²（以下この項において「統制群」という。）が抽出された。そして、仮釈放日以降、追跡期間内に新たな犯罪により有罪⁵³となって登録されたことを「再犯」とし、1年以内の再犯状況⁵⁴及び3年以内の再犯状況⁵⁵の調査が行われた。その概要は、次頁の3-3-5表のとおりである。全体の再犯率を見ると、1年以内ではほとんど差がなかったが、3年以内では実験群の方が低い。また、再犯リスク別に見ると、リスクの高い者⁵⁶よりも低い者の方が、実験群の再犯率が低く、年齢層別に見ると、38歳以上において、実験群の方が統制群よりも再犯率が低い。この結果を見ると、バックドア施策は、再犯のリスクが高くなく、また、年齢層の低い者よりは高い者に対して効果があることがうかがえる。

50 この項の記載に当たっては、Brottsförebyggande rådet(1999)の英語による要約部分を参照したが、当該部分には、「再犯」の定義や再犯罪名等に関する記載はなかった。

51 2001年11月から2003年6月までにバックドア施策を終了した260人

52 2001年5月から2002年4月までに刑務所を出所した260人（バックドア施策が開始されたのは2001年10月1日であり、開始前の者は139人、開始後の者は121人である。）

53 処分の種類、罪名等については不明である。

54 Swedish National Council for Crime Prevention (2005)

55 Brottsförebyggande rådet (2007)（この研究結果について犯罪防止委員会の研究者がまとめた論文として、Fredrik Marklund, Stina Holmberg (2009)がある。）

56 再犯リスク別の分類に当たっては、低・中・高のそれぞれに分類される者の数がほぼ同じになるように調整され、1年以内の再犯リスクが0~9%の者が「低リスク群」、10~15%の者が「中リスク群」、16~100%の者が「高リスク群」とされた。各群の再犯リスクの平均は、低リスク群で7%、中リスク群で13%、高リスク群で28%であり、高リスク群に分類された者であっても、再犯リスクはそれほど高くない。

3-3-5表 バックドア施策 再犯率

区分	1年以内		3年以内	
	実験群	統制群	実験群	統制群
全体	11	15	26	38
低リスク	1	8	10	24
中リスク	11	16	27	42
高リスク	21	22	44	49
37歳以下	16	14	36	44
38歳以上	6	16	17	32

(単位：%)

- 注 1 1年以内の再犯率は、Swedish National Council for Crime Prevention (2005) “Effects of prison-release using electronic tagging in Sweden” Report 2005:8 により、3年以内の再犯率は、Fredrik Marklund, Stina Holmberg (2009) “Effects of early release from prison using electronic tagging in Sweden” Journal of Experimental Criminology, 5, pp.41-61, Springer による。
- 2 「実験群」は、バックドア施策の対象者であり、「統制群」は、バックドア施策による処遇を受けなかった者である。

バックドア施策の対象者は、開始当初は刑期2年以上の者であったが、現在は刑期6月を超える者に拡大されている。犯罪防止委員会の研究者によると、対象刑期拡大後の再犯状況の研究は、まだ報告書としてはまとめられていないものの、既に調査は実施されているとのことであり、その公表が待たれる。

7 近年の動向

(1) フロントドア施策における対象刑期の拡大等

現行のフロントドア施策の対象刑期は6月以下であるが、現在、これを10～12月以下に拡大することが検討されている。対象刑期が拡大すれば、対象者の犯した罪にはより深刻なものが含まれることとなり、資質面でも精神的に問題を抱えた者等が対象となってくることも考えられる。そのため、使用する電子機器を、より緊密なモニタリングを行うことのできるGPS機器とすることが検討されており、刑務所・保護観察庁は、まず、技術面での信頼性を確認するために試行を行うこととしている⁵⁷。

(2) 新たな領域における位置情報確認制度の活用

2010年、政府は、ストーカー行為への対策強化のため、1つの法律案 (Regeringens proposition 2010/ 11:45 Förbättrat skydd mot stalkning) を提出した。2011年10月1日から施行される同法により、接触禁止命令 (被害者を訪問したり電話やメールをすることを禁止するもの) に違反したストーカー行為の加害者については、電子機器を装着させ、被害者に接近していないかどうかを監視することができることとなった。モニタリング方法としては、GPS方式が検討されており、加害者に対する抑止力と、接近禁止の違反を証明する手段としての役割が期待されている。このモニタリングを所管するのは、刑務所・保護観察庁ではなく警察である⁵⁸。

57 刑務所・保護観察庁の資料による。

58 Regeringens proposition 2010/11:45による。

このほか、少年による再犯を防止するため、詳細は不明であるが、18歳未満で犯罪を行った少年に対して、電子機器を装着させてモニタリングを行う制度を導入する動きもある⁵⁹。

おわりに

スウェーデンにおける位置情報確認制度は、1990年代半ばから、試行と検証を重ねながら発展し、刑事司法制度の中で定着してきた。短期自由刑の弊害を回避し、処遇費用を削減することを目的として導入されたフロントドア施策は、再犯率の低下については効果が実証されていないものの、強化監督が中止となる者の数は増加することなく推移しており、対象者の社会とのつながりを断つことなく刑を執行し、また、処遇費用の削減に成功しているという点で、その目的を達成しているといえる。また、バックドア施策についても、犯罪防止委員会の研究によって再犯防止効果が実証されており、受刑者の社会復帰の円滑化を図るという目的が達成されているといえる。ただし、両施策とも、単に対象者に電子機器を装着させて外出を制限するだけの措置ではなく、頻繁なアルコール検査や薬物検査、家庭訪問等による対象者の生活管理を伴うものであることから、両施策の成果が電子機器の使用のみによって生じているわけではないことを念頭に置いておく必要がある。

現在、スウェーデンにおける位置情報確認制度は、新たな展開を見せつつある。まず、フロントドア施策について、その対象刑期が拡大されることが予定されており、同施策の中では初めてGPS方式の導入が検討されている。また、新たな適用領域として、ストーカー行為の加害者に対して被害者への接近状況を監視するためにGPS方式によるモニタリングを行うことが決定しているほか、18歳未満の少年に対する適用も検討されている。これまでの犯罪防止委員会の研究によると、位置情報確認制度は、再犯リスクが低い者や年齢層の高い者に対して効果があるという結果が出ているが、再犯リスクがこれまでの対象者よりも高いと考えられる刑期の長い者やストーカー行為の加害者、そして、若年層である少年に対して、同制度がどのような効果を発揮していくのか、今後の動向が注目される。

最後に、本稿の作成に当たって、資料の御提供をいただいた琉球大学法務研究科矢野恵美准教授に心から感謝申し上げたい。

59 刑務所・保護観察庁の資料による。

引用・参考文献

- 鮎川潤 (1999) 「スウェーデン犯罪防止委員会」, 犯罪と非行, No. 120 (229～243頁)
- Brottsförebyggande rådet(1999) Intensivövervakning med elektronisk kontroll. Brå -rapport 1999:4.
- Brottsförebyggande rådet (2003, 2005, 2009) *Kriminalstatistik*.
- Brottsförebyggande rådet (2007) Utökad användning av elektronisk fotboja inom kriminalvården Rapport 2007:19.
- Eva Olkiewicz (2003) The Evaluation of a Three Year Pilot Project on Electronic Monitoring in Sweden. In Mayer, M., Haverkamp,R. & Lévy, R. (Eds.). *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?* (pp.77-80) Max-Planck-Institut.
- Fredrik Marklund, Stina Holmberg (2009) Effects of early release from prison using electronic tagging in Sweden. *Journal of Experimental Criminology*, 5, pp.41-61, Springer.
- Inka Wennerberg, Susana Pinto (2009) 6th European Electronic Monitoring Conference –Analysis of Questionnaires.
(http://www.cepprobation.org/uploaded_files/EM2009%20Questionnaire%20summary.pdf)
- Kerstin Nilson (1996) 「スウェーデンの更生保護制度」, 犯罪と非行, No. 109 (130～155頁)
- Kjell Carlsson (2003) Intensive Supervision with Electronic Monitoring in Sweden.
In Mayer, M., Haverkamp,R. & Lévy, R. (Eds.). *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?* (pp. 69-76) Max-Planck-Institut.
- Kriminalvården (2010) Utvärdering av verksamhet med elektronisk övervakning (fotboja) vid anstalterna Kolmården, Asptuna, Skenäs och Östragård.
- Ministry of Justice (政府広報資料)
- 大橋哲 (1998) 「スウェーデンにおける行刑の概況」, 犯罪と非行, No. 117 (62～72頁)
- 萩原金美 (2007) 『スウェーデン法律用語辞典』, 中央大学出版部
- Swedish Government Offices Yearbook 2009
- 坂田仁 (2007) 「スウェーデンの矯正保護組織の変更」, 犯罪と非行, No. 151 (142～153頁)
- 坂田仁 (2006) 「スウェーデン刑法典 (試訳) - 二〇〇六年一月一日現在の正文 - 」慶應義塾大学法学研究会編, 法学研究, 79巻10～12号
- 坂田仁 (2004) 「スウェーデンの制裁制度」, 犯罪と非行, No. 141 (123～144頁)
- 坂田仁 (2000) 「スウェーデンにおける電子的統制を伴う強化観察 - 拘禁の施設外執行 - 」, 犯罪と非行, No. 125 (201～230頁)
- Swedish National Council for Crime Prevention (2005) “Effects of prison-release using electronic tagging in Sweden” report 2005:8
- 横地環 (2009) 「英国及びスウェーデン王国における電子監視制度」, 更生保護と犯罪予防, No. 151 (90～107頁)

<関連インターネットサイト>

Brottsförebyggande rådet 犯罪防止委員会:

<http://www.bra.se/>

Kriminalvården 刑務所・保護観察庁:

<http://www.kriminalvarden.se/>

Svensk författningssamling スウェーデン法令検索:

<http://www.riksdagen.se/Webbnav/index.aspx?nid=3910>

4 英 国

横浜少年鑑別所次長（前研究官）渡 邊 俊 子
法務省保護局観察課調査官 田 島 佳代子
（前千葉保護観察所統括保護観察官）

目 次

はじめに

第1 英国の概況・刑事司法制度の概要・犯罪情勢等

- 1 概況
- 2 刑事司法制度の概要
- 3 犯罪情勢等

第2 英国における位置情報確認制度

- 1 制度の概要及び目的
- 2 制度導入の背景・歴史
- 3 電子監視の対象者の要件等
- 4 位置情報確認等の方法
- 5 措置内容及び期間
- 6 位置情報確認等の実施体制
- 7 運用実績
- 8 実施効果の評価等
- 9 人工衛星追跡（GPS）方式電子監視の試行の概要
- 10 今後の動向等

おわりに

引用・参考文献

はじめに

本稿では、英国の電子監視 (Electronic Monitoring) による位置情報確認制度の概要を紹介する。周知のとおり、英国 (正式名称: グレートブリテン及び北アイルランド連合王国, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland) には、イングランド・ウェールズ (England and Wales)、スコットランド及び北アイルランドの3つの地域があり、それぞれの地域が独立した法域を成し、異なる刑事司法制度を持つ。この中で、イングランド・ウェールズは、人口で連合王国全体の約88.7% (2008年の同地域推計値は約5,444万人) を占め、犯罪の認知件数では、約90.6% (2008会計年度約470万件)¹と、同国の犯罪や刑事司法運営の全体的傾向を知る上で、相当な部分を占めている上、英国の中心的地域であり、新たな刑事法や刑事政策の動向を知る上でも重要な地域であると考えられる。そのため、本稿では、英国のイングランド・ウェールズ地域の状況について記載することにした。以後、本稿において、特に断りのない限り、「英国」という場合、イングランド・ウェールズ地域を指すものとし、他の地域を含め全国を指す場合は「連合王国」とする。

なお、本稿の内容は、筆者が英国に訪問した2010年12月時点の状況を示すものであり、本稿中、意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

第1 英国の概況・刑事司法制度の概要・犯罪情勢等

1 概況²

連合王国の総人口は約6,140万人 (2008年推計値, 日本の約2分の1)³であり、面積は約24.3万平方キロメートル (日本の約3分の2) である。

政治体制は、立憲君主制であり、議会は上院 (貴族院, House of Lords)、下院 (庶民院, House of Commons) の二院制である。上院は一代貴族、一部の世襲貴族、司教等から構成され、公選制は導入されていない。任期は終身である。下院の任期は5年である。

2 刑事司法制度の概要

(1) 刑事手続の流れ

英国は、いわゆる私人訴追主義を採用しており、伝統的には、警察が事件を認知し捜査を行った後は、警察において警告等の措置により終結しない場合、警察官が治安判事裁判所 (Magistrates' Court) に告発状を提出して公訴が行われてきた。1985年に創設された英国検察庁 (「公訴局」と訳出される場合もある。Crown Prosecution Service) は、警察官が提起した訴訟を審査・追行する役割を担っていたが、2003年刑事司法法により検察庁の権限は大

1 Annual Abstract of Statistics 2010

2 外務省ホームページ<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uk/data.html>による。

3 日本の平成22年10月1日現在総人口は1億2805万6千人である (総務省統計局の人口資料による。)

きく拡大され、現在は、多くの事件が検察官により訴追され、警察が訴追する事件の場合も検察庁のガイドラインに従うことが要請されている。

4-1-1表は、治安判事裁判所が事件を受理した後の手続を示したものであり、犯罪の種類によって事件受理後の手続が異なる。

4-1-1表 治安判事裁判所における事件処理の概要

犯罪の種類	犯罪内容等	受理後の手続
略式犯罪 (summary offences)	6月以下の懲役又は5,000ポンド以下の罰金。交通違反等。	簡易手続により終局判決を行う。
正式起訴犯罪 (indictable offences)	殺人、強姦、強盗、麻薬事件等刑事事件で扱うほとんどの事件を含む。	正式起訴事件として、刑事法院 (Crown Court) に事件移送するか、予備審問 (committal proceeding) を行う。刑事法院に移送された事件は、陪審裁判が行われる。
双方の手続が可能な犯罪 (中間的犯罪) (either way offence)		治安判事が刑事法院に係属させるか否かの決定手続を行う。

(2) 成人及び若年成人に対する刑罰の種類等⁴

成人及び若年成人に対する刑罰の種類やその内容の概要は、4-1-2表のとおりである。

4-1-2表 成人及び若年成人に適用される刑罰の種類等

種類	内容等
拘禁刑 (immediate custodial sentence)	21歳以上の成人は刑務所に拘禁され、18～20歳の若年成人は若年犯罪者施設 (Young Offenders Institution, YO I) に拘禁される。犯罪の重大性に応じ、1月から14年までの上限を定めた有期刑と終身刑がある。
12月未満の短期拘禁刑	(1991年刑事司法法 (Criminal Justice Act 1991) により創設。) 刑期の半分は収監され、残期間は釈放され「危険期間 (at risk period)」とみなされる。釈放期間中は、プロベーションサービスへの出頭等の義務は課されないが、「危険期間」中に拘禁刑相当の再犯を犯すと、再犯に対する刑罰に合わせ残刑期を執行することができる。なお、18～20歳の若年者は、釈放期間には最低3月の監督指導期間が付加される。
12月以上の拘禁刑	2000年刑事裁判所権限 (量刑) 法 (Powers of Criminal

4 本節の記述は、Sentencing Statistics: England and Wales 2009のProcedures within the criminal justice system (pp. 97-107)に基づく。なお、同資料によれば、断続的拘禁 (intermittent custody, 週末拘禁) は、2004年～2006年まで試行的に実施されていたもので、現在使用されていない。また、成人の場合、社会内更生命令 (community rehabilitation order)、社会内刑罰命令 (community punishment order)、社会内刑罰・更生命令 (community punishment and rehabilitation order)、薬物治療・検査命令 (drug treatment and testing order) も本文に記載した遵守条件に変わっており、現在は適用されない。

	<p>Courts (Sentencing) Act 2000) は、特定犯罪の必要的最低刑期を定め、量刑をより厳格化し、2003年刑事司法法 (Criminal Justice Act 2003) は「標準的定期刑 (standard determinate sentences)」と「公衆保護のための拘禁刑 (public protection sentences)」を定めている (2003年刑事司法法による。)</p> <p>「標準的定期刑」は、刑期の半分は収監され、残刑期は「許可 (licence)」条件付きで釈放される⁵。「公衆保護のための拘禁刑」は、性犯罪や暴力犯罪の場合で、性犯罪又は暴力犯罪の再犯により公共に重大な影響を与える可能性があるとして裁判所が判断した場合、刑期を不定期又は延伸させる形で科することができる刑罰である⁶。</p> <p>さらに、終身刑には、必要的終身刑 (謀殺に適用)、裁量的終身刑 (各種重大犯罪に適用)、自動的終身刑がある。</p>
執行猶予命令 (suspended sentence orders)	<p>2003年刑事司法法により導入され、2005年4月4日以降の犯罪に適用される。12月未満の拘禁刑対象者に、6月から2年の間で遵守条件付きで執行を猶予するもの (遵守条件は、社会内命令 (community order)) に適用される遵守事項から選択される。)</p>
社会内刑罰 (community sentences)	<p>2003年刑事司法法により、以下の12の遵守条件のうち、1つ以上の条件が科される社会内命令 (community order) が適用される。</p>
無償労働 (unpaid work) ⁸	40～300時間の無償労働を行う。
活動 (activity)	基本的スキル習得講座等へ参加するもの。
プログラム参加 (programme)	再犯可能性除去のための処遇プログラムへ参加するもの。
禁止活動 (prohibited activity)	再犯や再度の迷惑行為に結びつく行動を制限するもの。
外出禁止 (curfew)	許可時間以外は特定居所に滞在することが求められ、その確認のため電子監視が行われる。(詳細は第2に後述)。
立入禁止 (排除命令) (exclusion)	特定場所・区域への接近や立ち入りを禁止するもの。電子監視を条件とすることを想定した処分だが、信頼できる電子監視が現状では利用可能でないためあまり利用されていない。
居住指定 (residence)	保護観察官が許可した場所にのみ居住させるもの。

5 「許可」条件付き釈放 (仮釈放) では、同釈放期間中、対象者は、許可の条件として定められた遵守条件に従わなければならない。遵守条件には、プロベーションサービス (probation service) への出頭、居住場所や就労先の制限、プログラムへの参加等がある。

6 「公衆保護のための拘禁刑」には2種類あり、刑の上限が10年以上の犯罪で、終身刑が適用できない又は相当でない場合に不定期刑とし、パロール委員会が安全と判断した時期に釈放するもの (「公衆保護のための拘禁 (成人に適用)・拘留 (少年に適用) (imprisonment or detention for public protection)」)、及び、刑の上限が10年未満の犯罪の場合に刑の延長 (extended sentence) (通常の刑期に延長期間を付加されるもの) を行い、刑期の2分の1以降から延長期間の末日までに釈放するものがある。

7 自動的終身刑とは、1997年10月1日以降に2度目の重大性犯罪又は重大暴力犯罪で有罪が確定した者で特段の除外事由がないものに適用されていた、いわゆる三振法的な刑罰であり、2005年4月以降に行われた事件では、これに代えて公衆保護のための拘禁刑が適用されている。

8 従前は社会奉仕 (community service)・社会刑罰 (community punishment) の名称が使用されていた。

精神科治療 (mental health treatment)	精神科治療を遵守条件とするもの。対象者の同意を要する。
薬物更生治療 (drug rehabilitation)	薬物依存症の治療を遵守条件とするもの。対象者の同意を要する。
アルコール依存症治療 (alcohol treatment)	アルコール依存症治療を遵守条件とするもの。対象者の同意を要する。
監督指導 (supervision)	対象者のニーズや犯罪行動に対処するため、保護観察官が面接指導を行うもの。
出頭センター (attendance centre)	通常日曜の午後3時間、出頭センターにおける合計12時間～36時間の活動に参加するもの。

(3) 少年に対する処分⁹

4-1-3表は、少年に対する処分を示したものである。少年の裁判（審判）は、少年の福祉の観点から、重大犯罪や成人との共犯のときなどを除き、通常、治安判事裁判所に併設されている青少年裁判所（youth courts）で行われる。

4-1-3表 少年に適用される処分の種類等

種類	内容
施設収容処分	若年犯罪者の拘禁は若年犯罪者施設（Young Offenders Institution） ¹⁰ で行われる。
拘留・訓練命令 (Detention and Training Order)	2000年量刑法による命令。4, 6, 8, 10, 12, 18, 24月の範囲で適用され、通常、命令期間の半分は施設に収容され、残期間は監督指導付きの社会内処遇に付される。早期釈放対象者等には、電子監視が実施される。
その他	特定重大犯罪（成人の場合に法定刑の上限が14年以上とされている罪）について、成人が拘禁刑となった場合と同等の期間拘禁する処分、殺人を犯した少年への特別拘禁処分等がある。
社会内処分 ¹¹	少年の監督指導は少年犯罪者処遇チーム（Youth Offending Teams, YOT） ¹² が行う。一部を除き、少年には前述した「社会内命令」は適用されない。少年に適用される社会内処分には以下のようなものがある。
*活動計画 (命令) (Action Plan Order)	10～17歳の少年に適用される3か月の集中プログラム。
*出頭センター (命令)	10～17歳の少年に適用され、警察が土曜日ごとに実施している。出頭時

9 刑宣告時10歳(刑事責任年齢)～17歳の者。

10 若年犯罪者施設は、刑務所庁所管又は民営施設で、15～21歳までの者を収容する。15～17歳の少年を収容する場合は、分離収容とされている。

11 本表に記載した青少年更生命令 (Youth Rehabilitation Order, YRO) の導入によって、別個に存在していた各種の命令 (表中で「*」を付けたもの) は、YROの選択遵守条件 (requirements) となった。2009年11月30日より以前の処分では、本節に記載した各種命令が有効である。

12 YOTは、警察、プロベーションサービス、教育機関、保健・福祉機関からの派遣、薬物乱用防止等各種専門家から成る多機関連携処遇機関である。

(Attendance Centre Order)	間は4～24時間の範囲で設定され、通常、1セッション2時間で体育やグループワークが実施される。
* 電子監視付外出禁止 (命令) (Curfew orders with electronic monitoring)	10～17歳の少年に適用される。外出禁止の履行状況確認のため、3月以内の期間電子監視 (詳細は第2に後述) に付す。
* 監督指導 (命令) (Supervision Order)	10～17歳の少年に適用される。6月～3年、YOTのメンバーによる監督指導に付すもの。犯罪内容がより重大な場合は、各種の遵守条件 (薬物乱用治療、居住指定、外出禁止等) が付加される。
* 社会内処罰・更生 (命令) (Community Punishment and Rehabilitation Order)	16歳以上の少年に適用される。12月～3年の範囲で監督指導を受け、40時間以上100時間未満の無償労働に服す。
* 社会内処罰 (命令) (Community Punishment Order)	16歳以上の少年に適用される。40～240時間の無償労働に服す。
* 社会内更生 (命令) (Community Rehabilitation Order)	16歳以上の少年に適用される。プロベーションサービスによる監督指導の少年版で、成熟度の高い16～17歳の少年に6月～3年にわたって実施される監督指導であり、居住指定等の遵守条件を付加することもできる。
付託命令 (Referral Order)	10～17歳の少年であって、初犯であり、施設収容を要さない者に適用される。対象者は、若年犯罪者パネル (地域メンバーとYOTのパネルアドバイザーから構成される) に出席し、対象者の保護者、被害者を交えて3～12月間にわたる契約を結ぶ。契約は、犯罪による被害の修復と犯罪原因に対処する目的で行われる。
補償命令 (Reparation Order)	10～17歳の少年に適用される。補償内容は金銭的なもの以外からなされねばならず (落書消し活動等)、補償の処分は、最高24時間で命令後3か月以内の履行が求められる。補償内容は、被害者の意見をしんしゃくして決定しなければならないが、被害者にその準備ができていない場合は、社会一般に対しての補償とすることができる。金銭的賠償が必要な場合は、裁判所は別途必要な措置を執る。
青少年更生命令 (Youth Rehabilitation Order)	2008年刑事司法及び移民法 (Criminal Justice and Immigration Act 2008) で創設された命令であり、2009年11月30日以降に行われた犯罪に適用される。成人の社会内命令が各種遵守条件を組み合わせ課すことができるのと同様に、本命令も対象者のリスクやニーズに応じ、電子監視等、各種の遵守条件 ¹³ を付加することができる。

(4) 再犯防止に向けた犯罪者処遇の枠組み

ア 全国犯罪者管理局 (National Offender Management Service, NOMS)

NOMSは、2004年に犯罪者処遇 (主に施設内処遇の過剰収容対策と財源の効果的活用)

13 遵守条件は、成人の場合と同様だが、18種類設定されており、電子監視の遵守条件が含まれる。

の効果的実施を目指して内務省に設置された組織であり、2007年の法務省新設に伴い内務省から法務省に移管した。2008年4月に組織再編され、刑務所庁及びプロベーションサービスが協働して犯罪者管理を刑事司法の入口段階から出口段階まで切れ目なく、効率的かつ効果的に行うよう関連業務を統合的に支援している。NOMSでは、関係諸機関や各種民間団体の協力を得て、犯罪者の施設内処遇及び社会内処遇双方を一貫して管理する。NOMSにおける犯罪者処遇システムの概要は以下のとおりである¹⁴。

イ リスク・ニーズ査定¹⁵

刑務所庁とプロベーションサービスが共同開発した「犯罪者査定システム」(Offender Assessment System, O A S y s)を用いて、犯罪者の再犯可能性等のリスクとその防止及び社会復帰に向けたニーズが把握されている。その評価の結果は、犯罪者処遇の各段階における計画策定・実施・評価(再評価)に利用されている。

ウ 犯罪者処遇モデル(National Offender Management Model)

2006年に創始された犯罪者処遇を切れ目なく行うためのケースマネジメント方式である。担当受刑者について、同一の犯罪者処遇官が、犯罪者処遇チームのリーダーとして、裁判所に向けた判決前報告書作成段階からリスク査定、施設内の処遇計画、パロール準備調査報告書、釈放準備措置、社会内命令及び許可条件付監督指導まで一貫して担当・管理する。対象犯罪者の処遇は、上記の構造的な評価ツールの査定結果等を活用し、介入レベルが分類され、問題性の低いレベルの対象者には必要最低限の介入とし、問題性が高いレベルの対象者には、各種支援、行動変容を図るためのプログラム、行動統制の強化のための介入など、対象者にふさわしい密度の処遇が段階的に行われている。

エ 処遇プログラムの実施体制

犯罪者の再犯防止や社会復帰促進のために行われる処遇には、無償労働、外出禁止命令、薬物乱用・アルコール依存症治療命令等の遵守条件措置に加え、思考スキルのプログラムや、薬物・飲酒、家庭内暴力、性犯罪、暴力防止プログラム等、犯罪者の行動変容を目指した各種プログラムが実施されている。また、再犯防止と社会復帰を促進するため、就労援助、住居の確保援助、家族調整、医療、経済面の問題への対応等への支援も関係機関の協力を得て行われている。

性犯罪者や暴力犯罪者の処遇に当たっては、MAPPA(多機関公衆保護協定)の制度により、関係機関が協働して対象者の監督責任を果たす枠組みの下で、警察、刑務所及びプロベーションサービスを中心的な責任機関に位置付け、地域の保健福祉機関、就労センター等の法定協力機関が多機関連携的な処遇に参画しており、上記のリスク・ニーズ評価等の結果に基づき、監督のレベルや処遇密度を分けた処遇が展開されている。電子監視を行う民間企業も、MAPPAの協力機関の一つである。

14 犯罪者処遇モデルや多機関公衆保護協定(MAPPA)等、犯罪者処遇システムの詳細については、法務総合研究所(2009)『研究部報告42 再犯防止に関する総合的研究』(第3編第4章「英国」)参照。

15 英国の犯罪者のリスク査定ではOASysを中心に、OGRS(履歴変数による再犯予測尺度)、SARA(配偶者暴力リスク評価尺度)、Risk Matrix 2000(性犯罪の再犯リスク評価尺度)なども用いられている。少年の場合は、ASSETと呼ばれる構造的なリスク・ニーズ評価が査定に利用されている。

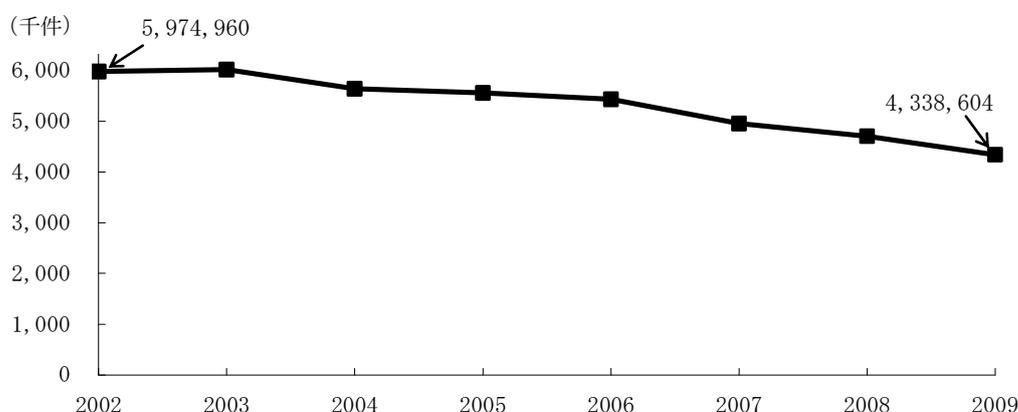
3 犯罪情勢等

(1) 認知・検挙件数の状況

4-1-4図は、2002年度（2002年4月から2003年3月）から2009年度までの報告犯罪認知件数の推移を示したものである。報告犯罪の認知件数は、おおむね減少傾向にあり、この間、押し込み強盗（domestic burglaries）、車両関係犯罪（offences against vehicles）、器物損壊（criminal damage）の認知件数はそれぞれ、39%、54%、28%減少した。2009年度の報告犯罪認知件数は、433万8,604件（前年度比8%減）であり、罪種別内訳は、財産犯（窃盗、詐欺等）70%、対人暴力犯罪20%、薬物犯罪5%、性犯罪1%等となっている¹⁶。

4-1-4図 報告犯罪認知件数の推移

(2002年度～2009年度)



注 Crime in England and Wales 2009/10による。

2009年度の検挙件数は、120万4,967件（前年比9.8%減）であり、罪名別に見ると、暴行（38万7,012件）、窃盗（車両関係を除く、25万892件）、薬物犯罪（22万1,121件）の順となっている¹⁷。

(2) 検察・裁判

2009年治安判事裁判所に受理された人員は41万5,271人（前年比4%増）であり、同人員は近年減少傾向を示していたが、2009年は前年より増加している¹⁸。

2009年に刑の宣告を受けた犯罪者の処分別科刑状況は、次頁の4-1-5表のとおりである¹⁹。

16 Crime in England and Wales 2009/10

17 Crime in England and Wales 2009/10

18 Criminal Statistics: England and Wales 2009

19 社会内刑罰を宣告された人員のうち、少年（10歳以上17歳以下）は29%である（刑の宣告を受けた人員の中では少年の構成比は6%である。）。また、外出禁止命令（curfew order）が宣告された少年は、全犯罪では7,077人、正式起訴犯罪では4,635人であった。

4-1-5表 処分別科刑状況等

(2009年)

区 分	全犯罪		正式起訴犯罪	
総 数	1,405,938	(100.0)	327,146	(100.0)
拘禁	100,190	(7.1)	80,239	(24.5)
執行猶予	45,134	(3.2)	31,119	(9.5)
社会内刑罰	195,767	(13.9)	107,852	(33.0)
罰金	945,494	(67.3)	56,029	(17.1)
その他	119,353	(8.5)	51,907	(15.9)
平均拘禁刑期(月)	13.7		16.5	

- 注 1 Sentencing Statistics: England and Wales 2009による。
 2 「平均拘禁刑期」は、終身刑及び不定期刑を除く。
 3 ()内は、構成比である。

一方、2009年における拘禁刑受刑者の科刑状況は、4-1-6表のとおりである。

4-1-6表 拘禁刑の科刑状況(刑期別)

(2009年)

区 分	全犯罪		正式起訴犯罪	
総 数	100,190	(100.0)	80,239	(100.0)
3月以下	36,042	(36.0)	23,671	(29.5)
6月以下	21,310	(21.3)	13,764	(17.2)
12月以下	13,014	(13.0)	12,986	(16.2)
18月以下	7,289	(7.3)	7,284	(9.1)
3年以下	12,076	(12.1)	12,075	(15.0)
5年以下	5,768	(5.8)	5,768	(7.2)
10年以下	2,784	(2.8)	2,784	(3.5)
10年を超える	485	(0.5)	485	(0.6)
不定期刑	1,001	(1.0)	1,001	(1.2)
終身刑	421	(0.4)	421	(0.5)
平均拘禁刑期(月)	13.7		16.5	

- 注 1 Sentencing Statistics: England and Wales 2009による。
 2 「平均拘禁刑期」は、終身刑及び不定期刑を除く。
 3 ()内は、構成比である。

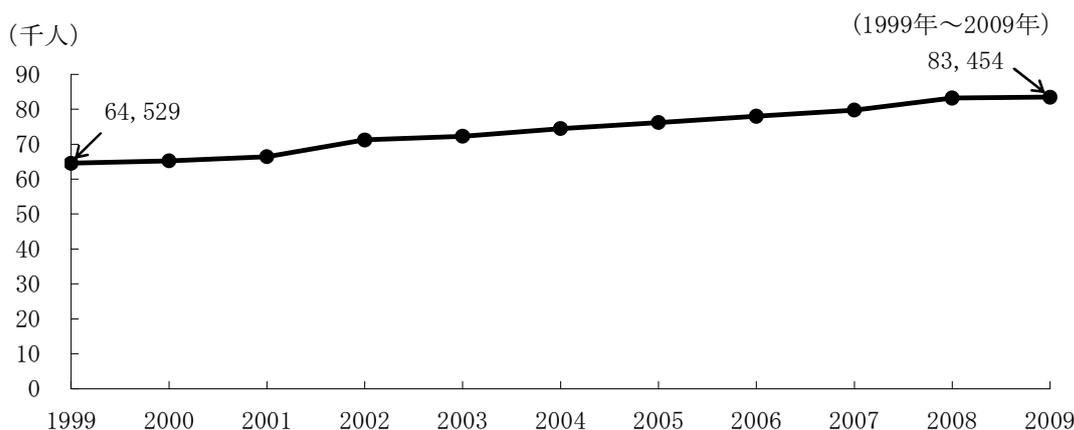
(3) 処遇

ア 施設内処遇

次頁の4-1-7図は、1999年から2009年までの刑務所収容人員（既決及び未決の被収容人員）の推移を示したものである。2009年6月末日現在の刑務所収容者数は、8万3,454人（うち、未決1万3,456人（16.1%）、既決6万8,488人（82.1%））、前年比0.3%増であった。これは過去10年間では最も低い年間増加率であるものの、1999年と比較すると29%増加（未決7%増、既決33%増）しており、刑務所収容人員の増加傾向が続いている²⁰。

20 Walmsley(2009)の刑務所拘禁率国際比較データでは、英国（イングランド・ウェールズ）は人口10万人当たりの拘禁率が153（2008年11月28日現在、8万3,392人収容）で比較的高い拘禁率の国である（調査対象国参考データ：フランス96、スウェーデン74、カナダ116、アメリカ756、韓国97（日本63））。

4-1-7図 刑務所収容人員の推移



注 1 Offender Management Caseload Statistics 2009による。
 2 各年6月30日現在の人員である。

4-1-8表は、2009年6月30日現在の成人拘禁刑受刑者の刑期の状況を罪名別に見たものである。刑務所収容人員の増加は、既決収容人員及び条件付早期釈放者の条件違反による再収容人員の増加に負うところが大きいほか、終身刑や公衆保護のための不定期刑²¹等、対象人員の増加により、刑期が全般的に長期化していることも影響していると見られている。

4-1-8表 成人拘禁刑受刑者の刑期別人員 (罪名別)

(2009年6月30日現在)

区 分	総 数	1年以下	3年以下	5年以下	5年を超える	終身・不定期刑
総 数	59,242	7,350 (100.0)	14,316 (100.0)	11,365 (100.0)	14,430 (100.0)	11,782 (100.0)
対人暴力	17,301	1,661 (22.6)	3,283 (22.9)	2,211 (19.5)	2,716 (18.8)	7,431 (63.1)
性犯罪	7,542	118 (1.6)	834 (5.8)	1,149 (10.1)	3,493 (24.2)	1,948 (16.5)
強盗	6,763	133 (1.8)	1,147 (8.0)	1,746 (15.4)	2,278 (15.8)	1,461 (12.4)
不法目的侵入	6,621	562 (7.6)	3,113 (21.7)	2,018 (17.8)	788 (5.5)	138 (1.2)
窃盗・贓物関与	2,917	1,542 (21.0)	958 (6.7)	285 (2.5)	114 (0.8)	18 (0.2)
薬物犯罪	9,841	283 (3.9)	2,523 (17.6)	2,900 (25.5)	4,121 (28.6)	13 (0.1)
その他	8,257	3,051 (41.5)	2,456 (17.2)	1,056 (9.3)	919 (6.4)	773 (6.6)

注 1 Offender Management Caseload Statistics 2009による。
 2 実人員は原表のままであり、刑期別の人員の合計は、総数に一致しない。
 3 ()内は、構成比である。

一方、2009年の有期刑受刑者の出所人員は、9万1,200人であった。同年に、電子監視の対象となる在宅拘禁外出禁止制度 (Home Detention Curfew (HDC) scheme)²²により刑務所を出所した者は1万1,534人であり、これはHDC適用候補者(刑期3月～4年の者5万2,000人)の22%に当たる。また、同年のHDCによる出所者のうち1,441人(約13%)が、

21 公衆保護のための拘禁刑とは、最高刑期10年以上の特定性犯罪又は特定暴力犯罪で有罪が確定し、裁判所が危険性を認められた者について適用される不定期刑である。この刑罰の前身は、2度目の重大暴力犯罪や重大性犯罪に適用されていた自動的終身刑であり、2005年に公衆保護のための拘禁刑に代わった。これと同等の措置として、18歳未満の者には、公衆保護のための拘留がある。

22 HDCは、刑期3月から4年未満の刑に服している拘禁刑受刑者を、外出禁止条件を付け釈放し、釈放後の生活準備に当たらせる制度である(この刑期条件に該当する対象者から、法定除外事由に当たる性犯罪や暴力犯罪者、退去強制待ち受刑者、HDC条件違反の履歴のある者、リスクアセスメントにより不適当と判断された者等は除外される)。HDC釈放対象者は、外出禁止時間(通常夜7時から翌朝7時まで)が記載された許可証にサインして出所し、帰住地(自宅又はホステル(更生保護施設))に戻ってから、在宅状態を確認するため電子監視装置が装着される。

各種の違反事由により刑務所に再収監（HDC取消しによるもの）²³された。この再収監対象者中、231人（16.0%）は、違反により新たに事件として立件された者であり、その内訳は、HDC期間中の再犯228人、HDC条件違反3人であった。新件立件措置に至らなかった1,210人の再収監事由は、HDC条件違反が927人（76.6%）、電子監視装置取付けの失敗（取付日の不在等）108人（8.9%）等であった。

イ 社会内処遇

2009年末現在のプロベーションサービス係属人員は24万1,504人（前年比1%減）であり、1999年の水準より38%増加している。同年にプロベーションサービスが監督指導を開始した対象者の総人員は20万5,812人であり、その内訳は、社会内命令12万2,796人、執行猶予命令4万6,897人、釈放前または釈放後監督指導4万5,970人等となっている²⁴。監督指導開始人員について社会内命令及び執行猶予命令の別に見ると、**4-1-9表**のとおりである。電子監視機器装着が適用される「外出禁止命令」は、適用例が4番目に多い遵守条件となっている。

なお、2009年の社会内命令及び遵守条件付き執行猶予命令終了者（各130,533人、43,783人）の終了事由は、それぞれ満期終了52%、55%、良好早期解除12%、10%、遵守事項違反による取消し16%、12%、再犯による取消し10%、16%、その他10%、7%であった。

23 HDC対象者のHDC取消しによる再収監は、1991年刑事司法法38条(1)項の規定に基づく措置である。

24 この統計の総人員数は、同年中にプロベーションサービスにより複数の監督指導を受けた場合も重複計上していないため、内訳の合算値と一致しない。

4-1-9表 社会内命令・遵守条件付き執行猶予対象者の態様

区 分	社会内命令		遵守条件付き執行猶予	
総 数	122,796		46,897	
平均係属期間(月)	13		17	
罪名				
対人暴力	11,272	(9.2)	8,869	(18.9)
窃盗・贓物関与	23,973	(19.5)	6,875	(14.7)
交通略式犯罪	17,904	(14.6)	5,297	(11.3)
交通以外の略式犯罪	40,338	(32.8)	10,628	(22.7)
その他	29,309	(23.9)	15,228	(32.5)
年齢				
18-20	21,762	(17.7)	7,134	(15.2)
21-24	23,074	(18.8)	9,099	(19.4)
25-29	22,148	(18.0)	8,780	(18.7)
30-39	30,719	(25.0)	11,849	(25.3)
40-49	18,422	(15.0)	7,116	(15.2)
50-59	5,359	(4.4)	2,206	(4.7)
60以上	1,312	(1.1)	713	(1.5)
遵守条件の数				
1つ	61,260	(49.9)	17,124	(36.5)
2つ	43,070	(35.1)	19,890	(42.4)
3つ以上	18,466	(15.0)	9,883	(21.1)
遵守条件内容				
遵守条件総数	231,444		90,374	
監督指導	77,769	(33.6)	33,481	(37.0)
無償労働	76,699	(33.1)	23,318	(25.8)
認証プログラム参加	23,442	(10.1)	12,457	(13.8)
外出禁止命令	16,479	(7.1)	7,120	(7.9)
その他	37,055	(16.0)	13,998	(15.5)

注 1 Offender Management Caseload Statistics 2009による。

2 ()内は、構成比である。

第2 英国における位置情報確認制度

1 制度の概要及び目的

英国において、犯罪者の位置情報確認に用いられてきた電子監視の方式には、次の3つがある。

(1) 犯罪者が指定時間に自宅等指定場所に滞在しているか確認する方式(無線電波(Radio Frequency, RF)方式)。対象者は、措置期間中、在宅状態を確認する位置情報確認機器を装着し、指定された居所に一定時間滞在していなければならず、違反した場合は不良措置が執られる。この方式は、刑務所の過剰収容緩和や社会復帰を促進する方策として評価を受け、活用されている。

(2) 電話交信によりあらかじめ登録された対象者の声紋と電話応答の声紋の同一性を自動確認し、プログラム参加状況等を確認する方式(音声認証(Voice Verification)による生体認証(Biometrics))。所在場所の確認は、固定電話の番号により確認される。この方式は、社

会内処遇におけるプログラム参加等の処遇を強化する方策として2001年に導入されたが、使用例はわずかという。

(3) 犯罪者の居所を人工衛星測位により追跡確認する方式 (Satellite Tracking , GPS 方式)。2004年から2006年の間に試行されたが、その後試行は打ち切れ本格導入には至っていない (詳細は後述)。

以後、本稿において、「電子監視」という場合、特に断りのない限り、(1) の無線電波 (RF) 方式による電子監視の制度や実務を中心に解説する。

2 制度導入の背景・歴史²⁵

刑務所過剰収容問題は、かねてより英国政府の重要な政策課題の一つであった。刑務所収容人員は、2009年6月末現在、約8万3,500人に達し、1999年の収容水準より約3割増加した。財政面の制約から、刑務所を更に増設することは困難なため、政府は、拘禁代替措置として社会内で犯罪者を処遇できる信頼性ある効果的な施策を必要としていた。「刑務所は、それに値する者を、そうでない者には厳格な社会内処罰を。」という二方向のアプローチによる犯罪者処遇が刑事政策の基本方針とされ、英国の電子監視制度は、後者の施策に貢献する一手法として導入された経緯があるという。

英国の電子監視制度導入の歴史は、次頁の4-2-1表のとおりである。英国の場合、電子機器による位置情報確認制度の導入に際しては、在宅拘禁外出禁止制度 (HDC) を除き、小規模のパイロット地域における試行的運用期間に、機器の動作状況、実施手続、実施体制等を確認し、その有効性や本格的導入の適否等を検証してから、全国展開するやり方が採られている。

25 本節の記述は、Snelgrove(2010a, 2010b)に基づく。

4-2-1表 英国における位置情報確認制度の歴史

1989	在宅確認型の電子監視が公判前段階の対象者に2市で試行的に運用される。
1991	刑事司法法 (Criminal Justice Act 1991) に電子監視付き外出禁止命令 (Curfew order with Electronic Monitoring) が規定される。
1995	電子監視付き外出禁止命令が3つの保護観察管轄区域で試行運用される。
1997	同命令が、更に4区域で拡張され、試行運用される。
1998	犯罪及び秩序違反法 (Crime and Disorder Act 1998) に、残刑期の執行を電子監視付き在宅拘禁に代え、一部の受刑者を早期釈放させる制度 (=在宅拘禁外出禁止制度, Home Detention Curfew scheme, HDC) が規定される。
1999	在宅確認方式電子監視によるHDC (同年1月), 外出禁止命令 (Curfew order) (同年12月) がイングランド・ウェールズ全土で実施される。
2000	刑事裁判法 (Criminal Justice and Court Services Act 2000) に、裁判所命令の遵守条件又は釈放許可証の遵守条件として、外出禁止に限らず電子監視条件を設定できる旨の規定が盛り込まれる。
2001	生体認証方式 (Biometric) 声紋認証による電子監視が導入される。
2003	刑事司法法に電子監視付外出禁止命令を含む12種類の遵守条件付き社会内命令 (Community Order) が規定される (2005年施行)。
2004-2006	衛星追跡 (GPS) 方式電子監視 (Satellite tracking) の試行が3区域で実施される (2007年に評価報告書公表)。

3 電子監視の対象者の要件等

(1) 対象者の区分

ア 無線電波 (RF) 方式

電子監視の対象者には、以下の5つの区分がある。4-2-2表は、対象者の区分等の概要をまとめたものである。

4-2-2表 電子監視対象者の区分等

区 分	概 要
① 在宅拘禁外出禁止 (Home Detention Curfew, HDC ²⁶) 1999年1月28日開始 1991年刑事司法法 (Criminal Justice Act) 34A条, 37A条 ²⁷ 2003年刑事司法法246条	3月以上4年未満の拘禁刑受刑者が2週間から4.5か月の範囲で早期釈放を許され、釈放期間は電子監視に付されるもの (性犯罪者等選考対象外とされる者がある)。 外出禁止時間は、釈放日を除き最低9時間と定められているが、現行実務では12時間に設定されている。 実務上、釈放許可証に記載された条件に受刑者が同意しない場合は、HDCによる釈放は許可されない扱いとされている。

26 HDCの手続詳細は、HM Prison Service (2010) Prison Service Order 6700; Home Detention Curfewを参照。

27 この2条文は、1998年犯罪及び秩序違反法 (Crime and Disorder Act 1998) の99-100条により設けられた。

<p>② 保釈 (Bail) 一般保釈基準該当対象者 2002年6月1日開始 電子監視付き特別保釈基準対象者 2008年5月8日開始 1976年保釈法 (Bail Act) 3(6)条, 3AA条, 3(6ZAA)条 1969年児童・青少年法 (Children and Young Persons Act) 23AA条</p>	<p>刑事被告人を勾留する代わりに電子監視付保釈とするもの。少年のうち、17歳の者は成人と同様な保釈基準が適用される。12歳以上16歳以下の少年では、犯罪内容が、性犯罪、暴力犯罪、成人の場合ならば14年以上の長期刑に付される可能性がある重大事犯、拘禁刑相当の犯罪を繰り返して再勾留されている者等を、電子監視付き保釈を行う対象としている。</p>
<p>③ 拘留・訓練命令 (Detention and Training Order, DTO) 2002年5月29日開始 1998年犯罪及び秩序違反法 (Crime and Disorder Act) 75条で創設 (現在2000年刑事裁判所 (量刑) 法 (Powers of Criminal Courts (Sentencing) Act) 102条に統合)</p>	<p>8～24月の拘留・訓練命令が科された18歳未満の者に適用される。釈放予定日の1～2か月前 (言渡し期間の2分の1経過後) に早期釈放され電子監視付き外出禁止とされる。外出禁止時間は法定されていないが、実務上、大部分の場合で、12時間の外出禁止の措置が執られている。</p>
<p>④ 遵守条件付き社会内命令 (Community Order with Requirements, CO) 2005年4月4日開始 2003年刑事司法法204条, (205条)</p>	<p>2005年4月4日以降の犯罪で、電子監視付外出禁止条件か立入禁止条件 (両条件とも社会内命令の12種類の遵守条件の一つ) が科された18歳以上の者に適用される (GPS実施計画の中止により電子監視付立入禁止条件は未施行である)。外出禁止の実施期間は最大6月であり、立入禁止の場合は最大2年とされている。また、外出禁止時間は2～12時間の範囲で設定するものと定められている。単独で電子監視が科される場合もあれば、他の遵守事項と組合せて併科される場合もある。他の遵守条件には、前記のとおり、処遇プログラム参加、無償労働等がある。</p>
<p>⑤ 青少年更生命令 (Youth Rehabilitation Order,YRO) 2009年11月30日開始 2008年刑事司法・移民法1(1)(g)条, 同1(1)(h)条²⁸</p>	<p>2009年11月30日以降の犯罪で、青少年更生命令の遵守事項である外出禁止条件又は電子監視付集中監督指導・監視プログラム (Intensive Supervision and Surveillance Programme, ISSP) を科された10歳以上17歳以下の者に適用される。外出禁止の実施期間は最大6月であり、外出禁止時間は2～12時間の範囲で設定するものと定められている。単独で電子監視条件が科される場合もあれば、他の遵守条件が併科される場合もある (他の遵守条件には、処遇プログラム参加、無償労働 (16歳以上) 等がある)。</p>

28 (g) 条は外出禁止措置に係る電子監視の使用の根拠, (h) は立入禁止に係る電子監視使用の根拠であるが, (h) はGPS方式による試行が打ち切られたため, 電子監視付き立入禁止措置は, 成人同様に実施されていない。

イ 生体認証（声紋認証）方式

上記の無線電波（RF）方式の適用対象区分のいずれでも用いることができるが、実務では、警察で実施される活動プログラムや薬物乱用防止プログラム等の指定された場所に指定された時間にいるかどうかを確認するために限定的に用いられている。

（2）対象者の選定手続

ア 在宅拘禁外出禁止（Home Detention Curfew, HDC）による刑務所からの早期釈放措置の場合

3月以上4年未満の刑期要件を満たす受刑者は原則として選考の対象となるが、1991年刑事司法法34A条に定められた暴力犯罪者・性犯罪者、一時釈放中不帰還受刑者、精神保健法により入院命令に服している受刑者等は選考から除外される。

選考審査が可能となる服役期間は、刑期3～4月の場合は30日の服役後であり、刑期に応じて15～30日のHDC期間が設けられる。刑期4月以上1年未満の場合は、刑期の4分の1服役後、刑期に応じて30～90日のHDC期間が設けられる。刑期が1年以上の場合は、刑期の2分の1の経過期日の90日前とされ、90日間のHDC期間が設けられる。

選考対象となる受刑者には、犯罪パターン、犯罪内容、犯罪歴、再犯リスク等を審査するリスクアセスメントを、原則としてHDCによる釈放予定日の10週間前に開始しなければならない。リスクアセスメントにおいては、標準的な適格性の審査において被害者関係、逃走・所在不明履歴、各種裁判所命令違反履歴、判決前調査報告書所見、帰住先の適格性等が検討され、過去の一時釈放成績が不良だった者や再犯リスク評価が高いなど、さらに審査が必要な場合は、二次的なアセスメントが行われる。二次的なアセスメントは、施設長や施設駐在保護観察官等からなる委員会の審査によらなければならない。最終的な適用の許否の決定は、施設長等、受刑者の管理権限を有する者（民営刑務所関係者を含む）が判断する。許否の決定は、決定後速やかに受刑者に告知されなければならない。HDCを否決する場合は、その理由も提示しなければならない。HDCの実施については本人の同意が必要である。決定に対しては、受刑者は不服申立てができる。

HDCの許可決定のあった者の釈放に関しては、釈放の14日前に電子監視の契約業者、プロベーションサービスや警察に書面で通知される。電子機器の装着は、釈放当日、帰住先住所において契約業者が行い、外出禁止の履行状況確認も契約業者が行う。

イ 社会内命令等による裁判所の命令の場合

保護観察官が作成する判決前調査報告書（pre-sentence report）の処遇意見等を勘案して、裁判官が決定する。判決前調査報告書には、犯罪と犯罪者の背景に関する情報及び適切と思われる処分選択に関する意見が盛り込まれているが、電子監視の選択の際に考慮される事項としては、住居に継続的な電力供給が見込めることや電子監視機器の敷設に当たって他の居住者の協力が得られるか等が考慮される²⁹。

²⁹ 電子監視機器の敷設により電話の通信機能に一部制約が起これ（例、転送機能やキャッチフォン機能の制限等）、同居人にも不利益を与えるため、居宅の受入れ条件の事前調査は同居人に対しても行われる。

4 位置情報確認等の方法

(1) 無線電波（RF）方式の電子監視

犯罪者が足首に発信機（PID（Personal Identity Device）又はタグ（tag）という。約70グラム、72×35×18mm、防水、写真右）を装着し、指定場所に固定された受信機（ホームモニタリングユニット、写真左）がその発信信号を受信する。その受信信号は電話回線（固定又は携帯）を経由してモニタリングセンターのコンピュータに送信される。外出禁止時間中の在宅状態、対象者の不在、機材破壊・損傷等の問題等は、モニタリングセンターコンピュータに記録され、民間企業のモニタリング担当職員が直ちに対応策³⁰（後述）を取る。

(2) 生体認証（音声認証）方式の電子監視

処遇プログラム実施場所等の指定場所に設置された電話に、モニタリングセンターの監視コンピュータから自動的に架電される電話を対象者が受け、コンピュータの質問に答えるか数字を復唱する形で音声を送り返す。これにより、あらかじめコンピュータに登録された声紋との同一性が確認される。不一致の場合は、モニタリングセンターのコンピュータから警報が発せられ、モニタリング担当職員が対応策（後述）を取る。



Serco社の管轄区域で用いられる受信機（ホームモニタリングユニット）（左）とタグ（右）



G4S社管轄区域で用いられる受信機（ホームモニタリングユニット）（左）とタグ（右）

5 措置内容及び期間

無線電波（RF）方式対象者は、一日のうちの一定時間、自宅等指定された場所に電子タグを装着した状態で滞在していなければならない。電子タグは、措置開始とともにモニタリングを行う民間企業の職員によって装着され、措置期間の終了まで外してはならない（タグの着脱には、モニタリング会社の特殊工具を使用する必要がある、通常は対象者が着脱することは不可能である。）。措置対象となる処分の区分別の外出禁止の指定時間、実施期間等は次頁の4-2-3表のとおりである。

30 本稿6（2）参照

6 位置情報確認等の実施体制

(1) 監視業務

監視業務は、民間企業に委託されている。企業は、機器の提供、器具の装着・設置、モニタリングとデータ管理、違反時の初期対応を行う。法務省は、民間企業2社（現地調査時点ではG4S社とSerco社）と2005年4月に5年契約を結び、2009年に契約を2年延長し、契約期間は2012年3月31日までとなっている³²。受託企業は、毎月、法務省と業務状況の見直しを行い、業務の質を一定水準に保つよう監督されている。監視業務の大半を民間委託としているのは、英国のように比較的面積が狭く、人口密度が高い地域においては、公務員が対応するよりも、民間企業にサービスを任せる方が費用対効果が高いという財政面の理由による。

4-2-3表 電子監視措置対象区分別実施期間等の概要

処分区分	監視時間	監視期間	場所
① 保釈 (Bail)	制限なし	制限なし	許可があれば自宅でもよいが、ほとんどの場合は自宅が指定される。電力の安定供給等、電子監視機器設置・作動可能環境が必要である。
② 在宅拘禁外出禁止 (Home Detention Curfew, HDC)	9時間以上（ほとんど夜間12時間が指定されている。）	拘禁施設釈放から刑期に応じて定められた期間（詳細は本文参照）	
③ 拘留・訓練命令 (Detention and Training Order, DTO)	制限なし。（ただし、ほとんどの場合、夜間12時間が指定されている。）	刑期の2分の1より前の早期釈放に当たる期間（1～2月間） ³³	
④ 社会内命令 (Community Order, CO)	1日2時間以上12時間以内	6月以内	
⑤ 青少年更生命令 (Youth Rehabilitation Order, YRO)	1日2時間以上12時間以内	6月以内	

(2) 違反時の対応

電子監視を伴う処分の取消対象となる主な違反は、外出禁止時間帯の不在や機器損傷・破壊である。これらの違反状態に関する警報はモニタリングセンターのコンピュータに記録され、モニタリング担当者が、対象者に電話するか、家庭訪問し、対象者の不在や機器の損傷等を確認する。なお、緊急に病院に受診が必要な場合や、就職面接等で変則的に外出する必要が生じた場合等、特別な事情がある場合は、モニタリング担当者に速やかに連絡しなければならない（担当者はその理由が事実かどうか電話等により確認を行う。）。一方、対象者の違反行為が確定した場合は、保釈の場合は直ちに警察に通報され逮捕される。

在宅拘禁外出禁止（HDC）等、矯正施設からの条件付釈放措置の場合は、モニタリング

32 G4S, Serco社とも警備関連企業である。G4S社はGroup4社とSecuricorの合併により誕生した会社であり、Serco社はPremier Monitoring社を前身とする会社である。

33 ただし、刑期の2分の1を経過し釈放された者で、集中監督監視条件が監督条件として課されている者の場合は、同措置の期間について電子監視が行われる。また、多機関公衆保護協定（MAPPA）レベル3の指定を受けた高リスク少年も、各種施設釈放後に電子監視付き外出禁止の措置が執られることがある（MAPPA等の近年の英国再犯防止対策の解説は、法務総合研究所(2009)『研究部報告42 再犯防止に関する総合的研究』参照）。

担当者から違反がケース管理担当官に連絡され、法務省の担当部署で事後措置が決定される。裁判所の決定による社会内命令等の場合は、モニタリング担当者が直接裁判所に連絡をするか、モニタリング担当者がケース管理担当官に連絡後、ケース担当官が裁判所に報告する。その後は裁判所の判断に基づき指導強化、措置取消し等の必要な措置が執られる。

7 運用実績

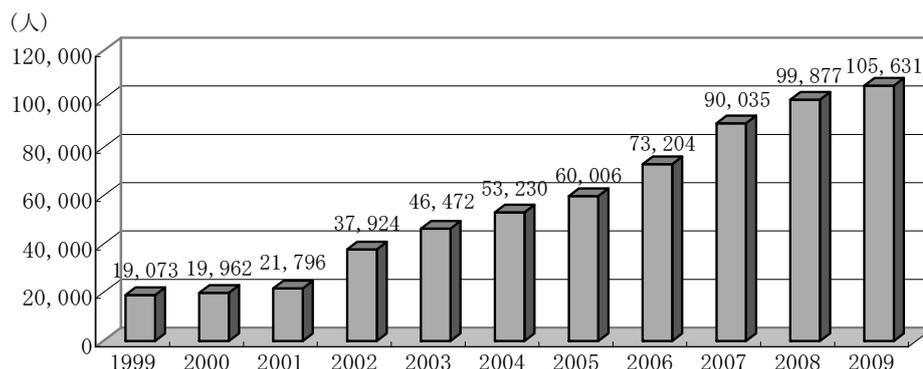
(1) 実施実績³⁴

1999年度から2010年の調査訪問時点までに、英国は、累計で68万5,000人を上回る電子監視を実施してきたという。4-2-4図は、1999会計年度から2009会計年度までの実施状況を年度別に示したものである。

2009会計年度には総員で10万5,000人、一日平均では約2万1,000人が電子監視に付されている。その処分別内訳は、保釈29%、社会内命令54%、早期釈放15%であった³⁵。社会内命令では約80%、早期釈放では90%以上の対象者が、違反なく措置期間を終了している。

4-2-4図 英国における電子監視の年間実施実績の推移

(1999年度～2009年度)



- 注 1 データはSnelgrove (2010a)による。
 2 上記数値は、音声認証方式の電子監視は含まない。

(2) 実施コスト、本人費用負担等

電子監視の実施コストは、監視業務維持管理経費(固定月額)、対象者機器装着・撤去費用、対象者監視日額の3つの要素から構成されている。2009会計年度における電子監視の支出は、10万5,000人の対象者に対し、総額9,400万ポンド(約113億円)であった。電子監視のコストは、刑務所収容コストの約5分の1であり、保護観察官による監督指導や無償労働のコストよりも安上がりであるという³⁶。英国の場合、本人の電子監視コストの自己負担は求められないが、機材使用の電気代と電話料金は本人支払となる。

34 BBCの報道によれば、2009年の少年に対する電子監視は約2万人に及んだが、うち半数以上の者が足環の破壊又は外出禁止の違反行為に及んだと伝えている(BBC, 2010)。

35 電子監視の対象となる各処分の概要は、4-2-2表参照。社会内命令では電子監視条件のみの場合とその他の条件が併科されている場合がある。早期釈放の区分は在宅拘禁外出禁止(HDC)による条件付釈放である。

36 英国会計検査院の報告によれば、90日の電子監視付き在宅拘禁外出禁止(HDC)コストは1,300ポンド(約15万6,000円)であり、同期間刑務所に収容した場合のコストは6,500ポンド(約78万円)であった(NAO, 2006)。

8 実施効果の評価等

(1) 全般的評価

前記のとおり監視プログラム実施期間中の違反は全般に少なく、刑務所収容コストの削減につながるものとして評価を得ているが、そもそも電子監視自体は犯罪的な性向の改善を目指したものではないため、再犯防止効果は期待されていない。また、電子監視実施後の再犯防止効果を支持する実証データもないのが現状である³⁷。現地調査における実務担当者の意見でも、電子監視はプログラム参加の拘束力を高めるなどの効果はあるものの、再犯防止に重要なのは、犯罪者のニーズに応じたプログラムの提供や処遇のあり方であるとの意見が多く認められた。

(2) リーズ大学 (Leeds University) の調査所見 (2005年)³⁸

217人の外出禁止命令を受けた犯罪者を調査対象とし、このうち78人の対象者、20人のモニタリング職員に面接調査が実施された。その結果、措置開始直後の違反は多かったが、79%が取消しなく措置終了となった。終了率が比較的高い理由については、調査対象者の外出禁止時間が9時間以内と短く、監視期間も90日以内と比較的短期であったことも影響していると推定されている。最初の違反は平均49日以内になされていたが、開始初期に違反する者のうち75%は、17～22歳の若年層の対象者であった。

電子監視の措置による態度変化に関する対象者の回答では、犯罪行為の低下につながる者(46%)、今後犯罪行為をしない意思が強化されたとする者(68%)、犯罪行為につながる薬物乱用の低下につながる者(大麻を除く。)(41%)、飲酒問題の改善につながる者(42%)といった結果が得られた。

結論として、電子監視措置による影響は、対象者の「変化への準備性」がどの程度かによって異なること、犯罪をやめようと模索している対象者には効果が大きいこと、自己の生活様式を振り返る機会を与え乱れた生活習慣の改善にはつながること、雇用や人間関係の妨げになることはあまりないことなどが指摘されている。

(3) 下院決算委員会報告 (2006年)³⁹

2006年の下院決算委員会報告は、在宅拘禁外出禁止(HDC)制度等、電子監視付き外出禁止措置は、家族関係や就労の継続に資するもので、犯罪者の社会復帰を支援し得る上に、刑務所収容費用より1日当たり平均70ポンド安く、刑務所の過剰収容緩和や矯正コスト削減に寄与するものだと評価している。

しかし、タグの装着だけで再犯防止を図れるものではないため、監視システムに何らかの問題が生じればリスクは高まり、タグ装着者が殺人を犯した例もあることに言及し、対象者

37 再犯防止効果を検証した調査では、内務省の研究部が行った調査があるが、外出禁止命令を受けた犯罪者の73%が2年以内に何らかの犯罪で有罪判決を受けており、これはマッチングした対照群の結果と大差がなかった(Sugg et al., 2001)。この研究は、英国法務省が各種措置の再犯抑止効果を調査した評価研究においては、まだ十分なエビデンスが得られていない措置のカテゴリーに整理されている(Perry et al., 2009)。また、現地調査における法務省の担当者は、再犯防止効果については、電子監視が「ニュートラル(ポジティブでもネガティブでもない)」と表現していた。

38 Anthea Huckles. (2005) "Curfew Research: Enhancing compliance and impact-England and Wales 2005", University of Leeds.

39 House of Commons Committee of Public Accounts (2006) "The electronic monitoring of adult offenders: Sixty-second Report of Session 2005-6."

の適正選択やGPS装置利用の可能性の検討を要請している。

(4) 在宅拘禁外出禁止(HDC)条件で早期釈放となった受刑者の再犯等に関する研究(2011年)⁴⁰

法務省が2011年に発表した評価研究は、前記した下院決裁委員会報告で対象者の適正選択等についての検討を求められたことなどから実施されたものである。この研究では、2000年1月から2006年3月までの釈放者データ中、刑期、刑務所入所回数、罪名等の条件によりHDC条件で釈放の可能性があった約19万人をサンプルとした(このうち、実際にHDC条件で釈放された者約6万3,000人であった。)

サンプルの特徴では、HDC条件に付される者は、付されなかった者に比べ女子の構成比及び釈放時年齢が高く、釈放前の犯罪回数が少ない特徴が見られた。

次に、HDC条件が付いて刑務所へ再収監された者の特徴を見ると、HDC群の10%に当たる6,643人が再収監され(10%中、遵守条件違反8%,再犯2%),刑務所入所時罪名では、侵入窃盗と強盗が他の罪名の者より再収監率が約2倍高く、再収監となった者では、遵守条件違反履歴を持つ者の構成比や犯罪回数が再収監されなかった者に比べ約2倍高いことが確認され、対象者を適正に選択するためには、これらの条件をよく吟味する必要性が示唆された。

さらに、釈放後12月目及び24月目の再犯率(この調査では、釈放後のフォローアップ期間中に警察の統計データベース上に犯歴情報のある者及び外出禁止等遵守条件違反で刑務所に再収監された者の双方が再犯と定義された。)は、HDC条件となった者の方がHDC条件とならなかった者に比べて低かったが(HDC群釈放後12月再犯率約24%,24月再犯率32%;非HDC対照群12月再犯約51%,24月再犯率69%),各種属性から見て、もともとHDC条件に付された者の犯罪性は低いため、回帰分断デザイン(Regression Discontinuity Design)と呼ばれる準実験的な統計手法により、両群の差異を統計的に統制し、HDC条件が再犯に及ぼす効果を推計したところ、対照群に比べ釈放後12月再犯では4%,24月再犯では2.6%再犯が減少するとの推計値が得られたが、これらの差異は統計的に有意でなかった。つまり、HDC条件群は、非HDC群と再犯率は異ならないと推定される。この研究の研究者は、電子監視機器によるHDC条件が再犯率の低下に影響しなくても、HDC条件によって早期釈放をしてもHDC条件とならず刑務所収容を続けた場合に比べて再犯は特に増えず、電子監視が収容コストより安上がりなので、HDCの政策上の意義はあると結論づけている。

9 人工衛星追跡(GPS)方式電子監視の試行の概要⁴¹

2004年から2006年にかけて試行が行われ、本格導入が見送られた人工衛星追跡(GPS)方式電子監視の試行調査結果(2007年)の概要は以下のとおりである。

(1) 試行目的・実施地域等

英国における人工衛星追跡(GPS)方式電子監視は、立入禁止(排除)命令(exclusion

40 Marie, O. et al. (2011)

41 本項の記述は、Shute, S. (2007)によるバーミンガム大学の調査報告に基づく。なお、同試行については、横地(2009)に概要紹介がある。

order) の遵守状況を確認し、同方式の監視機器の性能、実施方法等を検討する目的で、イングランド・ウェールズの3地域（グレーターマンチェスター、ハンプシャー及びウエストミッドランド）を試行地域とし、2004年9月から2006年6月まで試行された。

（2）対象者

試行対象となった犯罪者は、総員336人（成人268人、青少年68人）であり、頻回犯罪者、性犯罪者、暴力犯罪者、DV犯罪者等の高リスク犯罪者を中心として、青少年犯罪者（年齢18歳未満）の場合は、強化監督指導監視プログラム（Intensive Supervision and Surveillance Programme）に服している者が対象とされた⁴²。処遇内容別構成比は、許可条件付き早期釈放が94%、社会内命令が6%であった。試行対象者中、立入禁止条件が裁判所により科された者は、全体では35%（316人中111人）（成人では34%（261人中91人）、青少年では36%（55人中20人））であった⁴³。なお、この試行に係る調査では、対象者の292人（対象者全体の87%）に面接調査が実施された。

（3）位置情報確認の方法等

この試行プロジェクトでは、各地域で異なるメーカーのGPS機器が使用されたが、いずれの地域でもGPS受信機と足環（個人識別信号を発信する。）から構成される2ピース型の機種が使用された。GPSの追跡方式は、2地域が受動型（位置情報をGPS受信装置に記憶させ、1日分又は1日4回の頻度で固定電話回線又は携帯電話回線により位置情報を機器提供企業のサーバーに送信し、事後的に遵守条件違反等確認を行う方式）、1地域がハイブリッド型（警報が出るまでは受動型の動作で位置情報を記憶し、警報が出てからは能動型のほぼリアルタイムの追跡を行う）を使用した。受動型の対象者数は321人（96%）であり、ハイブリッド型の対象者数は15人（4%）であった。常時ほぼリアルタイムの追跡を行う能動型の位置情報確認は、他の方式に比べ各種の負担が大きいことから試行されなかった。

また、対象者の位置情報は、位置情報の確認作業を行う機材提供企業から次の3種類の形で提供された⁴⁴。

- ① 立入禁止区域に対象者が入ったときのみ通報を行うもの・・・80人（24%）
- ② 居所に関する一般的情報に加え、立入禁止区域侵入の情報提供を行うもの・・・39人（12%）
- ③ 居所に関する一般的情報のみの情報提供を行うもの・・・217人（65%）

モニタリング費用（受動型の追跡に限る。）は、1日一人当たり約42ポンド（約5,000円、1ポンド=120円として換算。以下同じ。）を要し、対象者一人当たり平均72日間の位置情報確認が行われたため、機器装着期間を通じた経費は、平均約3,024ポンド（約36万3,000円）で

42 成人のリスク評価は、標準化された評価尺度であるOASys及びOGRSで行われた。これらの客観的リスク評価尺度で高リスクと判定されなかったのは、成人対象者のうち11人のみであった。

43 立入禁止条件以外に対象者に科された主な遵守条件は以下のとおりであった。居住施設指定条件（施設釈放後、ホテルへの居住を求められた者105人、33%）、外出禁止条件（外出禁止時間が設定された者200人、63%）、MAPPA監督条件該当（多機関公衆保護協定によるリスク管理の措置が執られた者120人、36%）。

44 Shute(2007)の調査報告書によれば、この試行では、コスト面の問題等からプロベーションサービス等の刑事司法機関職員が、インターネットを介して機器提供企業の位置情報プログラムに直接アクセスするような対応はなされなかったようである。

あった⁴⁵。

(4) 試行結果の概要

ア GPS機器の性能等

試行を通じ、装置は良好な条件下では対象者の位置情報をほぼ正確に示すが、高層の建造物の陰や建物内では信号の受信が妨げられ位置情報確認エラーが起りやすいことが確認された。

イ GPS機器装着への対象者の反応や態度

対象者が犯罪を起こそうとする場合は、足環を無理やり外そうとしたり、衛星信号の受信機を放置して行動する傾向にあることも分かった(なお、これらの行為は警報の対象とされ、即座に警察通報等の措置を執られた)。

面接調査を受けた犯罪者(292人)は、「(GPS装置による)追跡はトラブルを避けるのに役立ったか。」との質問に、46%(283人中129人)が「はい」と答えた。一方、対象者のうち51%(266人中135人)の装置が追跡期間中に壊れたが、多くの者は、自分で落とすか壊すかしたこと又は受信機を水に沈めてしまったために機械が壊れたことを認めたという。

ウ 遵守条件違反等

遵守条件違反等による刑務所への再収監・措置取消しデータの分析によると、調査対象者の58%(336人中194人(成人の61%及び少年の46%))が刑務所への再収監又は社会内命令取消しとなった。この194人中、GPSの位置情報のみを証拠として再収監・措置取消しとなった者は36人(再収監・措置取消し全体の19%)、GPSの位置情報及び他の情報源を証拠として再収監・措置取消しとなった者は51人(同26%)、GPSの位置情報以外の証拠による再収監・措置取消しとなった者は107人(同55%)であった。

成人の再収監対象者で衛星信号受信装置不携帯又は充電切れ等で位置確認が不能となるなどして48人が不法な不拘束状態⁴⁶(最長233日)に置かれていたことも判明した。また、対象者のうち、86人(全体の26%)がGPS機器装着期間中又は遵守条件違反により不法な不拘束状態にある間に起こした犯罪により有罪判決を受けた。このうち、GPS機器装着期間中の犯罪により拘禁刑判決を受けた者は42人いたが、うち1人は重大事件を起こし終身刑に処せられた。さらに、不法な不拘束状態の期間中の犯罪により拘禁刑となった10人中、2人は重大事件により公衆保護のための不定期刑に処せられた⁴⁷。

10 今後の動向等

前記のとおり、英国の人工衛星追跡(GPS)方式電子監視では、各種の技術的問題が生じた上に、対象者の側の違反行為も少なからず見受けられたことが、本格導入を中止する一

45 この費用は、機器提供企業の監視コストのみであり、プロベーションサービス等関係機関の監督指導コストは含まれていない。

46 不法な不拘束(unlawfully at large)状態とは、遵守条件違反により逮捕状が発付されてから施設に再収監されるまでの間、身柄が不拘束状態にあることであり、身柄確保までに時間を要する場合や、所在不明、逃走、一時釈放中の不帰着等が含まれる。

47 Shute(2007)の調査では、試行期間と調査時期が近接していたため、試行実施期間中の再犯情報の分析のみが行われており、再犯抑止効果に関する試行の成り行き調査は行われていない。

因であったと考えられるが、法務省の担当者によると、人工衛星追跡(G P S)方式電子監視については、最近の児童に対する性犯罪に関する対策や関連機器の技術的向上を見ながら、犯罪者の長期的監視への導入が検討されることになるだろうということである。

おわりに

以上、英国における電子監視制度について概観した。英国の無線電波(R F)方式の電子監視による位置情報確認は、刑事司法の入口段階から出口段階まで広範に活用されており、ヨーロッパ地域では、実施規模が大きい国である。

英国は、公衆保護の要請と予算削減のバランスに配慮し、拘禁施設の過剰収容対策や再犯防止に有効と考えられる施策の導入を目指し、その一環として電子監視技術を積極的に活用し、主に財政面の観点から広範な使用の支持を得ているように見受けられる。しかし、電子監視技術自体は、プログラム参加への拘束力を高めるなどの効果は期待されるものの、これまで見てきたように再犯防止の決め手になるものではない。

人工衛星追跡(G P S)方式の電子監視については、試行期間中に認められた各種の問題などの事情により、導入には慎重な姿勢が認められるが、頻回犯罪者対策のためのプログラムや多機関公衆保護協定再犯者対策を強化するなど、様々な形で再犯防止対策を強化している英国にあって、位置情報確認の技術利用について、今後どのような対応が採られていくか注目される。

英国では、犯罪者の社会復帰や再犯防止に実証的な研究の成果を利用し、実効性のある処遇を充実化させることにも重点を置き、施設内処遇と社会内処遇の連携システムを構築し、民間関係団体や市民の協力を得て対象者のリスクやニーズに応じ一貫性・継続性のある処遇の充実に努めている。これらの方策と電子監視等の監督技術の利用がどのように調和していくかも今後の検証課題となると思われる。

引用・参考文献

- 甘利航司(2007)「電子監視と社会奉仕命令」(刑事立法研究会(編),『更生保護制度改革のゆくえ:犯罪をした人の社会復帰のために』, pp. 268-290.), 現代人文社
- Baber, M. (2000) *The Criminal Justice and Court Service Bill: Probation, Community Sentences and Exclusion Orders (Bill 91 of 1999-2000)*. Home Affairs Section, House of Commons Library.
- BBC News (2009) *Electronic tagging of young people shows sharp rise*. (15 Dec. 2009.). (http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/8413148.stm)
- Dodgson, K. GOODWIN, P. Howard, P., Liewellyn-Thomas, S., Mortimer, E., Russell, N., & Weiner, M. (2001) *Electronic monitoring of released prisoners: An evaluation of the Home Detention Curfew scheme*. *Home Office Research Study 222*. Home Office.
- 藤本哲也(1996)「イギリスにおける電子監視の現状と将来の展望」(藤本哲也(編)『諸外国の刑事政策』, pp. 213-246., 中央大学出版部)
- G4S(2009) *Academic Research Summary*. (未刊行資料)
- Griffiths, M. (2009) *G4S Electronic Monitoring*. G4S.
- 法務省(2007)「法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会:第6回会議議事録」(<http://www.moj.go.jp/content/000003778.pdf>)
- 法務総合研究所(2006)『研究部報告34 薬物乱用の動向と効果的な薬物乱用者の処遇に関する研究:オーストラリア, カナダ, 連合王国, アメリカ合衆国』, 法務総合研究所
- 法務総合研究所(2008)『研究部報告38 諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究』, 法務総合研究所 (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00003.html)
- 法務総合研究所(2009)『研究部報告42 再犯防止に関する総合的研究』, 法務総合研究所 (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00010.html)
- Home Office (2010) *Crime in England and Wales 2009/10*. Home Office.
- House of Commons Committee of Public Accounts(2006) *The electronic monitoring of adult offenders. Sixty - second Report of Session 2005-06 HC997*. Stationery Office Ltd.
- HM Prison Service (2010) *Prison Service Order 6700: Home Detention Curfew. HM Prison Service*. (http://www.justice.gov.uk/downloads/guidance/prison-probation-and-rehabilitation/psipso/PSO_6700_home_detention_curfew.doc).
- 川出敏裕(2008)「電子監視」, ジュリスト, No.1358, 118-120.
- 小山雅亀(2006)「イギリスの刑事訴追制度の動向(補論):2003年刑事司法法施行後の訴追制度について」, *Seinan Law Review*, 39(1), 61-82.
- Marie, O, Moreton, K., & Goncalves, M. (2011) *The effect of early release of prisoners on Home Detention Curfew (HDC) on recidivism. Research Summary 1/11*. Ministry of Justice.
- Millington A. (2003) *Recent evaluations of electronic monitoring programmes in England and*

- Wales. In Mayer, M., Haverkamp, R., & Lévey, R. (Eds.). *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?* (pp. 59–67.) Max-Planck-Institute.
- Ministry of Justice (2010a) *National Offender Management Service: Annual Report and Accounts 2009–2010*. Ministry of Justice.
- Ministry of Justice (2010b) *Sentencing Statistics :England and Wales 2009 Statistics Bulletin*. Ministry of Justice.
- Ministry of Justice (2010c) *Criminal statistics: England and Wales 2009: Statistics Bulletin*. Ministry of Justice.
- Ministry of Justice (2010d) *Offender Management Caseload Statistics 2009: An Overview of the Main Findings*. Ministry of Justice.
- Ministry of Justice (2011) *Youth Justice Statistics 2009/10: England and Wales*. Youth Justice Board / Ministry of Justice.
- Nacro Youth Crime (2002a) Electronic monitoring of children remanded on bail or to local authority accommodation. *Youth Crime Briefing June 2002*. Nacro.
- Nacro Youth Crime (2002b) Electronic monitoring (part two): Bail conditions for 17 years old. *Youth Crime Briefing September 2002*. Nacro.
- Natale, L. (2010) *Factsheet: Youth Crime in England and Wales*. CIVITAS Institute for the Study of Civil Society.
- National Audit Office (2006) *The Electronic Monitoring of Adult Offenders*. Stationary Office Ltd.
- National Probation Service (2004) Piloting of Satellite tracking technology. *National Probation Service Briefing 21* (Sept. 2004). National Probation Service.
- Office for National Statistics (2010) *Annual Abstract of Statistics No. 146 (2010 edition)*. Palgrave MacMillan.
- Paterson, C. (2009) *Understanding the Electronic Monitoring of Offenders: Commercial Criminal Justice in England and Wales*. VDM Verlag
- Perry, A. E., Newman, M., Hallam, G., Johnson, M., Sinclair, J., & Bowles, R. (2009) A Rapid Evidence Assessment of the Evidence on the Effectiveness of Interventions with Persistent/Prolific Offenders in Reducing Re-offending. *Ministry of Justice Research Series 12/09*. Ministry of Justice.
- Pitts S. (2010) *Effective Resettlement of Offenders by Strengthening Community Reintegration Factors*. (国連アジア極東犯罪防止研修所第145回研修講演録)
- Pitts S. (2011) *Community Involvement in Offender Treatment*. (国連アジア極東犯罪防止研修所第147回研修講演録⁴⁸)
- Serco (n. d.) *Home Detention Curfew (HDC) : A Structured Transition from Custody Back into the Community*. Serco. (対象者向けパンフレット)

48 国連アジア極東犯罪防止研修所における主要な講義録は、同所のホームページ（リソース・マテリアル・シリーズ）で公開されている。

- Serco (n. d.) *Curfew Requirements Electronically Monitored: The Flexible Sentence for Adults*. Serco. (対象者向けパンフレット)
- Serco (2010) *Electronically Monitored Curfews: A Guide for the Judiciary*. Serco.
- Snelgrove, B. (2010a) *Electronic Monitoring in England and Wales 2005-2010*. Ministry of Justice UK. (未刊行資料)
- Snelgrove, B. (2010b) *Electronic Monitoring Briefing*. Ministry of Justice UK. (未刊行資料).
- Shute, S. (2007) *Satellite tracking of offenders: A study of the pilots in England and Wales. Research Summary 4*. Ministry of Justice.
- Sugg, D., Moore, L., & Howard, P. (2001) *Electronic monitoring and offending behavior: Reconviction results for the second year of trials of curfew orders. Findings 141*, 1-4. Home Office.
- Toon, J. (2003) *Electronic monitoring in England and Wales*. In Mayer, M., Haverkamp, R., & Lévey, R. (Eds.). *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?* (pp. 51-57.) Max-Planck-Institute.
- 横地 環 (2009) 「英国及びスウェーデン王国における電子監視制度」, 更生保護と犯罪予防, No. 151, 90-107.
- 吉野 智 (2007) 「英国における犯罪者処遇への電子監視の活用について」 罪と罰, 174, 59-65.
- Walmsley R. (2009) *World Prison Population List (8th edition)*. International Centre for Prison Studies, Kings College London.
- Wennerberg, I. & Pinto, S. (2009) *6th European Electronic Monitoring Conference analysis of questionnaires*
(http://www.cepprobation.org/uploaded_files/EM2009%20Questionnaire%20summary.pdf)
- Wyman, M. (n. d) *Young People: The Opportunities and Challenges of Tagging*. Youth Justice Board. (http://www.cepprobation.org/uploaded_files/Pres%20EM09%20Wal.pdf)

<関連インターネットサイト (英文) >

- 英国内務省 (Home Office) : <http://homeoffice.gov.uk/>
- 英国法務省 (Ministry of Justice) : <http://www.justice.gov.uk/>
- 英国全国犯罪者管理サービス (National Offender Management Service) :
<http://www.justice.gov.uk/about/noms.htm>
- 英国刑務所庁 (HM Prison Service) : <http://www.jusitice.gov.uk/abot/hmps/>
- 英国プロベーションサービス (National Probation Service) :
<http://www.nationalprobationservice.co.uk/>
- 英国少年司法委員会 (Youth Justice Board) : <http://www.jusitce.gov.uk/about/yjb/>
- 英国国立公文書館 (National Archives (法令検索)) :
<http://www.legislation.gov.uk/>
- プロベーション欧州機構 (CEP, The European Organization for Probation) :
<http://www.cepprobation.org/>

5 カ ナ ダ

研究官 寺 村 堅 志

目 次

はじめに

第1 カナダの概況・刑事司法制度・犯罪情勢等

- 1 概況
- 2 刑事司法制度の概要
- 3 犯罪情勢等

第2 カナダにおける位置情報確認制度（総論）

- 1 制度導入の背景・歴史等
- 2 位置情報確認制度の法的根拠・実施目的等
- 3 各州実施状況の概要

第3 オンタリオ州地域安全・矯正サービス省の位置情報確認実務： 在宅確認型無線電波（RF）方式の位置情報確認例

- 1 概況
- 2 電子監督指導プログラム

第4 ノバスコシア州司法省の位置情報確認実務： GPS方式等多様な確認方式の利用例

- 1 概況
- 2 ノバスコシア州のGPS方式等による電子監視

第5 連邦矯正保護庁の位置情報確認実務： GPS電子監視パイロットプロジェクト

- 1 概況
- 2 GPS方式による連邦電子監視パイロットプログラム

第6 カナダにおける電子監視の調査研究・評価の動向

- 1 連邦矯正保護庁による文献レビューの概要
- 2 電子監視の効果に関するカナダの評価研究等

おわりに

引用・参考文献

はじめに

本稿では、カナダにおける犯罪者の位置情報確認の制度や実務等を紹介する。

カナダの位置情報確認制度は、1987年に、ブリティッシュコロンビア州（以下「BC州」と略記する。）が、施設収容よりも安価な拘禁代替措置を検討するため、犯罪者の外出禁止条件の管理に電気通信技術による遠隔監視（総称して「電子監視（Electronic Monitoring）」¹と呼ばれる）を試行的に導入したことに始まる。その後、各州は、一時帰休制度や条件付拘禁刑の対象者等の外出禁止条件の履行確認のため、在宅状態を確認する無線電波方式（Radio Frequency, 以下「RF方式」と略記する。）の電子監視を利用していった。現在では、連邦及び半数を超える州で、犯罪者の監督指導に電子監視が利用されている。一方、人工衛星測位を利用したGPS方式（Global Positioning System, 全地球測位システム）の追跡型の位置情報確認は、2006年にノバスコシア州が最初に導入し、連邦も2008年から試行プロジェクトを実施中であるなど、徐々に利用が拡大する傾向が認められる²。

本稿では、まず、カナダの刑事司法制度や犯罪情勢等を、次に、同国における位置情報確認制度の歴史や現状を概観する。さらに、現地調査を実施した地域の実務例として、在宅確認型電子監視の実施規模が近年最も大きい州としてオンタリオ州を、GPS方式の位置情報確認を制度化した州としてノバスコシア州及びGPSパイロットプログラムの試行段階にある連邦実務の状況を、それぞれ報告し、最後に電子監視に関するカナダの調査研究の動向を概観する。

なお、本稿の記述は、特に断りのない限り、原則として筆者がカナダに出張調査した平成22年12月までの時点で確認することができた情報に基づく状況を報告している。本稿中、意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。

第1 カナダの概況・刑事司法制度・犯罪情勢等

1 概況

カナダは、13州（10州及び3準州）からなる立憲君主制連邦国家である。英連邦の一員として、英国女王が国家元首とされているが、女王の権限は、連邦は総督に、州は副総督に委譲されている。政治上の権限は、連邦は連邦首相及び内閣が、州は州首相及び州政府が行使する。連邦と州の権限は、カナダ憲法に規定されており、連邦は、カナダ全体に関わる事項（外交、防衛、通貨、州相互間の通商、刑事法等）の立法権を有し、州は、教育、財産、医療、社会保障、保健衛生、地方自治体など州固有の分野における法律の制定権を持つ。

国土は、998.5万平方km（世界第2位、日本の約27倍）と非常に広大であり、総人口は、3,411万人（2010年7月1日現在推計、日本の4分の1程度）である。年間人口増の3分の2は外国からの移入によるものとされる。

1 電子監視の実施方式の詳細については、巻末付表に各種方式を紹介しているので参照されたい。

2 BC州の在宅確認型電子監視実務については、林（2008）による報告がある。

2 刑事司法制度の概要

刑事司法分野では、連邦と州の双方に、警察、検察、裁判、矯正・保護に関わる機関があり、連邦と州とが分担して刑事司法運営の責務を担っている。

科刑の実体要件及び刑事手続を定めた刑法（Criminal Code of Canada）や、矯正保護実務の基本法である矯正及び条件付釈放法（Corrections and Conditional Release Act, 以下「CCRA法」と略記する。）等は、連邦法として制定されており、すべての州において適用される。

矯正保護の分野では、カナダ公共安全省（Public Safety Canada）の外庁に当たるカナダ連邦矯正保護庁（Correctional Service of Canada, CSC）³が、原則として刑期2年以上の拘禁刑を言い渡された者の拘禁刑の執行及び釈放後の社会内監督指導を所管し、各州の関係省庁が刑期2年未満の拘禁刑の執行及び釈放後の社会内監督指導、未決被拘禁者の収容、保釈対象者の監督指導、社会内監督指導を伴う刑（プロベーション及び条件付拘禁刑）、賠償命令、社会奉仕命令に係る社会内処遇を所管している。

また、パロール等に関する事務を所掌する機関として、連邦には公共安全省の附属機関である連邦パロール委員会（National Parole Board）が設置されており、連邦受刑者及び州独自のパロール委員会⁴を持たない8州及び3準州の関連事務を担当している。

さらに、矯正保護庁が管轄する矯正保護業務の対象者からの不服申立を独立的に審査する機関として、矯正保護監査官オフィス（Office of the Correctional Investigator）が設けられている。

3 犯罪情勢等

（1）犯罪発生率

警察が認知した事件の発生状況から、人口10万人当たりの犯罪発生率を見ると、2009年は7,224件であり、2000年時点の水準（8,376件）から約14%減少した（罪種別では、財産犯が約21%減少、暴力犯約12%減少）。経年比較で見ると、カナダの犯罪の発生率は全般に減少傾向にある⁵。

（2）成人有罪事件の科刑状況

次頁の5-1-1表は、2008会計年度における成人の有罪事件に対する科刑状況を罪名別に見たものである。

3 CSCは連邦矯正局と訳出される場合もあるが、機能的には我が国の矯正保護の両分野を担当し、組織上、カナダ公共安全省の外庁（agency）であるため、本稿では連邦矯正保護庁という表現とした。

4 オンタリオ州及びケベック州は州独自のパロール委員会がある。BC州にも従前は州パロール委員会があったが、2007年4月に廃止され、以後は連邦がその事務を担当することになった。したがって、州パロールを実施している州は現在2州のみである。

5 Public Safety Canada（2010a）の統計資料（Table A1 : Police-reported crime rate has been decreasing since 1998, p.2）による。

5-1-1表 カナダ全域における有罪事件（成人）の罪名別科刑状況

(2008年度)

区 分	有罪事件 総 数	拘禁刑	条件付 拘禁刑	プロベ ーション	罰 金	損害賠償	その他 の刑
全事件 (A+B)	260,649	89,553	11,514	117,090	78,282	7,029	132,092
刑法犯 (A)	228,555	80,544	8,967	106,374	64,781	6,941	118,694
暴力犯	50,478	16,299	2,767	37,976	3,918	641	33,337
殺人	128	97	2	14	-	-	87
殺人未遂	36	29	-	3	1	-	16
強盗	2,923	2,220	229	1,484	23	101	1,534
性的暴行	1,773	956	270	1,211	46	6	829
その他性犯罪	1,401	865	75	1,031	84	2	662
重大暴行	11,858	5,052	1,114	8,349	939	214	6,980
通常暴行	19,372	2,822	562	15,522	1,726	224	15,174
脅迫	9,869	3,154	344	7,808	927	64	6,046
犯罪的いやがらせ	1,659	437	79	1,491	95	14	1,239
その他人身犯	1,459	667	92	1,063	77	16	770
財産犯	61,187	24,623	3,530	35,150	8,922	5,720	26,193
窃盗	26,562	10,723	1,223	13,815	4,837	1,556	10,877
不法目的侵入	8,222	4,718	742	5,309	339	600	2,812
詐欺	9,790	3,338	1,007	6,349	1,131	1,591	4,398
器物損壊	8,423	1,668	174	5,812	1,338	1,663	5,379
盗品所持	6,748	3,274	288	3,092	1,160	271	2,353
その他財産犯	1,442	902	96	773	117	39	374
裁判の執行	60,077	27,963	1,354	20,101	14,295	304	19,962
その他刑法犯	11,372	4,107	438	6,152	2,429	89	5,967
刑法犯（交通事犯）	45,441	7,552	878	6,995	35,217	187	33,235
酩酊運転	36,233	3,437	315	3,963	31,620	72	27,960
その他交通犯罪	9,208	4,115	563	3,032	3,597	115	5,275
連邦法違反 (B)	32,094	9,009	2,547	10,716	13,501	88	13,398
薬物所持	8,106	1,190	122	2,634	4,208	15	4,581
薬物取引	7,230	3,335	2,306	2,284	568	30	5,084
少年犯罪者法	942	300	17	338	281	4	329
その他連邦法違反	15,816	4,184	102	5,460	8,444	39	3,404

注 1 Cases in adult criminal court by type of sentence (カナダ統計局) による。データは、準州を含む全州のデータを計上しているが、条件付拘禁刑については、ケベック州データが含まれていない。

2 「裁判の執行 (Administration of Justice)」とは、裁判所への出頭命令不履行、裁判所命令不遵守、プロベーションの遵守事項違反など、訴訟手続に関連する諸犯罪である。

3 「その他の刑」には、絶対的・条件付免責、執行猶予刑、社会奉仕命令等が含まれる。

4 複数の刑が併科された場合、それぞれの欄に計上されている。

刑名別では、拘禁刑が約9万件（有罪事件総数中34.4%）、中間的制裁の一種である条件付拘禁刑（在宅拘禁を伴う社会内監督指導が行われる。）が約1万1,000件（同4.4%）、プロベーションが約12万件（同44.9%）、罰金が約7万8,000件（同30.3%）となっている。

なお、拘禁刑を言渡し刑期別に見ると、1月以下が55%、1月を超え6月以下が31%、2年以上が4%などとなっており、大部分の拘禁刑は比較的短期間である点が特徴である⁶。

（3）成人矯正施設の収容動向

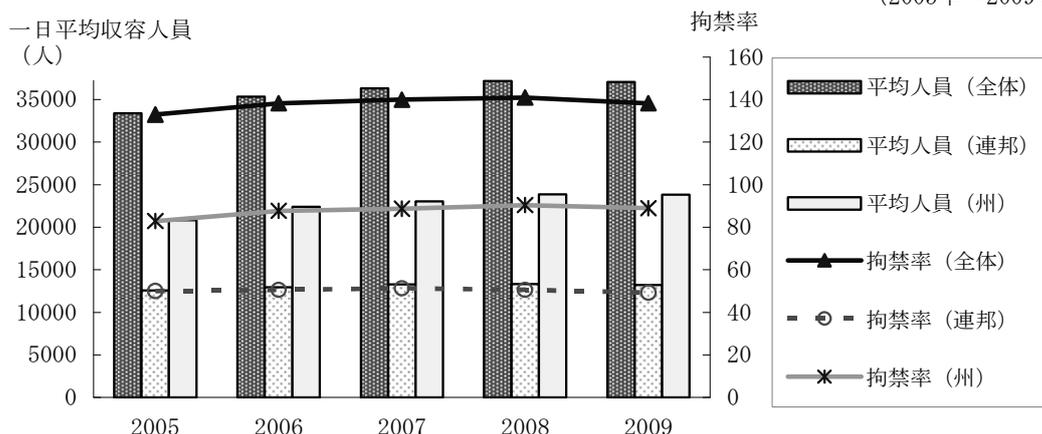
次頁の5-1-2図は、連邦刑務所及び州刑務所の一日平均収容人員の推移を見たもので

6 Thomas (2010, p.9) Guilty cases by length of custody sentence (2008/2009年度データ) による。

ある。一日平均収容人員は、連邦、州の双方で、近年、漸増傾向にある。2009年の一日平均収容人員は、連邦が1万3,209人、州が2万3,849人、全体では3万7,058人であった。人口10万人当たりの拘禁率を見ると、連邦（刑期2年以上の者を収容し処遇する）が約49人、州（刑期2年未満の者及び未決被収容者等を収容し処遇する）が約89人、国全体では約138人であった⁷。

5-1-2図 カナダの刑務所収容人員及び拘禁率の推移（連邦・州別）

(2005年～2009年)



- 注 1 Adult correctional services, average counts of offenders (カナダ統計局) による。
 2 拘禁率は、人口10万人当たりの刑務所収容人員をいう。
 3 州の収容人員には、既決・未決被収容者の双方を含む。

(4) 成人の社会内処遇の動向

次頁の5-1-3表は、社会内処遇に付されている成人人員の動向を連邦・州の別に見たものである。2009年の統計を見ると、連邦が行う条件付釈放の監督指導が約7,300人、州が行う社会内監督指導（プロベーション、条件付拘禁刑、州パロール）が約11万5,000人、全体では一日平均約12万2,000人の者が監督指導に付されている。同年の州の行う社会内の監督指導のうち、プロベーションは全体の87.7%、条件付拘禁刑は11.7%であった（2009年の人口10万人当たりのプロベーション率は約393人）。連邦、州ともに社会内処遇の対象人員は漸増傾向にある。

(5) 小括

以上をまとめると、カナダの犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、裁判段階の有罪事件数や各種の刑の科刑状況に近年さほど大きな変化は認められない。成人の施設内処遇及び社会内処遇の対象人員は、人口比で見ると比較的高水準にあり、しかも漸増傾向にある。矯正・保護業務は、連邦及び州の双方で負担が増していることがうかがえる。

7 Public Safety Canada (2010a) は、Walmsley (2009) のデータ等を引用し、「カナダの拘禁率が大部分の西欧諸国の中でも比較的高い」という標題で各国拘禁率データを示している (p.6 Table A3)。同統計によれば、2008年のカナダの拘禁率は116であり、アメリカ (756)、英国 (153) 等の国に次いで高い水準にあった。なお、Walmsleyのリストでは、フランス (96)、ドイツ (89)、スウェーデン (74)、韓国 (97)、日本 (63) となっている (同リストのカナダの拘禁率が、本文に引用したカナダ統計局データと食い違い、やや低めに示されているのは、データの計算方法の違いによる。)

5-1-3表 カナダの成人社会内処遇監督指導対象人員（一日平均）の推移

区 分	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
全体 (A+B)	119,938	116,468	118,297	119,986	122,006
連邦：条件付釈放のみ (A)	6,797	6,804	7,036	7,166	7,335
州：社会内監督指導 (B1～B3)	113,141	109,663	111,261	112,820	114,671
プロベーション (B1)	98,073	95,660	97,603	98,662	100,570
条件付拘禁刑 (B2)	14,143	13,148	12,873	13,403	13,394
州パロール (B3)	926	855	785	755	706

- 注 1 Adult correctional services, average counts of offenders (カナダ統計局) による。
 2 連邦の扱う条件付釈放は、デイパロール、フルパロール、法定釈放の3種である(詳細説明は後記)。
 3 州パロール数値は、州パロール委員会を有する州の合算値である(2005年及び2006年は、BC州、オンタリオ州及びブリティッシュコロンビア州の3州の合算値、BC州の州パロールが廃止された2007年以降は、他の2州の合算値)。
 4 2006年の全体値は小計小数点の四捨五入により、各小計の合計値と一致しない。

第2 カナダにおける位置情報確認制度（総論）

1 制度導入の背景・歴史等⁸

カナダでは、アメリカ合衆国などと同様に、1980年代から90年代早期に刑務所人口が大きく増加し、過剰収容状態にあり、高率収容の刑務所人口に歯止めを掛けるための様々な方策が提案された⁹。その一つの打開策が、電子監視機器の利用による犯罪者の管理であった。

カナダで在宅確認型の電子監視を最初に行ったのは、BC州である。同州の電子監視機器による在宅確認は、1987年にバンクーバー地域における試行プログラムとして始まり、1991年に「電子監視プログラム (Electronic Monitoring Program)」という名称が与えられ、1992年までに人口過疎地域を除く州内全域に利用が拡大し、1996年時点では、カナダで最大規模の一日平均300人程度までの対象者を管理するに至った。当時、BC州が対象とした者は、プログラム参加に同意する比較的再犯リスクの低い非暴力犯罪の罪種の者であり、残刑期が4月未満の者を矯正施設が行う一時帰休制度の枠組みで在宅拘禁に付し、飲酒問題等のプログラム受講、就学・就労の継続等の遵守条件を付与し、電子監視機器により、在宅条件（外出禁止条件）の履行状況確認が行われた。

1990年にはサスカチュワン州が、94年にはニューファンドランド州がBC州に続いて在宅確認型の電子監視を導入した。BC州の電子監視プログラムが、矯正施設からの早期釈放促進型（施設収容の出口段階の措置であることから「バックドア」型とも言われる。）の電子監視利用であったのに対し、サスカチュワン州は、裁判所が行う拘禁刑代替措置（施設収容前の入口段階の措置であることから「フロントドア」型とも言われる。）として比較的再犯リスクの低いプロベーション対象者を電子監視の対象とする制度を実施した。同州は、カナダ国内でも、先住民族が比較的多く居住し、しかも彼らが犯罪を犯して刑事司法機関に係属する割合も高かったため、先住民族向きでなかった当時の拘禁施設環境や処遇内容も、拘禁刑代替措置としての電子監視利用を促進した一因とされる。

8 本節の内容は、主にBonta et al. (1999) 及びJHSA (2006) の記載に基づく。

9 カナダの過剰収容問題とその対策については、法務総合研究所 (2007) に詳しい解説がある。なお、同報告 (p. 43) によれば、1993年度の連邦刑務所の収容率は121%を記録していた。

ニューファンドランド州が94年に導入した電子監視プログラムでは、再犯リスクが低い者には電子監視を行う必要がないという判断により、再犯リスクが中程度以上の非暴力犯罪の者が対象とされ、これらの者を一時帰休制度の枠組みで釈放し、電子監視により外出禁止条件等の履行状況が確認された。同時に、この電子監視プログラムの対象者は、同州の民間団体ジョンハワード協会が行う認知行動療法プログラム（Learning Resources Program, 薬物乱用の再発防止とアンガーマネジメント（怒りの感情の適切な対処や統御に関する認知行動療法）に焦点づけたプログラム内容）に付託された。

オンタリオ州は、1989年に在宅確認型の電子監視プログラムを試行したが、当時、同州が機器や運営コストを評価したところ、費用対効果の観点から見ると、電子監視を導入することにより刑事司法コストが増すことが判明したため、試行は一時中断された。同州では、1996年以降、在宅確認型の電子監視が本格的に導入されている（詳細は、第3を参照）。

以上のように、カナダの場合、1980年代～90年代前半期までは、再犯リスクが低～中程度の水準の者の拘禁代替施策又は早期釈放推進施策の一環として、在宅確認型の電子監視が、在宅拘禁条件や外出禁止条件の履行状況確認の手段として用いられていた。

1990年代後半以降は、1996年カナダ量刑改革法により、拘禁刑に代わる中間的制裁として条件付拘禁刑の処分が新設されたことが、在宅確認型の電子監視の利用の促進に影響したと考えられる。特に、2000年のカナダ最高裁判例（R v Proulx (2000)¹⁰）は、条件付拘禁刑判決は、プロベーションよりも自由の制約が伴う懲罰的条件を含むものと位置付け、その遵守条件には原則として在宅拘禁を盛り込まなければならない旨判示したことから、条件付拘禁刑の対象者の外出管理を中心とした利用が一層促進された面もあると考えられる。

他方、GPS方式による追跡型位置情報確認技術の利用は、2006年にノバスコシア州がカナダで最初に導入した。同州がGPS方式を導入したのは、機器利用コストが比較的安価となり、同方式を採用すれば対象者の遵守条件の履行状況がより良く確認でき、対象者の義務履行の責任増進につながることを期待されたためである。カナダの場合、犯罪者の位置情報確認のためのGPS利用の歴史はまだ浅く、2008年からの連邦矯正保護庁による試行を含め、全般的に小規模で試行的な段階にあるものが多い（詳細は、第4及び第5を参照）。

2 位置情報確認制度の法的根拠・実施目的等

カナダの場合、刑法や矯正保護の基本法規である矯正及び条件付釈放法（以下「CCRA法」という。）等が全州に共通に適用されるが、刑事司法運営については、連邦が管轄するものを除き、州ごとに異なっている。各州における電子監視機器を用いた位置情報確認の利用目的や対象者も様々である。

まず、現行の連邦刑法には、組織犯罪・テロリズム、児童に対する性犯罪や重大な対人的危害を与えるおそれのある者等に対する予防的な命令措置（刑法810条命令、5-2-1表参照）の一条件とする場合を除いて、犯罪者の処遇や管理に関し、電子監視機器の利用や位置

10 R. v. Proulx (2000) S. C. R. 61, 2000 SCC (<http://scc.lexum.org/en/2000/2000scc5/2000scc5.html>)

情報確認に係る明文の規定は置かれていない¹¹。州の対応は、電子監視に相当する文言を州法に盛り込んでいる州（例 ノバスコシア州）と、特に明文の規定を置かない州（例 オンタリオ州）とに分かれる。

次頁の**5-2-1表**は、カナダで電子監視の措置が付加され得る主な処分（成人の場合）を示したものである。各法域における利用目的は異なるものの、ごく概括的に言えば、電子監視は未決段階から刑が確定後、各種の社会内・施設内処遇を受ける段階に至るまで広範に用いられている。未決段階では、裁判所が被告人を保釈する際に公判前監督措置に付すことがあり、その一部の対象者の保釈条件管理のために電子監視が用いられている。また、刑の確定後の段階では、プロベーション、条件付拘禁刑（在宅拘禁）、刑務所からの一時帰休、条件付釈放があり、これら処分の一条件として、電子監視の措置が付加されることがある。さらに、拘禁刑の終了した段階においては、児童に対する性犯罪の再発のおそれが認められる場合や重大な対人危害を与える再犯のおそれが認められる場合、その予防的な措置として、裁判所の命令により電子監視措置が科されることがある。

電子監視機器利用による位置情報確認の直接的な利用目的は、在宅確認型のR F方式機器利用の場合は、外出禁止条件、在宅拘禁条件の管理目的（在宅状態の有無に関する位置情報確認を行うこと）にあり、GPS機器利用による追跡型の位置情報確認では、在宅状態の確認とともに、特定人物・集団との接近禁止、児童の集まる施設等特定地域への立入禁止条件等の遵守確認等の目的である。

11 ただし、2009年に国会に提出されたCCRA法等の改正法案（C-43法案）及び2010年に提出されたCCRA法改正法案（C-39法案）には電子監視に係る新設規定が盛り込まれている（本章第5の2の（5）参照）。

5-2-1表 社会内で行われる各種処分と電子監視措置の関わり¹²

処 分 【根 拠】 ¹³	概 要
(未決段階)	
<p>公判前監督指導 Pretrial Supervision Bail Supervision Program 【CCRF 11条 (e) CCC 515条¹⁴】</p>	<p>・裁判時一時釈放（保釈, Judicial Interim Release）の制度により、裁判所の決定で誓約等により保釈された者には、保護観察官のもとへの出頭、外出禁止等の保釈条件が付されることがある。この場合、当該条件の履行、公判への出頭確保、所在不明防止等のため保護観察官等による監督指導が実施される。半数を超える州で本制度が実施されており、うち一部州で在宅状況や外出禁止等の確認、公判への出頭確保、特定人物との接触禁止等を担保するための付加的条件として、裁判所の決定により電子監視が利用されている。</p>
(確定後：拘禁前段階)	
<p>プロベーション Probation 【CCC 731条】</p>	<p>・プロベーションは、単独処分として科される場合、各種刑罰（執行猶予、条件付免責）の条件として義務付けられる場合、及び各種刑罰に併科される場合（罰金、条件付拘禁刑、2年未満の拘禁刑）がある。実施期間は3年が上限とされている。</p> <p>・プロベーションの遵守条件には、一般遵守条件（善行保持、裁判所出頭、氏名・住所変更の事前届出義務、転職時通知）及び特別遵守条件（社会奉仕、処遇プログラム参加、損害賠償、外出禁止等）があり、特別遵守条件として設定された外出禁止等条件の履行を担保するための付加的条件として電子監視が行われる場合がある。電子監視利用の要否は、保護観察官による判決前調査等に基づき、裁判所が決定する。</p>
<p>条件付拘禁刑 Conditional Sentence of Imprisonment 【CCC 742条】</p>	<p>・条件付拘禁刑は、拘禁刑の回避・過剰収容緩和施策として1996年量刑改革法により導入された中間的制裁。下限刑期の定めのある犯罪で有罪が確定した者で、裁判所が2年未満の拘禁刑を科し、かつ、社会内で刑に服することが地域社会の安全を脅かさないと思えられるものを対象とする。</p> <p>・条件付拘禁刑では、一般遵守条件として監督者のもとへの出頭義務と善行保持が求められ、特別遵守条件として、武器携行禁止、禁酒・断薬、外出禁止、特定人物との接触禁止等の条件が科される。裁判所は、特別遵守条件の一条項として必要な外出以外は在宅拘禁に付す又は夜間等の外出禁止時間を設定し外出禁止の措置を執ることができ、その履行状況は保護観察官及び警察が監視する。これを担保する付加的条件として電子監視が利用される。</p> <p>・カナダ最高裁判例（R v Proulx, 2000）は、条件付拘禁刑は、プロベーションよりも対象者の自由について制限的であるべきであり、在宅拘禁を原則的に要件とすべき旨判示している。</p>
(拘禁刑執行中の措置)	

12 Calverley&Beattie (2005), Public Safety Canada (2010b), 法務総合研究所 (2007) 等に基づき作成。

13 表中略号：CCRF=Canadian Charter of Rights and Freedoms (カナダ権利・自由憲章), CCC = Criminal Code of Canada (刑法), CCRA=Corrections and Conditional Release Act (矯正及び条件付釈放法)

14 515条に定められた保釈条件には、裁判官の裁量権限として、同条(4)項に釈放後の出頭、法域内に留まること、住所や職業変更時の通知、被疑者や証人等との接触禁止、パスポートの預託、被害者・証人保護のために必要と裁判官が認めるその他条件、及び裁判官が必要と認めるその他の合理的条件(f)を釈放条件として課することができる旨規定され、515条(4)項(f)号の規定が電子監視の実施の根拠と解されている。オンタリオ州のようにカナダの各法域で電子監視の明文規定を持たない場合は、このように、既存の法令上の権限を有する機関が科す裁量的遵守条項を法令上の根拠とすることが一般的である。

<p>一時帰休¹⁵ Temporary Absence 【Prisons and Reformatories Act 7条, CCRA 17, 115条】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一時帰休プログラムは、家族との接触や社会奉仕、医療上の理由等の理由で許可される外出措置であり、職員同行による戒護付のもの（escorted temporary absence）と職員戒護なしのもの（unescorted temporary absence）とがあり、本人の申請に基づき審査する。期間や戒護の有無により、施設長権限、矯正保護庁長官権限、パロール委員会による決定の許可権限区分が設けられている。 職員の戒護のない一時帰休について、一部の州の一部受刑者（例、短期拘禁刑で断続的拘禁刑（週末等拘禁）となった者等）が電子監視の対象とされることがある。
<p>外部通勤¹⁶ Work Release 【CCRA 18条】</p>	<ul style="list-style-type: none"> この制度は、中警備又は軽警備の連邦刑務所に収容中の者で、地域社会に対するリスクが低いものに職員等の監督者下で有償労働又はボランティア労働を行わせる制度である。外部通勤の期間は最長60日と定められており、刑期の6分の1又は6月の刑期に服した後、本人の申請に基づき審査が行われ、施設長の権限でその可否が決定される。 外部通勤対象者の電子監視に実施例はないが、CCRA法改正法案（注13）には外部通勤を電子監視の適用対象とできる旨の規定が設けられている。
<p>条件付釈放 ① デイパロール （昼間仮釈放） Day Parole 【CCRA 119, 122条等】</p>	<ul style="list-style-type: none"> フルパロールの準備期間として使用することを目的とした全国パロール委員会決定による裁量的釈放。昼間は外出、夜間は連邦刑務所又は連邦が運営する社会内矯正センター（Community Correctional Center）に帰所し生活する。実施期間は6月以内（更新可）。資格取得時期は、刑期2年以上3年未満の有期刑の場合は6月服役後、3年以上の有期刑の場合は、フルパロールの資格取得日の6月前、不定期刑の場合は、フルパロールの資格取得日の3年前以降に、本人によるデイパロール申請が可能となる。 連邦試行中間報告では、社会内矯正センター利用の代替として電子監視利用の場合の費用対効果試算が行われている（後記）。
<p>② フルパロール （全面的仮釈放） Full Parole 【CCRA 120条, CCC 743.6条等】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得期間経過後に本人申請に基づきパロール委員会決定により行う裁量的釈放。大部分の者は刑期の3分の1を服役後、申請資格を得ることができるが、重い薬物事犯、対人暴力犯、組織・テロ犯罪の関係者の場合、裁判官は刑期の2分の1又は10年（いずれかの短い方）時点をフルパロールの選考資格時期に設定できる。また、第1級殺人による不定期刑の場合は25年、第2級殺人による不定期刑の場合は10～25年（判決言渡し時に裁判官が指定）の申請資格取得時期の区分が設けられている。 連邦電子監視の試行プロジェクトではフルパロールとなった者も対象者とした。
<p>③ 法定釈放 Statutory Release 【CCRA 127条】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 刑期の3分の2を服役した時点で行われる義務的釈放。終身刑・不定期刑の者に法定釈放は適用されない。また、一定の暴力犯罪や性犯罪等の受刑者で特定犯罪（致死傷を伴う犯罪や児童に対する性犯罪など）の再犯のおそれがあるときや、それら以外の犯罪による受刑者で上記特定犯罪の再犯のおそれがあるときは、法定釈放日の6月前までに連邦矯正保護庁は全国パロール委員会に対象者のファイルを付託し、全国パロール委員会は、法定釈放の許可条件として居住条件指定（民間団体の運営による社会内居住施設Community Residential Facilityへの入所）等による法定釈放に付するか、法的釈放によらず刑期満了まで収容継続（CCRA 129条）するかを決定する。 連邦の電子監視の試行では法定釈放の者も対象とした。

15 2009年度の一時帰休制度実績は、職員戒護付きが2,182人、戒護なしが389人であったが、近年、対象者は減少傾向にある（Public Safety Canada, 2010a）。

16 2009年度実績では212人であり、一時帰休制度同様に対象者は近年減少傾向にある（Public Safety Canada, 2010a）。後述するように、連邦はパイロットプロジェクトとして電子監視を始め、実施地域や対象者を限定して試行している段階にあったことから、外部通勤対象者への電子監視機器利用の適用例は、現地調査時点ではなかった。

<p>(予防的措置)¹⁷</p>	
<p>危険犯罪者指定¹⁸ Dangerous Offender Designation 【CCC 753条】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・将来暴力犯罪や性犯罪に及ぶおそれのある高リスク者に対してなされる指定であり、裁判所は、刑務所への不定期収容、長期監督命令を併科した定期刑、又は定期刑のいずれかを科す。不定期収容とならなかった者でも、長期監督命令の遵守条件違反や重大な対人的危害を与える犯罪の再犯があった場合は、不定期刑が科される。この指定の申請をするかどうかは、検察官が判断し、その必要がある場合には、精神科医等専門家による鑑定¹⁹の申請 (CCC 752.1条) を行い (専門家は裁判所が指定する)、裁判所において危険性の判断が行われる。 ・2008年の刑法改正により、刑期2年以上の指定犯罪²⁰前科を2回有し、刑期2年以上の指定暴力犯罪又は指定性犯罪で3度目の有罪が確定した者は、危険犯罪者に指定されることとなった。 ・危険犯罪者の釈放後監督措置として電子監視が利用されることがある。
<p>長期監督命令²¹ Long-term Supervision Order 【CCC 753.1条】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重大な対人的危害を与える犯罪により2年以上の拘禁刑を言い渡された高リスクの犯罪者について、パロール期間を含む拘禁刑の期間満了後、10年までの長期監督を行う命令 (危険犯罪者指定にならない者で再犯のおそれの高い者の監督措置を強化する趣旨で設けられた命令)。 ・危険犯罪者の申請時と同様に、申請は検察官が行い、専門家による対象者の鑑定報告書で、重大な対人的危害を与えるおそれが高いことを裁判所に示さなければならない。同命令が下された者の監督条件は、全国パロール委員会が指定し、矯正保護庁が監督する。 ・C C R A法改正法案にはこの区分の対象者への電子監視適用の規定が設けられている。

17 カナダにおける高リスクの犯罪者対策は、2008年7月に施行された暴力犯罪対策法 (Tackling Violent Crime Bill, S. C. 2008 c. 6) によって刑法の関連規定の各種改正がなされており、刑法810条命令の電子監視規定は、この法改正により新設されたものである。

18 カナダでは高リスクの犯罪者に対する立法は、1947年に制定された常習犯罪者法が最初であり、1948年には危険な性犯罪者 (dangerous sexual offender) の規定が刑法に設けられた。後者の場合、精神科医2名の判定により危険とみなされ有罪が確定した者に裁判所は不定期刑を科すことができた。これらの旧規定は、1969年の矯正に関するカナダ委員会勧告により全面的見直しを求められ、1977年に旧法規定は廃止され、現行法の危険犯罪者指定制度が新たに創設された (Corrections and Criminal Justice Directorate, 2009)。現行の危険犯罪者指定の規定が施行された1978年以降、2010年4月25日までに危険犯罪者指定を受けた者は522人であり、その77%が性犯罪前科を有する者であった (Public Safety Canada, 2010a)。

19 危険性の鑑定は、鑑定留置期間60日及び報告書の作成ファイリング等で最長120日かけて行うことができ、刑法753 (1) (a)、(b) 条に規定された犯罪の累行性などの基準、衝動性等の犯罪の傾向、不良交友関係、反社会的態度、社会的支援の利用可能性、薬物乱用や偏った性的し癖、犯罪歴、精神疾患歴、治療歴、ライフスキルの水準、再犯可能性等について評価が行われる。再犯リスクの判定には、VRAG, SORAG, Static 99, PCL-Rなど、保険統計的手法により標準化がなされた再犯リスクアセスメントツールが活用されている (Corrections and Criminal Justice Directorate, 2009)。

20 指定犯罪は刑法752条に定められており、武器使用による各種暴力犯罪や児童ポルノ・児童買春等、児童を対象とした各種性犯罪等が含まれる。

21 1997年の本規定施行から2010年4月25日までに本命令を受けた者は累計で654人であり、71%の者が10年の長期監督に服しており、対象者の約72%に少なくとも性犯罪前科が1回あった。(Public Safety Canada, 2010a)。

<p>刑法810条²² (平穩誓約) 命令 Section 810 (Peace Bond) orders 【CCC 810. 01, 810. 1, 810. 2条】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織犯罪やテロリズム, 16歳未満の児童に対する性犯罪や重大な対人的危害を与える暴力犯罪等を行うおそれがあると裁判所が認めた高リスク者に対する監督指導措置。法定釈放に付されない満期出所者の再犯防止の手段としてしばしば用いられる。この命令の申立ては, 法文上は誰でもできるが, 通常は, 警察がその捜査の過程や, 連邦刑務所からの刑期満了前の連絡を受けて, 申立対象者を選定している。申立てには危害のおそれの根拠となる証拠を示す必要があり, 裁判所の判断により同命令が下される。対象者が同命令へ署名せず, 同命令に服することを拒絶した場合は, 12月以内の収監措置が執られる。この対象者に対する社会内の監督指導は警察等が行う。 ・児童に対する性犯罪によりこの措置の対象となった者については, 12月以内 (16歳未満の者を対象とした性犯罪前科のある者の場合は2年以内), 16歳未満の児童との接触禁止, 16歳未満の児童が集まる公園, プール, 学校等近接地域の立入禁止, 治療プログラムへの参加, 居住地域指定, 外出時間制限, アルコールや薬物の摂取制限, 行動監視等の各種特別遵守条件が必要に応じ命令される。 ・一部の州では, 条件履行を担保する付加的条件として裁判所の決定に基づき, 自動電話方式等による電子監視を利用している。
---	--

3 各州実施状況の概要

次頁の5-2-2表は, 電子監視技術を利用しているカナダ各州の状況を一覧表にまとめたものである。同表に見るとおり, 一部法域では, 特定犯罪類型の者に焦点付けた位置情報確認の試行プロジェクトを小規模実施しているが²³, 全般的に見ると, 対象者を特定罪種で分け一律に電子監視を行うような運用はなされておらず, 裁判所等の権限を有する機関が, 判決前調査等の資料をもとに, 対象者の問題性等を個別的に勘案の上, 電子監視の要否や適格性を判断し, 位置情報の確認が行われている。

位置情報確認を行う措置の内容, 期間, 実施体制, 実績, 実施効果等は, 統一的な制度がないカナダでは, 全容の詳細把握は困難であり, 現地調査を実施したオンタリオ州, ノバスコシア州, 連邦の3法域における実務例を以下に紹介する。

22 カナダにおける平穩誓約は, 申立人やその家族を脅かす者に対する制止的な措置として1892年以降カナダの刑事法に存在していたが, 90年代に以下の3種の平穩誓約が追加された。まず, 1993年に14歳未満の児童に対する性犯罪の予防的措置として810.1条が追加され, 1997年に組織犯罪・テロリズムの予防的措置として810.01条及び暴力犯罪の予防的措置として810.2条が追加された。上表に記載した特別遵守条件は2008年に施行された刑法の一部改正により新設されたものであり, 現行法では, 児童の年齢規定も規定制定時の14歳未満から16歳未満に変更されている。これらの措置の具体的手続や関係する判例の要旨は, *Corrections and Criminal Justice Directorate* (2009) に詳しい。

刑法810条平穩誓約の実務に関しては, Rankin et al. (2006), 神谷 (2007), 林 (2008) にBC州の実務例が具体的に紹介されている。BC州では, 警察等刑事司法機関が処遇チームを形成し, 行動監視だけでなく, 住居・雇用の確保, 生活保護申請, ボランティア支援者によるCOSAプログラム参加による再犯防止と更生支援等, 大変濃密な監督指導が実施されている (COSAはAos et al. (2006) の評価研究によれば, 性犯罪再犯防止効果が有望視されているプログラムの一つだが, 参加は任意で強制はできない)。

今回現地調査した法域では, 長期監督命令措置の者に電子監視を適用した例は確認できなかったが, 連邦のGPSパイロットプログラム試行の中間報告によると, この区分の高リスク暴力犯罪者の監督指導を行うことも視野に入れていることがうかがえる。

23 例えば, マニトバ州では, 再犯リスクの高い自動車窃盗少年のGPS監視を, 通常のプロベーションの監督強度を強化した集中プロベーションの一環として実施している。

5-2-2表 カナダの刑事司法機関における位置情報確認機器の利用状況等一覧

法域	開始年	実施状況	確認方式		実施状況概要・実績等
			RF	GPS	
連邦	2008	試行	×	○	・詳細は本文参照。
アルバータ州	2005	制度化	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年以降、週末拘禁刑に付された低リスク者を一時帰休制度により釈放する際に外出禁止時間の履行状況確認のため在宅確認型のRF方式を利用している。一時帰休制度の対象者は、昼間は更生プログラム（アンガーマネジメント、薬物し癖意識啓発）受講及び監督付社会奉仕作業が義務付けられ、外出許可時間以外には在宅拘禁とされる。また、プロベーション等の社会内処遇対象者で外出禁止に服する者に対しては、対象者の犯罪歴や外出禁止の遵守の困難性等を勘案の上、在宅確認型の電子監視の要否が決定される。平均実施人員は50人前後。 ・GPS方式は、2009年から中高リスクの対象者（成人及び少年）に小規模試行中。 ・カルガリー大が政府と共同の評価研究を2010年から開始。実施効果の評価プロジェクトは3年計画で実施中。
	2009	試行			
BC州	1987	制度化	○	×	<ul style="list-style-type: none"> ・カナダで最初に無線電波（RF）方式による在宅確認型の電子監視を実施。導入当初は、刑務所の過剰収容対策として、早期釈放推進の一助として一時帰休制度の枠組みで比較的低リスクの者を対象に電子監視を実施していた。 ・現在は、条件付拘禁刑対象者の外出禁止の履行状況確認のため電子監視を利用。平均実施人員160人程度。同州は、アルバータ州の電子監視実務を支援している。
マニトバ州	2008	試行段階	×	○	<ul style="list-style-type: none"> ・少年自動車窃盗犯のうち高リスクの者を対象に集中的監督指導強化プロジェクトを2008年から試行中。おおむね20人に実施（少年対象者の約3分の1の対象者が足環を破壊したという。）。 ・プロベーション、条件付拘禁刑、刑法810条命令対象者の夜間外出禁止の履行状況確認のため、自動電話方式の在宅確認型電子監視（個人識別のため10個の質問に回答させる方式）を120人程度の者に実施。
ニューファンドランド州	1994	制度化	○	×	<ul style="list-style-type: none"> ・罰金未払者の滞納留置等による矯正施設の過剰収容を緩和するため導入。導入当初は、認知行動療法プログラム受講を併科する形で外出禁止措置の履行を電子監視機器で確認。現在は、条件付拘禁刑に付された者のうち、比較的低リスクの高い者を常時35人程度監視。
ノバスコシア州	2006	制度化	○	○	・詳細は本文参照（電話による声紋認証方式の在宅確認も利用）。
オンタリオ州	1996	制度化	○	×	・詳細は本文参照。
サスカチュワン州	1990	制度化	○	×	<ul style="list-style-type: none"> ・当初は、裁判所が決定するプロベーション処分の外出禁止条件の履行状況確認のため、在宅確認型RF方式を導入。現在は、プロベーション、条件付拘禁刑及び監督付保釈制度の釈放の条件として電子監視を実施。 ・年間実績は160人程度。GPS方式も導入を検討する動きあり。

注 カナダ公共安全省の2009年全国矯正保護機関長会議資料、Bonta et al. (1999) 及び各州官庁ホームページの情報等から作成。カナダの電子監視の実施状況の全容は把握できていないため、他にも同国内で電子監視が利用されている可能性はあり得る点に留意されたい。

第3 オンタリオ州地域安全・矯正サービス省の位置情報確認実務：在宅確認型無線電波（RF）方式の位置情報確認例

1 概況

オンタリオ州は、州都トロント、連邦首都オタワを擁する人口約1,321万人の州（カナダ全土13州・準州中で最大、カナダ総人口の約39%が居住）である。同州は、社会内処遇に付された犯罪者の監督指導の一条件とされた在宅拘禁や外出時間制限の管理のため、対象者の居宅に設置された無線電波装置を利用し、在宅確認型RF方式の電子監視を実施している州の一つである。所管官庁は、オンタリオ州地域安全矯正サービス省であり、大トロントエリア郊外にあるミシサガプロベーション・パロール事務所の一面に州の電子監督指導モニタリングセンターを併設し、州内の電子監督指導プログラムを管理している。

5-3-1表は、オンタリオ州の施設内処遇及び社会内処遇（成人）の対象人員（一日平均）の推移を見たものである。州矯正施設収容人員は2009年に約8,800人であり、近年漸増傾向にある（同年の被収容者の収容区分別内訳では、未決被収容者が65%、既決受刑者が32%を占め、収容人員の増加は未決被収容者の増加に負う部分が大きい）。一方、社会内処遇の対象人員は、2009年では約5万9,000人の水準にあり、やはり増加傾向にある（同年の区分別内訳では、プロベーションが93%、条件付拘禁刑が6.5%、州パロールは0.3%であり、州パロールの運用はかなり謙抑的であることがうかがえる。）。

5-3-1表 オンタリオ州における施設内・社会内処遇対象人員（一日平均）の推移

(2005年～2009年)					
区 分	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
施設内収容総数	8,115	8,589	8,798	8,855	8,757
確定受刑者	2,796	2,940	2,928	2,802	2,809
未決被収容者	5,125	5,415	5,616	5,809	5,718
その他	193	235	254	244	229
拘禁率 (人口10万人当たり)	83.3	86.9	87.7	86.9	84.7
社会内監督指導総数	56,267	56,554	56,824	57,327	58,750
プロベーション	52,228	52,652	53,012	53,354	54,730
条件付拘禁刑	3,887	3,760	3,607	3,756	3,827
州パロール	152	142	205	217	194
保護観察率 (人口10万人当たり)	536.0	532.7	528.6	523.7	529.3

- 注 1 Adult correctional services, average counts of offenders (カナダ統計局) による。
 2 拘禁率は、人口10万人当たりの刑務所収容人員をいう。
 3 人員は、一日平均の数値である。

2 電子監督指導プログラム (Electronic Supervision Program, E S P)

(1) 導入経緯等

前記のように、オンタリオ州では、BC州の在宅確認型の電子監視導入にならって1989年に試行がなされたが、当時の機器の価格等が比較的高額であったことなどから本格的導入は見送られた。

同州が改めて導入に踏み切ったのは1996年であり、1996年から2003年までは、施設内処遇対象者の一時帰休制度 (Temporary Absence Program) の中で、早期釈放推進の一助として一部施設で在宅確認型の電子監視を実施してきた。2003年、在宅確認型の無線電波 (RF) 方式の電子監視は、条件付拘禁刑、州パロール対象者の社会内処遇にも拡張され、これに伴いキリスト教系民間協力団体である救世軍 (Salvation Army) の矯正保護部門が運営するハーフウェイハウス (州成人犯罪者用中間処遇施設) (当時600床あった) は、電子監視の同州内全域導入に伴い、コスト削減のためサービス打ちりとされた²⁴。当時、機器のリース、保守、管理、警報時の連絡等は民間業者が5年契約で担当していたが、プログラム実施コストが割高であること、民間業者には州の犯罪者情報データベースの閲覧権限に制約が設けられていたことなど、政府側と機器提供企業との連絡調整等にも各種の問題があった。こうした問題を打開するため、同省は、プログラムのコスト削減と機能効率向上のため、2008年に政府職員が常駐するオンタリオモニタリングセンターをミシサガプロベーション・パロール事務所内に開設した。同年以降は、監視業務の管理は政府職員が担当し、機器提供はSerco社が、監視機器の施用や電源トラブル等の対象者対応は各地域の救世軍が請負う方式の新たな電子監視プログラム実施方式により、犯罪者の位置情報の管理が行われている。

(2) プログラムの対象者

以下の3種類の成人犯罪者で、居宅における電話通信条件等の実施適合性に問題がなく、対象者の同意が得られた者の中から決定権者 (裁判官、州パロール委員会) の判断により実施対象者を選択する。

- ① 条件付拘禁刑の対象者
- ② 州パロールの対象者
- ③ 一時帰休制度の対象者

(3) オンタリオ州における犯罪者の電子監視の位置付け・目的等

電子監視は、上記区分の対象者の特別遵守条件として定められた在宅拘禁や外出禁止の遵守状況確認のために付加される条件であり、独立した処分ではない。E S Pで用いられる装置やシステムは、遵守状況の検出の道具という位置付けがなされており、オンタリオ州の場合、再犯防止、被害者保護や対象者の再犯リスク管理は主目的としていない。また、E S Pは、外出禁止や在宅拘禁に付された者の遵守状況確認を行う際の担当官の負担を減らし、刑罰と

24 カナダでは、各種民間団体が犯罪者や非行少年向けのハーフウェイハウス (Community Residential Facilities) を運営しているほか、施設内・社会内処遇の双方で各種更生プログラムの実施等にも委託契約の形で積極的に関与している。オンタリオ州においては、州の成人矯正施設のハーフウェイハウス利用は停止されたが、少年向けのハーフウェイハウス利用は続いているという。なお、カナダの更生保護領域における民間団体等とのパートナーシップの詳細については、法務総合研究所 (2006) 『研究部資料53 カナダの更生保護におけるボランティア』を参照されたい。

して科された遵守条件に適正に服しているかを客観的に確認することにより、対象者の責任を増進させることにつながると考えられているが、保護観察官の監督指導にとって代わるものとは考えられていない。さらに、財政的には、前記のように中間処遇施設であるハーフウェイハウス利用を廃止し、施設内処遇から社会内処遇の移行期の中間的処遇の代わりに、電子監視により行動制限や監督指導を強化することにより、施設収容コストを削減する目的も担っているという。

（４）電子監視導入に伴う法改正等

同州では、外出禁止やこれに伴う電子監視による在宅確認を、既存の関係法令の特別遵守条件中、裁判所等の決定権者が付加できるその他の指定条件の一つと位置付けて運用しており、後述するノバスコシア州のように州法に電子監視に関する明文の規定を置く扱いは採っていない。

（５）実施担当職員等

プログラム実施を担当するオンタリオ州地域安全・矯正サービス省の社会内処遇部門を中心に以下の職員等がプログラム実施に関わっている。

【オンタリオモニタリングセンター職員 (Ontario Monitoring Centre Officer)】

2008年10月にミシサガプロベーション・パロール事務所の一部にオンタリオモニタリングセンターが開設され、同センターはプログラムの全般的な管理（プログラム対象者の登録、外出制限等各種情報入力、関係電話連絡、夜間早朝の正規の勤務時間後の警報や違反に対応し、担当官や警察との連絡調整に当たる警報等の一次処理等）を担当している。本センター職員は8人であり、24時間体制で勤務している。



【ESPプログラム専従職員 (Electronic Supervision Resource Officer, ERSO)】

電子監視業務を州内各地で専従的に行う専門職員である。ERSOが配置されているプロベーション・パロール事務所は州内に12あり、各地域を管理している。同職員は、勤務時間中に警報や規則違反が起こった場合、警報対応プロトコル（犯罪の重大性に応じて対象者をあらかじめ4段階に分け、警報内容に応じて警察通報等を行う対応手順書）に沿って必要な対応を採る。また、プログラムの対象候補者の居宅の電話通信状況等を評価するESP技術報告書を作成するほか、プログラム実施中の警報内容を調査し、警報内容別の対応手順に従い、対象者の監督指導の担当官である保護観察官に通知する。さらに、同職員は、一時帰休プログラム対象者の監督指導も担当している。

【機器提供者 (Serco Geografix Ltd.)】

2008年からSerco社が3年契約で在宅確認のためのソフトウェアや機器管理、システムサポート等を担当している。

【救世軍矯正部門職員 (Salvation Army Correctional Service Division)】

機器の施用・起動、メンテナンスの連絡、調査票管理等を担当する。

対象者宅への1訪問当たり70ドル(約6,000円)²⁵で同省とサービス契約している。このように民間団体へ業務を委託するのは、電子監視実施に伴う職員負担を軽減する目的と、公務員の正規職員を増員せず業務遂行するための措置という。

(6) 対象地域

現在は、オンタリオ州の9割程度の地域に対応できているが、通信事情の悪い州边境の遠隔地は、電子監視の実施に対応不能である。

(7) 使用機器等²⁶

・在宅確認型RF方式のみを採用(固定電話及び携帯電話の双方に対応可能)。

・ホームモニタリングユニット(受信機, 上写真) :

固定電話の場合, 対象者宅の固定電話機と電話線ジャック間に接続して使用。足環から発信される電波信号を検知し, 足環が在宅エリア内にあるか否かをモニタリングセンターに, 自動連絡する。

同ユニットには, 内部メモリーがあり, 停電時も記録可能である(停電が長引く場合, 人的手段による所在確認等の緊急対応手順が定められており, これに従い対応する。)。携帯電話型モニタリングユニット使用の場合, 携帯電話使用可能地域に住所があれば, 自宅に固定電話が敷設されていなくても使用できる。

・アンクレット(足環, 下写真) : 防水・破壊防止の措置(ベルト内に光ファイバーが入っており, 切断を検出)が施されている。内蔵のバッテリーは平均1年程度持続使用可能。なお腕に装着しないのは, 手首だと抜けてしまうことが多いためである。

・位置情報確認ソフトウェア²⁷ : 対象者の在宅・外出状態の情報確認や外出禁止時間等の設定は, 機器提供業者が使用機器とともに供与するコンピュータソフトウェアで管理されている。関係者間の情報交換は, インターネットを介した暗号化情報によって行われる。データは, 停電や自然災害に備え, モニタリングセンターのほか, バックアップ情報を遠隔地のデータバックアップセンターで別途保存している。



無線電波方式機器
(上 : 受信機 下 : 足環)

25 本文の「ドル」はカナダドルをさす。円換算は1カナダドルを85円に換算で計算した(以下同じ)。

26 同州では, 過去には電話による音声(声紋)認証(Voice Verification)も併用していた時期もあるが, 誤動作が多く, 確認作業が煩雑なため利用を中止した。また, GPS方式の追跡型位置情報確認技術の利用については, 5年ほど前にも導入を検討はしたが, 現行機器の精度に難点があること, 追跡型の位置情報確認方式を採った場合, 保護観察官や警察官の職員負担を増す可能性が大きいことから導入を見送った。当分の間は, 在宅確認型の無線電波方式だけで対応する予定である。また, 遠隔アルコール検知装置による監視技術の利用も検討はされたが, 偽装が簡単にできると考えられたため導入を見送ったという(同州担当者の説明による。)

27 位置情報確認の機器提供メーカーのソフトウェアには一般にインターネットを介してログインし, 外出禁止時間の週間スケジュール入力等実施条件の必要な入力設定や外出・帰宅時間の確認等, 位置情報の確認に当たっている(他州の場合も同様)。

(8) 実施手続²⁸

条件付拘禁刑の場合、有罪が確定し、社会内処遇が考慮される対象者について、裁判官は、処分言渡しを10日間延期し、ESP技術適合性報告書をESP専従職員に請求する。請求を受けたESP職員は、候補者宅への電話連絡により、候補者・家族や居宅の所持者・賃貸者、電話会社に連絡し、ESP技術適合性報告書を作成の上、所轄裁判所あて送付する。同報告書には、対象者の同意、住居があること、電話会社がESP技術と競合しないこと（例、コンピュータ電話には対応しない）などの適合性がチェックされて示される。ESP専従職員は、ESP適合性報告書でESP実施が適当と考えられる場合、在宅拘禁又は外出禁止条件が遵守されるように実施説明・同意書を対象者から取る。ESP技術報告書は、保護観察官が行う判決前調査において、対象者の再犯リスク評価等のプログラム実施適格性の評価とは独立に行われる調査に基づき作成されるものであり、ESP技術報告書では対象者の住所で電子監視が実施可能かどうかだけに主眼を置いて判定が行われる。ESP職員は、ESP技術報告書作成や対象者向け説明・同意手続を済ませた後、受理面接を行い、同意書、対象者情報パッケージ(プログラムの実施条件等の説明等を網羅した書類一式)を対象者に交付する。その後、住居所持者の同意書や電話会社の同意書が別途徴収され、全ての条件がそろった時点で、裁判所は、ESPを一条件とする処分を決定する。

また、施設拘禁処分後の場合は、州パロール委員会が事前調査を行い、同様な手続きにより適合性を判定している。

(9) 実施期間、対象者の義務等

実施期間は平均8か月程度という。電子監視の実施期間は、裁判所等の決定の際に、あらかじめ全期間とするか、処分の開始時から何日・何か月という形で定められ、告知される。また、外出禁止と在宅拘禁の違いに関しては、外出禁止は「〇時～〇時まで」という設定がなされ、一方、在宅拘禁の場合は、通勤・通学、医療、宗教行事、法的義務等により外出する必要がある場合を除き在宅が求められる。

さらに、在宅確認等のためランダムに行われる電話連絡に応答する義務、ESP関係職員や警察が家庭訪問した際に自宅で所在を明らかにする義務も課されるほか、各種プログラムの受講条件等が追加されることもある。

(10) 違反時の対応

外出許可時間外の不在等の規則違反、機器の破壊、通信・電気の阻害等、各種トラブルについては、あらかじめ定められたプロトコル（対応手順書）に従い、モニタリングセンター職員が初期対応する。対象者の監督指導に当たっている保護観察官が勤務時間外で、センター職員も対応できない違反への対応は、警察の応援を要請する。違反に対する不良措置は、その内容に応じて、不処分、追加遵守条件の変更、残刑の一部又は全部の拘禁等の措置が執られる。

²⁸ このようにカナダの電子監視の実施に当たっては、関係者を含めた説明と同意の手続が踏まれることが多い。これは、対象者やその関係者の生活、特にコミュニケーションやプライバシーの面で不利益が生ずることから、プログラム参加の選択を本人や家族に委ねる趣旨があるとされる（JHSA（2006））。

(11) 対象者の参加費用

一時帰休プログラムの場合のみ、12ドル/日（約1,000円）の対象者支払義務が定められている（他の区分による場合は無償、なお、一時帰休プログラムの費用支払不能者への制裁措置は特に行っていないという。）。

(12) 実施実績²⁹

2010年11月15日現在、在宅確認固定電話無線電波（RF）方式340件、在宅確認携帯電話無線電波（RF）方式8件、合計348件（男子275件、女子73件）を実施していた。

2009年度の一日平均件数は、289件であり、うち条件付拘禁刑271件（電子監視総人員の約94%、条件付拘禁刑対象者の約7%）、一時帰休プログラム約7件（同2%、一時帰休認可人員中の約20%³⁰）、パロール約11件（同4%、パロール認可人員中の約6%）であった。つまり、オンタリオ州の場合、電子監視実施対象者中、大部分は、条件付拘禁刑の在宅拘禁条件の管理目的で電子監視が利用されている。

(13) 実施コスト日額の概算（人件費を含む対象者一人当たり概算）³¹

通常の社会内処遇	10	ドル（約850円）
在宅確認型RF方式電子監視	26	ドル（約2,200円）
刑事施設収容	170	ドル（約1万4,000円）。

(14) その他

- ・モニタリングセンターが管理する対象者の情報は、監督指導措置終了後も消去されずコンピュータに保存されているが、捜査等の理由による当該情報の外部からの照会に対しては、法的根拠がなければ開示しない扱いとしている。
- ・再犯抑止効果等についての評価研究は、同州では実施していない。

第4 ノバスコシア州司法省の位置情報確認実務：GPS方式等多様な確認方式の利用例

1 概況

ノバスコシア州（州都ハリファクス）は、カナダ東部大西洋に面した人口約94万人の小規模州（カナダ総人口の2.8%）である。犯罪者の位置情報確認の業務は同州司法省矯正保護サービス部が所管しており、2006年にカナダで初めてGPS方式の追跡型位置情報確認制度を導入した。条件付拘禁刑等の既決受刑者及び公判前釈放プログラムの未決被告人にもGPS方式等各種電子監視機器を用いた位置情報確認を行い、連邦パイロットプログラムでも機器のリース等に協力するなど、カナダ国内のGPS方式位置情報確認の先行モデルとなっている。

29 統計を見ると、電子監視の実施率は各処分の区分でごく一部の者に使用されていることが確認できるが、電子監視を使用しない場合は、通常の電話連絡等による在宅確認が行われている。

30 この数値は、OPERB（2009）のデータによる。

31 所管当局が電子監視のメリットを強調する場合、この例のように施設内処遇のコストと対比して電子監視が安価であることがしばしば指摘されるが、もともと電子監視を要さないような対象者に電子監視を行えば、通常の社会内処遇より高くついでしまうことにも注意しなければならない（JHSA, 2006）。また、設備投資や電子監視に要する増員分のコスト等を含めると、所管官庁が広報用に示すデータよりも実際には割高になるという指摘も少なくない。

5-4-1表は、ノバスコシア州の施設内処遇及び社会内処遇（成人）の対象人員（一日平均）の推移を見たものである。州矯正施設収容人員は2009年に431人であり、近年漸増傾向にある（同年の区分別内訳では、未決被収容者が58.5%、既決受刑者が35.5%を占め、収容人員の増加は未決被収容者の増加に負う部分が多い。）。一方、社会内処遇の対象人員は、統計報告のある2005年の実績でみると、プロベーションが88.9%、条件付拘禁刑が11.1%の構成となっている。

5-4-1表 ノバスコシア州における施設内・社会内処遇対象人員(一日平均)の推移

区 分	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
施設内収容総数	341	379	425	449	431
確定受刑者	184	188	173	180	153
未決被収容者	136	171	224	240	252
その他	21	21	29	29	26
拘禁率 (人口10万人当たり)	45.6	50.5	56.5	59.3	56.5
社会内監督指導総数	4,481	…	…	…	…
プロベーション	3,983	…	…	…	…
条件付拘禁刑	498	…	…	…	…
保護観察率 (人口10万人当たり)	532.7	…	…	…	…

注 1 Adult correctional services, average counts of offenders (カナダ統計局) による。

2 拘禁率は、人口10万人当たりの刑務所収容人員をいう。

3 人員は一日平均の数値である。

4 社会内監督指導の「…」は連邦統計局へのデータ報告がないことを示す。

5 同州では、州パロールは実施していない。

2 ノバスコシア州のGPS方式等による電子監視

(1) 導入経緯等

同州の実務では、条件付拘禁刑対象者の外出禁止等の時間条件の管理が非常に煩雑で、しかも比較的高リスクの対象者の監督指導は、担当官の直接的な接触が危険を伴うこともあるなどの問題があった。そこで、同州では、既に在宅確認型の電子監視を実施していたカナダ国内各州や、GPS方式を広範に利用する米国の実務及び関連機器の情報収集を行って検討作業を進め、2005年州矯正サービス法 (Correctional Services Act) により電子監視を監督指導の一内容として明文の規定を設け、2006年5月1日からカナダ初のGPS方式による電子監視を開始した。

カナダの他州が導入していた在宅確認型RF方式を全面的に採用せず、GPS方式を導入したのは、導入前にコスト比較をしたところ、GPS方式がRF方式より若干割高となるものの、条件付拘禁刑対象者の外出禁止等遵守条件設定に広く対応でき、対象者に課された遵守条件の履行状況を客観的に把握することにより、対象者の責任増進につながると考えられたためである。同州は、刑事施設の収容能力には特に問題はなく、施設の過剰収容の軽減は主な目的としておらず、GPS方式の使用は、比較的高リスク者の管理に重点的な目的があるという。

(2) 対象者

電子監視機器の導入当初は、在宅拘禁条件の設定された比較的高リスクの条件付拘禁刑対象者を対象とした。2008年からは、公判前釈放プログラムの対象者が追加された。なお、同州では、一時帰休制度の対象者は、電子監視の対象とされていない³²。現在の対象者は、通信事情が良好なハリファクス首都圏近辺を中心に、実施適合性に問題がなく、対象者の同意が得られた者の中から、裁判官の裁量的判断により対象者が選択されている。

- ① 条件付拘禁刑の条件の一つとして電子監視の条件が課されている者
- ② 保釈監督指導プログラム（成人・少年双方）の中で電子監視が特に必要と認められる者（詳細は5-4-2表参照）。

実施人員は、①及び②を含め、おおむね一時期に50人程度まで可能という。

（3）ノバスコシア州における犯罪者の電子監視の位置付け・目的等

電子監視は、上記区分の対象者の特別遵守条件として定められた在宅拘禁や外出禁止の遵守条件履行確認のための付加条件であり、独立した処分ではない。電子監視は、生活状況の確認を要する者のうち、主に比較的高リスクの者の監督指導を強化する目的で用いられている³³。

32 同州では、一時帰休対象者は、断続的拘禁刑（週末拘禁）で1週末を収監された経験を有する者のすべて、職員同行のない一時帰休を無事行った者のすべて、及び残刑期が1週間以内の受刑者を候補者として選考している。一時帰休による釈放中は、刑務所の職員が少なくとも1日3回不定期間隔に電話による在宅確認を行うこととされており、2回電話に出ないと釈放条件違反とされる。

33 同州では、条件付拘禁刑の受刑者に対する担当官の接触頻度はリスク水準によって3区分が設けられている。最大接触（＝高リスク者）の場合は、少なくとも2週間に1回は保護観察官等との対面接触が必須とされ、これにその他の接触条件が付加される（その他の接触条件は他の区分も同様）。中度接触（＝中リスク者）の場合、少なくとも28日ごとの接触、最少接触（＝低リスク者）は、中接触より低い頻度とされる。裁判所が条件付拘禁刑として在宅拘禁を義務付ける場合、最大接触水準の接触が必要とされ、居宅訪問は少なくとも月1回、電話による音声認証は少なくとも週4回以上行わなければならない。

5-4-2表 ノバスコシア州の保釈監督指導プログラム

対象者	ハリファクス首都圏内に居住する被告人（成人及び少年）
実施目的	1 保釈条件の遵守を増進させること。 2 州内矯正施設の未決被収容者人口を減少させること。
根拠	1 カナダ刑法515条, カナダ青少年刑事司法法157 (b) 条: 被告人の裁判時一時釈放（保釈）権限は, 裁判官が有する。 2 州矯正サービス法3 (1) 条: 保釈監督指導プログラムは, 同法に基づく。
選考条件 (成人の 場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判時一時釈放（保釈）審問前の者で勾留中の被告人。 ・2年以内に社会内監督指導命令の条件不遵守があった者は除外。 ・ハリファクス首都圏に居住し, 同地域の裁判所に係属していること。 ・プログラム参加及び同プログラムの規則に服することに同意すること。 ・適切な住居があり同住居に居住できることが確認できていること。 ・当該住居に固定電話回線があること。 ・プログラムの参加人員の上限に達しておらず, 参加の余地があること。
プログラムの 実施条件	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムに参加し, 無事終了させること。 ・地元矯正サービス事務所に釈放後出頭すること。 ・裁判所が指定する住所に居住すること。 ・裁判所が指定する外出禁止又は在宅拘禁に服すること。 ・条件履行確認の電話連絡に対応すること。 ・保護観察官があらかじめ指定した日時に事務所へ出頭すること。 ・保護観察官があらかじめ指定した日時に電話連絡を入れること。 ・外出禁止確認のための家庭訪問に応ずること。 ・保護観察官が指定する電子監視（声紋認証を含む。）に参加すること。

注 ノバスコシア州矯正サービス施策・手順書保釈監督指導プログラムから抜粋。

（４）電子監視導入に伴う法改正等

ノバスコシア州では、2005年制定の州矯正サービス法に電子監視実施の根拠規定を設けた。同法2条で、用語の定義として「電子監視（Electronic Monitoring）」という文言を盛り込み、「電子監視とは、犯罪者の位置、活動、又は通信を監視する機器又はシステムをいう。」と定義づけている。また、同法3条により司法大臣の権限として、矯正施設の運営等とともに、電子監視や在宅拘禁・外出禁止の監督業務等を列挙し、その手続規程は、同法の施行規則や通達水準の施策及び手順書（Policy & Procedures）に定める扱いとしている。

（５）実施担当職員等

ノバスコシア州の場合、オンタリオ州や連邦政府のように独自にモニタリングセンターを開設し、集中監視業務を行う方式は採らず、以下のような業務分担により電子監視を実施している。

【司法省矯正保護サービス部職員】

職員は、対象者の通常の監督指導に当たる保護観察官と、在宅確認の遵守状況等のチェックに当たる電子監視専従職員とペアで監督指導に当たっている。

【機器業者のモニタリングセンター職員】

契約企業の犯罪者モニタリングセンター（米国ジョージア州アトランタに所在）で同企業同州担当職員が24時間体制で監視に当たっている。同州で州独自の公設モニタリングセンターを開設しないのは、対象者数が比較的少ないため、プロベーション事務所の電子監視担当職員のコンピュータ端末上で対応が可能であり、独自にモニタリングセンターを立ち上げる方式とすると予算が莫大にかかるためだという³⁴。

（6）対象地域

ほぼ州内全域をカバーするが、保釈監督指導プログラムの場合は、ハリファクス広域首都圏に限定して実施している。

（7）使用機器と監視の方式³⁵

同州で利用している現行使用機器の種別は以下のとおりであり、対象者の再犯リスク水準に応じて使用機器を使い分ける扱いとしている。

- ① 能動型GPS（Active GPS）³⁶：行動の追跡的把握が必要なリスクの高い対象者に使用する（全体の9割程度に使用）。現行使用機種は、発信機・受信機一体型GPS装置（足環にGPS信号の受信機能とモニタリングセンターへの通信機能が付いたもの）を使用。
- ② 在宅確認型RF方式：外出禁止命令や在宅拘禁措置の対象者に限定的に使用。
- ③ 音声による在宅確認型（Voice Verification）：コンピュータによる電話連絡方式で事前登録した本人の声紋を生体認証技術により確認し、位置は固定電話の番号で確認する。低コストで実施できる。再犯リスクが低く、行状面の問題が少ない者の所在確認に限定的に使用。

なお、2006年の導入当初使用したGPS機器は、人工衛星信号のみを測位に用いていたため測位エラーも多く、充電に4時間も要するなどの問題があったが、現在使用している機種は受信・送信一体型機器³⁷で携帯電話の基地局信号による測位も併用しているため、従前よ

34 アメリカ国内でカナダの対象者の電子監視の監視業務を行う場合、2001年に成立したテロ対策法（通称Patriot Act）の規定により、位置情報確認に関する情報はアメリカ政府が通信傍受することができるため、こうした事項の告知を含めて参加者の同意を得ているという（州担当者説明による）。

35 今後は、比較的低リスクの低リスク者向けのAutomated Reporting Kiosk（機械の設置場所に出頭し、生体認証技術等により本人確認の上、スクリーンの質問に回答する形で行状報告や住所や職場の変更等届出を行い、保護観察官の指示等を機械から受けるシステム、アメリカで活用されている）やSCRAM（アルコールの遠隔検出装置）の導入も同州では検討中という。

36 能動型GPSシステムは、ほぼリアルタイムに数分ごとの対象者の位置情報を追跡するものであり、特定人物への接近禁止命令や特定場所への立入禁止命令に関する禁止区域や、外出禁止時間に所在が求められるエリア等の指定を行い、この履行状況等が遠隔監視される。一体型（ワンピース型）のGPS機器は、足環部分の発信機とGPS受信・携帯電話の送受信ユニットとが一体になったものである。一体型機器は、従来の2ピース型（足環及び腰部に装着する送受信ユニット）に比べるとコンパクトだが、文字情報等による伝達ができず、担当者との連絡等の必要がある場合は、機械の振動が利用されている。機械の振動による連絡には気づかないこともあるため、2ピース型の方が、対象者と早めに連絡がつき、一体型より使い勝手が良いという意見もある。

37 機種の写真は連邦の項を参照。

りはエラーが少なく、充電も90分以内で完了する。機器更新の際には、ハイブリッド機種（通常は、位置情報データを蓄積し事後確認する受動型GPSモードで使用し、警報発生等の場合に能動型のほぼリアルタイムの追跡方式の切り替えができる機種）にする予定もあるという（以上、州担当者説明による。）。

（8）実施手続

対象者のリスク水準は、公判前釈放調査や判決前調査の際に、再犯リスク評価ツールLS/CMI（Level of Service Case Management Inventory）により評価しており、犯罪の重大性、重大暴力の履歴、住居の安定性、被害者や職員の安全に関わる要因等を総合的に査定し適合性を判定し、裁判所に監視条件に関する処遇意見を提出している。

裁判所は、条件付拘禁刑又は保釈監督指導プログラムの決定の際に、特別遵守条件として電子監視措置を一条件として加えている。決定後は、司法省矯正保護サービス部の職員が前記（5）の役割分担により監督指導に当たる。

（9）実施期間等

平均2か月程度という。対象者の義務等については、オンタリオ州の記述とほぼ同様である。

（10）違反時の対応

遵守事項違反の場合は、口頭・文書による警告（軽度の違反の場合）、又は、公式違反処理（命令に定められた遵守条件違反が明白で、特段の理由なく対象者が遵守事項に服さない場合で違反内容も軽微なものでない場合）を行う。

職員は、あらかじめ定められた対応プロトコル（違反時対応手順書）に従い対応するが、この際に警察が関与するかどうかは事案の性質による。違反があったことが確認され、公式の対応を行う場合、裁判所に遵守条件違反の申立てを警察官又は保護観察官が行う。

（11）対象者の参加費用

対象者から参加費用は徴収していない。

（12）実施実績

導入当初は、首都近郊地域で25人までモニターする形で電子監視機器による位置情報確認が進められた。現在は、最大で70人まで対応可能という。約5年間の実績では、成人では電子監視機器の破壊等の問題はごくわずかだが、少年対象者の15%が足環切断等機器破壊の問題を起した（担当者によれば、少年は衝動的に行動するので電子監視に適していないという。）。5年間の累計実施実績は約600件であり、条件付拘禁刑や公判前釈放プログラムの対象者の一部に限定的に電子監視を利用している。

（13）実施コスト日額の概算

GPS方式（能動型）……………15ドル（約1,280円）
 在宅確認型RF方式……………9ドル（約770円）
 電話による声紋認証方式……………90セント（約75円）
 刑事施設内処遇……………189ドル（約1万6,000円）。

(14) その他

- ・導入のメリット等：煩雑な条件付拘禁刑の外出禁止等の各種条件設定とその管理が誤りなく効率的に行えるようになった。対象者自身も施設収容になるよりは電子監視の方がましだととらえている。電子監視機器の導入は、これまでの保護観察官の執務の考え方を考える対応であり、職員も増員しなければ適切なモニタリングは実施できない。対象者を拘禁措置に付したと仮定した場合と比較すればコストは減るが、電子監視機器の導入が人員削減に結びつくという考えは成り立たないという。
- ・犯罪捜査への情報供与：令状があれば捜査関係の証拠として位置情報データを開示している。
- ・施行後の評価：電子監視導入後の実績等報告書を、同州は2010年度中に刊行する予定であったが、未公開である。

第5 連邦矯正保護庁の位置情報確認実務：GPS電子監視パイロットプロジェクト

1 概況

前述のとおり、連邦は刑期2年以上の者の施設内処遇及び連邦の行う施設内処遇後の社会内処遇を担当しており、その業務は首都オタワにある連邦矯正保護庁が担当している。連邦政府は、社会内処遇に付される受刑者の監督指導を強化すべく、2008年9月から連邦パロール対象者を対象にGPSによる位置情報確認のパイロットプログラムを開始し、2009年に中間報告に当たる評価報告書が刊行されている。

次頁の5-5-1表は、連邦の施設内処遇及び社会内処遇の一日平均の対象人員の推移を見たものである。連邦矯正施設収容人員は、2009年に約1万3,000人であり、近年漸増傾向にある。一方、社会内処遇の対象人員（連邦の場合、条件付釈放に付されている者に限られる。）は、2009年では約7,300人の水準にあり、増加傾向にある。連邦法域では、施設内処遇及び社会内処遇の双方で一日平均約2万500人を処遇している³⁸。

38 Public Safety Canada (2010a) によれば、連邦矯正保護庁の職員総数は、17,480人（2010年3月末）である。職員負担率を単純計算すると施設内処遇職員（総員13,287人、全体の76%）で一日平均13,209人の被収容者を処遇していることになり、単純負担率は約1.0となり、日本と比較するとかなり低い負担率である。また、連邦の社会内処遇担当職員は、総員1,372人、全体の7.8%であり、これを社会内監督指導一日平均対象者7,335人の負担率で見ると、5.3人程度の負担となる。

なお、連邦パロール委員会のデイパロール及びフルパロールに係る条件付釈放の決定状況を見ると、過去10年で条件付釈放の審査人員が約9%減少する一方、デイパロール（5.6ポイント低下）及びフルパロール（1.6ポイント低下）の許可決定人員も低下傾向にあることがうかがえる（Bourgon, 2011）。

5-5-1表 連邦における施設内・社会内処遇対象人員(一日平均)の推移

区 分	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
施設内収容総数 (確定受刑者の人員)	12, 582	12, 935	13, 304	13, 343	13, 209
拘禁率 (人口10万人当たり)	49. 9	50. 6	51. 3	50. 6	49. 3
社会内監督指導総数 (条件付釈放の人員)	6, 797	6, 804	7, 036	7, 166	7, 335

- 注 1 Adult correctional services, average counts of offenders (カナダ統計局) による。
 2 拘禁率は、人口10万人当たりの刑務所収容人員をいう。
 3 人員は、一日平均の数値である。
 4 条件付釈放は、デイパロール、フルパロール、法定釈放の3種をいう。

2 GPS方式による連邦電子監視パイロットプログラム

(1) パイロットプログラムの実施経緯

連邦の電子監視パイロットプログラム (Electronic Monitoring Program Pilot, EMP P) は、2008年8月にカナダ公共安全省ストックウェル・デイ大臣 (当時) が、地域社会を保護し、カナダ矯正保護庁や警察が再犯を防止する付加的手段として、連邦犯罪者の電子監視のパイロットプロジェクトの実施を宣言したことに始まる。これに先立ち、2007年12月には、同プログラムの主管官庁であるカナダ連邦矯正保護庁は、大臣諮問を受けた独立レビューパネル (矯正保護行政に関する独立監査委員会) により、以下のような指摘や勧告を受けており³⁹、これらの動きが、矯正及び条件付釈放法 (CCRA法) への電子監視規定導入の法案作り⁴⁰や犯罪者の管理への電子監視機器利用による試行プロジェクト実施を推進させたものと考えられる。

- ・独立監査委員会は、費用対効果及び実施効果を考えた場合、条件付釈放となる連邦受刑者全てを対象とした電子監視までは必須だとは考えてないが、再犯リスクが高く、再犯防止上の処遇ニーズも高い特定犯罪者に対し、電子監視を実施する必要性がある旨指摘したこと。
- ・連邦矯正保護庁が、電子監視技術の利用要件を定めるため、同技術の利用経験を有する他の法域について調査し、検討を進めるべきこと。
- ・CCRA 法改正案の改正点として、釈放の一条件として電子監視の使用を明示的に可能にするとともに、カナダ刑法810条命令対象者には、特に電子監視と居住地制限ができる旨の規定の拡張を検討すべきこと (同委員会勧告第73及び75)。

(2) EMP Pの目的

GPS監視技術から得られた情報を、連邦矯正保護庁が管理する能力を検証することを主

39 CSC Review Panel (2007) 参照。なお、この委員会勧告は、パロールの審理迅速化に関する規定や法定釈放の廃止等も勧告している。こうした厳罰化施策導入の動向に対しては、ブリティッシュコロンビア大学のジャクソン教授とカナダジョン・ハーワード協会スチュワート前会長の共著によるカウンターレポート (Jackson & Stewart, 2009) があり、同委員会の改革案は人権尊重の観点から問題があり、実証的なエビデンス (科学的根拠) に基づく妥当な施策とも考えられないなどの批判を展開している。

40 2009年6月にカナダ国会下院に提出されたC-43法案 (CCRA法及び刑法改正法案: カナダの矯正制度強化法案) には、同委員会の勧告を受けて、釈放の条件として電子監視機器装着を矯正保護庁が義務付けることができる旨の規定案が初めて導入された (Dupuis & Casavant, 2009)。

目的として、施策の枠組みや問題発生時の対処プロトコル（手順書）の適切性、職員の対応準備性の評価、全国展開した場合に必要とされる条件の特定等の検討を行うこととした。

（３）プロジェクト実施期間⁴¹

2008年9月から3か年計画。

（４）対象者とその属性

オンタリオ州居住の連邦受刑者で、試行に自発的な協力意思を示したパロール（フルパロール及び法定釈放）の対象者⁴²。中間報告書の分析期間内（2008年9月～2009年6月15日まで）には通算46人の受刑者に試行した。

参加受刑者釈放時年齢：22歳～63歳（平均34.0歳）

釈放事由：フルパロール9％，法定釈放91％，長期監督命令対象者0％

平均刑期：5.1年（うち施設受刑期間平均4.5年）

罪名別該当率（重複計上）：殺人7％，性犯罪7％，暴行26％，薬物28％，不法侵入28％，強盗30％，武器関連35％，その他72％。

再犯リスクの評定⁴³：高リスク52％，中リスク43％，低リスク4％

処遇ニーズ評定：高ニーズ80％，中ニーズ17％，低ニーズ2％

更生動機づけ評定：高13％，中70％，低17％

再統合（更生）可能性の評定：高15％，中41％，低43％

連邦パロール委員会の釈放時遵守条件（該当率を重複計上）：

特定人物との接触禁止93％，薬物乱用の禁止87％，

アルコール摂取禁止65％，治療計画に服すこと61％，

特定場所への接近禁止35％，心理カウンセリング受講24％，

その他70％。

（５）試行に伴う法改正等

試行開始時点で連邦矯正保護の基本法であるCCRA法には、連邦受刑者の電子監視使用に係る明文の規定がなかったため、パイロットプログラム期間中は、現行CCRA法134条（1）項の規定によるパロール委員会委員等の指示事項の一つとして電子監視の条件を加え、試行が実施された。

なお、2010年に国会に提出されたCCRA法改正法案では、連邦矯正保護庁は、一時帰休、外部通勤、パロール及び法定釈放、又は、特定人物との接近制限を受けるか特定の地理的領域に居住を義務付けられた長期監督指導の対象者に、確認装置（monitoring device）の装着を義務付けることができる旨の規定が置かれている（CCRA法等改正法案14条によるCC

41 関係者の話では、プロジェクトは1年実施した結果を見て、結果が悪ければ1年限りで打ち切るプランも当初はあったようだが、報告書では3年間の継続が必要とされている。

42 フルパロール及び法定釈放の説明は、5-2-1表参照。

43 再犯リスク～再統合（更生）可能性までの項目は、連邦受刑者を対象に収集されたデータに基づき尺度化された客観的評価ツールに基づく評価である。ここで、処遇ニーズ評定におけるニーズとは、再犯リスクのうち、再犯に関連するリスクで処遇によって変容可能なものをいう。

RA法57.1条の新設)⁴⁴。

(6) 担当職員等

パイロットプロジェクトであることから、連邦矯正保護庁部内に特設実施委員会を開設し、関係機関（ノバスコシア州政府、矯正監査室、犯罪被害者連邦オンブズマンオフィス、連邦パロール事務所、オンタリオ地域警察）を意見聴取等の対象とした。

なお、連邦では、独自のモニタリングセンターを連邦矯正保護庁内に開設し、同センター運営に専従職員6人を充てる扱いとし、センター職員及び対象者の監督指導に当たる連邦パロール事務所の主任保護観察官が対象者の電子監視に従事した⁴⁵。

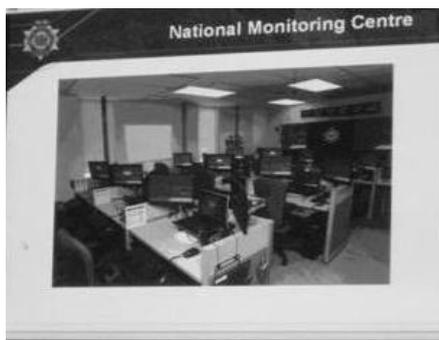
(7) 使用機器等

競争入札による時間や手間を回避するため、試行プロジェクトでは、ノバスコシア州政府と政府間協定を取り交わし、同州で使用しているOmnalink社製の能動型（Active）GPS電子監視機器（足環にGPS受信機・携帯回線位置情報送信機が内蔵された一体型機器、能動型機器は、ほぼリアルタイムで対象者の位置情報を追跡確認する方式である）をリースで使用する事とした。

位置確認や在宅時間、立入禁止区域設定等を行うためのソフトウェアも同社のものを使用している。



GPS機器（一体型）



モニタリングセンター



ソフトウェア画面例

(8) 中間評価報告までの試行の経過

ア 試行第一期（2008年8月）：

CSCの職員ボランティア15人に2週間機器を装着させ、想定シナリオに沿って電子監視条件違反（例、装置破壊、立入禁止区域侵入、外出禁止違反）をやらせ、違反对処手順やプロジェクト実施の準備がどの程度整っているかを検討した。これにより、プロジェクト試行時のガイドラインを修正した。

44 Bill C-39 : An Act to Amend the Corrections and Conditional Release Act and to Make Consequential Amendments to Other Acts. なお、カナダ刑事司法学会は、本人の自発的意思による場合であれば、各種の電子監視プログラムの実施に特段の意見はないが、本人の自発的意思によらず、電子監視を義務付ける場合、対象者を外部通勤と一時帰休の区分の対象者のみに限定すべきであるという意見を提出している（Canadian Criminal Justice Association, 2010）。

45 電子監視モニタリングの専従職員の負担は、アメリカ合衆国の実施経験によれば、対象者100人に1人を配置するのが一般的ということであり、現在は一時に1人職員がいればモニタリングセンター業務対応は可能な状態という（連邦担当者の説明による。）。

イ 試行第二期（2008年9月～12月）：

オンタリオ州中央部（大トロントエリア）で次の条件に合致する受刑者の自発参加を求めた。この間の試行実施人員は9人であった。対象者は、監督指導強化策として電子監視機器の使用があり得ることを提案された者で、外出禁止の遵守条件が付与されている者、又は特別居住条件が付加されている者⁴⁶であった。

ウ 試行第三期（2009年1月～6月）：

第二期を拡張する形で連邦刑務所をフルパロール又は法定釈放となった条件付釈放の対象者37人に試行した。

（9）試行に伴う予算（2008年9月～2009年8月実績）

電子監視プロジェクト職員給与……………	282,067ドル	（約2,398万円）
連邦モニタリングセンター設立経費……	237,441ドル	（約2,018万円）
電子監視機器関連コスト……………	45,000ドル	（約 383万円）
連邦モニタリングセンター職員給与……	291,588ドル	（約2,478万円）
合 計	856,096ドル	（約7,277万円）

なお、年間必要経費は、概算で約100万ドル（約8,500万円）が見込まれると試算されている。

（10）中間評価報告時点までの試行結果の概要⁴⁷

中間評価報告書から主な所見を抜粋し、以下に列記する。

ア 関係者の認識のずれ⁴⁸

連邦矯正保護庁職員やモニタリング担当職員は電子監視の導入が釈放遵守条件の管理を強化する役割を果たすと評価していたが、対象者は、電子監視が対象者の釈放条件遵守を促進し、その責任を向上させることにつながるとは必ずしも考えない傾向にあった。職員の多くは、犯罪者の電子監視の必要性に賛同し、条件付釈放の遵守条件の管理、特に対象者の行動制限、居住条件、外出禁止等の課題と実際の行動とのギャップをなくし、遵守条件違反对応等における意思決定が促進されるという意見を示した。

これに対し、監視対象者は、モニタリングセンターからの頻繁な電話連絡等の問題から電子監視プログラムへ参加したことが適切だったのか疑問をもらしたり、危険な犯罪者に指定された者に限定的に使用すべきだとの意見を回答している。また、電子監視機器の装着が、犯罪につながる行動を抑止するという見解を示した対象者は少なかった。

イ 使用機器の誤動作等の問題

46 特別居住条件とは、いわゆるハーフウェイハウスの一つである地域社会内矯正センター（Community Correctional Centre）への居住が義務づけられた者に対する遵守条件である。この条件は180日間で失効するが、全国パロール委員会の審査を経て更新できる。

47 この中間報告は、1年未満の試行に基づいており、フォローアップ期間の短さのために再犯への効果は査定できないとされ、また、調査標本数の少なさ、事後評価の協力者の少なさ、電子監視実施期間の記録が適正になされていなかったこと等、各種の制約があると指摘されている（同報告書pp. 41-42）。

48 評価面接やアンケートに協力した連邦矯正保護庁職員は37人、モニタリングセンター職員は7人、警察職員は10人、受刑者は9人（全参加者の20%）であり、本文に概要を記載した矯正保護庁の報告書所見は、極めて少ないアンケート回答者の回答によることに留意されたい。

試行で用いたGPS機器の信頼性、バッテリーの持続性、装置のサイズ、装着時の快適性、外からの可視性、位置情報の過誤、装置破壊に関する誤報頻度等、装置使用にまつわる問題が多数認められた。GPS装置警報中、大部分は誤警報⁴⁹であり、また、GPS信号受信トラブルによる位置情報の誤計測・誤表示により、誤った位置が表示されるエラーが頻繁に生じた。正位置に位置補正するための連絡がモニタリングセンターと対象者との間で頻繁に必要となり、対象者一人当たり少なくとも月30回の電話連絡を要した。また、一体型機種の場合、充電時に居宅内の行動も制限され、時間もかかることから、試行対象者には不評であった。

ウ 対象者の実際の問題行動と電子監視のミスマッチ

条件付釈放中の対象者の行動を見ると、電子監視機器装着が行状の監督に最適とは言えない場合もあると考えられた。試行期間中、事故報告は総計で50件あり、足環破壊の警報が19件（うち誤報が18件、正しい警報はわずか1件）であった。条件付釈放停止令状発付数は12件あったが、うち半数以上（7件）は、薬物検査陽性反応、武器所持疑い事案など、機器の装着によっては発見できない違反行為によるものであり、電子監視により検出できた違反は外出禁止違反の5件のみであった。

エ 電子監視の実施は職員と対象者との接触頻度を軽減しないこと

居住条件が設定されたパロール対象者とパロール担当職員との接触頻度を見ると、対象者との接触頻度の分布は電子監視がない条件の者と特に違いはなかった。また、電子監視の警報発報の際に、モニタリングセンター職員から接触があった場合、対象者の監督指導に当たる担当官は確認のためその都度対応しなければならず、この負担が増す。

オ 電子監視は、中間的処遇施設の代替措置とすることを直接意図したものではないが、中間的処遇施設のコストと比較すると、費用対効果の観点からコスト軽減につながる可能性があること。⁵⁰

試行期間中の支出から試算すると、年間約100万ドル（約8,500万円）かかるが、居住条件が付いた法定釈放の場合、中間的処遇施設である地域社会内居住施設（Community Residential Facility, CRF）又は社会内矯正施設（Community Correctional Centre, CCC）への居住が求められる⁵¹。この場合、

- ① 通常パロールの年間コスト = 2万3,030ドル（約196万円）
 - ② 中間的処遇施設収容年間コスト = 6万656ドル（約516万円）
- であり、③電子監視年間コスト試算 = 100万ドル（約8,500万円）

とすると、中間的処遇施設利用に代えて電子監視を実施する場合、

③ / (② - ①) = 約27人以上を一年以上電子監視とすることで中間的処遇施設利用の場合より費用対効果が上がると、中間報告は説明する（同報告書p. 74）。

49 モニタリングセンターの業務の重要な役割の一つは、この例のように誤警報をふるい分けし、本当に職員の対応が必要な違反措置等を選別することにある。

50 例示した試算は、施設収容と対比した場合の費用対効果であり、通常パロールと比較した場合は割高になる点に注意する必要がある。

51 CRFは民間団体が運営する民間の中間的処遇施設であり、CCCは矯正保護庁が管理運営する中間的処遇施設である。

また、デイパロールの対象者の場合の費用対効果を検討すると、

① 軽警備刑務所の平均年間コスト＝8万9,377ドル（約760万円）

② 中間的処遇施設収容年間コスト＝6万 656ドル（約516万円）

であり、③電子監視年間コスト試算＝100万ドル（約8,500万円）とすると、軽警備刑務所収容を電子監視付きのデイパロールに代えた場合、③/（②－①）＝約35人以上の対象者を一年以上電子監視することにより、軽警備刑務所収容より費用対効果が上がると説明している（同p. 77）。

(11) GPS 試行結果中間報告に対する批判

CBCニュースは、中間評価報告書に対し、『電子足環の試行は「大失敗』とする見出しの記事を配信し、誤警報の多さ、位置情報エラー、対象者に対するモニタリングセンターからの頻繁な連絡等の問題があったことや、研究計画やデータ収集がずさんであるとの専門家の見解を報じた⁵²。また、上記のように100万ドルにも及ぶような予算を電子監視に充当することについては、電子監視は抑止（deterrence）の方策に過ぎず、対象者の行動の変容や改善には導かないと考えられるため、むしろ職員を増員し、濃密な監督指導や処遇を実施した方がより良い監督指導につながるのではないかという意見も現地調査では認められた。

(12) 中間報告後の試行状況

現地調査時点では、電子監視機器を37台最大使用できる状態でプロジェクトが継続されていた。中間報告後の試行は、行動地域の制限（性犯罪者、ギャングメンバー、薬物事犯者に適用）、外出禁止時間の管理、リスク管理の3領域についての監督指導の補助ツールとして電子監視を位置付け、試行を続行している。今後は、職員が携行しているGPS機能のあるスマートフォンで職員の位置情報把握も同時に行い、職員の安全確保にも役立てようとする構想もあるということであった（連邦担当官の説明による。）⁵³。

警察への情報供与はCCRA法の規定に基づいて行われており、犯罪捜査関連の情報確認は、個別照会にケースバイケースで対応・協力している。

本パイロットプロジェクトは3年間継続後、全国展開する予定ということであり、電子監視導入後の職員対応モデルとしては全職員が電子監視に対応できるようにするか、電子監視専従の職員を養成していくか、2本立てで検討を進めているという。

52 CBC News (July 13 2010)

53 カナダでは、2004年に保護観察官が性犯罪履歴等のある対象者宅の家庭訪問をした際に殺害され殉職する事件があり、その後、危険な犯罪者の家庭訪問を行う際には、2人一組で実施するよう内部通達がなされており、職員の安全確保の増進も大きな課題となっていることがうかがえる。

第6 カナダにおける電子監視の調査研究・評価の動向

1 連邦矯正保護庁による文献レビューの概要⁵⁴

連邦矯正保護庁は、電子監視パイロットプロジェクトに先立ち、同庁の研究部が、既存の研究報告等について包括的な文献レビューを行い、矯正保護分野における電子監視の歴史・役割、電子監視技術、同技術の適用対象、電子監視プログラムの長所・短所、犯罪者の電子監視を巡る諸問題、電子監視プログラム実施の効果に関する評価研究（アウトカム評価）、電子監視実務を進めるための勧告を整理している。

この文献レビューの要点は、連邦の試行プログラムの実施にも影響を与えていると考えられるため、その要旨を以下にまとめて紹介する。

(1) 電子監視の適用動向

刑事司法分野における電子監視は、多様な犯罪者集団に刑事司法過程の各段階で利用されている。機器利用の初期段階では、再犯リスクの低い者を中心に適用されてきたが、近年では高リスクの性犯罪者や常習的犯罪者への適用が増加傾向にある。

(2) 電子監視プログラムの利点と問題点

5-6-1表は、同レビューで利点や問題点として指摘された事項を表にまとめ整理したものである。

5-6-1表 電子監視プログラムの利点・問題点等

利点	問題点等
<ul style="list-style-type: none"> 電子監視の利用は、外出禁止等の違反に対応する際に、客観的に制裁や報酬を与える根拠となる。 職員との対人的接触による指導に電子監視を付加することにより、統制水準が高まり、遵守条件履行状況がより客観的に把握できることから、対象者の義務履行や責任増進につながるものが期待される。 拘禁代替措置として、刑務所収容削減につながる場合、納税者の負担軽減にも役立つ。 	<ul style="list-style-type: none"> 電子監視の導入は、対象者と監督指導職員との関係を大きく変容させる可能性がある。 位置情報等の把握にはつながるが、行動内容までは把握できず、再犯を直接未然防止できるものではない。また、機器破壊により所在不明になることも危惧され、電子監視の実施に過度の安全幻想を抱くことは危険である。 拘禁代替措置とならず、社会内の制裁をさらに増やすツールとして使用されると、コスト面がかえって高くつくことになるばかりか、統制網の拡大（ネットワイドニング）⁵⁵につながるおそれもある。

54 Bottos (2007)。

55 統制網の拡大とは、拘禁代替措置となる新たなダイバージョン施策の導入により、それまで刑事司法機関による介入の対象とならなかった者まで刑事司法機関による介入の対象が拡張する結果、全般的に見ると公的な介入の範囲が従前よりも広がってしまう現象をいう。

<p>・刑務所収容に伴う悪風感染の影響を回避し、通常の保護観察よりも厳格な行動統制を行うことにより雇用、家族関係、地域社会とのきずなの維持・向上につながることを期待される。</p>	<p>・犯罪歴が、社会的烙印づけ（スティグマ）となることがあるように、電子監視機器の装着が、雇用等の支障となり、社会復帰の障害となることもあり得る。</p> <p>・電子監視プログラムによる社会内処遇は、応報的な観点からみると、被害者や一般市民からは寛大過ぎる措置だと受け止められる可能性もある。</p> <p>・機器の監視能力の貧弱性、不快性等の問題がしばしば指摘されている。</p> <p>・電子監視プログラムのプログラム実施期間中の終了率は高いことが知られているが、改善更生・再犯抑止効果についての実証的証拠は現在までのところほとんど得られていない。</p>
--	--

(3) 電子監視を巡る議論

5-6-2表は、電子監視の利用を巡るこれまでの議論の論点とその解説を同レビュー論文に基づき一覧表に整理したものである。

5-6-2表 電子監視機器利用を巡る議論

論点	文献レビューの解説要旨
1 電子監視プログラムの合憲性の問題	・1980-90年代に米国では問題となったが、米国では、地域社会の安全のためには、一般市民の人権保護と同等の人権保護は犯罪者には適用されないと考えられている。
2 犯罪者のプライバシーを侵害する可能性の問題	・電子監視の利用により電話の使用制限がかかることや、装置装着が外見的分かることの不利益は、対象者やその家族等同居者のプライバシーを侵害するという議論もあるが、一般に、十分な説明と同意の手続を経ることでこの問題を回避している。また、対象者自身も装置装着の方が拘禁措置よりも非制限的な処分だとみなす傾向にある。
3 参加費用の徴収と経済力による差別の問題	・多くの電子監視プログラムでは、参加者の監視・機器使用コスト分の費用徴収がなされているが、こうした実務の運用は十分な経済力のない者の差別につながり法の下での平等に反するという懸念がある。ただし、実務上、参加費支払能力がない者の参加を排除するような取扱いは一般的にはなされていない。
4 電子監視機器の使用が伝統的拘禁措置や社会内監督指導より費用対効	・技術的な進展に伴い、GPS方式はRF方式と実施コストがさほど変わらなくなっているが、電子監視の利用は刑事司法の入口・出

<p>果が良いか。</p> <p>5 あらゆるリスク水準の者に電子監視を一律に利用するのは、再犯防止に効果的な処遇の原則の一つとされるリスク原則や処罰の比例原則に反していないか⁵⁶。</p> <p>6 電子監視プログラムの再犯防止効果の検証にまつわる課題</p>	<p>口段階の統制網の拡大につながるという指摘もある⁵⁷。拘禁代替措置として電子監視を使う場合は、比較的再犯リスクの高い者への適用が慎重なやり方と考えられる。</p> <p>・際限なく電子監視を適用することや、拘禁措置後の低リスク者に電子監視を適用することは、実施効果の観点から疑問視される。</p> <p>・電子監視プログラム参加者の再犯率が低い・無事故終了率が高いという報告がしばしばなされているが、報告の大部分は適切な対照群を欠いていることが多く、結果の解釈には注意が必要である。</p>
--	--

以上の整理から、同文献レビューは、電子監視が拘禁刑よりは人道的で非拘束的なものと見られているとし、電子監視機器利用に伴う法的・倫理的問題は、プログラム実施に伴い厳格なガイドラインを敷き、十分な説明と同意のプロセスを経ることで打開されてきているが、人権面の問題は自国の文脈に照らしてさらに検討が必要となると結論づけている。

(4) 電子監視プログラム対象者の成り行きに関する評価研究（アウトカム評価）の知見

前記の連邦矯正保護庁の文献レビューによれば、電子監視プログラムを受けた対象者自身の主観的報告を見ると、多くの対象者が、犯罪行動が有意に抑止されたと自己報告する傾向にあるという。しかし、プログラム実施後の再犯状況等の成り行きを調査した評価研究の大多数に方法論的な問題⁵⁸があり、実際にどのくらい犯罪行動が抑止されるのかはまだ十分確かめられていないと結論づけている。

2 電子監視の効果に関するカナダの評価研究等

カナダでは、GPS方式の電子監視の再犯に及ぼす効果等に関する評価研究は、まだ利用の歴史が浅いこともあり、本調査ではカナダにおける研究報告を発見できなかった。一方、在宅状態を確認するRF方式の電子監視の効果に関する研究例は、連邦矯正保護庁関係者や

56 リスク原則とは、対象者の再犯リスク水準と処遇密度の最適な対応づけ（マッチング）が最も再犯抑止効果を上げるという原則である。この原則に従えば、再犯リスクが高い者に対しては濃密な介入を行うことが再犯抑止効果が高いとされ、再犯リスク水準が低い者にはあまり過剰な介入をしないことが更生に資するとされる。実証的な研究でもこの原則が妥当することがしばしば確認されている（Andrews&Bonta, 2010）。

57 刑事司法の入口段階では、拘禁刑回避という理由でもっと緩やかな処分で済んでいた者まで電子監視機器による監視の対象として困り込んでしまうこと、出口段階では、施設出所後の監視が強まることにより、条件違反の摘発がより厳格化し電子監視機器の導入が再処分を増やす可能性や、施設処遇後の電子監視機器による介入が長期化する例などが統制網の拡大の例として指摘されている。

58 調査サンプルが少ないこと（データの信頼性と統計的検出力に影響）、初期研究では特に再犯リスクの低い有志参加者のデータに依拠していること、実験条件への無作為割付をして再犯に影響すると考えられる他の変数の効果を相殺していないこと等が効果検証の方法論的問題の例である。

連邦公共安全省研究部の研究があるため、その所見の概要を以下に記載する⁵⁹。

(1) 社会内制裁措置に関するメタ分析結果⁶⁰

連邦矯正保護庁の研究誌『フォーラム』に紹介されたこの研究は、各種の社会内制裁措置（集中保護観察、ブートキャンプ、スケアードストレート⁶¹、薬物検査、電子監視等）の再犯抑止効果を検討したものである。140件の研究中、電子監視の効果を研究した一次研究は6件（1,414人分のデータ）が含まれ、電子監視条件と対照群の再犯率が比較された。その結果、同研究で扱われた電子監視条件の犯罪者の再犯率は6%、対照群は4%であり、在宅確認型電子監視は再犯にほとんど影響を与えないと結論づけている⁶²。

(2) カナダ4州の電子監視プログラム効果に関する準実験的研究⁶³

現在の連邦公共安全省の前身であるSolicitor General of Canadaの研究部が行った評価研究は、カナダにおける在宅確認型RF方式電子監視プログラムの再犯抑止効果等の評価研究として代表的なものである。

同研究は、1990年代後半期に電子監視を実施していた4州の中から、調査協力に同意した3州（ブリティッシュコロンビア（BC）州、ニューファンドランド（NF）州、サスカチュワン（SK）州）において、電子監視プログラム⁶⁴参加群262人、対照群（プロベーション30人、通常の刑務所パロール群240人）についてデータを取り、電子監視プログラム終了後1年後の有罪判決を再犯指標とするなどして、比較を行った。

主な結果は以下のとおりである。

- ① 電子監視プログラム実施期間中の終了率（成功率）は総じて高い（86～89%）：電子監視プログラム実施期間中は、規則違反や再犯に至らず遵守条件を守る者が大半を占める。一方、電子監視プログラム未終了者（中途脱落者）の特徴を見ると、前科数、少年時逮捕歴、失業、薬物問題、再犯リスク・ニーズ得点といった再犯予測因子と統計的に有意な関連性が認められた。
- ② 電子監視対象者の反応では、電子監視の実施に伴う困難性より家族との接触の維持の利点の方を強調する者が多かった：電子監視が「予想していたよりも困難だった」という回答をした者は、実施期間が最短の州であるBC州で16%、他州では約40%程度であった。装置の装着を不快又は恥ずかしいと回答した者は、24～59%に及んだ。一方、電

59 このほか、刑事司法改革・刑事司法政策国際センターのGriffithら（2007）は、犯罪者の社会復帰と犯罪防止に関するレビューの中で、本節のBontaらの研究報告に触れ、電子監視の再犯抑止効果について否定的見解を示している。

60 Gendreauら（2000）。メタ分析とは、カテゴリーを同じくする幾つかの一次研究の所見を効果値という共通の統計量でまとめ、研究カテゴリー全体として対照条件と比べた場合の効果を検証する統計手法である。なお、前記矯正保護庁文献レビューは、Gendreauらの結論が妥当だとしても研究サンプル数が少ない点に留意する必要があると注意を喚起している。

61 ブートキャンプは軍隊式新兵訓練のような短期集中的刑務所処遇であり、スケアードストレートとは、犯罪性の進んでいない者を刑務所に体験入所させ、受刑者との直接対話等で怖い思いをさせ、再犯抑止を図ろうとするプログラムであるが、実証的研究では、いずれも再犯抑止効果は確認されていない。

62 この研究は、メタ分析の結果の概要を記述した論文であり、メタ分析のためのデータを得た一次研究の再犯指標の定義に関する記述はなされていない。

63 Bontaら（1999；2000a；2000b）、Bottos（2007）

64 電子監視実施期間は、BC州が平均37日、NF州が平均72日、SK州は平均139日であり、BC、NF州は刑務所からの一時帰休、SK州はプロベーションの条件として電子監視が実施された。また、NF州のプログラムには、ジョン・ハワード協会の実施する認知行動療法プログラムの受講条件も付加されていた。

子監視の利点として、どの州の参加者も約80%以上の者が「家族との触れ合いの維持」に利点があると回答した。

- ③ 電子監視は、プログラム実施後の再犯を低下させない⁶⁵：電子監視プログラム完了後1年後の再犯は、SK州が17.3%、BC州が30.4%、NF州が32.1%であり、全体として26.7%であった。これに対し、対照群とした刑務所群の再犯率は37.9%、プロベーション群は33.3%であった。これらのデータから、一見すると電子監視プログラムの再犯率が低いように見えるが、この差は対象者の再犯リスク・ニーズ水準の違いによるものであり、リスク・ニーズの評定得点を統計的に統制すると、再犯率の差はもともとあったリスク・ニーズ水準の差異に由来するものとみなすことができ、電子監視条件と統制条件間の再犯率には差がないと結論づけられた。
- ④ 電子監視に認知行動療法の処遇を追加したNF州の対象者を再犯リスク水準別にみると、高リスク者には再犯抑止効果が認められたが（電子監視群再犯率32%；対照群51%）、低リスク者の場合は、対照群よりも再犯が増えた（電子監視群再犯率32%；対照群15%）⁶⁶。
- ⑤ 電子監視条件が付いた者は、同条件のないプロベーション対象者よりも処遇プログラム参加遵守率が良好な傾向が認められた⁶⁷。
- ⑥ 電子監視条件のついた者の中には、通常のプロベーション対象者よりも再犯リスク水準の低い者が認められ、統制網の拡大が起こっている可能性が認められた。この当時に実施されていた電子監視プログラムは、電子監視の追加条件措置がなくても問題がないような低リスクの犯罪者が対象にされる傾向にあり、拘禁代替手段にもなっていないのではないかと解釈された⁶⁸。

おわりに

カナダにおける電子監視機器による位置情報確認は、1980年代後半の導入当初には、刑務所の高率収容を緩和する措置として一時帰休等の制度の枠組みの中で外出禁止条件等の確認手段として用いられてきた。1990年代後半以降は、施設収容に代わる中間的制裁として条件付拘禁刑の制度が新設され、在宅拘禁に付されるケースが増え、今日まで在宅確認型RF方式は、条件付拘禁刑対象者を中心に利用されている。

65 この研究における再犯率とは、電子監視処遇終了後1年以内の再有罪判決（対照条件の場合は、プロベーション終了後1年以内又は刑務所釈放1年以内の有罪判決）を受けた者が各群総員に占める割合をいう。

66 この現象もリスク原則が当てはまる例である。この例のように低リスク者への過剰な介入は、再犯を増やすという研究報告もしばしば認められる。

67 この所見から就労の継続やプログラムへの参加の履行を高めることを目的の一つとして電子監視を利用する例もある。しかし、米国フロリダ州の非行少年向けプログラムで、非行抑止効果が高いとされるマルチシステムセラピーや機能的家族療法を実施する際に、電子監視機器装着の条件を併用した群では、電子監視条件のない群に比べ、かえって再犯が増えることが確認されている（OPPAGA, 2006; 2007）。この例に見るように、電子監視でプログラム参加の履行を強化しようと意図する場合も、対象者の年齢、再犯リスクの水準、処遇に対する動機づけなど各種の条件を慎重に勘案する必要性が示唆される。

68 担当者説明によれば、この研究結果に基づいて、以後の実務で対象者のリスク水準等を見直し、電子監視の対象から外した法域があるという。

一方、GPS方式の位置情報確認は、機器利用コストが低下し、在宅条件の管理だけでなく、特定人物との接触制限や特定地域への立入禁止条件の管理等にも役立つことなどから、2006年以降一部の州に導入され、2008年から連邦でも試行が始まり、徐々にその利用を検討する法域が増えているが、カナダの場合、実施実績の規模や実施期間から見ると、同方式の評価が定まるまでには、まだ数年の時間を要すると考えられる。連邦のGPS方式試行の経過や法改正の動向を見ると、適用例の多くを占めてきた条件付拘禁刑に加えて、比較的高リスクの対象者と考えられる刑法810条命令対象者や長期監督命令対象者の監督指導等の領域等における監督強化手段としての利用や、一時帰休、外部通勤、パロール等に、今後、この方式の位置情報確認の利用が拡大していく可能性がある。しかし、連邦試行プロジェクトの中間報告を見る限りでは、GPS機器を用いた位置情報確認実務の安定的な運用にまつわる課題も多いのが現状のようであり、今後の試行でそうした課題をどのように打開するかにより、電子監視技術利用の可能性や限界がより明確になっていくものと思われる。また、電子監視技術の利用の適用範囲等に関する法改正上の議論も、決着はついていないようであり、どのような形で方向性が定まるか、関連する他の刑事政策の動向やその評価を含め、今後の動きを注視していく必要があると思われる。

引用・参考文献

- Andrews, D.A. & Bonta, J. (2010) Rehabilitating criminal justice policy and practice. *Psychology, Public Policy and Law*, 16, 39-55.
- Aos, S., Miller, M., & Drake E. (2006) *Evidence-based Adult Corrections Programs : What Works and What Does Not*. Washington State Institute of Public Policy.
(<http://www.wsipp.wa.gov/pub.asp?docid=06-01-1201>)
- Barnett, L., MacKay R., & Valiquet, D. (2007) *Bill C-2 : An Act to Amend the Criminal Code and to Make Consequential Amendments to Other Acts*. (Legislative Summary LS-565E). Parliamentary Information and Research Service.
- Bonta, J., Wallace-Capretta S., & Rooney J. (1999) *Electronic Monitoring in Canada*. Ottawa : Solicitor General Canada.
- Bonta, J., Wallace-Capretta S., & Rooney J. (2000a) Can electronic monitoring make a difference? An evaluation of three Canadian programs. *Crime & Delinquency*, 46(1), 61-75.
- Bonta, J., Wallace-Capretta S., & Rooney J. (2000b) A quasi-experimental evaluation of an intensive rehabilitation supervision program. *Criminal Justice & Behavior*, 27(3), 312-329.
- Bottos, S. (2007) *An Overview of Electronic Monitoring in Corrections : The Issues and Implications*. Correctional Service Canada.
- Black, M. & Smith, R. G. (2003) Electronic monitoring and the criminal justice system. *Trends and Issues in Crime and Criminal Justice*, No. 254. Australian Institute of Criminology.
- Bourgon, G. (2011) *Measuring Crime in Canada. Research Summary*, 16(1). Public Safety Canada.
- Calverley, D. & Beattie, K. (2005) *Community Corrections in Canada 2004*. Statistics Canada.
- Canadian Criminal Justice Association (2010) Position Paper : C-39 an act to amend the corrections and conditional release act and the criminal code. ([http : www.cjja-acjp.ca/en/c39en.html](http://www.cjja-acjp.ca/en/c39en.html)).
- CBC News(July 13 2010) Electronic anklet trial a 'disaster.' (<http://www.cbc.ca/news/canada/story/2010/07/12/electronic-anklet-pilot-federal.html>)
- CIA (2011) *The World Factbook : Canada*(<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ca.html>)
- Correctional Service of Canada Review Panel (2007) *A Roadmap to Strengthening Public Safety*. Minister of Public Works and Government Services Canada.
- Corrections and Criminal Justice Directorate(2009) *The Investigation, Prosecution and Correctional Management of High-Risk Offenders : A National Guide*. Public Safety Canada.
- CSC Evaluation Branch Policy Sector (2009) *File #394-2-68 Evaluation Report : Electronic Monitoring Program Pilot*. Correctional Service Canada.
- Dauvergne, M. & Turner, J. (2010) *Police-Reported Crime Statistics in Canada, 2009*. *Juristat*, 30, No. 2. Statistics Canada.
- Dupuis T. & Casavant L. (2009) *Bill C-43 : Strengthening Canada's Corrections System Act*. (Legislative Summary LS-633E) Parliamentary Information and Research Service, Library of Parliament.
- Dupuis T. & Casavant L. (2010) *Bill C-39 : An Act to Amend the Corrections and Conditional Release Act and to Make Consequential Amendments to Other Acts*. (Legislative Summary No. 40-3-C-39-E) Parliamentary Information and Research Service, Library of Parliament.

- Gendreau P., Goggin, C., Cullen, F. T., & Andrews, D. A. (2000) The effects of community sanctions and incarceration on recidivism. *Forum*, 12(1), 10-13.
- Government MLA Review of Correctional Services (2002) *The Changing Landscape of Corrections*. Legislative Assembly of Alberta.
- Griffiths, C. T., Dandurand Y., & Murdoch, D. (2007) *The Social Reintegration of offenders and crime prevention*. (Research Report 2007-2) National Crime Prevention Centre, Public Safety Canada.
- 林寛之(2008)「カナダ・ブリティッシュコロンビア州におけるハイリスクな犯罪者に対する取組について」, 犯罪と非行, No.158, 163-180.
- 法務総合研究所(2006)『研究部資料53 カナダの更生保護におけるボランティア：地域社会を基盤にした連携の実情』, 法務総合研究所
- 法務総合研究所(2007)『研究部資料54 米国及びカナダにおける拘禁代替策と早期釈放制度の現状』, 法務総合研究所
- 法務総合研究所(2008)『研究部資料56 カナダ及び米国における配偶者暴力の実態と対策』, 法務総合研究所
- Jackson, M. & Stewart G. (2009) *A Flawed Compass : A Human Rights Analysis of the Roadmap to Strengthening Public Safety*.
(http://www.justicebehindthewalls.net/resources/news/flawed_Compass.pdf).
- John Howard Society of Alberta(2000) *Electronic Monitoring*. JHSA.
- John Howard Society of Alberta(2006) *Electronic (Radio Frequency) and GPS Monitored Community Based Supervision Programs*. JHSA.
- Johnson, S. (2006) *Outcomes of Probation and Conditional Sentence Supervision : An Analysis of Newfoundland and Labrador, Nova Scotia, New Brunswick, Saskatchewan and Alberta, 2003/2004 to 2004/2005*. *Juristat*, 26, No.7.
Statistics Canada.
- 神谷昌利(2007)「ブリティッシュ・コロンビア州(カナダ)の性犯罪者処遇と新たな挑戦」, 犯罪と非行, No.157, 155-174.
- Landreville, P. (2003) La situation aux États-Unis et au Canada.
In Mayer, M., Haverkamp, R., & Lévey, R. (Eds.). *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?* (pp. 37-50.) Max-Planck-Institute.
- Ministry of Public Safety and Solicitor General (2010) *A Profile of B. C. Corrections : Protect Communities, Reduce Reoffending*. British Columbia MPSSG.
- MCSCS(2008) *Electronic Supervision Program Revised Program Model Information Package*. Ontario MCSCS.
- MCSCS(2010a) *Electronic Supervision Program*(MS PowerPoint Presentation) Ontario MCSCS.
- MCSCS(2010b) *ESP Statistics*. Ontario MCSCS.
- Ontario Parole and Earned Release Board (2010) *Annual Report 2008-2009*. OPERB.
- Office of Program Policy Analysis & Government Accountability(OPPAGA)(2006) *Redirection as Effective as Residential Delinquency Programs, Achieved Substantial Cost Avoidance*. *OPPAGA Report* No.06-34. OPPAGA.
- OPPAGA (2007) *Redirection Pilots Meet and Exceed Residential Commitment Outcomes; \$5.8 Million Saved*. *OPPAGA Report* No.07-10. OPPAGA.
- Public Safety Canada(2010a) *Corrections and Conditional Release Statistical Overview : Annual Report 2010*. Public Safety Canada.
- Public Safety Canada (2010b) *Corrections and Conditional Release in Canada : A General Primer 2010*. Public Safety Canada.
- Rankin, B. (2006) Community supervision of offenders : The case of Mr. Z. *Let's Talk*, 31(3).
(<http://www.csc-cc.gc.ca/text/pblct/lt-en/2006/31-3/10-eng.shtml>).

- Statistics Canada (2010) *Annual Demographic Estimates : Canada, Provinces and Territories* (Cat. No. 91-215-X). Statistics Canada.
- Thomas J. (2010) *Adult Criminal Court Statistics 2008/2009*. Juristat, 30(2). Statistics Canada.
- Villettaz, P., Killias, M., & Zodi I. (2006) Custodial vs. non-custodial sentences : Effects on re-offending. (キャンベル共同計画日本語版ホームページ (<http://fuji.u-shizuoka-ken.ac.jp/~campbell/docj/RIPE/cover/cj/review.pdf>) に小林訳の「拘禁的刑罰と非拘禁刑罰が再犯に与える効果の比較」あり)
- Walmsley R. (2009) *World Prison Population List (8th edition)*. International Centre for Prison Studies, Kings College London.
- Wilson, R. J., Cortoni, F., & Vermani, M. (2007) *Circle of Support & Accountability (COSA) : A National Replication of Outcome findings*. (Research Report 2008 No R-185). CSC.
- Wilson, R. J., Cortoni, F., & McWhinnie, A. J. (2009) Circle of Support & Accountability : A Canadian national replication of outcome findings. *Sexual Abuse* 21(4), 412-430.

<関連インターネットサイト (英文) >

- カナダ国会 (Parliament of Canada) :
<http://www.parl.gc.ca/>
- カナダ連邦最高裁 (Supreme Court of Canada) :
<http://www.scc-csc.gc.ca/home-accueil/index-eng.asp>
- カナダ連邦司法省 (Department of Justice Canada) :
<http://laws.justice.gc.ca/en/index.htm>
- カナダ連邦統計局司法統計センター (Canadian Centre for Justice Statistics) :
<http://www.statcan.gc.ca/>
- カナダ連邦公共安全省 (Public Safety Canada) : <http://www.publicsafety.gc.ca/>
- カナダ連邦矯正保護庁 (Correctional Service Canada) : <http://www.csc-cc.gc.ca/>
- カナダ連邦パロール委員会 (National Parole Board) : <http://www.pbc-clcc.gc.ca/>
- アルバータ州地域安全省 (Ministry of Solicitor General and Public Safety) :
<https://www.solGPS.alberta.ca/Pages/default.aspx>
- オンタリオ州地域安全矯正保護省 (Ministry of Community Safety and Correctional Services) :
http://mcses.jus.gov.on.ca/english/corr_serv/
- サスカチュワン州矯正・地域安全・警察省 (Ministry of Corrections, Public Safety and Policing, Saskatchewan) : <http://www.cpsp.gov.sk.ca/>
- ニューファンドランド州司法省 (Department of Justice, Newfoundland Labrador) :
http://www.justice.gov.nl.ca/just/departement/branches/division_community_corrections.html
- ノバスコシア州司法省 (Department of Justice, Nova Scotia) :
<http://www.gov.ns.ca/just/>
- ブリティッシュコロンビア州地域安全省 (Ministry of Public Safety and Solicitor General, British Columbia) :
<http://www.pssg.gov.bc.ca/corrections/>
- マニトバ州司法省 (Department of Justice, Manitoba) :
<http://www.gov.mb.ca/justice/>
- 救世軍カナダ (Salvation Army) :
<http://www.salvationarmy.ca/>
- ジョン・Howard協会 (John Howard Society) : <http://www.johnhoward.ca/>

6 米 国

研究官 寺 村 堅 志

目 次

はじめに

第1 米国の概況・刑事司法制度・犯罪情勢等

- 1 概況
- 2 刑事司法制度の概要
- 3 犯罪情勢等

第2 米国における位置情報確認制度（総論）

- 1 制度導入の背景・歴史
- 2 電子監視機器を利用した位置情報確認制度の法的根拠・実施目的等
- 3 電子機器による位置情報確認等の運用基準等
- 4 実施状況の概要
- 5 電子監視機器利用に関する人権問題等の議論

第3 フロリダ州の位置情報確認実務：矯正保護省及びレオン郡プロベーション部の実務

- 1 概況
- 2 フロリダ州矯正保護省の電子監視による位置情報確認実務
- 3 レオン郡監督指導付公判前釈放プログラム

第4 連邦裁判所事務総局プロベーション・公判前サービスオフィス所管の位置確認（監視）プログラム

- 1 連邦における導入経緯等
- 2 電子監視機器による位置情報等確認対象者の区分と法的根拠等
- 3 位置情報等確認実務

第5 米国における電子監視機器による位置情報確認等の効果に関する研究・評価の動向

- 1 電子監視の再犯抑止効果に関するメタ分析研究
- 2 電子監視に関する全米性犯罪者管理センター意識調査

おわりに

引用・参考文献

はじめに

本稿では、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）における犯罪者の位置情報確認に関する各種の制度や実務等を紹介する。

米国は、犯罪者の位置情報等の管理に各種の電気通信技術による遠隔監視（総称して「電子監視（Electronic Monitoring）」と呼ばれる。）を世界に先駆けて導入した国であり、その運用実績も世界最大規模である。周知のとおり、米国は連邦制を採っており、各法域により法体系や制度等が大きく異なり、当該技術の利用についても法域ごとに様々な差異がある。このため、その全体像を把握・描写することは容易ではない。そこで、本稿では、米国の位置情報確認制度の歴史や現状を概観した後、実施規模が大きく実施の歴史も長い州レベルの代表的な例としてフロリダ州の関連実務を連邦実務とともに報告する。

なお、米国における位置情報確認の制度や技術利用に関しては、従来から各種の報告がなされており¹、米国における性犯罪者への対応については、当研究部が先に刊行した『研究部報告38諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究』²に解説があるので、そちらも併せて参照されたい。

本稿の記述は、特に断りがない限り、原則として、筆者が米国に出張調査した平成22年12月までの状況に基づくものであり、本稿中、意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。

第1 米国の概況・刑事司法制度・犯罪情勢等

1 概況

米国は、50の州とコロンビア特別区（ワシントンD. C.）及び連邦の直轄地等（グアム、プエルトリコ等）から構成される連邦制国家である。政治上の権限について、連邦は合衆国大統領及び内閣が、州は州知事及び州政府がそれぞれ行使する。各州は高度な自治権を有し、州憲法を始めとする独自の法体系を有している。連邦の立法機関は、全州にわたって効力を有する連邦法を制定できるが、合衆国憲法により連邦の権限として認められた分野に限られる³。

国土は、982.7万平方km（世界第3位、日本の約25倍）⁴と非常に広大であり、総人口は、3億1,323万人（2010年7月推計、日本の約2.5倍）である。人種構成では、白人約80%、黒人約13%、アジア系約4%、先住民約1%などとなっている⁵。

1 藤本（1988；1993；1996）、川出（2008）、法務省（2007）などに概要紹介がある。

2 法務総合研究所（2008 a）の「米国」部分参照。

3 合衆国憲法修正第10条は、「当該憲法が連邦政府に委ねておらず、かつ、州政府による行使を禁じていない権限はすべて州政府に帰属する」旨規定している。「各州は、それぞれが1つの独立国であると考えた方が理解しやすい」という（島，2002，p. 3）。

4 50州及びコロンビア特別区に限る。

5 中南米出身者等からなるヒスパニックは、米国人人口の約15%と推計されているが、多様な人種・民族的背景から構成されているため人種上のカテゴリーとされていない。

2 刑事司法制度の概要

米国における刑事司法制度は、ごく概括的に言えば、米国全体の問題については連邦法上の関係法令が適用となり、各州内での問題については、各州法上の関係法令が適用される。大部分の刑事事件は、各州法に基づいて州内で処罰されるが、州をまたぐ州際間の特定犯罪（例、麻薬密輸）やアメリカ先住民保留区の犯罪などでは、原則として連邦法が適用される⁶。

刑事司法運営に関しても、刑事司法過程の全般について、米国特有の複雑性が認められる。まず、警察活動を行う法執行機関も、連邦と州のほか、郡（county）、市町村の各レベルの行政単位ごとに、目的に応じ多様な組織が分立しており、各種の警察業務を統括する組織は存在しない。連邦政府の警察活動を行う法執行機関は、司法省に属する連邦捜査局（FBI）や連邦保安官（US Marshal）のほか、職務内容に応じ各省庁にそれぞれの警察的組織がある。州政府の警察活動を行う法執行機関は、州、郡、市町村に、警察（police）、保安官（sheriff）等が存在し、大学構内で警察活動を行う大学警察のように、特定の目的のための警察組織も存在する。

司法制度も、連邦と州のそれぞれに最高裁判所、控訴（中間上訴）裁判所、第一審裁判所の三審制を持つ二重構造になっている。犯罪の多くは州法違反であり、州の裁判所において審理される。

さらに、矯正保護の制度についても、連邦と州とで独立した組織により運営されており、州内でも多様な部署が未決段階にある被告人等や有罪が確定した犯罪者の処遇に当たっている。施設内処遇では、郡や市などが運営するジェイルが、原則として未決拘禁と軽罪による1年以内の拘禁刑の被収容者の処遇に当たっており、州刑務所は1年を超える拘禁刑等の被収容者処遇に当たっている。また、連邦には連邦が管轄する矯正施設が独立して存在する。同様に、社会内処遇についても、連邦と州とで独立した処遇が行われている。

3 犯罪情勢等

（1）犯罪発生率

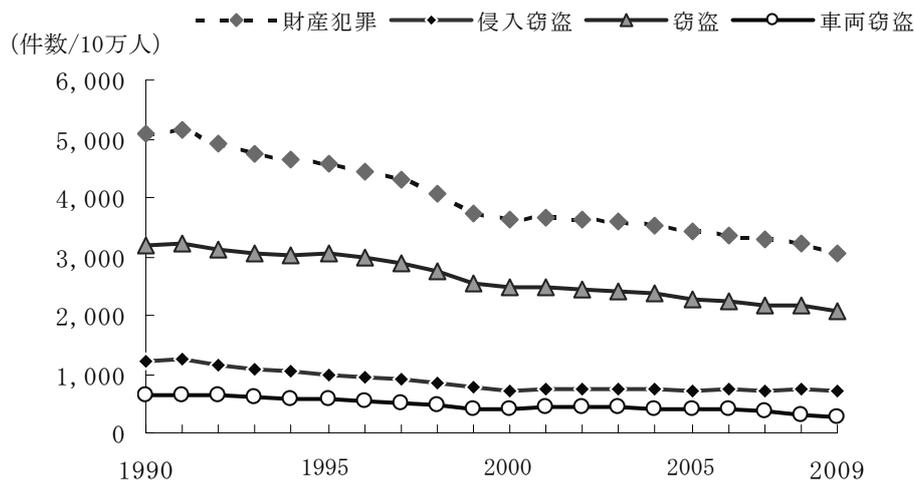
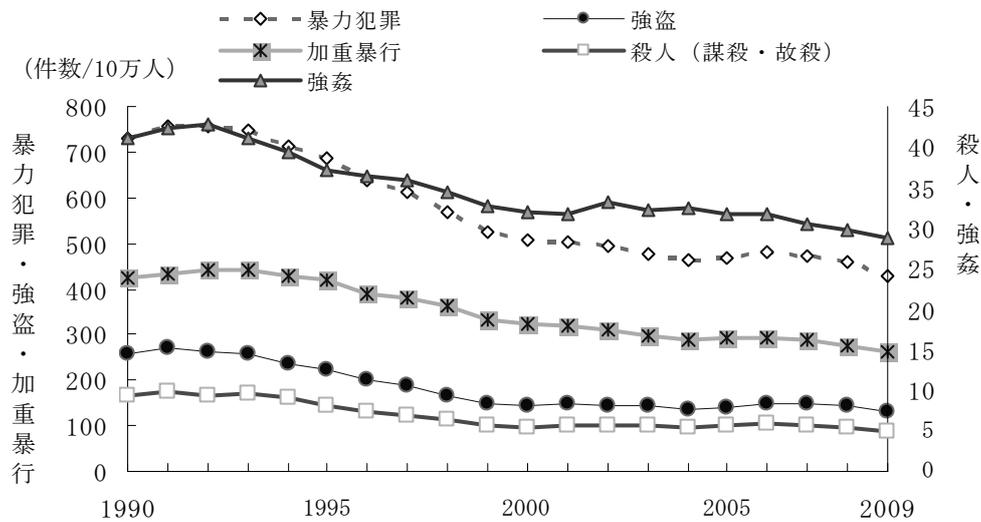
次頁の6-1-1図は、法執行機関が認知した事件から、連邦捜査局が定める犯罪統計の指標犯罪について、人口10万人当たりの犯罪発生率を見たものである。

2009年の暴力犯罪は約132万件、財産犯罪は約932万件であり、我が国の犯罪発生件数よりも桁違いに多い水準にあるが、人口10万人当たりの発生率の推移について見ると、2009年の暴力犯罪・財産犯罪ともに1990年の水準の約6割に低下しており、米国の犯罪認知件数は一般的に減少傾向にあることが認められる。

6 例えば、重罪の約94%は州裁判所で処理され、約6%が連邦裁判所で処理されている。

6-1-1 図 米国の主要な犯罪発生率（10万人当たり）の推移

(1990年～2009年)



- 注 1 FBI(2010)Uniform Crime Report: Crime in the United States 2009による。
 2 「暴力犯罪」(上図)は、「殺人」、「強盗」、「強姦」及び「加重暴行」の4区分の発生率を合算したものである。
 3 「財産犯罪」(下図)は、「侵入窃盗」、「窃盗」及び「車両窃盗」の3区分の発生率を合算したものである。

(2) 成人有罪事件の科刑状況

次頁の6-1-2表は、州裁判所における有罪事件の科刑状況(2004年)を重罪の罪名別に見たものである。拘禁刑(刑務所及びジェイル)は、おおむね7割を占め、プロベーションが3割程度となっており、拘禁刑に依拠する割合が高いことがうかがえる。

一方、連邦裁判所において2007年～2008年に終結した重罪刑事事件約7万6,000件の科刑状況を見ると、拘禁刑が約84%、プロベーションが約9%、罰金のみが約0.4%などとなっており、州の科刑状況と同様な傾向が認められる。

6-1-2表 州裁判所における重罪罪名・処分別構成比
(2004年)

	拘禁刑		非拘禁刑	
	刑務所	ジェイル	プロベーション	その他
全 体	40	30	28	2
暴力犯罪	54	24	20	2
殺人	89	3	7	1
性的暴行	61	20	17	2
強姦	69	20	9	2
他の性的暴行	57	19	22	2
強盗	72	15	12	1
加重暴行	43	30	26	2
その他暴力犯罪	41	32	25	2
財産犯罪	37	31	30	2
侵入盗	49	26	24	1
窃盗	34	35	28	2
乗り物盗	41	45	11	3
詐欺	30	29	37	3
薬物犯罪	37	30	30	3
所持	35	29	31	4
不正取引	39	30	28	2
武器犯罪	44	28	27	1
他犯罪	34	35	29	2

- 注 1 State Court sentencing of Convicted Felons, 2004 (<http://bjs.ojp.usdoj.gov/content/pub/html/scscf04/tables/scs04102tab.cfm>)による。
- 2 「殺人」には「故殺」を含む。
- 3 科刑状況の構成比で複数の区分を併科されている者については、刑罰の重いものの順に計上している。「刑務所」には死刑を含む。「その他」は罰金や社会奉仕等である。

(3) 成人矯正施設の収容動向

次頁の6-1-3図は、米国の矯正施設の収容動向の推移を見たものである。2009年末時点で、矯正施設収容人員は、約230万人に及んだ。これは、1980年の水準と比較すると約4.6倍、2000年の水準と比較すると約1.2倍であった。また、2009年の人口10万人当たりの拘禁率（人口10万人当たりの矯正施設収容人員）を見ると、連邦及び州刑務所の合算値が504であり、各州のジェイルを含めた米国全体推計では748（米国市民134人に1人の割合で収監中）となっており、世界で最も高い水準を記録している⁷。

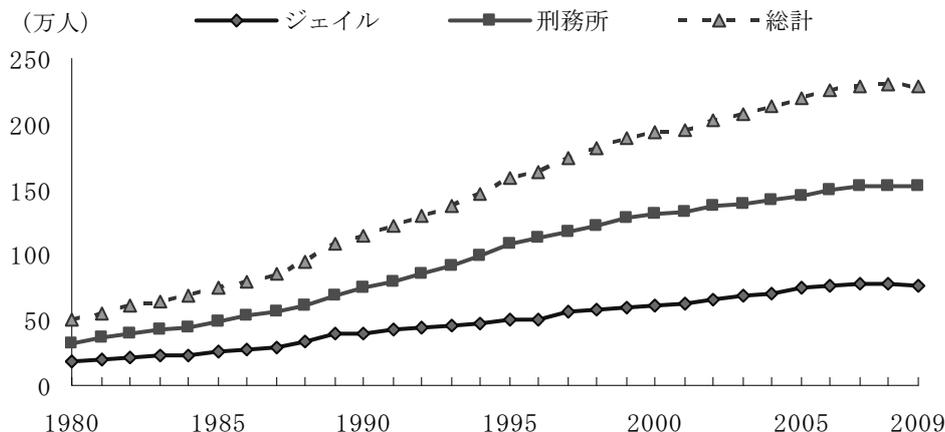
(4) 成人の社会内処遇の動向

次頁の6-1-4図は、米国の成人社会内処遇（プロベーション及びパロール）人員の推移を見たものである。2009年について見ると、プロベーション対象人員が約420万人、パロール対象人員が約82万人であり、社会内処遇対象人員は総計で約502万人に及ぶ。これは、1980年の総計の約3.8倍、2000年の総計の1.1倍に当たる。

7 連邦刑務所拘禁率は、米国連邦司法省司法統計局Key Facts at a Glanceにより、米国全体の推計は、Walmsley(2009)のデータによる。

6-1-3 図 米国の矯正施設（刑務所・ジェイル）収容人員の推移

(1980年～2009年)

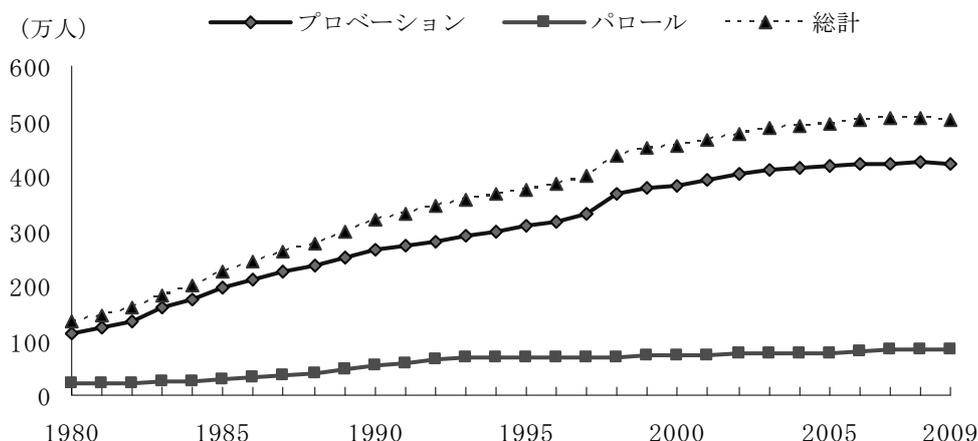


注 1 米国連邦司法省司法統計局Key Facts at a Glance (<http://bjs.ojp.usdoj.gov/content/glance/tables/corr2tab.cfm>) による。

2 「刑務所」は、連邦及び州（刑務所及びジェイル）の被収容者人口を合算したものである。

6-1-4 図 米国の社会内処遇（プロベーション・パロール）人員の推移

(1980年～2009年)



注 米国連邦司法省司法統計局Key Facts at a Glance (<http://bjs.ojp.usdoj.gov/content/glance/tables/corr2tab.cfm>) による。

(5) 小括

以上のとおり、近年、米国では犯罪の発生率は減少傾向にあるが、刑事司法機関に係属する犯罪の件数は極めて多く、刑事政策上、処遇選択において拘禁刑に依拠する程度が非常に高い点の特徴としている。施設内処遇及び社会内処遇の双方を含めた矯正人口は、2009年時点で700万人を超え、一貫して増加傾向にある。刑事司法コストもこれに呼応して増大し、財政を圧迫する傾向にある⁸。

8 連邦司法省司法統計局のKey Facts at a Glanceの推計によれば、2007年の矯正保護関係支出は740億ドルに及ぶが、これは、1982年当時の支出の3.7倍に当たる。同様に、法執行機関や裁判関係支出も一貫して増加傾向が認められる。同年の矯正人口（施設内処遇及び社会内処遇の成人対象者）は、成人31人に1人の割合であった（Pew Center on the States, 2009）。

第2 米国における位置情報確認制度（総論）

1 制度導入の背景・歴史⁹

次頁の6-2-1表は、米国における電子監視技術を用いた位置情報確認制度等に関連する主な出来事を概観したものである。電子機器による位置情報確認技術は、1964年に、ハーバード大学の心理学者らが、トランシーバーによる位置情報確認によってパロール対象者らに行動フィードバックを与え、行動変容を図る実験を行ったことが、犯罪者の電子監視の起源とされる。

刑事司法分野における電子監視技術利用は、1983年にニューメキシコ州で、プロベーション対象者の一条件である外出禁止措置の確認のため無線電波（Radio Frequency, RF）方式の電子監視機器が用いられたことに始まる¹⁰。1980年代には、拘禁代替施策の一つとして、ジェイルや刑務所の過剰収容を緩和し、収容コストを軽減するなどの目的で、外出禁止や在宅拘禁を管理する手段として、比較的軽微な犯罪の対象者を中心に在宅確認型RF方式電子機器が広範に用いられてきた。

一方、犯罪者の位置情報を人工衛星測位により追跡する方式であるGPS方式(Global Positioning System, 全地球測位システム)¹¹は、1990年代半ばに測位目的の軍用衛星が全面稼動し、民生利用が本格化する中、1997年にフロリダ州が初めて導入して以来、性犯罪者やDV加害者等、問題が再発した場合の影響が大きい犯罪者を中心に、全米に使用が拡大していった。後に見るように、性犯罪者等の包括的な再犯防止施策の一環として、当該犯罪者を電子監視に付すための立法が、連邦政府や各州で相次いだことに伴い、GPS方式の位置情報確認制度が大きく拡大したと考えられる¹²。

9 本節の記述は、Brown et al (2007), Burrell&Gable(2009), DeMichele&Payne(2009), 杉本・柴崎(2010), JAXA「GPSの歴史」(<http://qz-vision.jaxa.jp/READ/qz-navi05.html>) 等による。

10 当時の装置の発信機は、タバコの箱くらいの大きさがあり、足首に装着するもので、固定電話機に接続された受信機に1分ごとに信号を送信し、受信機から電話回線を通じて在宅状態を確認する方式であった。受信範囲は約45メートルであったという (Burrell&Gable, 2009, p. 98)。

11 GPS (正式名称はNavster GPS) は、アメリカ国防総省の衛星測位システムを指すものであり、一般に人工衛星を利用した測位システムの総称は、GNSS (Global Navigation Satellite System) という。GPSによる位置情報把握は、複数の衛星信号利用により緯度、経度、高度、及びGPS時間の情報を得て、三角測量の原理を利用し、位置を特定する技術である。

12 電子監視機器利用の拡大理由について、電子監視産業の幹部となった元政治家や元行政官による利害誘導の動きがあつて、電子監視機器の利用の促進につながつたという刑務所産業複合体 (Prison-Commercial (Industrial) Complex) の観点からの論説 (Lilly, 2003) や、電子監視機器業者の高いマーケティングスキル、市民の犯罪不安、危険な犯罪者に関するマスコミのセンセーショナルな報道が、電子監視機器利用を支持する動向に拍車をかけたとする指摘 (Renzema, 2005) などもある。

6-2-1表 米国における電子監視・位置情報確認制度等関連事項年表

年	出来事の概要
1964・・・	ハーバード大学の実験的行動分析学者シュイツゲーベル(現姓ゲーブル)らが、マサチューセッツ州ボストン等で、若年パロール対象者、精神病者の更生支援と社会的サポートの目的でポータブルトランシーバーによる位置確認の実験的研究を実施。
1970年代	刑事政策がリハビリ(社会復帰)モデルからジャスティス(公正)モデルに転換。 (諸州、不定期刑・パロール制度廃止、刑務所過剰収容が進行(1980年～2000年までに刑務所人口が3倍以上に急増)。
1983・・・	ニューメキシコ州で、漫画スパイダーマン等に着想を得たジャック・ラブ判事がプロベーション対象者に電子監視機器を用いた在宅拘禁を実施 ¹³ 。 フロリダ州モンロー郡で、デフォー判事が無免許運転違反者の週末在宅拘禁に電子監視機器を利用。
1983・・・	レーガン大統領、GPSの民生利用を開放(主に航法や探査分野で利用される)
1984・・・	フロリダ州パーム・ビーチ郡、電子機器利用による在宅拘禁プログラム開始。
1986・・・	連邦パロール委員会、連邦行刑局早期釈放受刑者の在宅確認を電話により行う監督プログラムを実験的に実施。
1980年代 後半	各州が在宅確認型RF方式を導入し、在宅拘禁等の条件管理に用いる。
1987・・・	レンゼマ教授、電子監視の専門誌「Offender Monitoring(1989年、Journal of Offender Monitoringに誌名の名称変更)」創刊。
1987・・・	フロリダ州議会、電子監視を承認(翌年から無線電波方式電子監視機器使用開始)。
1988・・・	連邦政府、電子監視機器を用いた外出禁止プログラムを実験的に開始(1991年までに連邦政府は、全米に電子監視機器使用を拡大)。
1989・・・	連邦刑事法に関する司法委員会が、外出禁止プログラムの対象者の範囲を、早期釈放者からプロベーション対象者及び判決前被告人にまで拡大することを承認。
1994・・・	全米法執行・矯正テクノロジーセンター(NLECTC)設立。
1995・・・	アメリカ矯正協会(ACA)、電子監視プログラム基準を刊行。
1996・・・	米国GPS政策で、全世界にGPSの利用開放を発表(本格的な民生利用が拡大)。
1997・・・	フロリダ州、犯罪者の位置情報確認にGPS方式の電子監視を全米で初めて導入。
2000・・・	クリントン大統領命令によりGPSの測位精度劣化操作(Selective Availability)を解除(民生利用の測位精度が大きく向上)。
2002・・・	アメリカプロベーション・パロール協会(APPA)、『電子技術による犯罪者の監督指導：ユーザーズガイド(初版)』を刊行。
2005・・・	フロリダ州、ジェシカランスフォード法施行(特定性犯罪者等の終身電子監視機器装着等を規定)。
2006・・・	連邦、アダムウォルシュ児童保護安全法 ¹⁴ 制定(特定性犯罪者等の監督のためGPS利用によるプロジェクトを奨励・助成する条文を規定)。

13 ラブ判事は、当時、非暴力犯罪者のジェイル収容回避方策を模索しており、1977年、新聞で牛の皮下に移植された無線発信機の写真と、悪漢がスパイダーマンの動きを把握するためレーダー装置を腕に装着させたマンガとを見て触発され、コンピュータ販売業のゴスに装置開発を依頼したという。1983年に電子監視の対象とされたプロベーション対象者3名中、1人目(ヘロイン乱用者で不渡小切手で有罪)は1か月の外出禁止措置後、万引きで再犯し、2人目(盗品譲り受けによるプロベーションの遵守条件違反による)は外出禁止措置を履行したものの拘置センターに酩酊状態で出頭したためジェイル拘禁刑に付され、3人目の対象者(飲酒運転2回、糖尿病に罹患)のみが電子監視の成功事例であったという(Burrell & Gable (2009, p. 98))。

14 Adam Walsh Child Protection and Safety Act of 2006 (P.L. 109-248, 120 Stat. 587) (以下「アダムウォルシュ法」という。)ジェシカ法と同様に、この法律も児童被害者の名を冠した法律である(被害者(事件当時6歳)は、1981年フロリダ州ハリウッドのシアーズデパートで誘拐され、殺害された。)。同法は、全米の性犯罪者登録公表制度を拡充整備し、平準化を図ることなどを目指したものだが、同法基準に合致した法整備を済ませた法域は2011年1月現在で7法域にとどまり(News Release Jan. 20., 2011, <http://www.ojp.usdoj.gov/smart/pressreleases.htm>)、同法に定められたGPSによる性犯罪者監視パイロットプログラムの助成規定は現地調査時点では未実施であった(なお、本法を含め、米国の性犯罪者対策に関する立法の概要に関しては、法務総合研究所(2008 a, pp. 181-191)を参照されたい。)

2 電子監視機器を利用した位置情報確認制度の法的根拠・実施目的等

連邦制国家である米国の場合、刑事司法運営について、法域ごとに大きな違いがあり、電子監視機器を用いた位置情報確認等の利用目的や対象者も様々であり、統一的な制度は存在しない。

制定法により犯罪者の管理に電子監視の利用を認めている法域は、少なくとも46州及びワシントン特別区に及ぶという¹⁵。このうち、特定性犯罪者等の管理に、位置情報を確認する何らかの電子監視機器（GPS装置又は在宅確認型無線電波方式機器）の使用を認める法律上の規定を有する法域は、少なくとも39州及びワシントン特別区であるという¹⁶。

電子監視機器による位置情報確認が行われる処分の種類や名称も様々であり、具体的な法的根拠等に関しては、後述するフロリダ州及び連邦の実務紹介に併せて紹介することとし、ここでは米国の刑事司法過程の中で、どのような目的でどのような利用の仕方がなされているかを例示的に概観しておく。

6-2-2表は、電子監視機器による位置情報確認等が行われる各種処分とその概要を示したものである。同表に見るように、電子監視機器による位置情報の確認は、刑事司法の入口段階から出口段階まで広範に利用されている。

6-2-2表 米国において電子監視が利用される処分等の概要

処分等	処分等の説明
(未決段階)	概要
公判前監督指導 Pretrial Supervision	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所の決定に基づき、公判前被告人を保釈する際に、保釈条件の一つとして電子監視を行い在宅状況等を確認するもの。誓約による釈放や保釈金による釈放に代え、電子監視による監督指導付釈放プログラムを条件とする場合や、保釈金・薬物検査等を併科する場合などがある。 ・公判への出頭確保、外出禁止、ジェイルの収容コスト削減等を目的として電子監視機器による位置情報確認等が行われる。 ・対象者は、窃盗、飲酒運転、常習交通事犯者、薬物事犯者等。配偶者暴力(DV)加害者の場合は、被害者居宅周辺を接近禁止区域に設定したGPS方式の位置確認と警報発報時の被害者向け通報が利用されることがある。また、RF方式で在宅拘禁状態にあった被告人が善行を維持した場合に、GPS方式に切り替え、外出機会を増やすプログラムもあるという¹⁷。
(確定後：拘禁前段階)	
プロベーション ¹⁸ Probation	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所によって科せられる条件付社会内処遇措置の一つ。プロベーションの遵守条件として設定された外出禁止等条件の履行を担保するための付加的条件

15 DeMichele, M. & Payne, A. (2009, p. 89)。また、少年犯罪者に対する電子監視は、2州を除く全州で何らかの形で実施されているという (ABA, 2011)。

16 National Conference of State Legislatures (2008)。NC SLの同資料によれば、特定性犯罪者等の終身電子監視の規定を有する州は9州であった。なお、Council of State Government (2010, pp. 11-12)の集計表によれば、特定性犯罪者のGPS装着法定州は34州となっている (この資料には、GPSを実施しているワシントン特別区が含まれていない)。また、ICAO S (2007)の全米各州調査によれば、少なくとも9州は、電子監視対象者の位置情報関連データを、地元法執行機関が犯行場所関連付け (Crime Scene Correlation) のマッピング技術に利用し、犯罪者の位置情報と犯罪捜査情報との照合が利用可能との回答を示している。

17 Brown et al. (2007, pp. 2-25)。

18 プロベーションは拘禁後の処分として分割刑 (split sentence) の形で拘禁刑に併科される場合もあり、その場合、プロベーションは拘禁刑執行前に執行される場合と拘禁刑執行後に執行される場合がある。

	とする場合、比較的リスクの高い常習的犯罪者等に対する集中監督プロベーションのように、監督指導を強化する場合、その逆に低リスクで濃密な介入を要さない対象者について、監督指導の省力化のため簡易プロベーションの実施方法の一つとして電子監視による位置情報確認等が行われる場合がある。
在宅拘禁 House Arrest ¹⁹	<ul style="list-style-type: none"> ・刑務所やジェイルの過剰収容を軽減し、拘禁コストを削減する拘禁代替措置として、裁判所の決定に基づき行われる中間的制裁。通勤・通学、処遇プログラム参加等が許される外出時間の一部制限レベルのものから、医療等緊急の必要以外一切外出が禁止される施設拘禁とほとんど変わらないレベルのものまで、行動制限には幅がある。 ・在宅確認は、通常は電話連絡や家庭訪問等により行われるが、電子監視機器による在宅状態等の位置情報確認が利用される場合も多い。
(拘禁刑執行中の措置)	
外部通勤 Work Release	<ul style="list-style-type: none"> ・外部通勤プログラムはジェイルや刑務所の拘禁下に置かれた被収容者が、勤務先における就労継続のため外出するプログラムである（短期刑受刑者に対して裁判所の判決により刑期の初期から拘禁代替措置として外部通勤を許すものと、矯正施設の釈放前の準備時期等に実施するものとに分かれ、プログラムの実施主体、実施区分ごとに決定権者は異なる。）。勤務先での就労は、例えば月曜～金曜まで継続し、勤務時間外は在宅拘禁やハーフウェイハウス収容とする、勤務のない週末は施設拘禁とするなどの取扱いがなされる。 ・電子監視機器による位置情報確認は、職員戒護のない外部通勤対象者の外出状態の管理や所在不明防止の措置として用いられることがある。
一時帰休 Furlough	<ul style="list-style-type: none"> ・一時帰休プログラムは、ジェイルや刑務所の拘禁下に置かれた被収容者が、医療、薬物乱用治療、葬儀出席等の短期外出を必要とする理由、又は、教育、職業訓練、雇用等の一定期間の外出を必要とする理由により、施設を主管する官庁によって許可される一時外出措置であり、職員が同行する戒護付きのもの職員が同行しない戒護なしのものがある。 ・電子監視機器による位置情報確認は、職員戒護のない一時帰休対象者の外出状態の管理や所在不明防止の措置として用いられることがある。
(条件付釈放措置)	
パロール ²⁰ Parole	<ul style="list-style-type: none"> ・パロール存置州におけるパロール委員会が決定する裁量の釈放（仮釈放）後の監督指導。パロールの遵守条件として外出禁止措置等の条件が設定される場合や、監督指導を強化する必要がある場合に、電子監視機器装着条件が付加され位置情報確認がなされることがある。
監督付釈放 Supervised Release	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦では1984年の量刑改革法によってパロールが廃止され、量刑ガイドラインによる定期刑制度が実施されており、連邦の監督付釈放は、拘禁期間とは別に量刑の際に定められる裁判所の決定に基づく釈放後の社会内処遇である。 ・監督付釈放の一条件として、一部対象者に、中間処遇施設における処遇を実施する代わりに措置として、外出禁止等の管理目的で電子監視機器による位置情報等確認が行われることがある。
その他（刑罰執行後等の 予防的措置）	
民事的収容 ²¹ Civil Commitment	<ul style="list-style-type: none"> ・民事的収容とは、精神疾患等により性犯罪に及ぶ危険があると認められる者等を、専門家による鑑定後、裁判所の決定をもって、受刑後も治療施設等に収

19 法文上、home detention, community control等の名称を使う州もある。在宅拘禁も分割刑の形で、拘禁刑に併科される場合がある。

20 連邦及び約3分の1の州ではパロールを廃止しているが、廃止州においても制度廃止前対象者やパロール存置州のパロール業務を担当することがあり、一定数のパロール対象者が存在する。また、パロール廃止後、刑務所コストが大きく増大したことを受けてパロールを再開した州（例、コネチカット、コロラド）もある（Lattessa & Smith, 2007）。

21 性暴力犯罪者の拘禁刑終了後の民事的収容は19州で実施されており、一人当たりの年間収容コストは平均94,000ドル（約837万円、1ドル=89円で換算、以下同じ。）かかり、収容も長期化する傾向にある（Council of State Government, 2010）。また、裁判時に責任能力がないと認められた場合は、刑務所には収容されず、直接同制度に基づく収容施設に拘禁される場合もある。民事的収容の説明詳細は、法務総合研究所(2008a, pp. 203-215)を参照。

	<p>容する措置であり、ワシントン州が1990年に全米で初めて導入した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同措置を採られた者のうちで、通所方式の民事的収容に付され外来治療を受ける場合（例 テキサス州）には、電子監視機器の装着を義務付けられることがある。また、同措置が廃除となった対象者の場合、性暴力犯罪者の指定を受けるなどして、収容措置後の社会内処遇に移行した際に、終身プロベーション等の処分が継続する場合があります、その遵守条件の一つとして電子機器装着が付加される場合がある。
<p>その他 (施設内処遇中の処遇条件)</p>	
<p>施設内位置情報確認²² Monitoring of Inmate Locations and Movements</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェイルや刑務所等矯正施設の職員及び被収容者の施設内の位置情報を、無線電波同定 (RFID) 方式ICタグで集中管理し、許可エリア外の移動を制限、特定人物との接触制限、逃走防止、規律違反調査（例、施設内暴行や窃盗等の確認）、職員安全確保、職員負担軽減等に利用しようとするもの。 ・1997年にカリフォルニア州立刑務所で導入後、2009年時点までに少なくとも14施設で導入されている。

注 1 DeMichele&Payne (2009) 等に基づき作成（すべての処分等を網羅するものでない）。
 2 上の表の各処分では、被害弁償や社会奉仕が併科されることもある。

3 電子監視機器による位置情報確認等の運用基準等

電子監視機器による位置情報確認等が行われる際の根拠法令が法域ごとにまちまちで、統一的なものがないのと同様に、電子監視機器による位置情報確認の運用基準に関しても、国が定めた全国統一的基準やガイドラインは存在しない²³。

各種団体が定めた基準としては、アメリカ法曹協会（American Bar Association, ABA）によるものや、アメリカ矯正協会（American Correctional Association, ACA）の基準がある²⁴。

まず、アメリカ法曹協会（ABA）は、1989年に「刑事制裁としての電子監視付き在宅拘禁利用に関する原則」を採択し、以下の3点を運用方針や運用手続策定上、検討すべきとしている。

- ① 裁判所が、電子監視付き在宅拘禁を、市民の保護と犯罪の重さに照らして科すべき最も制限の少ない拘禁代替措置と認める場合には、電子監視機器による在宅拘禁の刑を科することもできるものとする。
- ② いかなる場合でも、裁判所又は保護観察官は、プロベーションの条件として、電子監視機器装着を自動的に義務付けてはならないこと。
- ③ 電子監視機器使用料の支払能力を、科刑の際に電子監視機器使用を義務付けるかどうかの判断をする際の検討事項としてはならないこと²⁵。

22 この方式は、日本の一部のPFI刑務所でも利用されており、法務省ホームページ（例、「刑事施設における業務委託の在り方について」http://www.moj.go.jp/kyousei/kyousei_itaku_index.html）、本庄(2008)にその概要紹介がある。アメリカの利用例は、赤田(2005)、Hickman et al.(2008; 2010)、Halberstadt & La Vigne(2011)参照。

23 Brownら(2007, 5-5)によれば、GPS機器利用に関する全米的な基準は全く存在しない。連邦司法省は、全米プロベーション・パロール協会の電子監視刊行資料の発刊（例、DeMichele&Payne, 2009）やGPS利用に関する技術報告書（Brown, et. al, 2007）の刊行を助成するなどして関連情報の流布に努めている。また、技術的な情報交換の場（例、全米法執行・矯正テクノロジーセンター、NLECTC）が技術的な支援に当たるなどして、関連実務の情報交換、水準の向上、平準化等が推進されているように思われる。

24 DeMichele&Payne(2009, p. 106)

25 少年犯罪者の電子監視費用負担に関し、ABAは、2011年に採択された決議において、電子監視は施設拘禁に代わり少年の利益にかなう選択肢の一つとなり得るとし、拘禁施設への収容を要さない少年犯罪者の電子監視を行う場合は、各法域の政府がその費用を負担すべきであると勧告している。

一方、アメリカ矯正協会(ACA)が1995年に定めた「電子監視プログラム基準」では、以下の事項について一般的基準を示し、各法域のプログラムが同基準に合致しているかどうかを審査の上、認証プログラムの認定を行っている。

【ACAの電子監視基準において設定すべきとされる項目】

プログラム運営、財務管理、職員研修・育成、ケース記録管理、情報システム及び研究、対象者監督指導、安全・緊急措置、運用規則・規律、対象者の受理及びオリエンテーション、分類(アセスメント)、釈放。

各法域では、所管機関が文書による運用方針や手続を定める場合、本体条文のほか、関連する法令条文やACA基準を相互参照事項として示し、運用規則や執務マニュアルを定めるなどの対応を採っている。

4 実施状況の概要²⁶

1980年代初頭に在宅拘禁の確認手段として利用が開始された電子監視は、ジェイルや刑務所の過剰収容を緩和する安全かつ費用対効果の高い拘禁代替施策として、在宅拘禁、早期釈放、パロール拡充、外部通勤等のプログラムの監督指導強化手段として利用が拡大した。当時の電子監視の対象者は、軽罪犯罪者等、全般に再犯リスクや社会的危害が低いとみなされる者が対象とされていた²⁷。90年代初頭には約400プログラム・1万2,000人の犯罪者が対象とされ、その後、電子監視の利用はさらに拡大し、1998年1月時点で、約1,500プログラム・9万5,000台²⁸の電子監視機器の利用を記録したという。

一方、GPS方式による犯罪者の位置情報確認制度は、1997年にフロリダ州が初めて導入したものであるが、当時の日額コストは平均30～40ドルと現在よりかなり高額であったことや、モニタリング装置が大きく、バッテリーが2kgを超えるなど多くの問題があった。このため、GPS方式の導入当初は、在宅状態を確認する無線電波(RF)方式に比較すると、利用件数は非常に少なかった。その後、技術的進歩によるコスト低下、機器の小型化、精度の向上が進む一方、性犯罪者の情報登録・登録情報公開、刑罰の厳格化、各種治療等の包括的な対策の一環として位置情報等に関する電子監視技術の利用のための法制化が進んだことなどから、近年はGPS方式の利用が著しく増加している。なお、GPS方式による位置情報確認は、性犯罪者に限らず、ギャング、薬物犯罪者、DV犯罪者、飲酒運転犯罪者等にも広く適用されている²⁹。

26 本節の記述は、NLCTC(1999)及びDeMichele & Payne(2009)による。

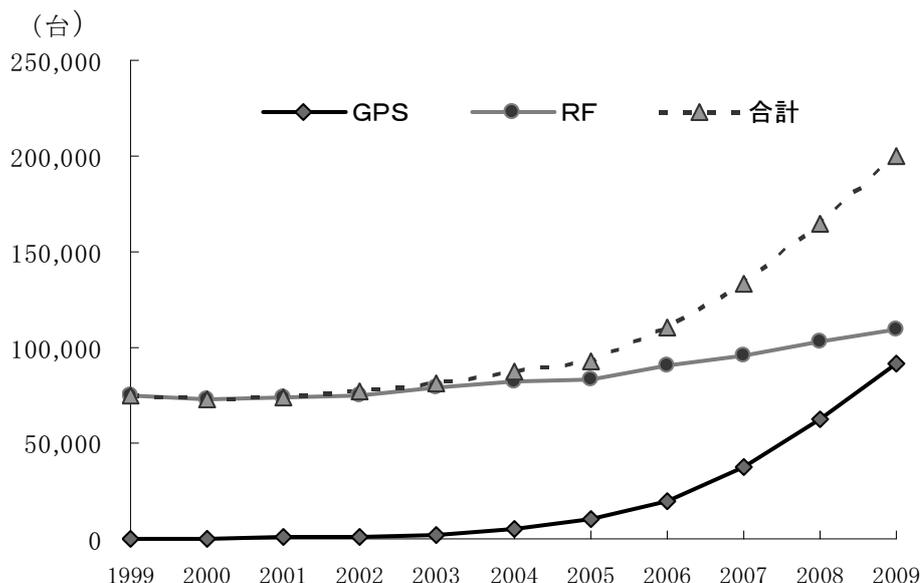
27 導入早期の無線電波方式の概況や評価研究については、藤本(1996)に解説がある。

28 電子監視機器利用台数調査は、J. of Offender Monitoringが定期的に行っているもので、連邦司法省の司法統計局データにも一部電子監視関連統計はあるが、全米の状況を正確にカバーする資料はない(GPS利用の部分的データは、Glaze&Bonczar, 2010, p. 32&43. 参照)。DeMichele & Payne(2009)によれば、1999年時点データでは約10万台と紹介している文献が多いが、これは、J. of Offender Monitoringの業者調査データに誤りがあったためだという。この調査は、1999年データを7万5,000台と記載していることからNCLCの記述は誤記である可能性があるが、本文はNCLCの記載どおりの数値を記載する。

29 ギャングに電子監視機器を利用する場合、移動式の接近禁止区域を設定することにより抗争関係にあるメンバーの双方に警告を出す利用の仕方が技術的には可能という(DV加害者・被害者においても同様)。性犯罪者に対するGPS監視利用に関しては、性犯罪者の再犯率が他の犯罪に比べ必ずしも高いとは言えないことや、児童を対象とする性犯罪の大半は、米国の場合、面識のある者による加害であることなどの事情があり、再犯防止効果についてのエビデンス(実証的根拠)もまだ確たるものが得られていない状況にあるが、再犯サイクルに陥りやすい行動パターンの発見等には役立つという(DeMichele & Payne, 2008, pp. 78-79)。

6-2-3図は、様々な電子監視技術のうち、主要な位置情報確認手段である無線電波RF方式とGPS方式の機器の利用状況を見たものである。2009年時点では、GPS方式が約9万1,000台、RF方式が約10万9,000台利用されており、全体で約20万台近くが利用されている。機器利用の絶対数から見ると、この利用状況は、調査対象国の中で最も多い。ただし、社会内処遇に付される各種犯罪者数が500万人にも及ぶ現状を考えると、ごくわずかな対象者に限定的に利用されている状況にあると考えることもできる。

6-2-3図 米国における位置情報確認機器の利用状況の推移



- 注 1 DeMichele & Payne (2009), Table 1a及びTable 1b(p. 17) を合成しグラフ化した。
 2 オリジナルデータは、J. of Offender Monitoringの年次調査による推計値である。
 3 「RF」とは在宅確認型無線電波方式の電子監視機器を指し、「GPS」は衛星測位による位置情報追跡型の電子監視機器を指す。

5 電子監視機器利用に関する人権問題等の議論

今日の社会では、GPS方式による衛星測位にとどまらず、携帯電話の基地局情報による測位、無線LANを利用した測位等により、各種の電子機器利用による位置情報確認が容易にできるようになり、社会生活全般に広く浸透している。一般市民生活においては、このような技術利用により利便性が向上する一方で、位置情報等の取得や利用がセーフガードを設けないままなされた場合、個人のプライバシーを侵害するおそれがあり、この観点からの各種の議論がなされている³⁰。

米国の刑事司法分野における、犯罪者の位置情報確認と人権面等の課題についての議論は、在宅状態確認のための無線電波方式の電子監視機器利用が普及し始めた1980年代には議論

30 一般的な社会生活場面や犯罪捜査の際のGPS技術利用に関する米国の議論については、松前(2010)や新保(2010)に詳しい。また、アメリカ地理学会長を務めていたドブソンと地理情報科学(GIS)の研究者であるフッシャーによるGeoslavery(地理的奴隷制度)と題する小論において、ドブソンらは、位置情報を管理する主体がセーフガードのないまま、その権限を濫用した場合、ジョージ・オーウェルが小説「1984年」で描出した全体主義的監視社会の悪夢が現実のものとなることへの警鐘を鳴らしている(Dobson & Fisher, 2003)。テクノロジーとの共存という視点からの論考は、青柳(2006)を参照。

の焦点となっていたが、電子監視機器利用の合憲性が確認され、それ以降は、経済的効果等の課題へと議論は推移したという³¹。そこで、この当時に刊行された資料の中から、犯罪者に対する電子監視機器の利用に関する憲法上の論考³²を以下に概観しておきたい。

まず、電子監視機器が、在宅拘禁に付された犯罪者の在宅状態確認手段として利用されていた初期の時代では、合衆国憲法権利章典修正第4条に定められた不合理な搜索と押収の禁止や居室におけるプライバシーの侵害に当たるのではないかとという観点から議論がなされている。この点に関しては、電子監視機器による在宅確認は、在宅しているかどうかだけを確認するものであり、個人の居室内の行動を視覚的に確認したり、対象者個人の通信の内容を傍受するような性質にはないためプライバシーの侵害には当たらないと考えられる上、当時の在宅拘禁プログラムが対象者等の同意を前提に実施されていたことや、拘禁措置と比較した場合に、電子監視による在宅確認の方がはるかにプライバシーの侵害性が低いこと、プロベーション等の刑事制裁措置を受ける身分において、刑事司法機関による制裁の対象者は、他の制裁と同様に、制裁の実施に当たって、一般市民に期待される権利に一定の制約が課せられ、一般市民の安全の確保や保護が優先されると考えられること、刑事制裁措置を受ける者では憲法上の権利が一定の制約を受けること³³は各種の判例でも認められていることが、電子監視措置の実施に憲法上特段の問題がないことの論拠とされた。また、電子監視機器による位置情報の確認が、不合理な押収や搜索に当たるのではないかとという議論においては、一般的な社会内監督指導措置に付された場合においても遵守条件違反等確認のための無令状搜索等が合憲とされており、電子監視は、目視による監督指導を強化する手段に過ぎないという理由づけにより特段の法的問題は生じないとみなされてきた³⁴。なお、各法域の立法例では、在宅状態の確認に必要な最低限の方法を用い、居室内の音声や映像等の利用は本人を特定する目的のみに行うこととし、極力必要な範囲にとどめるという趣旨の規定を設けている例もある³⁵。

さらに、その他の論点としては、電子監視費用の徴収が修正第14条に定められた法の下での平等保護原則に抵触する差別的な処遇に当たるのではないかとという議論や、電子監視機器の装着が屈辱的な扱いを与え、同修正第8条に定められた残虐な処罰に当たるのではないかとする議論もなされてきた。費用徴収に関しては、関係立法の中で、経済状態を処遇選択の条件とし差別的な扱いをするような対応がなされておらず、処分選択後も、対象者の経済状況を勘案し費用免除や段階的課金等の措置を執ることにより指摘された問題点は回避されており、電子監視機器の利用に関しても、拘禁措置に比べればはるかに人道的であるという

31 JHSA (2000)

32 del Carmen & Vaughn (1986), US Congress, Office of Technology Assessment, Criminal Justice (1988)

33 del Carmenら(1986)は、この例として、保護観察官による無令状搜索、保護観察官のもとへの定期出頭、旅行・職業・住居選択の自由の規制を例として上げている。また、プロベーションの遵守条件設定には権限を有する機関に広範な裁量権が認められているが、遵守条件設定の妥当性は、①当該遵守条件が社会の保護及び(又は)対象者の改善更生に資すること、②当該条件が明確性を有すること、③当該条件が合理的であること、④当該条件が合憲であることの要件を充足するかどうかを検討すべきであるとしている。

34 Ibid.

35 DeMichele & Payne (2009, p. 90)

理由により特段の問題はないと解説されている³⁶。

以上の議論は、主に在宅拘禁の位置情報管理に無線電波方式の電子機器を利用するという文脈のもとでなされてきた議論である。GPS機器による犯罪者の位置情報確認施策は、比較的最近広まってきたため、GPS利用による犯罪者の管理にまつわる法的諸問題に関する研究もまだ比較的少ないのが現状であるが、基本的な考え方はGPS機器を利用する場合にも該当するという³⁷。

しかし、近年の電子機器は、技術的進歩に伴い、位置情報把握がかなり精密に行えるようになってきていることや、刑務所出所後の終身監視の例のように刑務所等への拘禁期間と比べても相当長期間にわたって電子機器による監視が継続するような立法や実務も展開されてきていることから、施設内処遇における権利の制約や不利益性を比較考量の基準とするような従来の考え方を、そのままGPS機器を利用した位置情報確認の適否の判断に適用するのは妥当ではないとする見解³⁸や、対象者の危険性に関する個別の審査も経ずに一律にかつ広範な行動の監視を可能とするような立法は米国憲法上問題があるとする見解³⁹などもあり、この種の議論や関係する裁判例の動向も今後注視していく必要があると思われる⁴⁰。

36 Ibid.

37 Ibid

38 Murphy (2008)

39 Hinson (2009)

40 性犯罪者に対するGPS方式の監視に関しては、アメリカの人権団体の一つであるアメリカ市民自由連合(American Civil Liberties Union, ACLU)は、性犯罪者を一律に長期に渡ってGPS機器による監視を義務付ける法制化の動向に強く反対している。その論拠は、最近の立法例が、GPS監視を真に必要とする対象者を選択的に選別しておらず広範に監視を加えていること、刑罰執行後の過重な処罰ともなり得ること、性加害の多くは顔見知りの近親者によって行われており効果も疑問視されると考えられること、監視に要する費用が大きくかかることなどである。(例, ACLU of Maryland, March 15, 2011 Testimony for the Senate Judicial Committee: SB208 Criminal Procedure Sex Offenders Tracking Device as a condition of probation for life after release from Custody.)

第3 フロリダ州の位置情報等確認実務：矯正保護省及びレオン郡プロベーション部の実務

1 概況

フロリダ州は、米国東南部に位置する人口約1,854万人の州（州都タラハシー、67郡から構成）である。電子監視機器利用による犯罪者管理の歴史が20年以上の長期にわたり、アメリカ諸州の中でも実施規模も大きい州の一つである。性犯罪対策として2005年のジェシカ・ランスフォード法⁴¹（Ch. 2005-28, Laws of Florida, 以下「ジェシカ法」という。）の制定により特定性犯罪者等の終身電子監視を導入した州であること、電子監視機器利用プログラムの大規模評価研究が行われていることなどから、アメリカの州レベルの実務例を調査する州とした。ここでは、州レベルの実務として矯正保護省の電子監視による位置情報確認プログラムを、郡レベルの実務としてレオン郡の公判前釈放プログラムにおける電子監視機器利用による位置情報確認の実務をそれぞれ紹介する。

フロリダ州の犯罪情勢について、アメリカ連邦捜査局(FBI)の犯罪統計制度に定められた指標犯罪の統計的動向を見ると、全米の犯罪動向と同様、暴力犯指標犯罪及び財産犯指標犯罪の双方について、総件数、人口比ともに減少傾向が認められる。1990年時点で約16万件あった暴力犯罪は、2009年には約11万件の水準に低下し（同期間に人口比は、1,221から605に低下）、財産犯罪は、約96万件の水準から約71万件の水準に低下した（同期間に人口比は、7,319から3,793に低下）⁴²。全般的には犯罪は減少傾向にあるが、人口比から見るとなお高い水準にあることがうかがえる。

次頁の6-3-1表は、フロリダ州における施設内処遇（刑務所・ジェイル）及び社会内処遇の近年における対象人員の推移を見たものである。州立施設には約10万人が収容されており、郡が運営するジェイルの収容人員は一日平均で約6万人であり、州全体では約16万人が拘禁施設に収容されている。一方、社会内でプロベーション等の社会内処遇の監督指導対象人員は約15万人に及ぶ⁴³。施設内・社会内処遇対象実人員及び拘禁率はかなり高く、人的・財政的負担が大きいことがうかがえる⁴⁴。

41 同法は2005年2月に同州で誘拐され強姦の上、殺害された9歳の被害者の名を冠し制定された法律であり、特定性犯罪者の必要的最低刑期を25年とし、終身電子監視や終身性犯罪者登録等の規定が州法に新設され、他州の立法にも影響を与えた。加害者は被害者宅の近隣に住む性犯罪者前科を有する者であった。

42 Florida's Crime Rate at a Glance (フロリダ州法執行省, <http://www.flc.state.fl.us/>) による。

43 フロリダ州矯正保護省は、職員総数約28,000人（うち刑務官約18,000人、保護観察官約2,300人）であり、州立刑務所は62施設（うち、7施設が民営刑務所、ワークキャンプやワークリリースセンター等を含めると144施設）、プロベーション事務所は156箇所ある。

44 2009年度の州矯正保護省予算は、約23億7,300万ドル、施設内処遇関連予算は約68%、医療関連予算が18%、社会内処遇関連予算が約11%などとなっている（FDOC, 2011, p. 8）。

6-3-1表 フロリダ州における施設内・社会内処遇対象人員の推移

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
州刑務所収容人員	88,576	92,844	98,192	100,894	102,232
刑務所拘禁率 (人口10万人当たり人員)	480	496	522	536	547
ジェイル収容人員 (一日平均)	60,240	63,424	61,500	57,768	--
ジェイル拘禁率 (人口10万人当たり人員)	340	350	350	320	--
社会内処遇 監督指導対象人員	146,182	153,692	158,079	157,222	152,928

- 注 1 2009-2010 Agency Annual Statistical Information(フロリダ州矯正保護省)による。
 2 拘禁率は、人口10万人当たりの刑務所・ジェイルの収容人員である。
 3 人員は、ジェイル(一日平均)を除き、各年会計年度末(6月末日現在)の数値である。
 4 ジェイルには短期刑確定受刑者、未決被収容者、プロベーション違反者等の成人・少年が含まれる。ジェイルの拘禁率は、人口1000人当たりの数値を10万人当たりに換算した。

2 フロリダ州矯正保護省の電子監視による位置情報確認実務

(1) 導入経緯等

フロリダ州では、1983年以前までは、裁判官が行う量刑判断に大幅な裁量が認められていたが、1983年にフロリダ州量刑ガイドラインが施行され、パロールが廃止された⁴⁵。同年、社会内統制(Community Control)という名称の在宅拘禁処分が新設され、1984年、フロリダ州パーム・ビーチ郡で電子監視による在宅拘禁パイロットプログラムが開始された。1987年、電子監視機器の利用に係る規定がフロリダ州法に法制化され、1988年からフロリダ州矯正保護省は、在宅確認型RF方式の電子監視を社会内統制処分対象者に導入した。

一方、追跡型の位置情報確認を行うGPS方式は、軍用衛星情報の民生利用が開放されて間もない1997年から、ほぼリアルタイムで対象者の位置情報を追跡できる能動型GPS方式⁴⁶の利用が開始され、2005年のジェシカ法の施行による特定性犯罪者等の監視強化により、利用件数が飛躍的に上昇した⁴⁷。なお、同州では1995年に特定性犯罪者の居住地制限法(§ 775.215FS(フロリダ州法775.215条)に規定⁴⁸)が制定されているが、同法による制限(児童の出入りする学校、保育施設、公園等から1000フィート(約300m)以内の居住地制限)の遵守状況確認にもGPSによる位置情報確認技術が利用されている。

45 その後、量刑ガイドラインは逐次改正され、1998年刑事処罰法(Criminal Punishment Code)による量刑基準の導入に至っている。これら一連の改正は、制裁を増大させるなど全般的には厳罰化を推進するものであり、現在、受刑者は最低でも刑期の85%まで服役しなければ釈放されない扱いとされている。

46 能動型はほぼリアルタイムで位置情報を把握する方式である(GPSデータの把握の仕方の詳細は、巻末付表を参照)。

47 一方、対象者の移動情報を一日分蓄積し、対象者が帰宅後ダウンロードした情報を職員が事後確認し点検するタイプの受動型GPS電子監視装置による位置確認は、2001年～2006年まで利用されていたが、確認作業の人的コストが極めて膨大となるため利用中止となった。

48 州法条文は以下も同様に、§(条)条文番号FS(フロリダ州法)という形式に略記する。性犯罪者の居住地制限法は、1995年のフロリダ州を最初に、2001年から各州の州法に制定され始めたという。児童の出入りする指定場所からの制限距離は、500フィートから2500フィートまで法域ごとにばらつきがある(Niet et al., 2006)。CSC(2010)によれば、登録性犯罪者に対する居住地制限実施州は少なくとも28州に及ぶ(Zandbergen et al. (2010)では、少なくとも30州との記載があり、フロリダ州内における地域の居住地制限条例は150を超えるという。)

在宅拘禁の処分は、当時のジェイル⁴⁹や州刑務所の過剰収容の緩和策として、比較的再犯リスクの低い者を中心に利用されてきたもので、その一部の者に無線電波（RF）方式等の在宅確認型の電子監視が利用されてきた。他方、GPS方式による追跡型位置情報確認による電子監視は、再犯リスクが中～高リスクの危険な犯罪者への適用に重点が置かれている⁵⁰。同州上院刑事司法委員会は、電子監視の主目的は公共の安全の確保にあるとし、能動型GPS方式による追跡型の位置情報把握を暴力犯罪・性犯罪者の監視に、無線電波RF方式による在宅確認を薬物・財産犯に用いるべきだと勧告している⁵¹。

（２）電子監視の対象者及び法的根拠

フロリダ州の場合、電子監視機器による位置情報確認は、以下の各種の処分の在宅拘禁や外出制限等の条件の履行確認手段として用いられており、電子監視のみを独立した処分とするものではない。

- ① 刑事被告人の公判前釈放条件⁵²（§ 907.043 (2) (b) FS公判前釈放プログラム，§ 907.041 (4) (b) FS「危険犯罪」の裁量的釈放条件）

刑事被告人を電子監視機器装着を含めた監督指導条件のもとで公的機関や委託民間機関が行う公判前釈放プログラムに付すもの（州矯正保護省は適用外）。対象者の監督指導は、ジェイルを管理する保安官事務所等の法執行機関や郡や市のプロベーション部門等が行っている。また、放火等「危険犯罪」類型に当たる者の保釈金なしの保釈は、一般に認められていないが、裁判所は状況に応じて電子監視条件による保釈を裁量的に行うことができる。

- ② プロベーション⁵³の遵守条件（§ 948.03 (2) FS通常プロベーションの特別遵守条件；§ 948.30 FS性犯罪者プロベーション対象者の必要的追加特別遵守条件）

通常のプロベーションの場合、裁判所の裁量により電子監視機器装着条件の命令が付加される。

一方、特定性犯罪類型（Chap. 794 FS性的暴行；§ 800.04 (4), (5), (6) FS淫行；§ 827.071 児童を使役した性的演技行為（児童虐待の一類型）、又は§ 847.0145 性的目的に

49 ジェイルは郡が管理しているため、被収容者の収容コストは基本的に郡の財政負担となり、ジェイルの収容が増えると郡の財政が圧迫される。

50 フロリダ州プログラム政策分析・政府アカウントビリティオフィス（州の会計検査院から独立して設立された議会付属の行政監査機関、以下「OPPAGA」という。）は、2005年のレポート（OPPAGA, 2005）において、2004年時点で電子監視の7割が在宅拘禁処分に使われ、より常習的な犯罪者や性犯罪者には3割しか使われていないことから、監視強化のためにもっと危険性の高い犯罪者にGPS機器による追跡型の電子監視を拡充すべき旨の勧告を行った。矯正保護省は同勧告の趣旨を踏まえた対応をし、比較的リスクの高い者への適用が促進された（OPPAGA, 2007）。

51 Florida Senate Committee on Criminal Justice (2004, p. 8)。なお、2005年のジュシカ法により§ 948.11 FS（電子監視機器）の規定が改正され、暴力又は性犯罪前科を有する者、プロベーション、社会内統制、条件付釈放対象者では、能動型のGPS機器により位置情報等を把握することと定められた。

52 少年の場合、未決勾留には、保安拘禁施設収容、非保安拘禁施設収容、及び在宅拘禁の3種があり、拘禁リスクアセスメント等によって身柄の取扱いを判断しており、在宅拘禁の場合、通常は保護者の監督下に置かれる。電子監視は、プロベーション違反者の勾留を行う場合等であって、かつ拘禁施設利用ができない場合に、在宅拘禁の措置に電子監視を付加することができる旨の規定が設けられている（§ 985.255 FS (1) (h)）。

53 フロリダ州の場合、プロベーションには、通常プロベーション（Regular Probation）、管理プロベーション（Administrative Probation、出頭義務のない簡易プロベーション、再犯リスクの低い者に対し、一定期間の通常プロベーションを実施後にこの区分に移行する）、薬物犯罪者プロベーション（Drug Offender Probation、治療重視型の集中的プロベーションで監視及び薬物検査が付加される）、性犯罪者プロベーション（Sex Offender Probation）の区分が設けられている。

よる児童の売買（わいせつの一類型）の性犯罪者プロベーション又は社会内統制対象者の場合であって、同犯罪が2005年9月1日以降に行われたものであり、かつ被害者が16歳未満で加害者が犯時18歳以上である場合、裁判所は、6-3-2表に示す追加特別遵守条件を電子監視装置装着とともに必要に課さなければならないこととされている。なお、これらの犯罪類型に該当しない場合であっても、性的略奪者(sexual predator, § 775. 21) ⁵⁴指定を受けた者の場合又は犯時18歳以上の者が16歳未満の者を被害者とするこれらの犯罪の前科を有する場合も電子監視装置装着が義務付けられている。

6-3-2表 性犯罪者プロベーション対象者（特定性犯罪の場合）の法定遵守条件

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 夜間外出禁止義務（夜10時～朝6時） 2. 被害者が18歳未満の児童の場合、学校、デイケアセンター、公園、遊び場、その他児童が定期的集まる場所から1000フィート（約300m）以内の居住禁止⁵⁵ 3. 性犯罪者処遇プログラムへの積極的参加・履行（参加費用は自己負担） 4. 被害者との接触禁止 5. 被害者が18歳未満の児童の場合、18歳未満の児童との第三者監督なしの接触の禁止 6. 児童が定期的集まる場所での賃金労働又はボランティア活動の禁止 7. わいせつ、ポルノ、その他性的な刺激となる視聴覚素材の視聴、所持の禁止⁵⁶ 8. 賠償 9. 個人、住居、車両の無令状捜索に服すること 10. 少なくとも年1回のポリグラフ（嘘発見器）検査に服すること 11. 運転記録の維持及び監督官の事前許可のない単独による乗り物運転の禁止 12. 郵便局私書箱の使用禁止 13. 性的接触があった場合、H I V検査結果の提出（費用自己負担） |
|---|

注： 以上の条件に定期出頭等の通常プロベーションの遵守条件（州法執行省DNAデータバンク登録のための血液等サンプル提出（採取費用自己負担）も含む。）も課されるほか、性犯罪者登録法による登録も義務付けられている。

③ 社会内統制処分（集中監督指導付在宅拘禁）の遵守条件（§ 948. 101(1)(d)FS）：

前記のように、本処分は1983年に導入された拘禁刑の代替措置であり、対象者には、週末や休日を含め、自宅、仕事、治療、保護観察事務所等で過ごすべき時間が厳格に日課として課される。電子監視機器装着は、裁判所の裁量による命令又は矯正保護省が必

54 フロリダ州の性犯罪者の法的類型には、性犯罪者、性的略奪者、及び性暴力略奪者（sexual violent predator）があり、性的略奪者とは、低年齢の児童誘拐など第1級重罪性犯罪等で有罪が確定した者等、性犯罪の罪質の重い対象者であって裁判所が性的略奪者と指定するもの、又はフロリダ州の民事的収容法（Florida Jimmy Ryce Sexually Violent Predator Act, § 394. 910- § 394. 932FS）により民事的収容措置が執られた者を指し、性犯罪者登録法上は、両者が性的略奪者として登録される。性暴力略奪者とは、民事的収容措置を執られた者を指す。なお、同法は、1995年に同州で性犯罪者により誘拐、強姦、殺害された9歳の男子少年被害者の名を冠しており、98年に制定され99年から施行されている。民事的収容施設は、精神保健法領域の施設であり、フロリダ州児童家庭省の所管である。

55 距離は対象者の居宅から居住地制限場所の境界までの直線距離により計測する。マイアミのように地域の条例で居住等制限をさらに2,500フィート（約750m）に拡大している地域も州内にはある。

56 児童ポルノ等の犯罪の対象者の場合、コンピュータフォレンジクス（Computer Forensics）の技術を利用し、自宅等で使用しているコンピュータモニタリング（コンピュータの閲覧・送受信履歴等の監視確認）が付加されることもある。連邦の実務における性犯罪者のコンピュータモニタリングは、Palmiotto & MacNichol（2010）に具体的な監督事例の紹介がある。

要と認める場合に、外出禁止条件等の履行状況確認のため実施される⁵⁷。また、電子監視機器装着条件のない社会内統制処分の遵守条件違反者で、引き続き社会内処遇を行う場合には、指導強化措置として必要的に付加することとされている。さらに、社会内統制処分の遵守条件違反者に対する最も厳しい制裁措置として、刑務所に拘禁することもできる。在宅確認の業務等負担等が大きいことから、監督指導のケース負担は、通常のプロベーションよりも減らされ、職員1人当たり25人程度の集中的な監督指導が行われる。

④ 施設内処遇後の社会内処遇条件（条件付釈放（Conditional Release, § 947.1405FS）、パロール対象者⁵⁸、薬物し癖回復監督指導対象者等）

フロリダ州における条件付釈放とは、殺人、性犯罪、強盗、その他の対人暴力犯罪により刑を受けた者であって、施設収容の前科があるか、又は常習犯罪者や性的略奪者として有罪が確定した者に対して、最低85%の必要的拘禁期間を服役後、善時制（Gaintime, § 944.275FS）により得た日数分の刑期を社会内監督指導の期間として監督指導を行うものである⁵⁹。遵守条件はフロリダ州パロール委員会が決定し、監督指導は州矯正保護省の保護観察官が行う。この遵守条件として電子監視機器装着が付加されることがある。なお、特定性犯罪の対象者の条件付釈放による釈放後の監督指導条件は、前頁の6-3-2表の性犯罪者プロベーションの条件と同様である。

性的略奪者指定を受けた者又は18歳以上の加害者が、16歳未満の者を被害者とした前記特定性犯罪を2005年9月1日以降に行った場合に条件付釈放に付される場合、ジェシカ法によって創設された特定性犯罪者の処遇が行われ（条件付釈放プログラム, § 947.1405FS；特定性犯罪者又は性的略奪者によるプロベーション又は社会内統制違反時の措置 § 948.063FS；特定性犯罪者の性犯罪者プロベーション, § 948.30FS,）、能動型GPS方式によるほぼリアルタイムの監視が義務付けられる。さらに、2005年9月1日以降に、犯時18歳以上の者が12歳未満の者を性的に虐待した場合（§ 800.04（5）（b）、lewd and lascivious molestation）、裁判所は、終身刑を科すか、分割刑の形で25年を下回らない必要的最低拘禁刑及び拘禁刑執行後の終身電子監視条件付プロベーション又は社会内統制を科すものと定められている。

（3）電子監視の対象者の選考

児童を被害者とする性犯罪者等に対する必要的電子監視適用事例を除き、裁判官又はパロール委員会の裁量的判断により電子監視機器装着の条件が課される。裁判官等の判断を支援するため、保護観察官の調査報告が、公判前調査報告書や判決前調査報告書の形で行われる。リス

57 矯正保護省の裁量による電子監視（§ 948.11（1）FS）は、裁判所の決定による電子監視とは異なり、電子監視の規則違反に対する社会内統制処分取消しの処分を行うことができないという判例があるため、省の裁量権による電子監視実施に同省は消極的なスタンスであるという（Florida Senate Committee on Criminal Justice, 2004, p. 5）。

58 州刑務所にはパロール審査の対象となる者が約5,500人在在しており、パロール中の者は約450人である。この他、パロール委員会に決定権がある釈放措置には、刑務所の過剰収容を調整するための釈放（control release, 1989年に制度化）、終末期にある患者で社会的危害がないと思量される者に対する条件付医療上釈放（conditional medical release, 1992年に制度化）などがあるが例数は少ない。し癖回復監督指導（Addiction Recovery Supervision, 2001年に制度化）は、刑務所釈放後、薬物依存からの回復のための監督指導を薬物依存者に対して必要的に行うものであり、パロール委員会はその期間や遵守条件の設定に関与し、監督指導は矯正保護省の保護観察官が行っている。（Florida Parole Commission, 2010）

59 条件付釈放の平均実施期間は1.1年であり、その半数が3.6月以内という（2007年度実績）。（Bales et al., p. 6）。

ク水準はもっぱら罪名等により判断しており、調査時点において、同州は客観的リスク評価ツールを判断材料として利用していないということであった（州担当者の説明による。）⁶⁰。

（４）実施担当職員等

【電子監視機器提供業者の職員】

従前は、機器提供業者から直接所轄の保護観察事務所に警報等の連絡がされる形で電子監視を実施していたが、2005年のジェシカ法施行に伴い、性犯罪者を中心に電子監視の実施件数が飛躍的に増え、これに伴い機器の誤作動による警報エラー等への対応も増えたことから、同州担当のモニタリングセンターを2007年から電子監視機器提供業者のProTech社に設け、同社委託により同社職員12名程度でフロリダ州の電子監視の一次対応に当たっている。モニタリングセンター業務⁶¹を業者委託としたことで、従来職員が対応していた警報処理の7割（大部分は誤警報）を削減でき、職員負担が大きく軽減されたという。

【矯正保護省の職員】

保護観察事務所の現場では、ジェシカ法の施行以前は、GPS対応専従職員を指定し電子監視業務に当たらせていたが、同法施行後、実施件数が増えたため職員専従指定はできなくなったという。社会内統制対象者を監督指導する場合のケース負担は15ケース（電子監視に加え、週2回の家庭訪問による在宅確認が必要とされる）、性犯罪対象者の場合は25ケース（同、月4回の訪問接触が必要）、通常のプロベーションの場合はさらにケース負担を増やすなどというように、対象者の監督指導の密度に応じ、ケース負担に配慮している。時間外の対応には、常時1～2名を職場待機させて対応している。電子監視に当たる職員は、導入期に1日半の研修を受け、定期的フォローアップ研修を受ける。

（５）電子監視機器等⁶²

【電子監視機器提供業者】

ProTech社（フロリダ州オデッサの地元企業、ハード、ソフトウェア、保守管理、モニタリングセンター機能を担当）⁶³

【GPS電子監視装置】

60 他の州では、性犯罪の再犯リスク評価を、カナダで開発されたStatic99やStable等のリスクアセスメントツール（リスク評価尺度）を用いて評価している場合もある（Interstate Commission for Adult Offender Supervision, 2007）。なお、これらの評価尺度は、我が国の刑事施設における性犯罪者処遇プログラムの中でも再犯リスク評価の一部として活用されている。

61 電子監視機器の位置情報確認実務において、モニタリングセンター等による警報処理の実施方式には3種類ある（Brown et al., 2007, pp. 1-5, 1-6）。第一の方式は、機器業者の情報管理センターが警報発報ごとに実施機関に通知する方式である。第二の方式は、機器業者から受信した警報を機器業者職員を含む外部の専従職員が警報の分析・確認をし、情報のふり分けをしてから対応が必要と思われる情報を実施機関に通知する方式（フロリダ州はこの方式を2007年から採用）、第3の方式は、専従的なモニタリングセンターを監視実施機関内に設け情報分析を行い、現場職員との連絡調整に当たる方式（カナダ連邦（試行）や韓国の実務はこの方式）である。第一の方式は、誤報の対応が煩雑となり人的労力も非常に要するため、各国実務例を見ると第2の方式や第3の方式が選択されることが多いようである。第3の方式は、個人情報の保護等情報セキュリティ上のメリットが高いが、モニタリングセンター設立や職員増員のコストがかさむと考えられる。

62 在宅確認型無線電波（RF）方式機器の説明は、同州の場合ごく少数なので、記載は省略する。また、同州では、80年代には音声認証方式の電子監視も実施していたが、誤動作が多いために短期間で使用を取りやめたという。

63 電子監視機器等業者の選定は、競争入札の形で定期的に行われており、2010年に更新のための入札が行われた結果、コロラド州のB I社が落札した。2011年5月以降は、B I社の機器や資源が使用されることになると報じられている。

足環（腰部で携行する送受信機へ無線電波信号を送信）、送受信機（監視追跡装置、衛星信号の受信とモニタリングセンターへの携帯電話回線利用による位置情報等の送受信）、ベースユニット（電源充電等ユニット）から構成される。

GPS送受信機は、箱型で、サイズは幅5インチ×厚さ2インチ×高さ5インチ（約13cm×5cm×13cm）であり、重量（約500g）ともに大きく、衛星信号情報を適切に受信し同情報を携帯電話回線を介して確実に送信するため、受信機を外から見えるようにして腰部に装着することが義務付けられていた。このため、対象者が電子監視の対象者であることが一目で分かってしまい、就労や地域生活の妨げとなり、烙印づけを促進するものだと装着対象者から不評であった。同州は、2011年が契約更新時期に当たるので、こうした問題を打開すべく、送受信機の小型・軽量化を図る予定としているという。なお、GPS機器には足環が位置情報等送受信のユニットにもなっている一体型もあるが、2ピースの分離型の方が、各種連絡が円滑・短時間にできるメリットがあり、今後も2ピース型の機器を使用する予定らしい。

位置情報信号は約1分ごとに記録され、業者の提供するインターネット上のソフトウェアにパスワード入力の上アクセスすることにより、対象者の情報は、ほぼリアルタイムに把握できる⁶⁴。



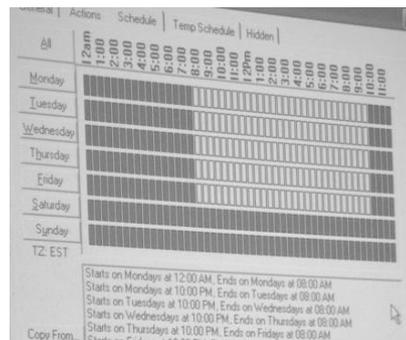
新型携帯端末型GPS送受信機



新型機器（左）と訪問時使用機器（右）



対象者位置情報表示画面



外出禁止時間設定画面

64 対象者情報には、デスクトップのコンピュータのほか、スマートフォンからでもアクセスできる。このほか、情報量は減るが、ファックス、通常の携帯電話やポケットベルによる情報連絡も利用される。

(6) 実施手続の概要

同州矯正保護省電子監視業務手順書によれば、標準的な実施手続の概要は以下のとおりである（同州の場合、以下の業務は、すべて保護観察官が行うものとされている。）。

- ア 対象者宅の通信事情等について、電子監視の実施に支障となる問題がないか確認する。
- イ 電子監視機器装着条件が付いた判決確定後、指導開始24時間以内に対象者オリエンテーション⁶⁵を行い、速やかに足環を装着する。
- ウ 足環装着後、24時間以内に居宅にベースユニット（充電ユニット）を設置し、矯正保護省対象者情報管理システムに位置情報確認開始に関する情報を入力する。
- エ ベースユニット敷設完了後、動作テストを行い、機器業者モニタリングセンターのデータベースが作動しているか確認する。併せて、裁判所の命令内容に従い、業者の監視ソフトウェアに、外出禁止のスケジュール、接近禁止ゾーンなどの監視ルールを入力する。
- オ 位置情報確認実施期間中：
 - ・ 通常勤務日の通常勤務時間中には、電子監視機器の警報⁶⁶は担当保護観察官のもとへ通報され、同観察官が不在の場合は、その上司に通報される。
 - ・ RF方式の場合、業者からの警報通知は、休日を含め、毎日、指定された職員が午前10時までに確認し、警報内容は午後5時までに解決する。
 - ・ GPS方式の場合、各種警報には直ちに対応しなければならない。
 - ・ 裁判所から被害者への接近禁止命令がある場合や、被害者参加が望ましいと思われるケースでは、被害者にGPS方式のプログラムに参加を希望するか意思確認を行い、被害者が希望する場合には、対象者が規則違反した旨の通知を受けること、対象者の監視ルールについて意見を述べること、対象者の電子監視機器装着が終了した旨の通知を受けることができる⁶⁷。
 - ・ 警報について、詳細確認が必要な場合、対象者への電話連絡又は居宅・勤務先等への訪問により確認を行い、必要な措置を執る⁶⁸。
- カ 対象者の保護区に移動があった場合で、使用機種が同一業者のもので利用可能な場合は使用を引き継ぎ、別業者の場合は、機器交換を行う。また、保護区域の域内規制条件等に合致する仕方で設定情報等の更新を行う⁶⁹。

65 オリエンテーションでは、外出禁止等、電子監視の諸規則について説明した上、電子監視機器や電話連絡により各種メッセージを受けた場合の対応、規則違反があった場合の制裁措置等について教示が行われ、本人のサインが徴収される。

66 警報内容には、以下のようなものがある：位置情報（外出禁止条件違反、退去必要、接近禁止条件違反、GPS信号なし）、足環（バッテリー低電位、破壊）、送受信機（バッテリー低電位、破壊）、ベースユニット（通信不能、破壊、予備電源作動中、電源取り外し、固定電話線切断）等。

67 被害者で希望する者には電子監視対象者の警報発報等の連絡のためスマートフォン型の携帯端末を貸与しているが、実際に希望する者は州内でもごく僅かであるという。

68 GPS信号が消えた場合は、信号再受信のため対象者を屋外に出させる、違反事実があった場合は、その理由等を確認し、違反対応措置（例、機器破壊時の無令状緊急逮捕、立入禁止区域違反確認時の法執行機関通報など）に移行するなどである。なお、以前は、就労中に誤動作確認の電話対応等を頻繁にした結果、職場を解雇されてしまった対象者もいたが、現在の実施手順書では、就労中の位置確認停止オプションを設けるなどして就労を妨げないように配慮しているという。

69 同州の社会内処遇では、裁判所の州内巡回区（管轄区、circuit）20区域を4保護管区に分割して管理している。居住地の市や郡が変わると、地域の条例による規制が異なることがあり（例、性犯罪者の居住地制限）、電子監視プログラムの監視条

キ 監督指導期間の満了，再犯による逮捕，死亡，所在不明，裁判所の命令により電子監視を中止する場合は，機器を回収する。

ク 回収した機器は，アルコール等により洗浄消毒し，機器業者に戻す。

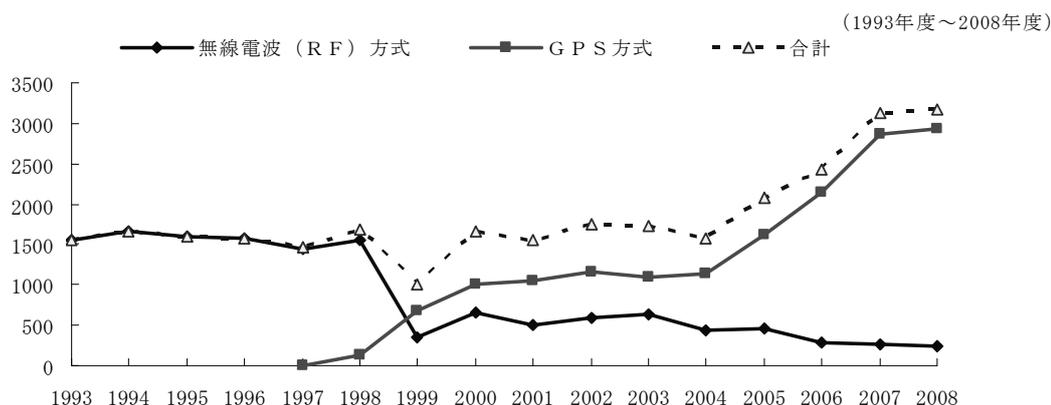
(7) 違反時の措置等

電子監視機器の故意による破壊は第3級重罪として処罰される（§ 948.11(7)FS，電子監視機器）⁷⁰。また，電子監視装着条件下で所在不明となった場合は，警察通報の上，刑事訴追される。さらに，機器の破損や亡失に関しては，対象者は弁償義務を負う。

(8) 実施実績

6-3-3図は，1990年度以降のフロリダ州の位置情報確認対象人員の推移を監視方式別に見たものである。1990年代は，社会内統制処分対象者の在宅確認を中心に，無線電波（RF）方式が毎年1,500件前後使用されていたが，1997年にGPS機器が導入されてから，GPS機器の使用は急速に増えた。特に，2005年のジェシカ法の施行により特定性犯罪者のGPS監視が行われるようになってから使用実績は飛躍的に上昇した。2008年度の年間電子監視総実施人員は，3,170人であった⁷¹。

6-3-3図 フロリダ州における位置情報確認対象人員の推移



注 1 Bales et al.(2010b)による。

2 データは各会計年度の位置情報確認対象人員である。

3 無線電波 (RF) 方式の使用開始年は1988年，GPS方式は1997年である。

4 GPS方式では，1999～2005年度まで僅かに受動型GPS機材が使用されており，このデータが含まれている。

次頁の6-3-4表は，2008年度の位置情報確認対象者の対象人員及び構成比を主罪名・処分区分・確認方式の別に見たものである。GPS方式で位置情報確認が行われている対象者のうちで最も構成比が高いのは性犯罪（約44%）であるが，他の暴力犯罪（約14%），薬物犯罪（約9%），侵入盗（約8%）等，広範な対象者に用いられている。

件の設定を変えなければならない。

70 フロリダ州における3級重罪の法定刑は，5,000ドル以下の罰金又は5年以下の拘禁刑である。

71 ジェシカ法施行前後の電子監視関係フロリダ州歳出予算を見ると，2000年度から2004年度までが250万ドル～380万ドルで推移していたのに対し，ジェシカ法施行後の2005年度は370万ドル，2006年度は740万ドルなどとGPS方式の電子監視の増大により大きく支出が跳ね上がっている（Bales, et al., 2010a, pp. 10-11）。

6-3-4表 フロリダ州における主罪名・処分区分・位置情報確認方式別対象人員と構成比

(2008年度)

主 罪 名	GPS方式				無線電波(RF)方式				合計
	小計	社会内統制	刑務所釈放後措置	プロベーション	小計	社会内統制	刑務所釈放後措置	プロベーション	
1 殺人(謀殺・故殺)	47	10	33	4	8	3	5	-	55
	1.6%	0.9%	5.8%	0.3%	3.4%	2.0%	13.9%	0.0%	1.7%
2 性犯罪	1,282	218	268	796	27	4	10	13	1,309
	43.7%	20.6%	47.0%	61.0%	11.3%	2.5%	27.8%	30.2%	41.3%
3 強盗	128	77	47	4	12	7	5	-	140
	4.4%	7.3%	8.2%	0.3%	5.0%	4.4%	13.9%	0.0%	4.4%
4 他暴力犯罪	400	199	76	125	47	28	7	12	447
	13.6%	18.8%	13.3%	9.6%	19.7%	17.6%	19.4%	27.9%	14.1%
5 侵入窃盗	223	130	53	40	25	20	4	1	248
	7.6%	12.3%	9.3%	3.1%	10.5%	12.6%	11.1%	2.3%	7.8%
6 窃盗等財産犯罪	177	129	13	35	36	32	1	3	213
	6.0%	12.2%	2.3%	2.7%	15.1%	20.1%	2.8%	7.0%	6.7%
7 薬物犯罪	267	165	39	63	48	43	1	4	315
	9.1%	15.6%	6.8%	4.8%	20.2%	27.0%	2.8%	9.3%	9.9%
8 武器犯罪	46	25	11	10	7	4	1	2	53
	1.6%	2.4%	1.9%	0.8%	2.9%	2.5%	2.8%	4.6%	1.7%
9 その他	362	105	30	227	28	18	2	8	390
	12.3%	9.9%	5.3%	17.4%	11.8%	11.3%	5.5%	18.6%	12.3%
合 計	2,932	1,058	570	1,304	238	159	36	43	3,170
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注 1 Global Positioning and Radio Frequency Sept. 2009 (Tab.1D) (<http://www.dc.state.fl.us/pub/gpsrf/2009/tab1d.html>)による。
 2 各欄の下段は構成比である。

6-3-5(a)表
フロリダ州社会内処遇対象者の処分区分別人員

処 分 区 分	人員	%
プロベーション① (②, ③以外)	108,439	75.8
薬物事犯プロベーション②	17,092	12.0
性犯罪者プロベーション③	3,987	2.8
社会内統制 ④	10,397	7.3
条件付釈放 ⑤	2,854	2.0
し癖回復監督指導 ⑥	422	0.3
合 計	143,191	100.0

注 1 Bales et al.(2010b,p.7)による。
 2 データは2009年6月末日現在のものである。
 3 電子監視の対象となる主な処分のみ計上している。

6-3-5(a)表は、電子監視機器による位置情報確認が行われる可能性のある社会内処遇の処分名別人員(2009年6月末日現在)を見たものである。

約14万3,000人の対象者中、各種プロベーション対象者が9割を占め(うち、性犯罪プロベーションの対象者は構成比では約3%に過ぎないが、実人員では約4,000人に上る。)、中間的制

裁である社会内統制処分は全体の約7%に当たる約1万人に上る。施設釈放後の対象者は約2%に過ぎない。

6-3-5 (b) 表は、これら社会内処遇の対象となっている者のうち、電子監視機器による位置情報確認が行われている者の処分の区分別の実人員と構成比を見たものである。

プロベーション対象者の中では、実人員で約1,500人（構成比は約1%）、社会内統制の区分では、約600人（同約6%）、施設内処遇後の措置では約300人（同約8%）であった。実人員ベースで見ると、同年同期に電子監視機器を装着していた者は約2,400人にも及ぶが、構成比で見ると2%にも満たない者に対し、電子監視機器による位置情報確認が限定的に利用されていることが分かる⁷²。

表6-3-5 (b)
フロリダ州における処分区別の電子監視機器装着対象者人員及び構成比

処 分 区 分	①RF方式	②GPS方式	合計(①+②)	全人員
プロベーション	27	1,445	1,472	129,518
構成比	0.02%	1.12%	1.14%	90.17%
社会内統制	49	587	636	10,397
構成比	0.47%	5.65%	6.12%	7.24%
施設内処遇後	23	261	284	3,726
構成比	0.62%	7.00%	7.62%	2.60%
合 計	99	2,293	2,392	143,641
構成比	0.07%	1.60%	1.67%	100.00%

注 1 Bales et al. (2010b, p.7)による。

2 データは2009年6月末日現在のものである。

3 施設内処遇後の区分にはパロール後の電子監視対象者を含む。

4 電子監視対象者欄構成比は各処分の区分総人員中の構成比を示し、総人員欄の構成比は、総人員の総計中の各処分区分の構成比を示す。

(9) 電子監視機器装着の期間

フロリダ州矯正保護局の対象者の場合、平均2年という。

なお、ジェシカ法による終身電子監視の対象者は現在収監されており、社会内で電子監視機器装着による監視を実施している対象者はまだ存在しないということであった。

(10) 実施コスト⁷³

以下の①及び②は、2009年度における電子監視機器使用による監督指導の平均コストを示したものである。このうち、GPS方式による位置情報確認条件が付くと、通常社会内処遇の3倍程度のコストとなるが、刑務所収容コストと比較すると4分の1程度となる。

① 人件費込みの平均電子監視機器利用コスト

約14ドル/日（約1,200円）、年間約5,128ドル（約45万6,000円）

72 なお、フロリダ州矯正保護省の統計月報（FDOC, 2010a, p. 3）によれば、2010年8月現在の社会内処遇対象者で所在不明者が2万4,122人にも及んでおり、対象者の所在確認の責務の重要性がうかがわれる。また、GPS装置装着対象者数は、2010年6月末日が2,483人、2011年6月末日が2,714人とその後も増加しており、電子監視に付される性犯罪者及び性的略奪者の構成比が2000年時点で36%であったのに対し、2011年の同期には64%に増加している（Florida Senate Committee on Criminal Justice, 2011）。

73 データは、いずれも2009年度のデータである（①、③、④はFDOC (2011, p.32)、②はBales et al. (2010b, p.9)。OPPAGA (2005; 2007; 2010) は、もっぱら費用対効果の観点から電子監視をさらに拡充すべきであるとの勧告を続けているが、通常社会内処遇より割高となる点にも注意をする必要があると考えられる。

② 機器使用コスト

＜在宅確認型RF方式機器＞

1日2ドル(約180円),年間約719ドル(約6万4,000円)

＜GPS方式(能動型)機器＞

1日9ドル(約800円),年間約3,263ドル(約29万円,日額コスト中1ドル分はモニタリングセンター運営経費に充当)

③ 電子監視装着条件なしの通常の社会内処遇平均コスト

1日約5ドル(約445円),年間約1,865ドル(約16万6,000円)

④ 刑務所収容平均コスト⁷⁴

1日約53ドル(約4,700円),年間約1万9,356ドル(約172万3,000円)

(11) 対象者の費用負担

矯正保護省は,対象者に電子監視機器利用費用を請求する権限を有し,裁判官は電子監視機器装着の条件を命令する際に,対象者の経済状況等を勘案の上,実施費用の減額・免除を行う権限を有している。実施コストのうち,実際に回収できているのは15~20%程度という。2009年の法改正により,それまで社会内統制処分にのみ義務付けられていた費用負担が,全対象者から請求できるよう改正された。GPSの場合の徴収費用は,おおむね機器使用コスト分に当たる日額8ドル(約700円)である。対象者には,電子監視機器利用費用のほか,被害者への賠償金支払等の義務も課せられているため,被害者対応を最優先とすることが多く,電子監視機器利用費用が不払いであっても特に制裁は加えていないという(州担当者説明による)。

(12) 位置情報データの保存等

位置情報確認に関する電子監視の対象者データは原則5年間保存しているということであった。各種法執行機関が行う捜査上のデータ利用に関しては,法執行機関と矯正保護省とが協定を結び,犯罪捜査に対象者の位置情報が利用されている⁷⁵。

(13) 電子監視機器装着の効果に関する研究等報告

ア 矯正保護省による部内調査結果

2003年3月に矯正保護省が発表した調査は,1996年度当初(1996年7月1日)から1999年度末(2000年6月末日)までに社会内統制処分になった者で電子監視条件付きの群と電子監視条件なしの群を比較したものである。その結果,処分開始1年後の重罪再犯は電子監視条件付き2.6%(同条件なしで6.6%),遵守条件違反は電子監視条件付き13.2%(同条件なしで25.6%)となり,社会内統制の取消率が低下したという⁷⁶。また,2004年12月に発表された

74 民営刑務所を除く公設刑務所のコスト,刑務所新増設費用の経費は含まない。

75 電子監視機器による対象者の位置情報を,犯罪捜査に利用する犯行場所関連づけ(Crime Scene Correlation)技術は,フロリダ州においては,2003年に連邦司法省技術助成金を得てパイロット実務として始まった。このシステムは,法執行機関が有する犯罪捜査情報データベースの日時・位置情報と矯正保護省の管理する犯罪者の移動軌跡に関する位置情報データを重ね合わせて比較照合することにより,犯罪に関与している可能性のある容疑者の絞り込み等に利用するものである。

(Florida Senate Committee on Criminal Justice, 2004)

76 OPPAGA(2005, p. 4)による。同報告の記述には,再犯の具体的定義は記載されていない。また,サンプル数や各群属性,統計的有意性について記載がないため,電子監視機器装着条件が原因となって違反行動低下に効果があったと直ちに結

成り行き調査では、2001年度の社会内統制処分対象者（電子監視条件なし）、無線電波（RF）方式対象者、GPS対象者を処分後2年にわたり比較した。その結果、所在不明が社会内統制2.4%、RF方式1.5%、GPS方式0.1%、処分実施中の重罪再犯が、社会内統制7.7%、RF方式0.9%、GPS方式3.8%、遵守条件違反が、社会内統制43.6%、RF方式6.1%、GPS方式24.6%という結果であった⁷⁷。

イ フロリダ州立大犯罪学部研究グループによる評価研究

フロリダ州立大の犯罪学部は、同州矯正保護省のデータ供与協力を得て、準実験的な手法による電子監視の効果に関する評価研究を実施している。

まず、2006年の研究報告⁷⁸では、1998年から2002年までに同州で社会内統制（在宅拘禁）となった全対象者約7万5,000人について、電子監視条件が適用された者と電子監視条件のなかった者について、犯罪の重さや成り行きデータ（プログラム実施期間中（電子監視機器装着期間中）の所在不明、遵守条件違反及び再犯⁷⁹）を比較した。その結果、電子監視条件（RF方式及びGPS方式）が付される対象者は、電子監視条件が付かない対象者よりも、量刑ガイドライン評定スコアが統計的に有意に高く、同州実務では、より再犯リスクが高い者に電子監視条件の命令が下されていることが確認された。また、電子監視機器装着対象者のプログラム実施期間中の所在不明、遵守条件違反、再犯による処分取消措置のいずれも有意に減少した⁸⁰（罪種別では粗暴犯、財産犯、薬物犯について同様に効果が認められ、電子監視の方式別では、比較的成本の低いRF方式も、比較的成本の高いGPS方式も、違反抑止効果はほぼ同程度であった。）。

2010年の研究報告⁸¹は、連邦司法省全米司法研究所の研究助成を受けて実施された研究であり、2001年度から2006年度までの6年分のデータ（約27万人分、うち電子監視条件付対象者は約5,000人）を用い、対象者を社会内統制処分のほか、プロベーション等他の区分の処分

論付けることはできないと考えられる。

77 A Report on Community Control, Radio Frequency (RF) Monitoring, Global Positioning Satellite (GPS) Monitoring (Dec. 2004., Tab 3A)による。この報告にいう重罪再犯とは、重罪による再犯事件により社会内統制等処分が取消しになったものをいう。なお、同省はこの報告以後、同様な成り行きデータの公表をしていない。違反率等の違いが電子監視機器装着の効果によるものかどうかは、前注と同様な理由により判断としない。

78 Paget et al. (2006)。この報告では、比例ハザードモデルという多変量解析の手法を用いて、処遇結果に影響すると考えられる各種変数の効果を統計的に統制し、電子監視条件の効果を分析している。

79 この研究における再犯とは、重罪又は軽罪によって逮捕され在宅拘禁処分が取消しになったものをいう。なお、データサンプル中、再犯の約7割は重罪によるものであり、約3割は軽罪によるものであった。

80 このことから、刑事司法の入口・出口段階の双方についていわゆる統制網の拡大（ネットワイドニング）の問題は同州実務ではほとんど生じていないことが示唆されると結論付けている（ただし、主罪名別で見ると、粗暴犯や財産犯では電子監視条件付の者の問題が統計的に有意に大きかったが、薬物犯では電子監視条件の有無による量刑ガイドライン評定に差はなく、薬物事犯者に関しては統制網の拡大の問題が起っていた可能性があるという。）また、電子監視の長期的効果ははっきりしておらず検討が必要だが、電子監視付在宅拘禁では、電子機器の装着が、プログラム実施期間中、一定の抑止役割を果たすことを示すと指摘し、抑止効果の観点からはコストのかかるGPS方式に過度に依存する現行実務を再検討する余地やもあるのではないかと疑問を呈している。なお、フロリダ州立大の研究では、対照群の中に電子監視機器装着経験者が含まれている可能性があることや、対象者の処遇内容がどのような要素から構成されていたのかに関するプロセス評価を欠いていることから、各種指標の差異を電子監視機器装着の効果と解釈することは早計だという見解など、研究の質を疑問視する専門家意見もある点に注意を要する（例、Brown, et al., 2007, 5-6）。

81 Bales et al. (2010a)。この報告は、傾向スコアマッチング法（Propensity score matching）により各種属性データの縮約化によるマッチングを行い、電子監視条件対象者と同様な属性を有する対照群を選定して、比例ハザードモデルにより電子監視の効果进行分析している。

にも拡大し、電子監視条件の有無による成り行きデータ(プログラム実施期間中の所在不明、遵守条件違反及び再犯)について量的比較を行っている⁸²。また、この研究では、対象者や職員等に対する面接・調査票調査により電子監視に関する評価や態度など質的な分析も同時に行っている。

同研究の量的データの分析結果では、電子監視条件が付くと、プログラム実施期間中の各種違反が約3割程度減るという推計結果が得られた(電子監視の実施方式では、GPS方式の方がRF方式より6%ほど遵守条件違反等が低下し、罪種別に見ると、どの犯罪類型についても違反の抑止効果が有意に認められるが、暴力犯罪者に対する効果は他の罪種(性犯罪、薬物犯罪、財産犯罪等)より少ない傾向が見られた。)

一方、関係者に対する面接調査による質的調査の分析結果では、対象者及び職員の双方が、電子監視機器装着が、配偶者や子供等家族関係にマイナスの影響があるという見方を示し、就労生活や家庭生活を妨げる要素があること、電子機器を装着し監視を受けること自体は住居の確保に影響しないものの、居住地制限は公共の安全を脅かしかねないマイナスの影響があるとの見方を示していること、対象者にとって費用負担は重荷になっていること⁸³、頻繁に起こるGPS装置の衛星信号検出エラーへの対応が、対象者の就労生活を妨げる要素となることなどが報告されている⁸⁴。

(14) その他の問題

電子監視機器装着自体の問題ではないが、電子監視機器によって位置情報確認がなされる特定性犯罪者の居住地制限は、対象性犯罪者がホームレスになる事態を招いている⁸⁵。特に、同州デイト郡マイアミの条例では、性犯罪者登録対象者の児童関連施設等からの居住地制限距離が2,500フィート(約750m)と広い上に人口過密であるため、刑務所出所者等の性犯罪者が住居を確保できず、苦肉の策として高速道路下のガード下にホームレスの性犯罪者を居住させ、同州保護観察官が監督指導に当たっていた。これはマスコミや人権団体から批判を浴び、現在は、ホームレス支援団体等の協力を得て住居の確保に努めているが、依然ホームレス状態にある性犯罪者がいるという(州担当者説明による。)

82 この研究における再犯は、重罪又は軽罪による逮捕により処分が取消されたものをいう。

83 OPPAGA(2007)は、裁判官を対象として面接調査を行い、同州裁判官が電子監視機器装着条件の使用に謙抑的であることを確認している。裁判官が、電子監視の利用をしない理由として、参加費を貧困層の対象者から徴収することに抵抗があることも影響していると指摘している。また、同報告は、性犯罪者対策として2005年のジェシカ法の施行以後、電子監視が義務付けられるケースが増えたこともあって、州矯正保護省の電子監視機器使用も大きく拡大したが、州矯正保護省は、監督指導の人的コストが大きいため、利用を更に拡大することには抵抗があるとも分析している。

84 GPS信号は、室内等で受信状態が悪くなりやすく、フロリダ州では、信号途絶の警報が発報された場合には、屋外に出て信号受信の補正をするよう指導してきたため、就業がしばしば妨げられ、解雇されてしまうような事例もあった。上述のように、近年は、勤務時間中、警報解除とするなどの措置により就労を妨げない配慮をするようにしている。

85 この問題の紹介は多数なされており(例 Skipp(2010))、インターネット上でも関連する映像が配信され視聴することができる。居住地制限や立入禁止制限のかかる区域は電子監視対象者のプログラムを組む際にソフトウェア上の地図に入力されるが、制限地点からの距離で円形に地図をマッピングしていくと、地図の大部分が制限区域になってしまい、人家のある場所にはほとんど居住できない事態も生ずる。また、アメリカの場合、児童対象の性犯罪の多くが面識のある者によって行われていることから居住地制限を疑問視する意見や、居住地制限をすることによって性犯罪者が余計に把握しにくくなり犯罪の危険が増すと可能性があるとの指摘も見られる(例 Nieto, et al., 2006; California Coalition on Sexual Offending, 2008; Duwe, 2009; Zgoba, K. M., 2011)。フロリダ州を調査地とし、児童施設等との距離と児童対象性犯罪再犯(性犯罪前科を有する者で、2004~2006年の間に新たな児童対象の性犯罪で逮捕されたもの)の関係を調査した研究では、居住地制限は性犯罪再犯と関連性が認められないことが確認されている(Zandbergen, 2010)。

3 レオン郡監督指導付公判前釈放プログラム (Supervised Pretrial-release Program)

(1) 導入経緯等

一般的な公判前釈放には、自己誓約による釈放 (Release on own recognizance), 保釈金による釈放 (Cash bond 又は Surety bond⁸⁶) があるが、監督指導付公判前釈放プログラムは、電話接触、家庭訪問、電子監視等により、処分確定時又は監督指導が取消しとなるまでの間、積極的に被告人の監督指導を行う公判前の釈放制度である。レオン郡⁸⁷における電子監視利用による監督指導付公判前釈放プログラムは、2001年にジェイルの過剰収容対策の一環として州の財政支援を受け始まった。

(2) プログラムの目的

本プログラムは、裁判官の公判前釈放の判断に係る情報収集を行うとともに、釈放中の監督指導を実施することにより、不必要な未決拘禁、公判への不出頭 (所在不明となることも含む。), 釈放期間中の犯罪を減らすことを目的としている。公判前釈放の条件として電子監視を利用するこのプログラムにより、誓約のみでは公判への出頭に不安が残る対象者や保釈金を支払えない対象者の公判前釈放の間口が広がり、主に郡の負担となる郡ジェイル収容コストの削減が図られている。

(3) 関係法令等

フロリダ州の保釈の権利は州憲法 (Art. I, § 14) に、一般的な保釈手続は州法 Chap. 903FS に定められており、「公判前釈放プログラム」は、州法 § 907. 043 (2) (b) FS に定められている。この規定に基づき、州内のすべての監督指導付公判前釈放プログラム (2010年時点で76郡中28郡で実施、うち電子監視は少なくとも16郡で実施⁸⁸) が公判不出頭率と釈放期間中の再逮捕データを収集し報告するよう義務付けるとともに、§ 907. 044 FS により、同フロリダ州の公判前釈放プログラムの効果及び費用対効果を OPPAGA が評価するよう定めている⁸⁹。

(4) 対象者

就労先が確保できていること、地域の居住地への定着性が高いことなど、公判への出頭が確保できる可能性が高い者で、プログラム実施条件に同意する者が対象とされる。常習性の高い犯罪者で公判への不出頭のおそれが高い者や、プログラム実施期間中の再犯が危惧され、

86 Cash bondは通常の保釈金に当たり、Surety bondは、Bondsmanに保釈金を支払ってもらい、保釈金の10%に当たる額を手数料として支払う方式の保釈である。Bondsmanには保釈中の対象者を監督指導する義務はない。なお、島 (2002) に、ワシントン州における同様なプログラムやジェイルの業務等の詳しい紹介がなされている。また、緑 (2009) もカリフォルニア州コントラ・コスタ郡施設における電子監視実務を紹介している。

87 レオン郡は、州都タラハシーを擁する人口約27万3,000人、面積は702平方マイル (約8,143平方km) の郡である。郡には未決被収容者及び短期刑受刑者等を収容するジェイルが1施設ある。同ジェイルの運営は、郡保安官事務所が行っている。現在のジェイルは、1993年に収容定員約600人・職員274人体制で運営を開始したが、現在は、収容人員は1,000人を超え、職員約300人体制で運営されている。

88 OPPAGA (2010) による。なお、電子監視実施郡数は、同報告では16となっているが、OPPAGA (2008) では、21郡と報告されている (OPPAGAの調査に対し回答した郡の数がOPPAGA (2010) では20郡に減ったことから、電子監視実施郡数も減少したものと推察される。)

89 詳細は、OPPAGA (2008; 2010a) 参照。なお、プログラムの対象者選定に関する基準は郡によりまちまちであり、州内統一的な基準はないので、2011年中に州法化すべく法案が審議されている (House of Representatives Staff Analysis, Bill# CS/ HB1379 Pretrial Program)。同法案では、対象者を貧困層に限定する扱いとしてプログラム対象人員に縛りをかけ、州の助成金を減らすことにもねらいがあるようである。

地域社会への危険性が高い者は除外となる。

犯罪内容では、対象者の60%は性犯罪、30%がDV関係、残りが財産犯や薬物事犯という構成である。少年の場合も、通常裁判所に移送されたケースについては電子監視が実施されることがある。

(5) プログラム実施機関・体制

レオン郡の場合、郡のプロベーション部がプログラムを担当している（他の郡では保安官事務所やジェイルが同プログラムの監督指導を行う場合もある。）。監督指導付公判前釈放部門の職員は17人（統括官 1，上席公判前専門官 1，GPS 専門官 4，公判前専門官 8，ケースワーカー 1，公判前技官 2）の構成であり、GPS担当職員は順転で24時間勤務に当たる。対象者の公判前調査報告書は公判前専門官が作成し、家族とのつながり、性格、精神状態、居住期間、雇用歴、犯罪歴、薬物・アルコール履歴を調査の上、裁判官に報告する。GPSによる監視対象者の監督指導は、公判前専門官と保護観察官がチームで行い、位置情報確認は公判前専門官が、通常の監督指導は郡保護観察官が担当する。

(6) プログラム実施手続・内容等

公判前釈放部職員が被告人に面接調査し、調査結果に基づいて裁判所への釈放勧告を行い、初公判立会後、裁判所の決定によりプログラムが開始される。保釈決定の際、釈放の条件として、外出禁止時間の設定、被害者・共犯者との接触を控える、薬物・アルコール使用禁止、実施中に犯罪をしないこと等の条件が課される。釈放中は、電子監視のほか、週1回プロベーション事務所に出頭し、担当官との面談が行われる（この際に、1週間分の参加費を支払う。）。プログラム実施期間中は、電子監視機器のほか、電話連絡等各種手段によって所在確認を行い、必要とされる場合は、薬物・アルコール検査等も定期・不定期に実施される。

(7) 電子監視機器⁹⁰・適用対象者等

ア 遠隔アルコールモニタリング装置（SCRAM，発汗中に検出されるアルコール成分を検出しモニタリングする装置）・・・飲酒運転，飲酒関連のDV事件対象者に適用

イ 能動型GPS装置・・・プロベーション違反前歴者，公判不出頭前歴者，特定被害のおそれのある犯罪（例，DV，性犯罪等）に適用

ウ 受動型GPS装置・・・プロベーション違反前歴者，公判不出頭前歴者，財産犯に適用
プログラム開始当初は、在宅確認型RF方式も実施していたが、現在は上記の3種を利用している。機器提供業者は何回か変わったが、GPSはほとんどProTech社との契約である。契約内容はおおむね3～4年ごとに見直しているが、ProTech社は州の契約機関でもあるため、使用機器を相互借り入れしたり、技術的な問題を解決する際の情報交換が役立つという。

位置確認等のための業務は、24時間勤務の交代制勤務職員3人及び補助交代制勤務職員1人で対応している。位置情報や在宅条件等に異常があった場合は、専従職員が対象者に電話確認するが、監視機器の呼出音を不用意に鳴らすなどして就労を妨げないよう配慮している。電子監視機器装着の他に付加される条件は、生活状況や犯罪内容による。

90 訪問時の使用機種は、GPS装置については、州矯正保護省の機種と同一であった。

違反時の対応では、再犯等の重大な問題があればジェイル収容になるが、継続の可能性がある場合は、GPSモニタリングに加えて、保釈金を付加する措置が執られることもある。

(8) 実施期間

実施期間は、公判に要する時間により変動する。短い場合で3～4か月、長い場合は1年近くに及ぶ場合もある。特に、責任能力が争われるようなケースや民事的収容措置に付される可能性のあるケースでは、鑑定が入るなどの事情により実施期間が比較的長期に及ぶ。

(9) 年間実績

年間プログラム適否査定対象人員2,689人中、348人(12.9%)に公判前プログラム参加許可決定がなされた。許可決定者中の公判不出頭者28人(8.0%)、プログラム実施期間中再犯13人(3.7%)であった⁹¹。なお、同郡の2007年度実績報告による、使用機種別内訳は、対象者376人中、能動型GPS221人(約59%)、受動型GPS63人(約17%)、SCRAM92人(約24%)という構成であった。

(10) 被害者への通報

被害者で電子監視プログラムの通報を希望するケースは約10%ある。被害者通報希望の場合、警報等表示機能付き端末装置を被害者に渡し、行動規制区域違反等が生じた場合は直ちに通報しているという。

(11) 参加費用等

対象者は、監督指導料月額40ドル⁹²(約3,500円)及び電子監視費用(日額SCRAM12ドル(約1,000円)、能動型GPS12ドル(同左)、受動型GPS10ドル(約900円)(うちGPS機器使用料は、能動型7ドル、受動型5ドル、人件費等5ドルの計算))の支払を求められる。郡ジェイルの拘禁コストは日額67ドル(約6,000円)である。裁判官は、費用支払免除や一部減額の権限を有する。実際にプログラム費用を回収できるのは30～40%であり、費用回収は被害弁償等の被害者対応が最優先とされる。なお、上述のように電子監視対象者で保釈金を併科されている者もいる。

(12) 犯罪捜査への位置情報データ利用

同郡保護観察部と法執行機関との協定に基づき、法執行機関はプロベーション部の電子監視データベースにアクセス権限を有しており、犯罪者の位置情報と犯行場所情報の照合関連付けソフトウェア利用により、包括的に犯行現場情報と電子監視対象者の位置情報との照合確認が行われている。プログラム対象者の側からすれば、犯罪の嫌疑がかかった場合、身の潔白を証明することにもなり双方にメリットがあるという(郡担当者の説明による)。

91 OPPAGA(2010, p.9.TAB. A-1)による。データは2008年時点の数値である。

92 プロベーションの場合、監督指導料月額55ドルである(社会奉仕労働命令の場合、これに傷害保険料30ドルが追加され、プログラム実施日に不出頭の場合は35ドルが徴収される。)。ジェイルからの外部通勤・通学(ワーク・スタディリリース)の場合、初期費用140ドル及び週70ドルが徴収され、薬物使用確認目的尿検査の場合は月1回5ドルが徴収される(LCPD, 2009)。

第4 連邦裁判所事務総局プロベーション・公判前サービスオフィス所管の位置確認（監視）プログラム⁹³（Location Monitoring Program, LMP）

1 連邦における導入経緯等

連邦においては、1986年に連邦行刑局所管施設から早期釈放された一部受刑者の在宅確認を電話によって行う監視プログラム（導入当初は「外出禁止パロールプログラム（Curfew Parole Program）」と呼ばれ、後に、「在宅拘禁プログラム（Home Confinement Program）」という名称に改称された。）を連邦パロール委員会が連邦裁判所事務総局と共同で実験的に実施したことが連邦の電子監視利用による犯罪者管理の始まりとされる。このプログラムでは、刑務所収容後の中間的処遇施設であった地域社会内処遇センター（Community Treatment Center）の収容候補者を、仮釈放となる日の最大60日前に釈放し、外出禁止の履行状況を電話確認するとともに保護観察官と毎週接触させる形の監督指導に付した。同年には、パロールが廃止され、翌年の量刑ガイドラインの導入や、パロールに代わる監督指導付釈放制度（Supervised release）の導入、薬物事犯者に対する厳罰化政策等の影響により、施設の過剰収容には一層拍車が掛かっていった。1988年には、在宅確認型RF方式電子監視機器を利用した夜間外出禁止プログラムが連邦司法省行刑局と連邦裁判所事務総局との共同実験プログラムとして開始され、1989年には、刑事法に関する司法委員会が、夜間外出禁止プログラムの実施地域及び対象者の範囲を保護観察対象者及び公判前被告人にまで拡張することを承認した。1991年には、無線電波方式による電子監視による監督指導が全米に拡大され、プロベーション対象者、監督指導付釈放対象者、公判前被告人も電子監視の対象となった。

一方、GPS方式の追跡型の位置情報確認の技術が、米国では90年代後半から導入されるようになり、電子監視の方法も在宅確認にとどまるものではなくなったことから、従前、「在宅拘禁プログラム」と呼ばれていた連邦のプログラムは、GPS方式による追跡型の位置情報確認が普及するようになってから、「位置確認（監視）プログラム（Location Monitoring Program, 以下「LMP」と略記する。）」という名称に変更され、現在に至っている。

なお、位置確認プログラムは、コロンビア特別区⁹⁴を除き、連邦行刑局との省庁間協定に基づく電子監視業務（連邦刑務所の釈放準備期の電子監視の委託実施）を含め、連邦裁判所事務総局プロベーション・公判前サービス部⁹⁵が一括して担当している。

93 連邦プログラムに関する本文の詳細説明は、OPPS(2010a)の記述による。

94 コロンビア特別区（ワシントンD. C.）は連邦直轄の地区だが、他州同様に特別区の法律(DC Code)を持ち、犯罪者の監督指導機能を果たす機関としてコロンビア特別区裁判所サービス・犯罪者監督庁（Court Services and Offender Supervision Agency, CSOSA）が1997年に創設され、同機関が電子監視機器による位置情報確認の業務を実施している（実務の詳細は、法務総合研究所（2008a, 「米国」, pp. 201-203参照）。

95 Office of Probation and Pretrial Services, Administrative Office of the United States Courts. 同部の前身は、1925年の連邦保護観察法の施行に伴い発足した連邦プロベーションサービス（US Probation Service）であり、設立当初は連邦司法省行刑局が所管していたが、1940年に連邦裁判所事務総局（Administrative Office of the US Courts）が創設されたことに伴い、司法省から連邦裁判所に移管した。一方、連邦公判サービスは、レーガン政権下の1982年に公判前サービス法（Pretrial Services Act）が施行されてから新たに設立された組織であり、現在は、両者が統合され、連邦プロベーション・公判前サービス事務所となっている。全米の94の連邦裁判所中、93の裁判所に同事務所があり、同事務所の全米レベルの管理・財政等支援は連邦裁判所事務総局の同部が行っている。

2 電子監視機器による位置情報等確認対象者の区分と法的根拠等

LMPは、独立した処分としてではなく、以下の5種の処分の対象者の監督指導の一条件として課されるものである。⁹⁶

① 公判前釈放（Pre-trial Release）対象者の釈放条件（連邦法典⁹⁷ 18USC § 3142(c)(1)(B)）

裁判所は、公判前釈放の条件として、住居、旅行、外出時間の制限等が条件として設定できるが、LMPもその一条件として命ずることができる。なお、2006年に施行されたアダムウォルシュ法（§ 216）の規定による同連邦法典条文の一部改正により、児童を対象とする性犯罪等特定犯罪類型の者については、公判前釈放条件として電子監視機器装着が義務付けられている⁹⁸。

② プロベーション対象者の在宅拘禁確保条件（18USC § 3563(b)(19)）

裁判所は、プロベーションの裁量的条件の一つとして、非就労時間中の在宅を遵守条件とすることができ、その確認を電話又は電子信号機器（telephonic or electronic signaling device）⁹⁹により行うことができる。

③ パロール対象者の特別遵守条件（18USC § 4209, 廃止条文）

1987年11月1日以前に収監されていた者（=1987年のパロール廃止発効前の旧法規定適用対象者）については、パロール委員会が定める特別遵守条件の一つとしてLMPを義務付けることができる。

④ 監督指導付釈放（Supervised Release）対象者の在宅確保条件（18USC § 3583(d)）

上記②のプロベーションの場合と同様に、裁判所の裁量により就労時間外の在宅を義務付けることができ、その確認を電話又は電子信号機器により行うことができる。

⑤ 釈放前受刑者（Pre-release inmates）の社会復帰準備期間の一条件（18USC § 3624(c)）

連邦行刑局は社会復帰準備のために刑期の6月又は最終受刑期間の10%を超えない範囲でLMPに付すことができ、連邦プロベーション部はこれを支援するものとされている

96 なお、監督指導のツールとして、あるいは、他の監督指導条件の強化目的で、電子監視機器を使うこと（これを、「スタンドアロンモニタリング」という。）については、プロベーションでは、18USC § 3563(b)(22)（裁判所が科すその他の条件を遵守しなければならない旨の規定）、公判前サービスについては、18USC § 3142(c)(1)(B)(xiv)（被告人は必要とされる出頭を確保し、他者や地域社会の安全を確保するために合理的な必要性が認められるその他の条件を遵守しなければならない旨の規定）を根拠とし、電子監視機器の使用ができることとされている。

97 連邦法典条文は以下も同様に略記する。

98 児童対象の特定性犯罪等の保釈対象者には、電子監視条件とともに、§ 3142(c)(1)(B)(iv), (v)(vi), (vii), (viii)に係る特定人物との接触、居所、旅行の制限、被害者との接触回避、指定官署への定期出頭義務、外出時間制限、武器の所持制限の遵守条件が最低限課されなければならないこととされている。

なお、同法には、621条において性犯罪者等のGPS電子監視のパイロットプログラムを行うため資金助成に応募した場合、資金助成を行い同パイロットプログラムの実施結果を2010年までに議会に提出する旨の規定があるが、調査時点ではGPSパイロットプログラムの助成規定は未実施であり、実施結果についての議会向け報告書も存在しないことを確認した。連邦SMARTオフィス担当者のお話によれば、電子監視は性犯罪者対策のうち監督指導の一部をなすに過ぎず、性犯罪者登録制度の全米の整備が最優先課題となっていたということである。また、2010年時点から2年がかりで同法制定後の性犯罪者対策の運用状況の調査も行う予定であり、電子監視機器利用状況の調査もその一部に含まれることになるだろうということであった（連邦担当者説明による。）。

99 「電子信号機器」には、GPS機器等の各種の電子監視機器が含まれると解釈されている。

る。この規定及び省庁間協定に関する31USC § 1535の規定に基づき、連邦行刑局は連邦裁判所事務総局プロベーション・公判前サービス部との協定を取り交わし、電子監視の監督業務を連邦裁判所に委託している¹⁰⁰。対象者は、軽警備刑事施設の受刑者で、公共の安全を脅かすおそれのある者（例、重大事犯者、性犯罪者、重大な逃走リスクのある者など）は除外され、一部対象者には、薬物乱用検査や治療を受けることも求められる。原則としてこの対象となった者は、求職活動を積極的に行い、就労生活を維持することが求められるほか、このプログラム参加の費用の全額又は一部を支払うことが求められる。

なお、以上の区分の対象者に課せられる行動制限のレベルには、制限が比較的緩い外出制限（Curfew、例：夜間8時から翌朝6時までの外出禁止）に始まり、在宅拘禁（Home Confinement、就労、学業、弁護士訪問、公判出廷、その他事前承認のあった活動時間以外は在宅を求められる）、行動制限が最も厳格な在宅監禁（Home Incarceration、医療上の必要や公判出廷等の活動を除き24時間在宅拘禁状態を継続しなければならないもの）まで幅がある。また、性犯罪者やDV事犯者等の場合、外出時の立入禁止ゾーン等の設定が付加される。

3 位置情報等確認の実務

(1) 確認方式の選択基準

連邦の場合、以下の基準に基づき、電子監視機器を選択し、対象者の監督に当たっている。

① 音声認証システム（Voice Verification System）

あらかじめ登録された対象者の声紋による生体認証技術により、定期・ランダムに電話により在宅を確認するもの。対象者側に必要な機器は電話だけであり、最も安価である。低リスク者や医療等の理由により他の電子監視機器が使用できない者¹⁰¹の在宅確認に向く。



声紋認証方式確認画面例

② R F 方式在宅確認

（Radio Frequency Technology）

在宅拘禁や外出制限の遵守条件を課された者で、行動を追跡監視するまでには及ばない者に適用する。

③ 受動型GPS方式による行動追跡確認（Passive GPS）

第三者リスクが明確にはないと思われる場合に使用される。行動経路は、非常時を除きGPS受信ユニッ



無線電波（RF）方式機器

100 OPPS (2010b)

101 電子監視装置の装着・携行に医療上の問題のあるケースには、心臓のペースメーカーの使用者などがある。

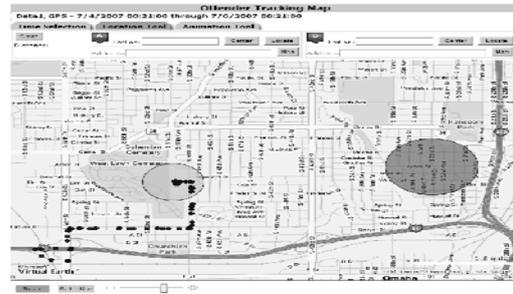
トを充電ユニットにセットした際に位置情報が送信され、事後確認がなされる¹⁰²。

④ 能動型GPS方式による行動追跡確認 (Active GPS)

第三者リスクが特定されている場合や、立入禁止ゾーン等の行動規制違反を直ちに通報する必要があるケース、暴力・性犯罪履歴のある者、性暴力者等指定を受け地域社会に危険にさらすおそれのある者を実施対象として考慮する。



GPS装置例
(左 足環, 右 GPS送受信機)



GPS監視の地図上モニタリング例
(デモ画面)

(2) LMPの実施手続等

ア LMPの対象候補者選定では、公判前調査や判決前調査等を通じて、対象者の背景情報として、犯罪歴、暴力履歴、医療・精神状況と健康管理上の問題、監督指導失敗履歴、地域社会リスク、対象者のプログラム参加意欲、法執行官への協力程度等の事項について公判前調査官や保護観察官によるアセスメントが行われる。再犯リスク水準評価には、RPIという連邦用客観的リスク評価ツール（処分歴等の行動履歴からリスク水準を査定する。）も利用されている。

イ 公判前調査官や保護観察官は、電子監視機器敷設に伴う住居等の通信条件確認により別途実施する物理的適合性を判定し、決定権限を有する裁判官等に報告する。

ウ 電子監視条件を課すことが裁判所等で決定された場合、オリエンテーション、同意書徴収、機器提供企業のモニタリング専用ウェブサイトへの対象者登録、機器の敷設と装着が職員によって行われ、電子監視が開始される¹⁰³。

エ 監督指導期間中には、銃器等の所持禁止、被害者・証人との接触禁止、特定人物への接近禁止、旅行制限、外出禁止、社会奉仕、就労、精神障害・薬物乱用治療等の各種遵守条件が対象者に応じて課される。

(3) 機器提供等契約企業と位置情報確認業務等

各連邦裁判所のプロベーション・公判前サービス事務所は、地区単位で予算執行しており、連邦裁判所事務総局プロベーション・公判前サービス部が契約企業として選定したBI社又はG4S社のいずれかと契約して電子監視を実施している。BI社はコロラド州ボールダーに、G4S社はジョージア州アトランタにそれぞれモニタリングセンターを有しており、連

102 受動型機種によっては、携帯電話回線を通じて数時間間隔で蓄積した位置情報を伝達するものもある。

103 公判前プログラムの場合、原則として位置確認プログラムの命令が裁判所からなされた日に機器の敷設と装着を行うこととされ、有罪確定後の対象者に対するプログラムの場合、裁判所等権限を有する機関の命令後、10日以内に機器の敷設や装着を行うこととされている。ただし、連邦行刑局の釈放準備プログラム対象者の場合は、刑務所やハーフウェイハウスからの釈放後、直ちに機器の敷設・装着を行わなければならない。

邦の電子監視を担当する専従職員が機器の異常や各種警報処理等の一次的なモニタリングに当たっている。

連邦職員の対応を要する警報は、モニタリングセンターから直接、担当保護観察官又は公判前サービス官のもとへ電話等により365日24時間体制で連絡が入る形になっており、正規の勤務時間外に事務所に職員を待機させる等の措置は採っていない。担当保護観察官は、電子監視の警報に対しては、定められた対応手順書（プロトコル）に従い、本人の所在確認等の対応を行う。担当官への連絡が30分以内につかない場合は、二次担当者（他の保護観察官）のもとへ連絡が入り、それでも連絡が取れないときは、直属上司が対応するという連絡方式（これを「クローズドループ方式」の連絡経路という。）で対応している。

職員のケース負担は、電子監視のない一般対象者を扱う場合50件程度、位置情報確認等の電子監視条件が伴う場合は、30～40件にしているという。対象者の電子監視機器による位置情報確認を行うと、遵守条件の履行状況確認のため頻繁に電話連絡が必要で、警報が発せられた場合は、常時対応して事後報告書を作成する必要があるほか、抜き打ちの家庭訪問等も行わなければならないため、職務上の負担は大きく増大するという。

（４）実施実績等

2009年9月末期の年間有罪確定後終結事件4万9,410件中、電子監視機器による位置情報等確認がなされるLMP条件が科されたものは、全体の約16%に当たる7,908件であった。その処分別内訳は、パロール終結事件779件中54件(6.9%)、監督指導付釈放終結事件3万6,887件中4,926件(13.4%)、連邦行刑局釈放準備等委託ケース484件中196件(40.5%)、プロベーション1万1,260件中2,732件(24.3%)となっている。また、一時点の位置情報確認状況について見ると、RF方式による在宅確認がおおむね5,500人程度、GPS方式による追跡型の位置情報確認が約400人程度という。

（５）LMPの実施期間

連邦の場合、おおむね3か月～6か月が標準的実施期間である。ただし、未決の場合、公判の進行状況により数か月から2～3年に及ぶ場合もある。通常のプロベーションで遵守条件違反があった場合など、行状に応じ電子監視条件を途中から付加・除去する場合もある。

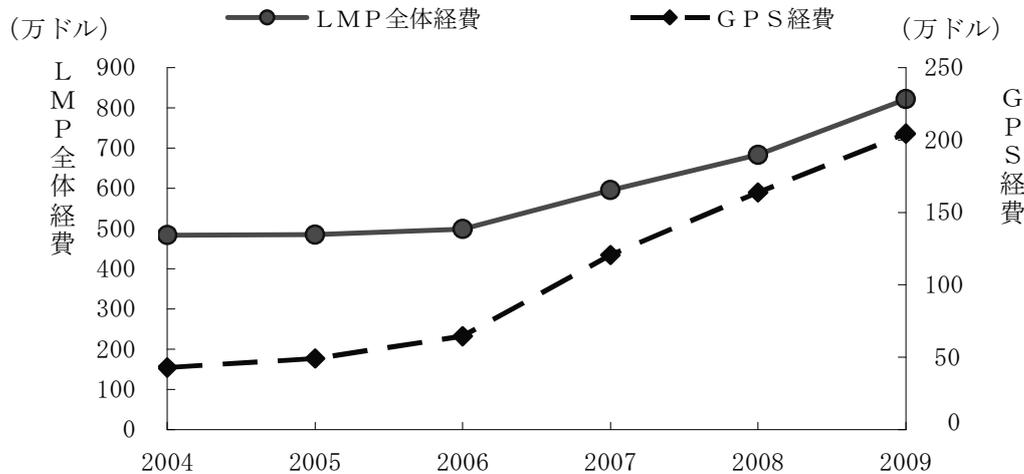
（６）機器使用コスト

電話音声確認方式の在宅確認は日額約2ドル（約180円）、無線電波（RF）方式の在宅確認は約3ドル（約270円）、GPS方式の追跡型位置情報確認は約6～10ドル（約540～900円）である。

次頁の6-4-1図は、2004年以降の連邦法域におけるLMP全体経費及びGPS経費の推移を見たものである。LMP全体経費は、2004年に約484万ドルであったが、2009年には約822万ドル（2004年水準の約1.7倍）に増加し、GPS関係経費は、2004年が約43万ドルであったのに対し、2009年には約204万ドル（同約3.8倍）に増加しており、GPS関係経費の増加傾向が大きい。特に、アダムウォルシュ法が成立し、特定性犯罪者等へのGPS監視が強化された2006年以降、その経費の増加が顕著に高まっている。

6-4-1 図 連邦位置確認プログラム（LMP全体及びGPS経費）の推移

(2004年～2009年)



- 注 1 連邦裁判所事務局資料による。
 2 LMPは位置確認プログラム全体経費を示し、GPSはGPS機器のみの経費を示す。

(7) 対象者の費用負担

LMPの参加費（おおむね機器の日額使用費が請求される。）を対象者に負担させるかどうかは、裁判所の決定による。この際、対象者の収入・稼働状況、罰金や賠償金の支払義務等を保護観察官が事前に調査し、裁判所に費用支払に関する勧告を行っている。プログラム参加の自己負担金の支払決定がなされた場合には、同意書と支払計画書を取り交わし、月額相当分を機器提供業者に直接払い込む形が採られる。なお、費用の支払能力がないことをもって、LMPの選定対象外としてはならないこととされている¹⁰⁴。

(8) その他の参考事項

連邦行刑局の釈放前電子監視利用は、主に、釈放前に3か月程度利用される中間的処遇施設である居住型社会復帰センター（Residential Reentry Center, RRC）利用の代替目的でLMPを使用する方向にあり、中間的処遇施設利用よりも安価なLMPにより、連邦施設の収容コストを下げることにねらいがあるという¹⁰⁵。

位置確認データは5年間保管しているという。

104 連邦に限らず、法の下での平等な保護を担保するため、電子監視の費用を徴収する法域の場合、低所得者に対する支払免除の取扱いを定めている。本人の費用負担に関連し、電子監視に対する態度を調査した研究では、電子監視が金銭的に不公平な処遇であると認知している黒人層が多いことなど、人種により電子監視に対する態度が大きく異なるという報告もある（Payne, et al., 2009）。

105 2009年度の連邦行刑局データ（FBP, 2010, p. 57）によれば、同年度の被収容者人口は20万8,759人（連邦刑務所172,423人、民営保安施設36,366人、RRC対象者8,842人）であり、約4%の者がRRCの処遇対象者であった。同局の2010年度の被収容者一人当たりのコストは、中間的処遇施設が約70ドル、刑務所が警備水準に応じて57ドル～93ドル（平均コストデータなし）であった。RRCでは、原則として入所15日以内に週40時間の雇用を確保することが求められ、日額コストを超えない範囲で、収入の25%が対象者に課金される。入所中の対象者の居所確認は、通常は電話連絡で行われている。同所を退所後に、次の処遇段階として在宅拘禁の措置を採り、電子監視が実施されることがある。
<http://www.bop.gov/locations/ccindex.jsp>

第5 米国における電子監視機器による位置情報確認等の効果に関する研究・評価の動向

上述のとおり、フロリダ州の電子監視の効果に関する評価研究例では、プログラム実施期間中（電子監視機器装着期間中）の再犯を含めた各種違反行動の抑止効果があるとする一方で、適用対象者の家庭生活や就労生活に各種のマイナスの影響も与えることが報告されている。米国では、他にも電子監視機器による位置情報確認の効果等に関する研究事例があるので、主な調査や研究報告からその知見を概観する¹⁰⁶。

1 電子監視の再犯抑止効果に関するメタ分析研究¹⁰⁷

(1) レンゼマらによる評価研究¹⁰⁸

米国において電子監視の研究を続け、電子監視の専門誌を刊行して情報交換を進めてきたレンゼマ教授らの研究グループは、刑事司法制度の各種介入の効果を科学的に検証する国際プロジェクトであるキャンベル共同計画の研究課題の一つとして、電子監視プログラムの実施がプログラム実施後の再犯に及ぼす効果について報告している。この研究は、再犯リスクが中～高水準にある対象者に対する電子監視の効果を検証するため、北米地域を中心に行われた電子監視に関連する研究論文又は研究抄録381件を集め、系統的レビュー¹⁰⁹を行った。その結果、電子監視の実施効果を検証している119研究が見つかったが、研究方法が妥当であるとして評価基準に該当する研究は、最終的には僅か3件しか残らなかった。この3件の研究について、プログラム実施後の再犯率を比較したところ、電子監視プログラムの実施は再犯抑止効果を持たなかった¹¹⁰。

再犯抑止効果を持たない理由について、レンゼマらは、近年の長期的な適用例を除けば、既存の電子監視プログラムの実施期間がほとんど6か月を超えることがなく、全般に短期間

106 電子監視機器利用の効果に関する各種の調査や研究報告を見る場合、電子監視機器を装着している期間中の違反行為や再犯を確認しているのか、電子監視プログラム実施後の違反行為や再犯への効果を見ているのか区別する必要がある（例、プログラム実施期間中の遵守条件違反等の少なさや終了率の高さは、プログラム実施後の再犯率とは別に検討すべき事象である。）。また、通常、電子監視プログラムでは、電子監視だけのものもあるようだが、担当保護観察官の面接指導、薬物治療等の各種処遇プログラム等も併用されていることが多いので、電子監視による効果を分離して検証するためには、他の条件が同様な対象を比較する必要がある。特に性犯罪者等の監督指導は、治療的な介入を含めてかなり濃密な監督指導がなされているため、電子監視機器利用の効果のみを分離して検証することは困難が伴う。多くの調査研究では、比較対照の方法が全般に不適切であることが問題点として指摘されている。この問題を打開するためには、ランダムに対象者を割り付ける実験的研究が最適だが、実社会の中でこの種の実験的研究の実施は各種の制約が伴うので、フロリダ州の評価研究のように、電子監視条件群と非電子監視条件群とを、影響を与える属性要因をそろえてマッチングするなどして準実験的に調査研究が実施されることが多い。

107 メタ分析とは、電子監視等特定処遇に関する一次研究の調査手続の適格性を一定基準に沿って評価・選別し、適格と判断された調査結果を集め、その結果を効果値という共通指標に直して統合し、全体として特定処遇の効果がどの程度あるかを推定する統計分析法である。なお、メタ分析ではないが、電子監視の評価研究例としては、McKenzie, D. L. が1990年代初頭に行われたランダム割り付けによる2件の研究で、在宅確認型の電子監視に再犯抑止効果がないことを確認している（Sherman et al., 2008. 原書p. 343, 訳書p. 330）。

108 Renzema M. & Mayo-Wilson, E. (2003; 2005)。なお、この研究で取り上げられている電子監視の方式は、無線電波RF方式の在宅確認型電子監視である。

109 系統的レビューとは、各種研究報告を科学的基準に沿って評価し、研究法が妥当と認められた研究所見をメタ分析という統計手法によりデータを統合的に評価し、特定処遇領域の効果等を客観的に評価する評価研究の手法である。

110 処遇効果の評価に選択された3件の研究は、①Finn & Muirhead-Steves (2002)の米国ジョージア州の研究②Bonta et al. (2000)のカナダの研究、③Sugg et al. (2001)の英国の研究である。①は刑務所釈放後150日、1年及び3年の施設再入所を、②は処遇終了又は刑務所釈放1年後の有罪判決を、③は外出禁止措置が採られてから2年以内の再有罪判決をそれぞれ再犯の指標としている。

の介入であること、多様な問題を有する対象者に同じような仕方で適用されるプログラムであることから、電子監視の実施中に一時的な行動抑制が得られても再犯減少につながらないのは特に驚くに当たらないと指摘している。

(2) ワシントン州公共政策研究所による評価研究¹¹¹

ワシントン州公共政策研究所は、州政策上の重要課題について、刑事政策等諸分野の各種研究を実施する研究機関である。成人矯正の各種処遇プログラムの効果をメタ分析の手法で分析した研究では、その一部として電子監視の効果が分析されている。電子監視は、中間的制裁処遇カテゴリーの中の下位カテゴリーとされ、1990年代～2000年初頭に実施された電子監視関係の12研究（電子監視の対象者数2,175人）の結果を統合し分析したところ、再犯抑止効果は認められなかった¹¹²。なお、中間的制裁の処遇カテゴリーでは、他に集中監督プロベーション、軍隊式訓練を行うブートキャンプ処遇、低リスク者向け修復的司法プログラムも評価されているが、再犯抑止効果が認められたのは、治療教育的処遇を加えた集中監督プロベーション（対照群より約22%再犯率が低下）だけであった。なお、同研究では別カテゴリーの評価として性犯罪者向けの処遇プログラムの再犯抑止効果を検証しており、刑務所における認知行動療法（同約15%再犯率低下）及びプロベーションに付されている低リスク犯罪者向けの認知行動療法（同約31%再犯率低下）には再犯抑止効果があることを確認し、また、研究事例は少ないが効果が有望視される介入としてCOSA（Circle of Support and Accountability, 宗教ボランティア等による監督・更生支援プログラム¹¹³、同約32%再犯率低下）が挙げられている¹¹⁴。

2 電子監視に関する全米性犯罪者管理センター意識調査¹¹⁵

全米性犯罪者管理センター(Center for Sex Offender Management, CSOM)は、性犯罪者の効果的な管理を推進することにより公共の安全を高めることを目的に1997年に設立された連邦司法省司法プログラムオフィスの一プロジェクトである。CSOMは、近年、性犯罪者に特化した法制化や施策が全米で進行していることに鑑み、その影響や各種施策に対する一般市民の意識や態度を探る目的で、約1,000人を対象とする意識調査を実施している。同調査では、性犯罪対策に関連する事項の一つとして性犯罪者の電子監視が再犯防止に有効と

111 Aos et al. (2006)。なお、電子監視の研究は、いずれも無線電波 (RF) 方式の評価研究である。

112 この研究では、12の調査（全て無線電波方式に関する研究であり、GPS方式の研究は含まれていない。）の一次文献が何を再犯指標としていたかは明記されていない。

113 COSAは1994年にカナダのオンタリオ州ハミルトン市で、小児わいせつの前科を持つ満期出所者の立ち直り支援と再犯防止のための見守り強化のためメノナイト派の牧師を中心に始まったプログラムであり、地域のサークルボランティア・専門家・関係機関による監督指導と生活援助を継続的に行う。現在は、カナダ全域だけでなく米国や英国等でも同様なプログラムが実施されている (Wilson, et. al., 2005; Wilson et al., 2009)。

114 COSA研究における再犯は、刑務所釈放後、平均追跡期間55か月における性犯罪事件による起訴又は遵守条件違反である。

115 CSOM(2010)。調査期間は2010年2月～3月に、人口動態等属性を勘案の上、サンプル抽出し、電話アンケート方式で調査が実施された。同調査では、性犯罪者の再犯率を尋ねる質問もしており、米国の成人性犯罪者の再犯率は実証的な研究では15～30%と推定されているところ、アンケート調査の回答者の6割が、性犯罪者は5割以上の者が再犯すると信じていることも報告しており、誤解に基づく態度が性犯罪施策にも影響を与えている可能性があることも指摘している。Bumby et al. (2010)にはこの調査結果の概要とともに性犯罪者に対する包括的な対策の要点についての解説がある。

思うか質問している。その結果、電子監視の再犯抑止効果が諸研究では十分確認されていないにもかかわらず、回答者の82%がGPSやその他の方式の電子監視が性犯罪者の再犯防止に役立つと思うという選択肢に回答したと報告している。この結果は、米国市民の性犯罪に対する不安の高さや、性犯罪者の監督指導を強化することに対する支持の強さを示すものと考えられる¹¹⁶。同報告は、再犯防止対策について、市民が適正な判断を行うためには、性犯罪の実態や各種の対策の効果等に関する正確な情報提供も欠かせないことを指摘している。

おわりに

米国では、先進国の中でも最も刑務所人口が多く、在宅拘禁等の中間的制裁など拘禁代替措置によって施設の過剰収容を緩和し、財政的負担を減らす必要が、1980年代からの電子監視機器の利用を大きく推進させたと考えられる。また、近年では、児童を被害者とする性犯罪等、凶悪事件の続発を受けて、厳罰化の施策が推進され、拘禁刑が長期化する一方、社会内処遇においても、性犯罪者対策の一環として、電子監視機器による位置情報の把握により監督体制を強化する施策が、連邦・州の双方で推進されてきた。日進月歩のテクノロジーの発展とあいまって、各種電子監視技術利用による犯罪者管理は今や一大産業分野に発展し、犯罪者の管理の重要な一翼を担っている。現地調査では、電子監視機器は、監督指導を強化するためのツールであって、人による監督指導や犯罪者処遇に取って代わるものではない点が強調されていたが、電子監視技術の利用は、関係法令等の改正はもとより、位置情報確認業務への対応等で、勤務の形態や職務内容等、社会内処遇の在り方全般に大きな変更をもたらすものであり、対象者やその家族等の生活や就労等の社会生活に与える影響も少なくないことがうかがえた。

位置情報確認技術利用の効果については、電子監視機器の装着期間中の遵守条件違反や再犯の減少が認められたという趣旨の報告がフロリダ州立大学の研究では得られており、機器装着により再犯や規則違反等が完全に防げる訳ではないにしても、一定の心理規制を対象者に与える可能性が示唆されている。しかし、電子監視実施後の再犯抑止効果に関するメタ分析による評価研究では、在宅確認型を中心に効果なしとする研究例が散見され、GPS方式についての効果検証に関しても、良質な検証条件のもとで行われた実証的な証拠はまだ十分得られていない現状にあると考えられる。また、位置情報確認のための電子監視機器の装着を求められる対象者には、電子監視機器のみの装着をもってリスク管理や処遇がなされている訳ではなく、リスクの低い者を除けば、総じて濃密な監督指導や各種の対策が多面的に講じられている。性犯罪者について見ても、性犯罪防止等の処遇プログラムへの参加義務付けや、担当官による頻度の高い接触、性犯罪者の情報登録・公開、ポリグラフ検査等、再犯防止のための各種の働きかけが総合的に行われているため、無作為割り付けによる実験的研究でもしない限り電子監視機器装着の効果のみを分離して評価することはかなり困難と考えら

116 同調査では性犯罪者の登録・公表制度が性犯罪の防止に有効かと問う質問もしており、79%の者が効果があると回答したが、同制度の効果についての実証的な所見は同様に未確定とされている。

れる。さらに、GPS方式の利用は、RF方式の機器に比べると、普及してから十分な期間が経過していないため、この種の技術の利用の在り方、対象者に与える影響、プログラム実施後の効果等について、信頼するに足る知見が蓄積するのには、しばらくの時間を要すると考えられる。また、これまでの電子監視プログラムが比較的短期間で終了するものだったのに対し、特定性犯罪者等に対する終身監視プログラムなど長期のプログラムは、プログラムの実施規模・実施期間も大きくなり、監督指導を行う側・受ける側の双方に大きな影響を与えていく可能性があるが、長期的な影響についての検証も今後多面的に行われる必要があるだろう。

このような観点から、今後数年のうちに各州から出そろってくるであろうGPS方式の監督プログラムの実施効果等に関する報告は、関連する他の対策の実施状況や評価等も含め、注意深く見守り、我が国の施策の検討の際の参考としていく必要があると思われる。

引用・参考文献

- American Bar Association (2011) *Resolution 104D*. ABA.
- 赤田美穂(2005)「アメリカにおける刑務所内電子監視：ICタグを用いた受刑者管理の実情」, 犯罪と非行, 146, 147-165.
- Albrecht H-J. (2003) The place of electronic monitoring in the development of criminal punishment and systems of sanctions. In Mayer, M., Haverkamp, R., & Lèvey, R. (Eds.). *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?* (pp. 249-264.) Max-Planck-Institute.
- Aos, S., Miller, M., & Drake E. (2006) *Evidence-based Adult Corrections Programs: What Works and What Does Not*. Washington State Institute of Public Policy. (<http://www.wsipp.wa.gov/pub.asp?docid=06-01-1201>)
- 青柳武彦(2006)『サイバー監視社会：ユビキタス時代のプライバシー論』, 電気通信振興会
- Bales, W., Mann, K., Blomberg, T., Gaes, G., Barrick, K., Dhungana K., & McManus B. (2010a) *A Quantitative and Qualitative Assessment of Electronic Monitoring: Report Submitted to the Office of Justice Program NIJ U.S. Dept. of Justice*. Center for Criminology and Public Policy Research, Florida State University. (<http://www.ncjrs.gov/pdffiles1/nij/grants/230530.pdf>)
- Bales, W., Mann, K., Blomberg, T., McManus B., & Dhungana K. (2010b) Electronic monitoring in Florida. *J. of Offender Monitoring*, 22(2), 5-12.
- Bishop, L. (2010) The challenges of GPS and sex offender management. *Federal Probation* 74 (2), 33-35.
- Bottos, S. (2007) *An Overview of Electronic Monitoring in Corrections: The Issues and Implications*. Correctional Service Canada.
- Burrell, W. D. & Gable R. S. (2009) From B. F. Skinner to Spiderman to Martha Stewart: The past, present and future of electronic monitoring of offenders. In Phillips, D. (Ed). *Probation and Parole: Current Issues*. (pp. 94-128.) Routledge.
- Brown, T. M., McGabe, S. A., and Wellford, C. (2007) *GPS Technology for Community Supervision: Lessons Learned*. Noblis.
- Bumby, K., Carter, M., Gilligan L., & Talbot, T. (2010) *The Comprehensive Approach to Sex Offender Management*. Center for Effective Public Policy.
- California Coalition on Sexual Offending (2008) *Position Paper on Sex Offender Residence Restrictions*. CCSO.
- Center for Sex Offender Management (2010) *Exploring Public Awareness and Attitudes about Sex Offender Management: Finding from a National Public Opinion Poll*. Center for Effective Public Policy.
- CIA(2011) *The World Factbook: United States*. (<http://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook>)
- Council of State Governments (2010) *Sex Offender Management Policy in the States: Strengthening Policy & Practice Final Report*. CSG.
- Cornish, T. (2010) The many purposes of location monitoring. *Federal Probation*, 74(2), 12-13.
- Cromwell, D. (2010) “I was just given a new sex offense case, now, what do I do?” *Federal Probation*, 74(2), 20-23.
- Crowe, A. H., Sydney, L., Bancroft P., & Lawrence B. (2002) *Offender Supervision with Electronic Technology: A User's Guide*. American Probation and Parole Association.
- Datz, A. L. (n. d.) *Sex Offender Residency Restrictions and Other Sex Offender Management Strategies: The Probation Officer Perspective in Florida*. (<http://www.fdle.state.fl.us/Content/getdoc/bce869a7-6027-4166-bc80-1766e78a1765/Datz-Amy-Research-paper-pdf>)

- aspx)
- ディヴィス, アンジェラ (上杉忍訳) (2008) 『監獄ビジネス: グローバリズムと産獄複合体』, 岩波書店
- del Carmen, R. V. & Vaughn, J. B. (1986) Legal issues in the use of electronic surveillance in probation. , *Federal Probation*, 50, 60-69.
- Delson, N. (2006) Using Global Positioning System (GPS) for sex offender management. *Forum*, 18, (3), 24-30. Association for the Treatment of Sexual Abusers (ATSA).
- DeMichele, M. & Payne B. K. (2009) *Offender Supervision with Electronic Technology: Community Corrections Resource* (2nd ed.). Bureau of Justice Assistance, US Dept. of Justice & APPA.
- Dobson, J. E. & Fisher, P. E. (2003) Geoslavery. *IEEE Technology and Society Magazine*, Spring 2003, 47-52.
- Drake, G. B. (2009) Offender tracking in the United States. (6th CEP Conference on Electronic Monitoring presentation paper)
(http://www.cepprobation.org/uploaded_files/Pres%20EM09%20Dra.pdf)
- Duwe, G. (2009) Residency restrictions and sex offender recidivism: Implications for public safety. *Geography & Public Safety*, 2, (1), 6-8.
- Federal Bureau of Investigation (2010) *Uniform Crime Report: Crime in the United States 2009*. FBI.
- Federal Bureau of Prisons (2010) *State of Bureau 2009*. FBP.
- Florida Department of Corrections (FDOC) (2010a) *Florida Department of Corrections Fiscal Year 2008-2009 Annual Report*. FDOC.
- FDOC(2010b) *Florida County Detention Facilities Average Inmate Population 2009 Annual Report*. FDOC.
- FDOC (2010c) *Florida's Community Supervision Population Monthly Status Report*. FDOC.
- FDOC(2011) *Florida Department of Corrections Fiscal Year 2009 -2010 Annual Report*. FDOC.
- Florida Parole Commission (2010) *Annual Report 2009-2010*. Florida Parole Commission.
- Florida Senate Committee on Criminal Justice (2004) Global Positioning System(GPS) technology use in monitoring the activities of probationer. *Interim Report* 2005-126.
- Florida Senate Committee on Criminal Justice (2011) Examine technological advances and other issues in electronic monitoring probationers. *Interim Report* 2012-117.
- 藤本哲也(1988) 「21世紀の刑事司法: わが国に電子機器監視時代は到来するか」(矯正協会(編)『矯正協会百周年記念論文集第一巻』, pp. 92-130.), 矯正協会
- 藤本哲也(1993) 「21世紀の社会内処遇」, 犯罪と非行, 97, 3-28.
- 藤本哲也(1996) 「アメリカ合衆国における電子監視に基づく犯罪者処遇の現状と評価」(『諸外国の刑事政策』, pp. 181-211.), 中央大学出版部
- 藤本哲也(2008a) 『刑事政策概論 (全訂第6版)』, 青林書院
- 藤本哲也(2008b) 『性犯罪研究』, 中央大学出版
- Gable, R. K. & Gable R. S. (2005) Electronic monitoring: Positive intervention strategies. *Federal Probation* , 69, 21-25.
- Glaze, L. E. & Bonczar, T. P. (2010) *Probation and Parole in the United States, 2009*. Bureau of Justice Statistics Bulletin.
- Halberstadt, R. L. & La Vigne, N. G. (2011) Evaluating the use of Radio Frequency Identification Device (RFID) technology to prevent and investigate sexual assaults in a correctional setting. *Prison Journal*, 91(2), 227-249.
- Hickman, L. J., Eisman, M., & Davis, L. (2008) *Evaluation Design for the District of Columbia Department of Corrections' Use of Radio Frequency Identification (RFID) Technology with*

- Jail Inmates*. Rand Corporation.
- Hickman, L. J., Davis, L. M., Wells, E., & Eisman M. (2010) *Tracking Inmates and Locating Staff with Active Radio-Frequency Identification (RFID): Early Lessons Learned in One U.S. Correctional Facility*. Rand Corporation.
- Hinson, Z. (2009) GPS monitoring and constitutional rights. *Harverd Civil Rights-Civil Liberties Law Review*, 43, 285-288.
- 法務省 (2007) 「社会奉仕を義務付ける制度等に関する報告 (アメリカ合衆国)」 (法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会第9回会議 (平成19年9月27日開催) 資料
(<http://www.moj.go.jp/content/000003786.pdf>)
- 法務総合研究所 (2007) 『研究部資料54 米国及びカナダにおける拘禁代替策と早期釈放制度の現状』, 法務総合研究所
- 法務総合研究所 (2008a) 『研究部報告38 諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究—フランス, ドイツ, 英国, 米国—』, 法務総合研究所
(http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00003.html)
- 法務総合研究所 (2008b) 『研究部資料56 カナダ及び米国における配偶者暴力の実態と対策』, 法務総合研究所
- 本庄 武 (2008) 「電子タグによる監視と警備」 (刑事立法研究会 (編) 『刑務所民営化のゆくえ: 日本版PFI刑務所をめぐる』, (pp.130-159.)), 現代人文社
- IACP & APPA (2008) *Strategically Monitoring Sex Offenders: Accessing Community Corrections' Resources to Enhance Law Enforcement Capabilities*. IACP&APPA.
- International Association of Chiefs of Police (2008) *Tracking Sex Offenders with Electronic Monitoring Technology*. IACP.
- Interstate Commission for Adult Offender Supervision (2007a) ICAOS GPS Update Survey April 2007. (<http://www.interstatecompact.org>)
- Interstate Commission for Adult Offender Supervision (2007b) SO Assessment Information Survey 4-2007.
- ITS情報通信システム推進会議 (2005) 『図解これでわかったGPS: ユビキタス情報通信時代の位置情報』 (第2版), 森北出版
- Janicki, M. A. (2007) Better seen than herded: Residency restrictions and Global Positioning System tracking laws for sex offenders. *Public Interest Law Journal*, 16, 285-311.
- John Howard Society of Alberta (2000) *Electronic Monitoring*. J. H. S. A.
- John Howard Society of Alberta (2006) *Electronic (Radio Frequency) and GPS Monitored Community Based Supervision Programs*. J. H. S. A.
- 川出敏裕 (2008) 「電子監視」, *ジュリスト*, 1358, 116-125.
- Lattessa, E. J. & Smith P. (2007) *Corrections in the Community*. (4th ed.) LexisNexis/Anderson.
- Leon County Probation Division (LCPD) (2009) *Alternative Sanctions for Leon County Defendants: Electronic Offender Supervision and Work Alternatives. (Summary Sheet)* L. C. P. D.
- LCPD (n. d.) *Leon Country Supervised Pre-trial Release Program Electoronic Monitoring Information*. L. C. P. D.
- Lieb, R., Kemshall, H., & Thomas, T. (2011) *Post-Release Controls for Sex Offenders in the U.S. and UK*. Washington State Institute for Public Policy.
- Lilly, R. (2003) From an American point of view: Does electronic monitoring have a future in Europe? In Mayer, M., Haverkamp, R., & Lévey, R. (Eds.). *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?* (pp. 265-278.) Max-Planck-Institute.
- 松前恵環 (2010) 「位置情報技術とプライバシーを巡る法的課題: GPS技術の利用に関する米国の議論を中心に」 (堀部 (編) 『プライバシー・個人情報保護の新課題』, 第7章 (pp.235-286.)), 商事法務

- McDougall, C., Cohen, M., Swaray, R., & Perry A. (2006) Cost-benefit analysis of sentencing. (キャンベル共同計画日本語版ホームページ(http://fuji_u-shizuoka-ken.ac.jp/~campbell/library.htm)から邦訳(津富(監訳)「量刑の費用便益分析」)
- 緑大輔(2009) 「比較法2 アメリカ合衆国カリフォルニア州」(福井(編)『未決拘禁改革の課題と展望』, 資料1 pp.295-312.), 日本評論社
- 森本哲也(2005) 『概説アメリカ連邦刑事手続』, 信山社
- Murphy, E. (2008) Paradigms of restraint. *Duke Law Journal*, 57, 1321-1411.
- National Conference of State Legislatures (2008) *State Statutes Related to Jessica's Law*. National Conference of State Legislatures.
- National Institute of Justice (2011) Electronic monitoring reduces recidivism. *In Short Toward Criminal Justice Solutions* NCJ 234460 U.S. Department of Justice.
- National Law Enforcement and Corrections Technology Center (1999) Keeping track of electronic monitoring. *NLECTC Bulletin, October 1999*. NLECTC.
- Nellis, M. (2011) The Integration of Probation and Electronic Monitoring: A Continuing Challenge. (a report presented at the CEP 7th conference on Electronic Monitoring.) (http://www.cepprobation.org/uploaded_files/EM%20Literature%20Research.pdf)
- ニューメディア開発協会(2007) 『センサーネットワークを活用した情報システムの応用に関する調査・開発報告書』, ニューメディア開発協会
- Nieto, M. & Jung D. (2006) *The Impact of Residency Restrictions on Sex Offenders and Correctional Management*. (CRB 066-008). California Research Bureau.
- NLECTC(2002) Making electronic supervision work. *TechBeat*, Fall 2002. NLECTC.
- NLECTC (2005) Technology primer: Radio Frequency identification. *TechBeat*, Summer 2005. NLECTC.
- Office of Probation and Pretrial Services (OPPS) (n. d.) *Location Monitoring Program in the Federal Courts* (MS PowerPoint Presentation). OPPS.
- Office of Probation and Pretrial Services (2010a) *Guide to Judiciary Policy: Vol 8 Probation and Pretrial Services; Part F. Federal Location Monitoring Program (Monograph 113)*. OPPS.
- Office of Probation and Pretrial Services (2010b) Interagency Agreement 817-11 Between the Administrative Office of the United States Courts and United States Department of Justice Federal Bureau of Prisons.
- Office of Probation and Pretrial Services (2010c) Post-conviction Supervision Cases Closed by Supervision Category for LMP.
- Office of Program Policy Analysis & Government Accountability (OPPAGA) (2005) Electronic monitoring should be better targeted to the most dangerous offenders. *OPPAGA Report No. 05-19*. OPPAGA.
- OPPAGA(2006) Florida's state, county, local authorities are implementing Jessica Lunsford Act. *OPPAGA Report No. 06-03*. OPPAGA.
- OPPAGA (2007a) Redirection pilots meet and exceed residential commitment outcomes; \$5.8 million saved. *OPPAGA Report No. 07-10* OPPAGA.
- OPPAGA (2007b) Electronic monitoring expanded to target communities' more dangerous offenders. *OPPAGA Report No. 07-42*. OPPAGA.
- OPPAGA(2008a) Pretrial release programs vary across the state; New reporting requirements pose challenges. *OPPAGA Report No. 08-75*. OPPAGA.
- OPPAGA(2008b) The Delays in Screening Sexually Violent Predators Increase Costs; Treatment Facility Security Enhanced. *OPPAGA Report No. 08-10*. OPPAGA.
- OPPAGA(2010a) Pretrial release program's compliance with new reporting requirements is mixed. *OPPAGA Report No. 10-08*. OPPAGA.
- OPPAGA (2010b) Intermediate sanctions for non-violent offenders could produce savings.

- OPPAGA Report No. 10-27. OPPAGA.*
- Padgett, K. G., Bales, W. D., & Blomberg, T. G. (2006) Under surveillance: An empirical test of the effectiveness and consequences of electronic monitoring. *Criminology & Public Policy*, 5, 61-92.
- Palmiotto, M., & MacNichol, S. (2010) Supervision of sex offenders: A multi-faceted and collaborative approach. *Federal Probation* 74(2), 27-32.
- Payne B. K., DeMichele, M., & Button, D. M. (2008) Understanding the electronic monitoring of sex offenders. *Corrections Compendium*, 33(1), 5-14.
- Payne, B. K., DeMichele, M., & Okafo, N. (2009) Attitude about electronic monitoring: Minority and majority racial differences. *J. of Criminal Justice*, 37, 155-162.
- Payne B. K. & DeMichele, M. (n. d.) Evidence-based Electronic Monitoring: The Legal Landscape and (inconsistent) Evidence. (MS PowerPoint Slides).
- Pew Center on the States (2009) *One in 31: The Long Reach of American Correction*. The Pew Charitable Trust.
- Pinellas County Sheriff's Office (n. d.) *GPS Electronic Monitoring and Crime Analysis: Working Hand-in-Hand*. (MS PowerPoint Slides) .
- Presley, M. M. (1999) Jimmy Ryce involuntary civil commitment for sexually violent predators' treatment and care act: Replacing criminal justice with civil commitment. *Florida State University Law Review*, 26, 487-516.
- Preston, K. (2009) Right place, right time: GPS monitoring in Pinellas county. *Geography & Public Safety*, 2, (1) May 2009, 3-5.
- Renzema M. & Mayo-Wilson, E. (2003) Electronic monitoring's impact on reoffending (キャンベール共同計画日本語版ホームページ (<http://fuji.u-shizuoka-ken.ac.jp/~campbell/docj/RIPE/document/cj/elecmon/elecmonp.pdf>) に邦訳 (小林 (訳) 「電子監視が再犯に与える効果」あり))
- Renzema M. & Mayo-Wilson, E. (2005) Can electronic monitoring reduce crime for moderate to high-risk offenders? *J. of Experimental Criminology*, 1, 215-237.
- Spalding L. H. (1998) Florida's 1997 chemical castration law: A return to the dark ages. *Florida State University Law Review*, 25, 117-139.
- 島伸一 (2002) 『アメリカの刑事司法：ワシントン州キング郡を基点として』, 弘文堂
- 柴崎亮介・村山祐司 (編) (2009) 『GISの技術 (シリーズGIS第2巻)』, 朝倉書店
- 新保史生 (2010) 「監視・追跡技術の利用と公法的側面における課題」 (堀部 (編) 『プライバシー・個人情報保護の新課題』, 第6章, pp. 193-234.), 商事法務
- Sherman, L. W., Farrington, D. P., Welsh, B. C., & Mackenzie, D. L. (2002) *Evidence-based Crime Prevention*. NY: Routledge. (津富・小林 (監訳) (2008). 『エビデンスに基づく犯罪予防』, 社会安全研究財団.)
- 杉本末雄・柴崎亮介 (2010) 『GPSハンドブック』, 朝倉書店
- Skipp, C. (2010) *A Law for the Sex Offenders Under a Miami Bridge*. Time News Feb. 01, 2010. (<http://www.time.com/nation/article/0,8599,1957778,00.html>).
- 田島裕 (2004) 『アメリカ憲法』, 信山社
- U. S. Congress, Office of Technology Assessment (1988) *Criminal Justice, New Technologies and the Constitution*. U. S. Government Printing Office.
- Velázquez, T. (2008) *The Pursuit of Safety: Sex Offender Policy in the United States*. Vera Institute of Justice.
- Walmsley R. (2009) *World Prison Population List (8th edition)*. International Centre for Prison Studies, Kings College London.
- West, H. C. (2010) *Prison Inmates at Midyear 2009 Statistical Tables*. Bureau of Justice Statistics, US Department of Justice.
- Wilson, R. J., Picheca, J. E., & Prinzo, M. (2005) *Circles of Support & Accountability: An*

Evaluation of the Pilot Project in South-Central Ontario. (Research Report No. R-168) CSC.

- Wilson, R. J., Cortoni, F., & McWhinnie, A. J. (2009) Circles of Support & Accountability: A Canadian national replication of outcome findings. *Sexual Abuse*, 21(4), 412-430.
- Zandbergen P. A., Levenson, J. S., & Hart, T. C. (2010) Residential proximity to schools and daycares: An empirical analysis of sex offender recidivism. *Criminal Justice & Behavior*, 37(5), 482-502.
- Zgoba, K. M. (2011) Residence restriction buffer zones and the banishment of sex offenders. *Criminology & Public Policy* 10(2), 391-400.

<関連インターネットサイト (英文) >

連邦裁判所事務総局プロベーション・公判前サービス部 (Office of Probation and Pretrial Services, Administrative Office of the United States Courts) :

<http://www.uscourts.gov/FederalCourts/ProbationPretrialServices.aspx>

連邦司法省統計局 (Bureau of Justice Statistics) : <http://bjs.ojp.usdoj.gov/>

連邦司法省捜査局 (Federal Bureau of Investigation, FBI) : <http://www2.fbi.gov/>

連邦司法省行刑局 (Federal Bureau of Prisons) : <http://www.bop.gov/>

連邦司法省SMARTオフィス (Office of Sex Offender Sentencing, Monitoring, Apprehending, Registering, and Tracking Office) :

<http://bjs.ojp.usdoj.gov/>

コロンビア特別区裁判所サービス・犯罪者監督庁 (Court Services and Offender Supervision Agency, CSOSA) :

<http://www.csosa.gov/>

フロリダ州議会 (Florida Legislature) : <http://www.leg.state.fl.us/>

フロリダ州フロリダ州議会プログラム政策分析・政府アカウンタビリティオフィス

(Office of Program Policy and Governmental Accountability (OPPAGA)) :

<http://www.oppaga.state.fl.us/>

フロリダ州矯正保護省 (Florida Department of Corrections)

<http://www.dc.state.fl.us/>

フロリダ州法執行省 (Florida Department of Law Enforcement)

<http://fdle.state.fl.us/>

フロリダ州レオン郡 (Leon County, FL) : <http://leoncountyfl.gov/>

州政府評議会 (Council of State Governments) <http://www.csg.org/>

全米州議会会議 (National Conference of State Legislatures) :

<http://www.ncsl.org/Home/tabid/118/Default.aspx>

全米プロベーション・パロール協会 (Americal Probation and Parole Association) :

<http://www.appa-net.org/eweb/>

全米法執行・矯正テクノロジーセンター (National Law Enforcement and Corrections Technology Center, NLECTC) :

<http://www.justnet.org/>

性犯罪者管理センター (Center for Sex Offender Management, CSOM) :

<http://www.csom.org>

7 韓 国

研究官 櫛 山 昇

目 次

はじめに

第1 韓国の概況・刑事司法制度・犯罪情勢

- 1 概況
- 2 刑事司法制度の概要
- 3 犯罪情勢

第2 位置情報確認制度の導入経過

- 1 制度導入の背景
- 2 立法経過

第3 位置情報確認制度の目的・対象犯罪

- 1 目的
- 2 対象犯罪

第4 電子監視の種類及び手続

- 1 電子装置装着命令
- 2 刑罰の執行等における付随的措置としての電子監視
- 3 電子監視手続の概要

第5 電子装置装着命令

- 1 請求手続
- 2 対象者の年齢
- 3 要件
- 4 装着期間
- 5 保護観察の実施
- 6 遵守事項の付加
- 7 装着命令
- 8 運用実績
- 9 遡及適用の状況
- 10 装着命令の執行等

第6 刑罰の執行等における付随的措置としての電子監視

- 1 仮釈放で保護観察となった者に対する電子監視

- 2 治療監護の仮終了等で保護観察となった者に対する電子監視
- 3 保護観察付執行猶予となった者に対する電子監視

第7 位置情報確認の方法

- 1 電子装置の技術方式
- 2 測位方式
- 3 電子装置による位置情報の確認方法及び実施体制
- 4 予算

第8 電子監視運用実績

第9 位置情報確認制度の評価

- 1 導入による効果
- 2 世論

第10 今後の展望

第11 その他の施策との関連

- 1 外出制限命令の音声認証による監督システム
- 2 治療監護
- 3 性犯罪者の身元情報に対する「インターネット閲覧」
- 4 DNA身元確認情報の利用及び保護に関する法律
- 5 性暴力犯罪者性衝動薬物治療
- 6 その他

おわりに

引用・参考文献

はじめに

本稿では、大韓民国（以下「韓国」という。）における位置情報確認制度及び実務の概要を紹介することを目的としている。韓国においては、性犯罪の深刻化などから、2008年9月1日「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律」が施行され、犯罪者の再犯防止及び再社会化を目的として、GPS等を用いた位置追跡型の位置情報確認制度が導入された。その後、2009年の同法一部改正により、対象犯罪に未成年者対象誘拐犯罪が追加され、法律の名称も「特定犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律」に改められた。さらに、2010年の同法一部改正では、対象犯罪に殺人犯罪が追加されたほか、形式的要件の緩和や装着期間の延長、遡及適用等の改正がなされた。このように、制度の発足後、毎年法改正が行われ、対象範囲の拡大等がなされている状況にある。さらに、韓国においては、近年、位置情報確認制度の導入のみならず、性暴力犯罪を始めとした犯罪防止のために様々な施策が講じられており、位置情報確認制度もこれら施策の一環として位置付けられるものである。

本稿では、初めに、韓国における刑事司法制度や犯罪情勢の概要を見た後、位置情報確認制度の導入経過、制度の概要、法改正に伴う内容の変遷等を概観し、位置情報確認システムを用いた実務の運用について紹介するとともに、性暴力犯罪等に対する各種施策との関連について報告する。

なお、本稿の内容は、主として、筆者が韓国を訪問した2010年12月時点のものであること、また、本稿中、意見にわたる部分は、筆者の私見であることをお断りしておく。

第1 韓国の概況・刑事司法制度・犯罪情勢

1 概況¹

韓国は、朝鮮半島の南半分を占めており、面積は、約10万33平方キロメートル（朝鮮半島全体の約45%）と、日本の約4分の1の広さである。人口は、2010年現在、約4,887万人と、日本の3分の1強であり、そのほぼ半数が首都ソウル及びその周辺に集中している。民族は漢民族、言語は韓国語、宗教は仏教約25%、プロテスタント約20%、カトリック約7%である。政体は民主共和国であり、大韓民国憲法の下、三権分立制を採り、議会は一院制である。

2 刑事司法制度の概要²

韓国の刑事手続においては、捜査はすべて検事が主宰し（司法警察職員は検事の指揮命令の下に捜査を行う。）、公訴権を検事が独占し、起訴便宜主義を採用しており、日本の裁判所に当たる法院が、被告人の有罪・無罪を決定し、被告人が有罪と認められる場合には、死

1 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/>) による。

2 吉垣実（2008）「韓国の司法制度について」、大阪経大論集第59巻第4号61頁以下、李銀模（2009）「捜査手続に関する韓国の改正刑事訴訟法の争点及び課題—日本の刑事訴訟法との比較を中心に—」、関西大学法務研究科講演会64頁

刑、懲役、禁錮、資格喪失、資格停止、罰金、拘留、科料、没収の刑を科す。日本の最高裁判所に当たる機関は大法院と呼ばれ、その下には同じく高等裁判所に当たる高等法院が五つの主要都市に置かれ、さらに、同じく地方裁判所に当たる地方法院が全国に置かれており、事件は最初に地方法院で扱われ、日本と同様に三審制が採られている。韓国の刑事手続は、近代の歴史的経緯から日本の刑法、刑事訴訟法等を母体としているため、日本と類似した制度となっているが、違憲審査等を行う機関として、憲法裁判所が設置されているなど、相違するところも見られる。

また、韓国では、近年、司法制度改革推進委員会による刑事司法改革が行われ、2008年1月1日から新しい刑事訴訟法が施行されている。これは、質量ともに大きな改正であり、具体的には、違法な捜査手続の排除と被疑者・被告人の防御権強化のため捜査過程の記録制度や取調べの録画制度の採用、公判中心主義の実現のため公判準備手続の強化等がなされた。また、同日から「国民の刑事裁判参与に関する法律」が施行され、国民参与型裁判が試験的に開始されている。

なお、韓国においては、2008年に13歳未満の児童に対する性犯罪についての法定刑が引き上げられたほか、2010年には有期刑の期間が従来の1月以上15年以下（加重の場合は25年以下）から1月以上30年以下（加重の場合は50年以下）に改められるなど、厳罰化の傾向が進んでいる。

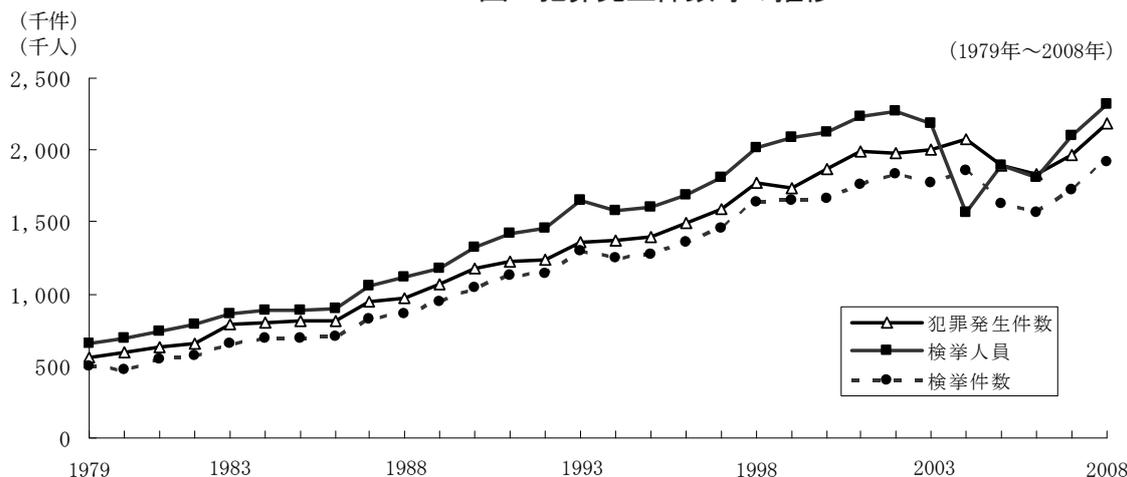
3 犯罪情勢

(1) 犯罪発生件数等³

次頁の7-1-1図は、韓国における犯罪発生件数、検挙人員、検挙件数の推移（過去30年間）を見たものである。

³ 韓国の数値は、Legal Research & Training Institute Ministry of Justice Republic of Korea (2009) The White Paper on Crimeに、日本の数値は、法務総合研究所 (2010) 「平成22年版犯罪白書」による。

7-1-1 図 犯罪発生件数等の推移

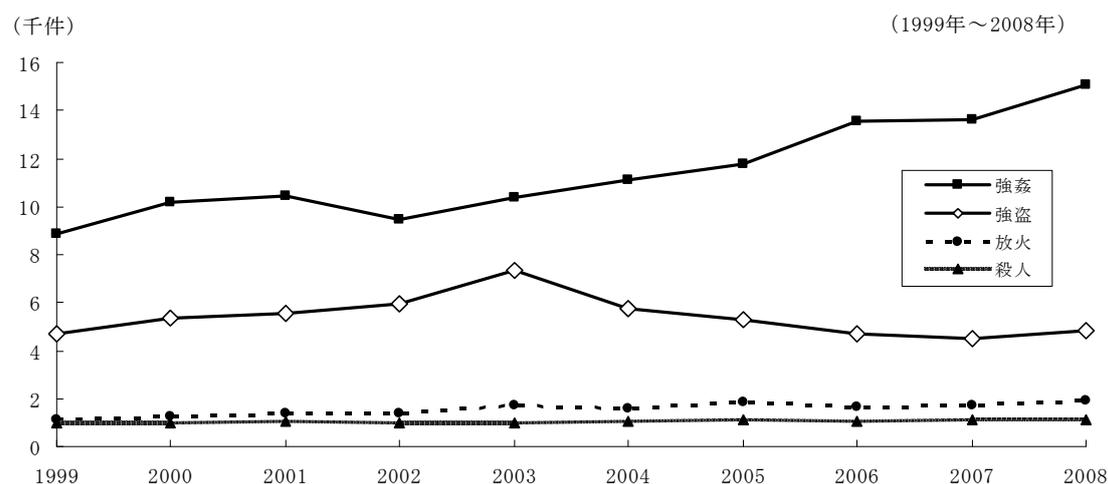


注 Legal Research & Training Institute Ministry of Justice Republic of Korea (2009) The White Paper on Crimeによる。

2008年における犯罪発生件数は218万9,452件、検挙件数は191万4,469件、検挙人員は232万2,882人であり、それぞれ前年から11.4%、11.3%、10.6%増加した。過去30年間では、ともに4倍近い大幅な増加となる。人口10万人当たりの犯罪発生率は4419.5であり、過去30年間で約3倍となっている。検挙率は、87.4%であり、過去30年間、85%と90%の間でおおむね安定して推移している⁴。

次に、韓国における重大犯罪の発生件数の推移（過去10年間）を主要罪名別にみると、7-1-2 図のとおりである。

7-1-2 図 重大犯罪の発生件数の推移（罪名別）



注 1 Legal Research & Training Institute Ministry of Justice Republic of Korea (2009) The White Paper on Crimeによる。

2 強姦は、「性暴力犯罪の処罰に関する特例法」に規定するものを含む。

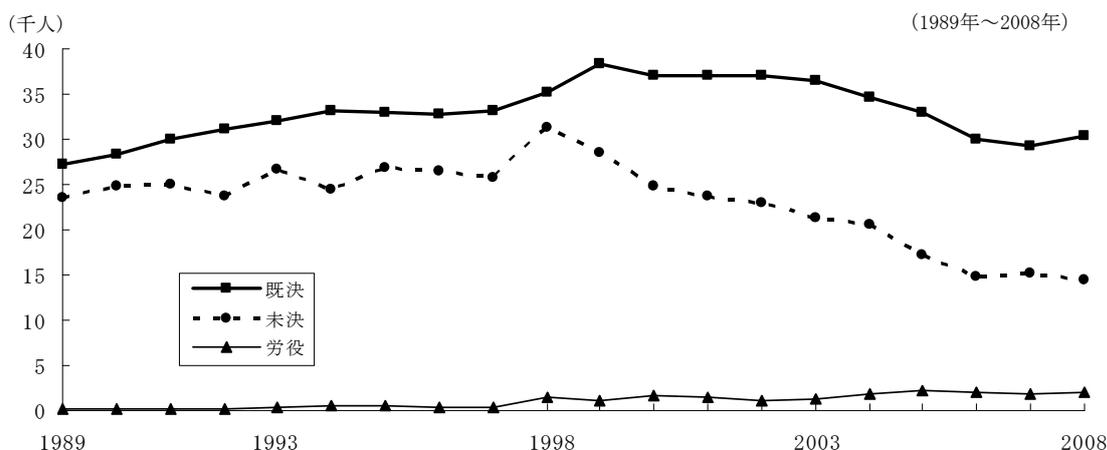
4 これを我が国と比較すると、韓国の犯罪発生件数は、我が国における2009年の刑法犯認知件数239万9,702件に近い数値となっており、人口10万人当たりの犯罪発生率は、我が国の2.3倍となっている。一方、韓国の検挙件数及び検挙率は、我が国における2009年の検挙件数124万1,357件、検挙率51.7%を大きく上回っている。

2008年における強姦（「性暴力犯罪の処罰に関する特例法」に規定するものを含む。）、強盗、放火、殺人の発生件数は、それぞれ15,094件（前年比1,460件増）、4,827件（同357件増）、1,946件（同252件増）、1,120件（同4件減）であった。このうち、強姦は、過去10年で約1.7倍と大幅に増加している⁵。

（2）刑事施設の収容動向

7-1-3図は、韓国における刑事施設の一日平均収容人員の推移（過去20年間）を見たものである。

7-1-3図 刑事施設一日平均収容人員の推移



注 Legal Research & Training Institute Ministry of Justice Republic of Korea (2009) The White Paper on Crimeによる。

2008年における刑事施設の一日平均収容人員は、4万6,684人（内訳は既決3万280人、未決1万4,368人、労役場留置2,036人）であり、収容人員の人口比（人口10万人当たりの刑事施設収容人員）は96である。一日平均収容人員は、1999年の6万8,087人をピークに、おおむね減少傾向にあったが、ここ数年は横ばいで推移している⁶。

（3）更生保護

ア 保護観察

韓国における2008年の保護観察実施人員は、次頁の7-1-4表のとおりである。

5 これを我が国における2009年の強姦、強制わいせつ、強盗、放火、殺人の認知件数（それぞれ1,402件、6,688件、4,512件、1,306件、1,094件）に照らして見ると、統計の計上方法等が異なるため単純には比較できないものの、強盗、放火、殺人では両国でおおむね近い数値となっているが、強姦では韓国が我が国の約10.8倍（我が国の強姦と強制わいせつを合わせた数値と比較しても約1.9倍）となっている。

6 これを我が国における2009年の年末収容人員7万5,250人、人口比59と比べると、韓国は、人員では下回っているものの、人口比ではかなり高くなっている。

7-1-4表 保護観察実施人員

(2008年)

区分	合計	執行猶予者	少年法上 保護観察	刑務所からの 仮釈放者	少年院からの 仮退院者	仮終了・ 仮出所者	その他
開始人員	184,813	96,956	46,187	7,177	1,250	1,220	32,023
終了人員	128,641	65,182	29,626	5,590	766	550	26,927
年末現在人員	56,172	31,774	16,561	1,587	484	670	5,096

(単位:人)

注 1 Legal Research & Training Institute Ministry of Justice Republic of Korea (2009) The White Paper on Crime による。

2 「仮終了者」は治療監護処分が仮終了となった者を、「仮出所者」は保護監護処分⁷が仮出所となった者をいう。なお、治療監護については第11の2(1)を参照。

保護観察開始人員は、2000年に14万人を超え、2006年には15万人を超えるなど、漸増傾向にあったが、最近では、2007年に16万5,818人、2008年に18万4,813人とかなりの増加傾向にある⁸。

イ 仮釈放

韓国における2008年の仮釈放の人員は8,389人であり、申請に対する許可率は87.9%となっている。許可率の推移をみると、1999年の82.3%から2005年には92.0%と上昇傾向にあったが、最近では若干低下している。

仮釈放者の刑の執行率について、区分ごとに人員及び構成比を見ると、「70%未満」が6人(0.1%)、「70%以上80%未満」が383人(4.6%)、「80%以上90%未満」が3,780人(45.0%)、「90%以上」が4,220人(50.3%)であり、近年、執行率は上昇傾向にある。

なお、仮釈放率は、32.3%とかなり低い⁹。

第2 位置情報確認制度の導入経過¹⁰

1 制度導入の背景

韓国の位置情報確認制度は、当初、刑務所の過剰収容の緩和と拘禁予算の節減のための試みとして提案され、1990年代終わりごろから本格的に検討された結果、2003年、外出制限命令の音声認証による監督システム(第11の1参照)が導入された。このような動きの中、犯罪の増加や犯罪被害者と地域社会保護の必要性等について社会問題化し、特に、性暴力被害

7 保護監護処分は、「社会保護法」に基づく保護処分の一つであり、再犯の危険性のある常習犯や集団犯を対象とし、対象者を保護監護所に収容して、社会復帰に必要な職業訓練等を行わせるものである。検察官の請求に基づき、社会の安全確保と本人の社会復帰を目的として、裁判所が言い渡す処分であって、保安処分の性格を有する。しかし、大半が刑罰と併科されていたため、二重処罰に近く、人権侵害であるとの主張が強まり、2005年に「社会保護法」が廃止され、保護監護処分も廃止されたが、現在も収容されている者が残存している。

8 韓国では、我が国にはない制度である社会奉仕命令や受講命令に保護観察が付加される場合があるため、単純に比較はできないが、我が国における2009年の保護観察開始人員18,525人と比べて、かなり多くなっている。

9 我が国の2009年における仮釈放率49.2%よりも低くなっている。

10 法務部犯罪予防政策局の資料及び安成訓(2009)「韓国刑事司法における性犯罪者電子監視制度(その1)」, 法学研究論集第30号13頁以下

の深刻化や常習性のある性犯罪者の増加傾向に対して、国民の間で厳罰処分を求める声や、特別な刑事政策が必要であるとの機運が高まっていった。

2 立法経過

(1) 概要

位置情報確認制度を導入するに当たっての立法経過の概要について、時系列で列举すると、7-2-1表のとおりである。

7-2-1表 位置情報確認制度 立法経過の概要

時 期	経 過 概 要
2005年7月	ハンナラ党が、議員立法として「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律案」を提出。その後、2006年3月に公聴会が開かれたが、人権侵害になるとの否定的意見が支配的であり、継続審議
2007年4月27日	「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律」(法律第8394号)(以下「2007年法」という。)公布(2008年10月28日施行予定) (目的に再社会化を追加)
2008年6月13日	「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律」一部改正法(法律第9112号)(以下「2008年法」という。)公布 (施行日前倒し、装着期間延長(5年→10年)、特別遵守事項の付加・同違反に罰則等)
2008年9月1日	「2008年法」施行
2009年5月8日	「特定犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律」一部改正法(法律第9654号)(以下「2009年法」という。)公布 (法律の名称を変更、対象年齢の拡大(19歳未満も対象に)、対象犯罪に未成年者対象誘拐犯罪を追加等)
2009年8月9日	「2009年法」施行
2010年4月15日	「特定犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律」一部改正法(法律第10257号)(以下「2010年法」又は「法」という。)公布 (対象犯罪に殺人犯罪を追加、形式的要件の緩和、装着期間の大幅な延長(10年→30年)、遵守事項の拡大、保護観察の義務化、遡及適用等)
2010年7月16日	「2010年法」施行(一部同4月15日施行)

(2) 立法の経緯・理由

ア 2007年4月27日 2007年法公布

2005年7月、ハンナラ党の議員等95人が「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律案」を提出した。2006年3月、同法案を含めた性暴力関連法案に対する公聴会が開催された。当時、国民の間では、性暴力犯罪を予防するための制度を導入すべきとの世論が圧倒的に強く、刑事法学者等の関連分野の専門家も立法趣旨に同意していた。しかし、一部の市民団体では、性暴力犯罪者に対する人権侵害であり、大韓民国憲法第37条2項に定められた過剰処罰禁止原則に違反するとして導入に反対していた。結局、人権侵害になるとして否定的意見が支配的となり、継続審議となった。

ところが、2006年2月、小学生強姦殺人事件¹¹が発生し、子供を対象とした性暴力犯罪が社会問題となる中で、位置情報確認制度導入の世論が盛り上がり、同年4月には、国会議員から「保護観察等に関する法律一部改正法律案」が発議され、効果的な保護観察の一環として、位置情報確認制度の導入が提案された。そこで、国会において、位置情報確認制度について再び議論が開始され、「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律案」は、一部内容の修正がなされた後、2007年4月2日、国会本会議において、在籍250人中、217人の賛成で可決成立し、同月27日、公布された。

イ 2008年9月1日 2008年法施行

2007年法の附則第1条では、公布後1年6月が経過した日から施行すると規定されていたが、2007年12月、いわゆるヘジン・イエスル事件¹²が発生し、さらに、2008年3月、小学生の拉致未遂事件¹³が発生した。このような性犯罪の前科等のある者の同種犯罪が続いて起きたため、国民の間で不安感が広がり、対策を要求する声が高まっていった。

これに対して、2008年4月24日、2007年法の改正案が発議された。改正案の主な内容としては、電子装置の装着期間を最長5年から10年に延長し、特別遵守事項を付加できるようにするとともに、その違反に対する罰則を設け、当初2008年10月28日施行予定であった法律の施行日を同年9月1日に前倒しするものであった。同改正案は、2008年5月22日、国会本会議において、在籍183人の全員が賛成して可決され、同年6月13日公布、同年9月1日に施行された。

ウ 2009年8月9日 2009年法施行

当時、幼児を対象とした凶悪犯罪に対する対策が必要だという機運が高まっていたが、特に、幼児誘拐犯罪は殺人、性暴力等の凶悪犯罪につながる可能性が大きく、再犯の危険性も高いという観点から、予防的措置を講じる必要性があるとして、2008年8月1日「未成年者対象誘拐犯罪に対する位置追跡電子装置装着に関する法律案」が発議された。

同法案は、国会法制司法委員会を経て、法律案審査委員会の審査を受けたが、その過程で、内容の類似性、施行上の混乱の防止等のため、2008年法と統合した委員会案が提出された。その結果、法律名が「特定犯罪者に対する位置追跡電子装置装着等に関する法律」に改められ、2009年4月17日、国会本会議において、在籍207人中、204人の賛成で可決され、同年5月8日公布、同年8月9日に施行された。

エ 2010年7月16日 2010年法施行

2009年2月、治療監護の仮終了者が出所の15か月後に再び殺人を犯した事件の発生を契機に、再犯の危険性が高い凶悪犯罪者に対する管理の強化を図るとして、2009年12月29日、電子装置の装着期間を延長し、対象犯罪に殺人・強盗・放火を追加し、被装着者に保護観察を義務付けるなどの追加策を盛り込んだ政府立法案が提出された。

11 ソウル市に住む小学4年の女兒が、性的暴行に抵抗したため殺害され、遺体を燃やされた状態で発見された事件。犯人は、性犯罪などで前科9犯の者であった。

12 11歳と9歳の児童を自分の家に誘い込んで性暴力後に殺害し、死体を近くの山に遺棄した小学生性暴力殺人事件。犯人は、処罰は受けていなかったものの、過去3回にわたり性犯罪を犯していた。

13 10歳の児童がマンションのエレベータで暴行を受け拉致されそうになった事件。犯人は、性暴力犯罪の前科があり、刑務所を出所後2年目に犯したものであった。

ところが、同法案が国会法制司法委員会にあった2010年2月、いわゆるキム・キルテ事件¹⁴が発生し、社会に大きな衝撃を与え、このような性暴力犯罪者から社会を保護しなければならないという国民的世論が高まった。

そこで、議員立法2件が追加発議され、これらを統合して検討された結果、改正案では、性暴力犯罪を犯したが現行法の適用対象とならない者に対しても、一定の範囲で遡及適用できることとし、対象犯罪に殺人犯罪を追加し（政府立法案にあった強盗及び放火は見送られた。）、装着命令請求の要件を大幅に緩和し、装着期間を大幅に延長した。そして、同改正案は、法制司法委員会案として提案され採択された後、2010年3月31日の国会本会議において、在籍237人中、192人の賛成で通過し、同年4月15日公布、同年7月16日から施行され、現在に至っている。

第3 位置情報確認制度の目的・対象犯罪

1 目的

韓国の位置情報確認制度の目的は、位置情報確認システム、すなわち、GPS等により移動経路を24時間追跡して位置を確認できる電子装置を特定犯罪者の身体に装着させるという付加的な措置を執り、その位置情報を活用、管理するシステムを用いることによって、特定犯罪者の「再犯防止」と「性格の矯正を通じた再社会化」を図り、もって犯罪から国民を保護することである（法1条¹⁵）。

2005年の当初法案では、再犯防止のみが目的とされていたが、2007年法で再社会化が目的として追加され、2008年法では、特定治療プログラムの履修、特別遵守事項の付加など、処遇制度としての性格がより強化された。

同制度を所管しているのは、法務部犯罪予防政策局保護法制課（日本の法務省保護局に相当）である。法務部によると、当初は電子監視（Electronic Monitoring）という用語が使用されたが、現在では、保護観察官の処遇的側面を反映した電子監督（Electronic Supervision）という用語を使用するのが適切であるとしているが、本稿においては、以下、本制度を「電子監視」と呼ぶこととする。

なお、法3条において、国は、この法律の執行過程で国民の人権が不当に侵害されないように注意しなければならないとされている。

2 対象犯罪

対象犯罪は、性暴力犯罪、未成年者対象誘拐犯罪及び殺人犯罪である。

14 釜山で女子中学生が拉致されて性暴力を受けた後に殺害され、死体は水タンクに遺棄されたという性暴力殺人事件。犯人は1997年に強姦未遂罪で3年間服役し、2001年には女性を監禁した後に強姦した罪で8年間服役し、2009年6月に刑務所を出所後8か月目に同種の本件犯罪を犯したものであり、2008年法施行以前に判決が確定していたため、同法の適用対象にはなっていなかった。

15 以下、各条文は、太田達也（2009）「韓国の性犯罪者電子監視法（翻訳）」、法学研究第82巻第4号、太田達也（2010）「韓国の新しい犯罪者電子監視法（翻訳）」、法学研究第83巻第6号及び韓国法令検索サイト（<http://www.law.go.kr/>）による。

2008年法では、対象犯罪は、性暴力犯罪のみであったところ、2009年法で未成年者対象誘拐犯罪が、2010年法で殺人犯罪が追加された。

なお、対象犯罪は、次のとおり限定列挙されており、全ての性犯罪等を対象とするものではない。

(1) 「性暴力犯罪」

「性暴力犯罪」とは、次表の各犯罪をいう（法2条1項）。

<ul style="list-style-type: none"> ・「刑法」第2編第32章の強姦とわいせつの罪中、第297条(強姦)、第298条(強制わいせつ)、第299条(準強姦、準強制わいせつ)、第300条(未遂犯)、第301条(強姦等傷害・致傷)、第301条の2(強姦等殺人・致死)、第302条(未成年者等に対する姦淫)、第303条(業務上威力等による姦淫)、第305条(未成年者に対する姦淫・わいせつ) ・「刑法」第2編第38章の窃盗と強盗の罪中、第339条(強盗強姦)、第340条(海上強盗)第3項(婦女を強姦した罪だけをいう。)の罪
<ul style="list-style-type: none"> ・「性暴力犯罪の処罰に関する特例法」中、第3条(特殊強盗強姦等)、第4条(特殊強姦等)、第5条(親族関係者による強姦等)、第6条(障害者への強姦等)、第7条(13歳未満の未成年者に対する強姦・強制わいせつ等)、第8条(特殊強姦等傷害・致傷)、第9条(特殊強姦等殺人・致死)、第10条(業務上威力等によるわいせつ)までの罪及び第14条(未遂罪)の罪(第3条から第9条の未遂犯だけをいう。)
<ul style="list-style-type: none"> ・「児童・青少年の性保護に関する法律」中、第7条(青少年に対する強姦、強制わいせつ等)の罪
<ul style="list-style-type: none"> ・以上の罪として、他の法律により加重処罰される罪

(2) 「未成年者対象誘拐犯罪」

「未成年者対象誘拐犯罪」とは、次表の各犯罪をいう（法2条2項）。

<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者に対する「刑法」の罪中、第287条(未成年者の略取、誘拐)、第288条(営利等のための略取、誘拐、売買等)、第289条(国外移送のための略取、誘拐、売買等)、第290条(予備、陰謀)、第291条(結婚のための略取、誘拐)、第292条(略取、誘拐、売買された者の授受又は隠匿)、第293条(常習犯)、第294条(未遂犯)、第324条の2(人質強要)、第336条(人質強盗)の罪
<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者に対する「特定犯罪加重処罰等に関する法律」の罪中、第5条の2(略取、誘拐罪の加重処罰)の罪
<ul style="list-style-type: none"> ・以上の罪として、他の法律により加重処罰される罪

(3) 「殺人犯罪」

「殺人犯罪」とは、次表の各犯罪をいう（法2条3項）。

<ul style="list-style-type: none"> ・「刑法」第2編第1章の内乱の罪中、第88条(内乱目的の殺人) ・「刑法」第2編第24章の殺人の罪中、第250条(殺人, 尊属殺害), 第251条(嬰兒殺害), 第252条(囑託, 承諾による殺人等), 第253条(偽計等による囑託殺人等), 第254条(未遂犯), 第255条(予備, 陰謀) ・「刑法」第2編第32章の強姦とわいせつの罪中、第301条の2(強姦等殺人・致死)前段 ・「刑法」第2編第37章の権利行使を妨害する罪中、第324条の4(人質殺害・致死)前段 ・「刑法」第2編第38章の窃盗と強盗の罪中、第338条(強盗殺人・致死)前段及び第340条(海上強盗)第3項(人を殺害する罪だけをいう。)の罪
<ul style="list-style-type: none"> ・「性暴力犯罪の処罰に関する特例法」の罪中、第9条(強姦等殺人・致死)第1項の罪及び第14条(未遂罪)の罪(第9条第1項の未遂犯だけをいう。)
<ul style="list-style-type: none"> ・「特定犯罪加重処罰等に関する法律」の罪中、第5条の2(略取, 誘拐罪の加重処罰)第2項第2号の罪及び同条第6項の罪(同条第2項第2号の未遂犯だけをいう。)
<ul style="list-style-type: none"> ・以上の罪として、他の法律により加重処罰される罪

第4 電子監視の種類及び手続¹⁶

電子監視には、次のとおり、大きく分けて法的性格の異なる2種類のものがある。

1 電子装置装着命令

検事の請求により裁判所が宣告する電子装置装着命令であり、「保安処分」としての性格を有する電子監視である（法9条）。

2 刑罰の執行等における付随的措置としての電子監視

特定犯罪を犯した者のうち、上記1の電子装置装着命令を宣告されなかった者に対して、遵守事項の履行確認のために行う電子監視である。「刑罰の執行等における付随的な措置」としての性格を有する。

この電子監視には、①仮釈放で保護観察となった者に対する電子監視（法22条）、②治療監護の仮終了等で保護観察となった者に対する電子監視（法23条）、③保護観察付執行猶予となった者に対する電子監視（法28条）の3種類があるが、詳細は後述する。

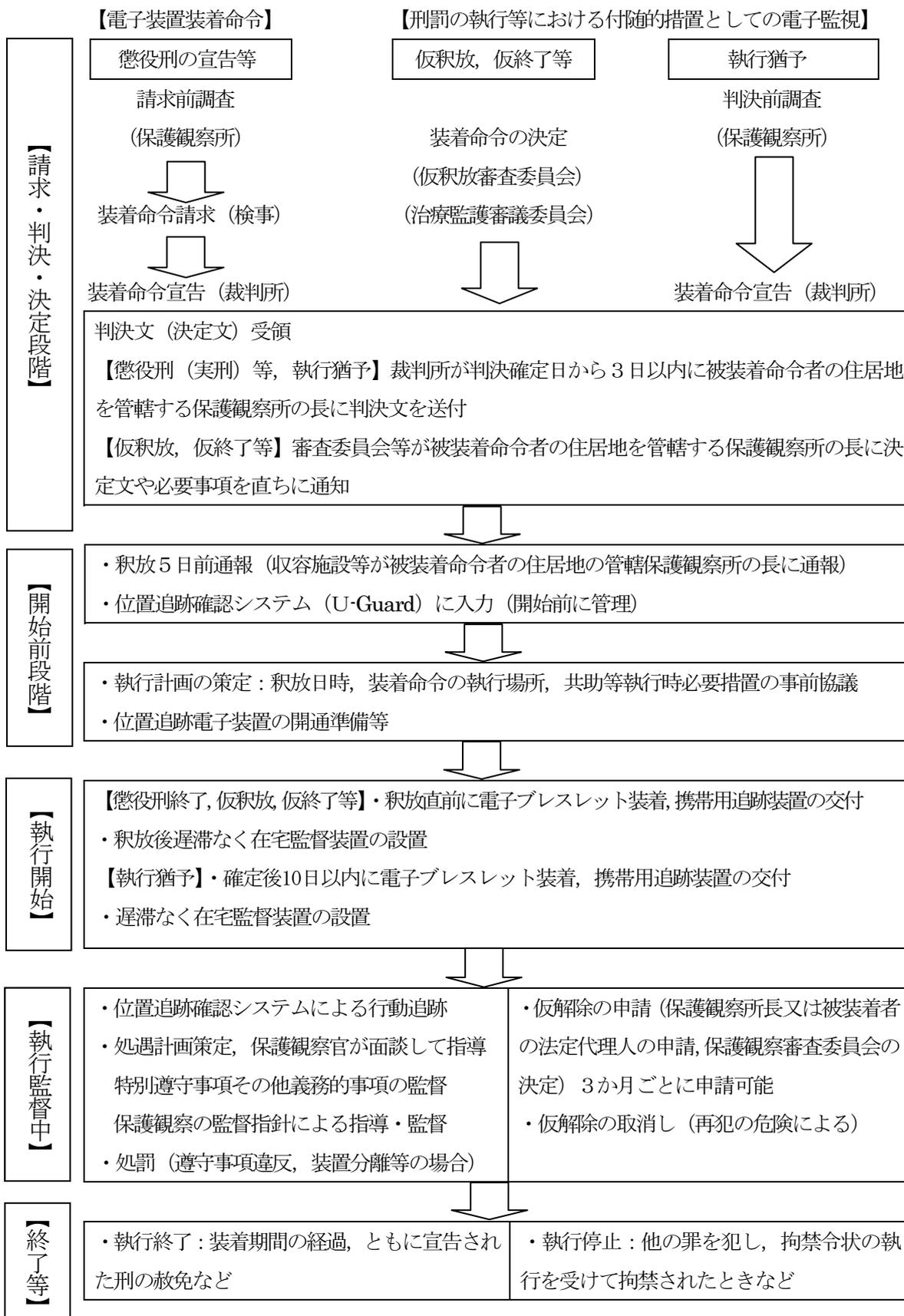
3 電子監視手続の概要

電子監視全体の手続の流れを図で表すと、次頁の7-4-1図のとおりである¹⁷。

16 太田達也（2009）「性犯罪者の釈放と電子監視—韓国における電子監視制度の分析を中心として—」，慶応義塾大学法学研究第82巻第1号223頁

17 法務部犯罪予防政策局の資料による。

7-4-1 図 電子監視手続の概要



第5 電子装置装着命令

韓国における主たる電子監視は、この電子装置装着命令（以下「装着命令」という。）である。保安処分としての性格を有する。

1 請求手続

(1) 管轄

装着命令請求事件の管轄は、同請求事件と同時に審理する特定犯罪事件の管轄に従う（法7条）とされ、装着命令請求事件の第一審は、地方法院合議部の管轄とされている（同条2項）。

(2) 請求権者

装着命令の請求権者は、検事である（法5条）。

請求期間は、特定犯罪事件の控訴審弁論終結時までとされている（同条4項）。2008年法では請求期限が公訴提起から第一審判決宣告時までであったところ、2010年法でこのように拡大されたものである。

検事は、請求に当たって、請求の原因になる事実等を明らかにする（法8条1項）ほか、実務上、装着期間及び付加すべき遵守事項についての意見も提示しており、裁判所は検事の意見を踏まえて決定しているとのことである¹⁸。

一方、裁判所は、公訴が提起された特定犯罪事件を審理した結果、装着命令を宣告する必要があると認めるときには、検事に装着命令の請求を要求することができる（法5条5項）。

(3) 被疑者の調査

ア 調査の要請

検事は、上記（2）の装着命令を請求するために必要と認めるときは、被疑者の住居地又は所属検察庁の所在地を管轄する保護観察所の長に、犯罪の動機、被害者との関係、心理状態、再犯の危険性等、被疑者に関して必要な事項の調査を要請することができる（法6条）。また、検事は、装着命令を請求する場合において、必要な場合には、被疑者に対する精神鑑定その他専門家の診断等の結果を参考にしなければならないとされている（同条4項）。

実際の運用に当たっては、検事は、対象者が形式的要件に該当する場合には、できるだけ装着命令を請求するよう検討するとしており、また、保護観察所長への調査要請は、再犯可能性の予測を専門家に任せるという趣旨から、できるだけ行うことにしているが、前歴等から再犯の危険性が明らかに認められる場合は、調査依頼をせずに請求する場合もあるという。また、保護観察所への調査依頼に当たっては、捜査に支障を来たさない範囲で、対象者に関する警察での供述調書、犯罪経歴照会回答書、検事が対象者に面談した結果報告書の写し等の書類を参考送付しているとのことである¹⁹。

18 ソウル中央地方検察庁での聞き取り及び資料による。

19 ソウル中央地方検察庁での聞き取り及び資料による。

イ 保護観察所長の調査²⁰

調査の要請を受けた保護観察所の長は、調査する保護観察官を指名し（法6条2項）、指名された保護観察官は、検事の指揮を受け、遅滞なく必要な事項を調査した後、検事に調査報告書を提出しなければならない（同条3項）。

主要な保護観察所においては、有資格の臨床心理士や認定研修プログラムに合格した職員を含む専門調査チームを構成しており、幅広く有用なツールを用い、高い技能を持った職員による調査を行うことを目指しているとのことである。

再犯予測の調査方法は、科学的尺度を用いたテストの点数と、保護観察官の書面審査及び保護観察官が実際に対象者に面談した調査の結果を総合的に判断するほか、これまでの前歴も重視して行っている。なお、実際には、テストの点数と書面審査・面談等による評価については、必ずしも一致しないこともあるが、そのような場合には、総合的な見地から判断している。

未成年者対象誘拐犯罪及び殺人犯罪の再犯予測については、現時点では、既存の国際的に認められた評価ツールであるMMP I（ミネソタ多面的人格目録）やPCL-R（サイコパシーチェックリスト改訂版）などのテストを実施しているが、当局としても、より精度の高いテストが必要であるとの認識を有しており、今後より正確な再犯予測が可能なテストを開発していく段階にあるとのことである。

なお、性犯罪者に対しては、韓国版性犯罪者リスクアセスメント尺度（KSORAS）を使用することが義務付けられている。これは、2007年から2008年にかけて開発されたものであり、15項目で構成され、再犯可能性が点数化されており、スコアは、高：13～29点、中：7～12点、低：1～6点とされ、スコア高（13点以上）がハイリスク者とみなされる。スコア中以上は装着命令を請求する方向で検討するとしている。

KSORAS評点表の内容は、次頁の7-5-1表のとおりである。

20 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取り及び資料による。

7-5-1表 KSORAS評点表の内容

項目	リスク要因	コード：点数	
1	被検査者の年齢	18歳～25歳未満：3点 25歳～40歳未満：2点 40歳～50歳未満：1点 50歳以上：0点	
2	婚姻関係	婚姻経験なし：1点 婚姻経験あり：0点	
3	初めての警察立件年齢	13歳未満：3点 13歳～19歳未満：2点 19歳～25歳未満：1点 25歳以上：0点	
4	本犯罪の類型	直接的性犯罪：3点 非直接的性犯罪：1点	
5	以前の性犯罪回数	5回以上：5点 4回：4点 3回：3点 2回：2点 1回：1点 0回：0点	
6	暴力犯罪の回数	3回以上：2点 1～2回：1点 該当事項なし：0点	
7	施設収容期間合計	5年以上：2点 2年以上5年未満：1点 2年未満：0点	
8	本犯行の被害者の年齢等	障がい者又は13歳未満：3点 13歳～18歳未満：1点 18歳以上：0点	
9	本犯行の被害者との関係	全く面識なし：1点 親族：1点 親族ではないが知り合い：0点	
10	本犯行の被害者の性別	男性：1点 女性：0点	
11	本犯行の被害者の数	2人以上：1点 2人未満：0点	
12	本犯行の犯罪者と被害者との年齢差	10歳以上の著しい差：1点 大きな年齢差なし：0点	
13	本犯行の顕著な暴力使用	該当事項あり：1点 該当事項なし：0点	
14	収容期間中の問題行動	該当事項あり：1点 該当事項なし：0点	
15	本犯行に対する責任受容	責任回避：1点 責任受容：0点	
性犯罪再犯のリスク水準			
リスクの水準	低	中間	高
合計点数分布	0～6	7～12	13～29

2 対象者の年齢

満19歳未満の者（青少年²¹）に対しても装着命令を宣告することができる。ただし、その場合は、満19歳に達してから執行することとなる（法4条）。

なお、2008年法では、満19歳未満の者に対して装着命令を宣告することはできないとされていたが、2009年法による改正で、上記のとおり対象年齢が拡大された。その理由は、性犯罪者の低年齢化が進んでいることに対応するためとのことである²²。

3 要件

装着命令の請求には、次のとおり、形式的要件と実質的要件がある。検事は、形式的要件を満たす者のうち、実質的要件があると認める者に対し、裁判所に装着命令の請求をすることができる。

（1）形式的要件

ア 性暴力犯罪

21 韓国では、青少年保護法等において、「青少年」は満19歳未満と定義されている。なお、この度、民法一部改正法律案が可決され、2013年7月1日から、成人年齢が満20歳から満19歳に引き下げられることとなった。

22 ソウル中央地方検察庁での聞き取りによる。

(ア) 要件

次の各号の要件のうち、いずれかに該当する場合である（法5条1項）。

- ① 性暴力犯罪により懲役刑の実刑を宣告された者が、その執行を終了した後又は執行が免除された後、10年以内に性暴力犯罪を行ったとき
 - ② 性暴力犯罪でこの法による電子装置を装着された前歴がある者が、再び性暴力犯罪を行ったとき
 - ③ 性暴力犯罪を2回以上犯し(有罪の確定判決を受けた場合を含む。), その習癖が認められるとき
 - ④ 16歳未満の者に対して性暴力犯罪を行ったとき
- なお, 本号に該当する場合は, 前科は必要ないことになる。

(イ) 改正経過・理由

1号については、2008年法では、「性暴力犯罪で2回以上懲役実刑宣告（その刑期の合計が3年以上）された者が、執行終了又は免除後5年以内に性暴力犯罪を犯したとき」とされていたところ、2010年法で単に実刑を宣告された者であれば足りるとされ、期間も5年以内から10年以内へと拡大された。

3号については、2008年法では、「性暴力犯罪を2回以上犯し、その習癖が認められるとき」とされていたところ、1号との関係で、2回以上という回数は本件装着命令の請求原因たる犯罪事実のみの回数を指すのか、有罪確定判決を含むのかが不明確であったため、2010年法で後者であることが明文化された。

4号については、2008年法では、「13歳未満の者に対して性暴力犯罪を行ったとき」とされていたところ、2010年法で16歳未満へと拡大された。

イ 未成年者対象誘拐犯罪・殺人犯罪

未成年者対象誘拐犯罪及び殺人犯罪については、同種前科を有する者が同犯罪を犯した場合には、実質的要件の有無を審査することなく、装着命令の請求は義務的になされる（同条2, 3項）。

(2) 実質的要件

実質的要件は、再犯の危険性が認められることである（法5条）。

装着命令は保安処分としての性質を有することから、検事の請求及び裁判所の命令において、再犯の危険性の有無に関する認定の在り方が問われるため、再犯予測の根拠とするものとして、保護観察所の専門家による調査を要請することができることとされ、性犯罪者のリスクアセスメント尺度を用いた科学的測定方法等による診断がなされる（第5の1（3）参照）。

4 装着期間

(1) 装着期間の種類等

装着期間は、次のとおり、法定刑の軽重により、1年から30年の間で定められている。ただし、13歳未満の者に対して特定犯罪を行った場合には、装着期間の下限を2倍に定められている（法9条1項）。

- ① 法定刑の上限が死刑又は無期懲役である特定犯罪 10年以上30年以下
- ② 法定刑中、懲役刑の下限が3年以上の有期懲役である特定犯罪(上記①に該当する特定犯罪は除く。) 3年以上20年以下
- ③ 法定刑中、懲役刑の下限が3年未満の有期懲役である特定犯罪(上記①又は②に該当する特定犯罪は除く。) 1年以上10年以下

また、複数の特定犯罪に対し同時に装着命令を宣告するときには、法定刑が最も重い罪の装着期間の上限の2分の1まで加重することができる(ただし、各罪の装着期間の上限を合算した期間を超過することができない。)が、一つの行為が複数の特定犯罪に該当する場合には、最も重い罪の装着期間をその装着期間とするとされている(同条2項)。

なお、被装着者が、正当な理由なく、「保護観察等に関する法律」に基づく遵守事項に違反した場合や、特定事件に対する刑の執行が終了し、又は免除・仮釈放される日から10日以内に居住地を管轄する保護観察所に出頭し書面で申告しなかった場合、住居を移転し、又は7日以上国内旅行をするか出国するときにあらかじめ保護観察官の許可を受けなかった場合には、裁判所は、保護観察所長の申請により、検事の請求で、1年の範囲で装着期間を延長することができる(法14条の2)。ただし、現時点で、装着期間が延長された事例はないとのことである²³。

被装着者が電子装置を自らの身体から分離し、又は損傷する等その効用を害した期間は、装着期間に算入されないが、保護観察が付加された者の装着期間は、保護観察期間を超過することができない(法32条2項)。

(2) 改正経過・理由

2008年法では、装着期間は10年以下(なお、2007法では5年以下であった。)とされていたが、2010年法で下限が定められたほか、最長30年と大幅に期間の上限が延長され、さらに、複数の特定犯罪に対して装着命令を同時に言い渡すときは、最長45年もの期間の命令が可能となった。また、2010年法では、新たに、被装着者に課せられている義務に違反した場合等一定の事由が認められる場合には、装着期間を最長1年の範囲で事後的に延長することも可能となった。

装着期間が延長された理由は、例えば50歳を過ぎてもなお性犯罪を犯す者がいるなど、近年の高齢犯罪者の増加と平均寿命の伸長に対処するためであり、また、小児性愛のような問題のある者に対しては、長期間装着することで、再犯防止上のメリットが大きく、逆に、再社会化という面ではデメリットもあるが、再社会化と再犯防止とのバランスをとった運用をする必要があるためとのことである²⁴。

なお、装着期間の長期化による人権制約の拡大懸念に関しては、そもそも電子監視は保安処分であって、大法院もこれを合憲としており、さらに、仮解除の制度もあるので、必要性がなくなればその時点で解除できるのであるから、適切に運用すれば問題ないと考えていると

23 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取りによる。

24 ソウル中央地方検察庁での聞き取りによる。

のことである²⁵。

5 保護観察の実施

(1) 保護観察の義務付け

装着命令を宣告された者は、電子監視の期間中、「保護観察等に関する法律」による保護観察を受けることが義務付けられる（法9条3項）。

この規定は、2010年法で追加されたものであり、満期釈放者に対する再犯防止という点で大きな意味を持つものである。すなわち、被装着者は、刑期が終了した後も、最長30年（加重の場合は45年）にわたって、その行動追跡を受けるだけでなく、同時に保護観察も受け、保護観察官の指導監督を受けることになるからである。その際、「保護観察等に関する法律」の適用を受けることになるが、この保護観察は、保安処分たる装着命令に伴う付随処分であり、刑執行終了後の保安処分としての性質を有する特別な保護観察であると解される²⁶。

こうした刑の執行終了後の特別な社会内処遇として、韓国においては、従来から、精神障害者等に対する保安処分を定める「治療監護法」において、治療監護所から仮終了や治療委託等で出所した場合に、保安処分としての性質を有する保護観察が行われている（同法第5章）。

なお、保護観察が仮解除された場合には、電子装置装着が仮解除されたものとみなされる（法33条）。

(2) 保護観察官の指定

装着命令の執行等を行うのは、保護観察官である。保護観察所の長は、所属保護観察官の中から次の各号を専門に担当する保護観察官を指定しなければならないとされている（法32条の2）。

- ① 装着命令を請求するために必要な被疑者に対する調査
- ② 装着命令の執行
- ③ 被装着者の再犯防止と健全な社会復帰のための治療等必要な措置の付加
- ④ その他被装着者の「保護観察等に関する法律」等による遵守事項の履行有無の確認等被装着者に対する指導・監督及び援護

本規定は、2010年法で追加されたものであり、電子監視専門の保護観察官を置く法的根拠が付与されたことになる。2008年法でも、保護観察官は、被装着者に対し、再犯防止と健全な社会復帰のため必要な指導と援護を行い、医療機関での治療、相談施設での相談治療など、被装着者の再犯防止のため必要な措置を執ることができるとされていたが、2010年法により、被装着者は「保護観察等に関する法律」による保護観察を受けることが義務付けられたため、装着期間内での一時的なプログラム受講にとどまらず、前記（1）のとおり、装着命令そのものの仮解除又は保護観察の仮解除を受けない限り、原則としてその全期間にわたって保護観察官や犯罪予防自願奉仕員（日本の保護司に相当する。）の指導監督を受けることになり、

25 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取りによる。

26 太田達也（2010）「殺人犯の電子監視」, 罪と罰第47巻3号72頁

保護観察官は、必要であれば、援護や応急の救護も行わなければならないこととなった²⁷。そのため、保護観察官には、かなりの業務負担となるが、韓国では、近年、保護観察の業務拡大に伴い、保護観察官の増員がなされており、2005年に約650人であったところ、2010年には約1,100人に増加しているが、現時点では、電子監視を開始したことによる増員はなされていないという²⁸。

6 遵守事項の付加

(1) 遵守事項の内容

遵守事項を定め、付加するのは裁判所である。裁判所は、装着命令を宣告する場合、装着期間の範囲で遵守事項を定め、次の各号の遵守事項のうち一つ以上を付加することができる（法9条の2）。

① 夜間など特定時間帯の外出制限

（例）毎日夜23時から翌朝6時30分まで、保護観察所に申告した住居地に泊まること。

② 特定地域・場所への立入禁止

（例）小学校、幼稚園及び児童保育施設へ立ち入らないこと。

②の2 居住地域の制限

（例）住居を特定の更生保護会館とすること。

③ 被害者等特定人への接近禁止

（例）被害者及びその家族から100メートル以内に接近しないこと。

④ 特定犯罪治療プログラムの履修（500時間の範囲でその期間を定める。）

（例）保護観察所で実施する性暴力治療プログラムを100時間履修すること。

⑤ その他装着命令を宣告される者の再犯防止と性行矯正のために必要な事項

（例）インターネットなどを通じて淫乱な動画を視聴しないこと。飲酒をしないこと。

なお、2010年法による改正で、対象者は「保護観察等に関する法律」による保護観察に付されることになったので、同法上の一般遵守事項（同法32条2項）の遵守義務があるほか、同法に規定されている特別遵守事項（同条3項）も対象者に設定することができることになった。よって、対象者は、特別法である2010年法上の遵守事項と、一般法である「保護観察等に関する法律」に規定されている一般遵守事項及び特別遵守事項が付加されることになる²⁹。

以上のとおり、対象者に付加することができるようになった「保護観察等に関する法律」の遵守事項の内容は次のとおりである。

（一般遵守事項）

① 住居地に定住し、正業に従事すること。

② 犯罪につながる悪い習慣を捨てて善行を保持すること。犯罪性のある者と交際しないこと。

27 太田達也（2010）「殺人犯の電子監視」, 罪と罰第47巻3号72頁

28 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取りによる。

29 太田達也（2010）「殺人犯の電子監視」, 罪と罰第47巻3号73頁

- ③ 保護観察官の指導・監督に応ずること。
- ④ 住居を転じ、又は1か月以上の国内旅行をするときは、あらかじめ保護観察官に申告すること。

(特別遵守事項)

- ① 夜間など再犯の機会や衝動を与える特定の時間帯の外出制限
- ② 再犯の機会や衝動を与える特定地域・場所への立入り禁止
- ③ 被害者等再犯の対象となるおそれのある特定人への接近禁止
- ④ 犯罪行為による損害の回復のための努力をすること。
- ⑤ 一定の住居のない者の居住場所の制限
- ⑥ し好行為にふけらないこと。
- ⑦ 一定量以上の飲酒をしないこと。
- ⑧ 麻薬等中毒性のある物質を使用しないこと。
- ⑨ 「麻薬類管理に関する法律」上の麻薬類投薬、喫煙、摂取可否の検査に従うこと。
- ⑩ その他大統領令で定める事項

(2) 改正経過・理由

裁判所が装着命令を言い渡す際に遵守事項を付加できることについては、2008年法で追加されたものであるが、2010年法では、新たに居住地域制限が追加された(2号の2)。居住・移転の自由は、大韓民国憲法14条で保障された基本的人権の一つであるが、この居住地域制限は、自由刑以外の社会内で行う保安処分において、居住・移転の自由に一定の制限を加えるものである。

ところで、「保護観察等に関する法律」も2009年5月に改正され、その際、外出禁止命令や立入禁止命令、接近禁止命令、居住場所の制限が遵守事項に追加された(前記(1)参照)。ただし、同法による居住場所の制限は、一定の住居がない者に対する遵守事項であり、一方、2010年法での居住地域制限は、そうした住居不定の者に限らず、居住地域の制限を加えることができるとするものである³⁰。

実際の運用では、例えば、被害者が他の地域に転居したのに、被装着者もその近くに転居して住むなどの事態を避ける必要性や、再犯防止のため被装着者を一定の地域に住まわせて十分な監督をする必要性から、具体的に住むべき住居を特定して定めているということであり、このような必要性から居住地域を制限しているのであって、人権侵害であるとの議論は見られないとのことである³¹。

このほか、4号の治療プログラム履修については、2008年法では、性犯罪者治療プログラムのみであったところ、対象犯罪の拡大に合わせて、殺人犯罪等の治療プログラムも実施できることとされた。治療プログラムの実施については、被装着者を保護観察所に出頭させて、講義等を行う形で実施しており、その内容は、認知行動療法の理論を取り入れ、認知の改善(ゆがんだ認知を改める。)、行動の改善(ストレスが蓄積したときの誤った解消行動を改め

30 太田達也(2010)「殺人犯の電子監視」, 罪と罰第47巻3号72~73頁

31 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取りによる。

るなど。), 被害者への共感・理解を深めるなどの指導が行われている³²。

なお、2008年法では、治療プログラムを除き、遵守事項が設定される期間は原則として装着命令の期間と同じとされ、例外的に裁判所が装着命令の期間内で遵守事項の適用期間を定めることができるとされていたのに対し、2010年法では、治療プログラムを除き、遵守事項の適用期間は、当初より裁判所が装着命令の期間内で定めるものとされた。

(3) 遵守事項違反に対する措置

ア 装着期間の延長・遵守事項の追加又は変更

裁判所は、被装着者が次の各号の一に該当する場合には、保護観察所の長の申請による検事の請求で、1年の範囲で装着期間の延長をし、又は遵守事項の追加又は変更をすることができる(14条の2の1項)。

- ① 正当な理由なく「保護観察等に関する法律」の遵守事項に違反した場合
- ② 正当な理由なく、刑の執行終了、免除又は仮釈放の日から10日以内に保護観察所へ出頭し、書面で申告する義務に違反し、申告しなかった場合
- ③ 正当な理由なく、住居を移転し、又は7日以上国内旅行若しくは出国をする場合に、あらかじめ保護観察官の許可を受ける義務に違反し、許可を受けず住居を移転し、国内を旅行又は出国し、又は虚偽をもって許可を受けた場合

さらに、上記各号以外の事情変更がある場合にも、相当な理由があると認められる場合には、遵守事項の追加又は変更ができるとされている(14条の2の2項)。

この遵守事項違反に対する遵守事項の追加・変更は、一般法たる「保護観察等に関する法律」の遵守事項に違反した場合のみが要件となっている(1号)ので、特別法たる2010年法上の遵守事項違反があっても追加・変更はできず、下記イのとおり、新たな処罰の対象となる³³。

なお、現時点で、遵守事項違反による「装着期間1年以内の延長」の規定を適用した事例はないとのことである³⁴。

イ 罰則

正当な理由なく遵守事項に違反した場合には、次のとおり処罰される(法39条)。

- ① 接近禁止、治療プログラム履修違反：3年以下の懲役又は1千万ウォン(約75万円)³⁵以下の罰金
- ② 外出制限、立入禁止・居住地域制限、その他遵守事項違反：1千万ウォン以下の罰金

なお、2008年9月1日から2010年11月3日までの間に、遵守事項違反により処罰した件数は、12件とのことである³⁶。

32 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取りによる。

33 太田達也(2010)「殺人犯の電子監視」, 罪と罰第47巻3号74頁

34 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取りによる。

35 1ウォン=0.075円で換算。以下同じ。

36 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取りによる。

7 装着命令

装着命令を発するのは裁判所であり、その概要は次のとおりである（法9条）。

（1）宣告

裁判所は、請求に理由があると認める場合、特定犯罪事件の判決と同時に、装着命令を宣告しなければならない。その場合、装着期間を定めるほか、装着期間の範囲で遵守事項を定め、一つ以上を付加することができる（同条1項、5項、同条の2）。また、装着命令宣告の判決理由には、要件となる事実、証拠の要旨及び適用法条を明示しなければならない（同条6項）。

なお、装着命令の宣告は、特定犯罪事件の量刑に有利にしんしゃくされてはならないとされている（同条7項）。

（2）棄却

裁判所は、次の各号の一に該当するときには、判決で装着命令の請求を棄却しなければならない（同条4項）。

- ① 装着命令の請求に理由がないと認めるとき
- ② 特定犯罪事件に対し無罪（心神喪失を理由として治療監護が宣告された場合を除く。）、免訴、公訴棄却の判決又は決定を宣告するとき
- ③ 特定犯罪事件に対し罰金刑を宣告するとき
- ④ 特定犯罪事件に対し宣告猶予又は執行猶予を宣告するとき（法28条1項による電子装置装着を命じるときを除く。）

（3）その他

特定犯罪事件の判決に対し上訴及び上訴の放棄又は取下げがあるときには、装着命令請求事件の判決に対しても上訴及び上訴の放棄又は取下げがあるものと見なされ、上訴権回復、再審の請求又は非常上告があるときも同様とされている（法9条8項）。ただし、検事又は被装着命令請求者及び「刑事訴訟法」340条又は341条に規定された者（法定代理人又は配偶者、一定の親族、弁護士等）は、装着命令に対し独立して上訴及び上訴の放棄又は取下げをすることができることとされ、上訴権回復、再審の請求又は非常上告についても同様とされている（同条9項）。

なお、装着命令請求事件に関しては、「刑事訴訟法」282条（必要的弁護）及び283条（国選弁護人）の規定を準用するとされている（法11条）。

8 運用実績³⁷

装着命令の運用状況とその分析は、次のとおりである。ただし、2009年6月30日現在のデータであるため、2008年法での運用実績となる。

（1）装着命令請求全体の現況

装着命令請求全体の現況は、次頁の7-5-2表のとおりである。

37 法務部犯罪予防政策局の資料による。

7-5-2表 装着命令請求の現況

(2009年6月30日現在)

区分	計	確定			未確定								
		小計	認容	棄却	小計	認容			棄却			係属中	
						小計	一審	控訴審	小計	一審	控訴審	小計	係属
件数	140	54	46	8	86	32	20	12	4	-	4	50	50

(単位：件)

ア 認容率及び棄却率

制度が発足した2008年9月1日から2009年6月30日までの間、確定裁判があった事件54件について、認容46件、棄却8件であり、認容率は85.2%、棄却率は14.8%と、認容される率がかなり高くなっている。

イ 請求要件別（類型別）認容及び棄却事例

第1号（実刑前科者）については、棄却された事例がないが、これは、第1号の要件に該当すること自体が再犯の危険性を強く推定させると裁判所が判断しているためとみられる。

第2号（装着前歴者）については、制度が施行されて間もないので、請求事例がない。

第3号（2回以上習癖者）について、認容事例を見ると、性暴力前科が1回である場合には、本件の犯罪数が2回以上又は行為態様が不良なケースがほとんどであり、また、前回の犯行以降、今回の犯罪を起こすまでの期間についてみると、認容事例のほとんどは2か月から3年以内であり、特に、仮釈放中又は執行猶予期間中に再犯を起こした場合は、再犯の可能性が高いと判断されている。一方、棄却事例を見ると、現在まで棄却された全12件（未確定を含む。）中、公訴棄却された2件を除く10件のうち、半数の5件が第3号に該当するとして請求された事件であるが、棄却理由は、すべて「習癖の発現とはいえない」であり、これは、裁判所が習癖の存在を厳格に判断しているためと見られる。特に、「飲酒による偶発的な犯行の場合」は、習癖の発現とはいえないとされる代表的なケースとなっている。また、同種前科を有していても、5年から8年を経過した後に再犯した場合は、習癖の発現とはいえないとして棄却されている。

第4号（13歳未満対象者）について、認容事例を見ると、性暴力前科がない初犯の者であっても、被害者が2人以上又は1人の被害者に対して長期にわたり性暴力犯罪を犯したケースで認容されている。一方、棄却事例を見ると、現在まで棄却された10件の事件のうち、半数の5件が第4号に該当するとして請求された事件であるが、同種前歴がない場合や、被害者が1人又は犯行回数が1～2回である場合等に、再犯の危険性はないとして棄却されている。なお、棄却事例5件中、請求前調査が実施された3件すべてに被調査者の再犯の危険性は高くないという調査者の意見が提出されており、請求前調査が未実施の2件でも、裁判所が依頼した判決前調査において、被調査者の再犯の危険性は高くないという調査者の意見が提出されていた。

(2) 装着命令確定の現況

2008年9月1日から2009年6月30日までの間、装着命令が確定した46件に対する現況は、次のとおりである。

ア 請求要件別（類型別）の確定件数

請求要件別（類型別）の装着命令確定件数の現況は、**7-5-3表**のとおりである。

7-5-3表 請求要件別（類型別）確定件数の現況

(2009年6月30日現在)

区分	計	第1号 (実刑前科者)	第2号 (装着前歴者)	第3号 (2回以上習癖者)	第4号 (13歳未満被害者)
件数	46	7	-	18	21

(単位:件)

注 3号及び4号の両方に該当する場合は4号に計上している。

第4号が全体の半数近くを占めており、次いで、第3号が約4割を占めている。なお、第2号は制度が始まって間もないため0件となっている。

イ 遵守事項付加

遵守事項付加（法9条の2）の現況は、**7-5-4表**のとおりである。

7-5-4表 遵守事項付加の現況

(2009年6月30日現在)

区分	計	付 加 遵 守 事 項						未付加
		小計	外出制限	立入禁止	接近禁止	治療プログラム	その他	
件数	64	44	9	9	3	22	1	20

(単位:件)

注 累計が64で認容件数の46より多いのは、遵守事項を2個以上付加した事例が存在するためである。

認容された46件中、1個以上の遵守事項が付加されたケースは26件で、全く付加されなかったケースは20件である。遵守事項のうち、性暴力治療プログラム履修が22件と最も多く、次いで、立入禁止と外出制限がそれぞれ9件となっている。

なお、当局としては、遵守事項を付加するよう検事は積極的に裁判所に請求する必要があるとしている。

ウ 遵守事項の期間等

(ア) 外出制限期間

外出制限期間については、全9件のうち、すべてのケースで「装着期間」と同一とされている。

(イ) 立入禁止期間

立入禁止期間の現況は、**7-5-5表**のとおりである。

7-5-5表 立入禁止期間の現況

(2009年6月30日現在)

区分	計	6か月	1年	1年6か月	装着期間
件数	9	-	-	3	6

(単位:件)

立入禁止期間は、「装着期間」と同一が全体の3分の2を占め、「1年6月」が残りの3分の1を占めている。

(ウ) 性暴力治療プログラム履修時間

性暴力治療プログラム履修時間の現況は、7-5-6表のとおりである。

7-5-6表 性暴力治療プログラム履修時間の現況

(2009年6月30日現在)

区分	計	40時間	80時間	100時間	120時間	160時間
件数	22	3	15	-	3	1

(単位:件)

履修時間は、80時間が全体の約3分の2を占めているが、その他は40時間から160時間までばらつきが見られる。

エ 請求要件別（類型別）の遵守事項付加

請求要件別（類型別）の遵守事項付加の現況は、7-5-7表のとおりである。

7-5-7表 請求要件別（類型別）遵守事項付加の現況

(2009年6月30日現在)

区分	計	第1号（実刑前科者）						第3号（2回以上習癖者）						第4号（13歳未満対象者）						
		小計	未付加	外出制限	立入禁止	接近禁止	プログラム	小計	未付加	外出制限	立入禁止	接近禁止	プログラム	小計	未付加	外出制限	立入禁止	接近禁止	プログラム	その他
遵守事項																				
件数	64	8	4	2	-	-	2	25	7	6	-	1	11	31	9	1	9	2	9	1

(単位:件)

注 第2号（装着前歴者）の適用事例はない。

立入禁止は、第4号の場合にのみ付加されている。これは、同号の被害者が児童であるため、いわゆる「スクールゾーン」など犯行可能性が高い地域の出入を禁止しているものと思われる。

オ 請求要件別（類型別）の同種前科数

請求要件別（類型別）の同種前科数の現況は、7-5-8表のとおりである。

7-5-8表 請求要件別（類型別）同種前科数の現況

(2009年6月30日現在)

区分	計	第1号（実刑前科者）						第3号（2回以上習癖者）						第4号（13歳未満対象者）					
		小計	0回	1回	2回	3回	4回	小計	0回	1回	2回	3回	4回	小計	0回	1回	2回	3回	4回
前科																			
件数	46	7	-	-	3	4	-	18	6	7	4	1	-	21	8	6	7	-	-

(単位:件)

注 第2号（装着前歴者）の適用事例はない。

第1号は、請求要件自体が同種前科を要件としているため、7件全てが同種前科2回以上である。また、第3号、第4号ともに、同種前科を有する者が6割を超えている。

カ 装着期間と刑期

装着期間と刑期の現況は、7-5-9表のとおりである。

7-5-9表 装着期間と刑期の現況

(2009年6月30日現在)

刑期 装着期間	計	1年	1年6月	2年	2年6月	3年	3年6月	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	15年	20年
計	46	1	3	3	4	4	2	4	8	4	2	1	1	3	1	1	2	2
1年	3	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2年	15	1	3	1	3	1	1	2	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-
3年	16	-	-	1	1	2	1	1	4	2	1	-	1	1	1	-	-	-
4年	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5年	8	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	1	-	2	-	1	-	1
7年	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
10年	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1

(単位:件)

全46件中、装着期間が2～3年のケースが、31件と全体の約3分の2を占めている。一方、5年以上も11件に上っている。通常、刑期が長いとそれに比例して装着期間も長く付加されているが、刑期がより長い場合は、刑期より装着期間が短くなっている。

一般的に、刑期は、検事の求刑の2分の1程度で判決がなされることが多いが、装着期間については、ほとんど検事の請求と同じ期間が宣告されている。

なお、強制わいせつなどでは、宣告刑が短い場合があり、装着期間がこれよりかなり長い場合には、被宣告者の反発が見られ、上訴して争われる場合があるとのことである³⁸。

キ 請求要件別（類型別）の装着期間

請求要件別（類型別）の装着期間の現況は、7-5-10表のとおりである。

7-5-10表 請求要件別（類型別） 装着期間の現況

(2009年6月30日現在)

類型	装着期間	計	1年	2年	3年	4年	5年	7年	10年	20年
計		46	3	15	16	1	8	1	1	1
1号(実刑前科者)		7	-	4	2	-	1	-	-	-
3号(2回以上習癖者)		18	-	4	7	-	5	-	1	1
4号(13歳未満対象者)		21	3	7	7	1	2	1	-	-

(単位:件)

注 第2号(装着前歴者)の適用事例はない。

第3号は、装着期間が5年以上のケースが7件に上り、1年のケースは1件もない。

38 ソウル中央地方検察庁での聞き取りによる。

一方、第4号は、装着期間が3年未満のケースが17件に上り、10年以上のケースは1件もない。

9 遡及適用の状況³⁹

(1) 概要

2010年法においては、2008年法の附則を改正し、2008年法の施行日である2008年9月1日以前に第一審判決が言い渡され、刑が既に確定している性暴力犯罪者に対しても遡及適用が認められることとなった（2008年6月13日法律第9112号附則2条）。これによって、2010年法の施行日以前に刑が確定し、同施行日の時点で刑を執行中の者だけでなく、刑の執行が終了又は仮釈放等となつてから3年が経過していない者まで装着命令の請求ができることとなった。いわゆるキム・キルテ事件等を契機に、性暴力前科者の再犯防止のため、保安処分拡大の必要性への国民的な世論の高まりがあったことを受けてのものであり、世論調査でも、遡及適用の賛成が88.2%と高い比率を占めている（第9の2（3）参照）。

一方、この遡及適用が遡及処罰の禁止（大韓民国憲法13条1項）に抵触するのではないかと懸念がある点について、当局は、保安処分には刑罰不遡及の原則の適用はないとの見解であるが、違憲か否かについて、現在、憲法裁判所で争われているところである⁴⁰。なお、遡及適用による装着命令は既に執行されている。

(2) 遡及適用対象者

遡及適用の対象者は、性暴力犯罪（2008年法2条）を起こし、2008年9月1日（2008年法施行日）以前に第一審判決を宣告され、2010年7月16日（2010年法施行日）当時に、①懲役刑以上の刑、治療監護若しくは保護監護の執行終了日まで6月以上残っている者（出所予定者）、②懲役刑等の執行終了日まで6月未満が残っている者（出所間近の者）、③懲役刑等の執行が終了、仮終了・仮出所・仮釈放又は免除後3年が経過していない者（出所者）である。

(3) 要件

2008年法での要件が適用される。すなわち、次の各号のいずれか一つに該当し、性暴力犯罪を再度起こす危険性があると認定される者である。

- ① 性暴力犯罪で2回懲役刑の実刑を宣告され、その刑の合計が3年以上に当たる者がその執行を終了後若しくは執行が免除された後5年以内に性暴力犯罪を起こしたとき
- ② 性暴力犯罪を2回以上（前科事実を含める。）起こし、その習癖が認められるとき
- ③ 13歳未満の者に対して性暴力犯罪を起こしたとき

(4) 装着期間

装着命令の装着期間も、2008年法での最長10年が適用される。

(5) 実施状況⁴¹

遡及適用の実施状況（2010年11月24日現在）は、次頁の7-5-11表のとおりである。現

39 ソウル中央地方検察庁の資料による。

40 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取りによる。

41 ソウル中央地方検察庁の資料による。

在検討中の件数も多いが、総受付件数7,233件中、103件に装着命令がなされている。

7-5-11表 遡及適用実施状況

(2010年11月24日現在)

区分	総受付件数			検事請求			現在検討中の件数	裁判所決定			
	計	矯正機関等受付件数	検察庁移送受付件数	請求	移送	不請求		装着命令	請求棄却	抗告	
										検事	被請求人
計	7,233	4,600	2,633	757	2,601	2,012	1,863	103	37	17	14
出所者	6,365	3,821	2,544	495	2,528	1,744	1,598	25	21	8	2
出所間近者	472	432	40	208	40	172	52	73	16	9	11
出所予定者	396	347	49	54	33	96	213	5	-	-	1

(単位：件)

10 装着命令の執行等

(1) 執行方法

装着命令は、検事が執行指揮し、保護観察官が執行する（法12条）。

具体的には、特定犯罪事件に対する刑の執行が終了し、若しくは免除・仮釈放される日又は治療監護の執行が終了・仮終了する日の釈放直前に、保護観察官が被装着命令者の身体に電子装置を装着することによって執行する（法13条）。装着命令が複数個ある場合には、確定した順序に従って執行する（同条3項）。

なお、装着命令の執行は、身体の完全性を害しない範囲内においてなされなければならないと規定されている（同条2項）。

(2) 装着命令の仮解除

仮解除は、保護観察審査委員会が決定する。その手続は次のとおりである。

ア 申請

仮解除の申請権者は、保護観察所長、被装着者及びその法定代理人であり、当該保護観察所を管轄する保護観察審査委員会に対して、審査に参考となる資料を添付の上、装着命令の仮解除を申請することができる（法17条）。申請は、装着命令の執行開始日から3月経過後にしなければならないとされ、申請が棄却された場合には、棄却された日から3月経過後に再度申請することができる（同条2項）。

イ 審査

保護観察審査委員会は、仮解除を審査するときは、被装着者の人格、生活態度、装着命令履行状況及び再犯の危険性に対する専門家の意見等を考慮しなければならないが、必要な場合には、保護観察所の長に必要な事項を調査させ、又は被装着者その他の関係人を直接召還・尋問又は調査することができる（法18条）。

ウ 仮解除の決定

保護観察審査委員会は、被装着者が装着命令を引き続き執行される必要がないほど改善され、再犯の危険性がないと認めるときは、装着命令の仮解除を決定することができる。この場合、被装着者の住居移転状況等を保護観察所の長に定期的に報告させることができる（同

条4項)。

なお、装着命令が仮解除された場合には、付加された遵守事項も仮解除されたものとみなされる(同条6項)。

一方、保護観察審査委員会は、装着命令の仮解除をしないものと決定したときは、決定書にその理由を明示しなければならない(同条5項)。

エ 仮解除の取消し

保護観察所の長は、装着命令が仮解除された者が特定犯罪を行い、又は住居移転状況等の報告に応じないなど、再犯の危険性があると判断されるときは、保護観察審査委員会に仮解除の取消しを申請することができる。この場合、保護観察審査委員会は、仮解除された者の再犯の危険性が顕著であると認められるときは、仮解除を取り消さなければならない(法19条)。

なお、仮解除が取り消された者は、残余装着命令期間中、電子装置を装着しなければならないが、この場合、仮解除期間は装着命令期間に算入されない(同条2項)。

(3) 執行の終了

装着命令の執行が終了するのは、次の各号のいずれかに該当するときである(法20条)。

- ① 装着命令期間が経過したとき
- ② 装着命令とともに宣告した刑が赦免され、その宣告の効力を喪失することとなったとき
- ③ 装着命令が仮解除された者が、その仮解除が取り消されることなく残余装着命令期間を経過したとき

第6 刑罰の執行等における付随的措置としての電子監視

特定犯罪者のうち前記第5の電子装置装着命令を宣告されなかった者であって、仮釈放や執行猶予で保護観察の対象となった者に対する電子監視制度がある。これは、「刑罰の執行等における付随的な措置」として、遵守事項の履行確認等のため行うものであり、次のとおり、3種類ある。

1 仮釈放で保護観察となった者に対する電子監視

装着命令を宣告されていない特定犯罪者であって、刑の執行中仮釈放され、保護観察を受けることとなる者に対して、遵守事項の履行有無の確認等のために、仮釈放期間(10年以内)中、電子装置を装着させるものであり、装着は義務的である(法22条)。審査委員会が決定し、裁判所の関与はない。

審査委員会の判定の基準は、再犯の危険性、前歴、刑事施設での適応状況、出所後の生活計画、家族等の支援の有無などであり、これらを総合的に考慮して決定される。

執行は、仮釈放される日の釈放直前に、保護観察官が対象者に電子装置を装着することによって行う(法24条)が、装着命令とは異なり、検事の指揮は不要である(同条2項)。

執行終了は、①仮釈放期間が経過し、又は釈放が失効又は取り消されたとき、②仮釈放さ

れた刑が赦免され、刑の宣告の効力を喪失することとなったときである(法25条1項, 3項)。

2 治療監護の仮終了等で保護観察となった者に対する電子監視

装着命令を宣告されていない特定犯罪者であって、治療監護又は保護監護の執行中、仮終了若しくは治療委託⁴²する被治療監護者又は仮出所する被保護監護者に対し、遵守事項の履行有無の確認等のために、保護観察期間の範囲内(最長3年)において期間を定め、電子装置を装着させることができる(法23条)。治療監護審議委員会が決定し、裁判所の関与はない。

治療監護審議委員会は、対象者の退所審査で、仮終了か終了かを決定し、仮終了と決定された場合には、更に電子監視に付するか否かを審査する。

なお、性暴力犯罪者に対しては、多くの場合、電子監視に付すこととしているという⁴³。

執行は、仮終了し、又は治療委託される日(ただし、治療監護と刑が併科された仮終了者の場合、執行する残余刑期があるときは、その刑の執行が終了し、又は免除される日)の釈放直前に、保護観察官が対象者に電子装置を装着することによって行う(法24条)が、装着命令とは異なり、検事の指揮は不要である(同条2項)。

執行終了は、装着期間が経過し、又は保護観察が終了したときである(法25条2項)。

なお、上記1, 2ともに、保護観察官は、電子監視に関する受信資料を遵守事項の履行有無確認など「保護観察等に関する法律」による保護観察対象者の指導・監督及び援護に活用することができる(法26条)。

3 保護観察付執行猶予となった者に対する電子監視

裁判所は、特定犯罪を犯した者に対し、刑の執行を猶予し、保護観察を受けるべきことを命ずるときは、保護観察期間(1年以上5年以下)の範囲内において期間を定めて、遵守事項の履行有無の確認等のために電子装置を装着すべきことを命ずることができる(法28条)。裁判所の裁量であり、検事の請求は不要である。

裁判所は、電子装置の装着を命ずるために必要と認めるときは、被告人の住居地又はその裁判所の所在地を管轄する保護観察所の長に、犯罪の動機、被害者との関係、心理状態、再犯の危険性等被告人に関して必要な事項の調査を要請することができる(同条3項)。

裁判所は、電子監視期間中、所在地近隣医療機関における治療、指定相談施設における相談治療など対象者の再犯防止のために必要な措置を課することができる(同条2項)。

電子監視は、電子装置装着を命ずる裁判所の判決が確定したときから執行する(法29条)。なお、検事の執行指揮により、保護観察官が執行する。

執行は、次の各号のいずれかに該当するときに終了する(法30条)。

- ① 装着命令期間が経過したとき
- ② 執行猶予が失効又は取り消されたとき
- ③ 執行猶予された刑が赦免され、刑の宣告の効力を喪失することとなったとき

42 治療委託とは、被治療監護者の親族等に治療監護所以外での治療を委託するものである。

43 治療監護所での聞き取りによる。

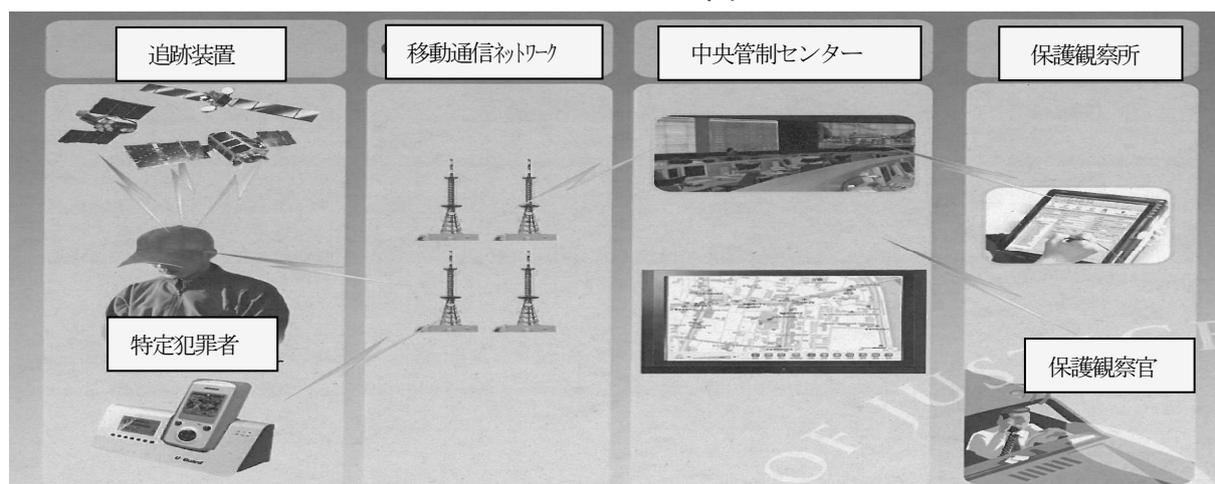
なお、前記1から3までの電子監視の手續については、装着命令に関する多くの規定が準用されている（15条1項(保護観察官の任務), 16条(受信資料の保存・使用・廃棄等)等）。

第7 位置情報確認の方法

1 電子装置の技術方式⁴⁴

位置確認は、位置追跡電子装置（以下この項において「電子装置」という。）、すなわち、電磁波を発信して位置を追跡する原理を利用して位置を確認し、移動経路を探知する一連の機械的設備を利用して行われる（法2条4項）。韓国における位置確認の方式は、衛星利用測位方式（GPS）を主とし、携帯電話の通信網を利用する測位方式を併用して位置を把握する無線の送受信記録監視システムである。被装着者に付けられている携帯用追跡装置が受信した無線信号を、移動通信ネットワークを介して、中央コンピュータに送信することによって、ほぼリアルタイムで被装着者の位置情報を把握する（7-7-1図参照）。

7-7-1図



2 測位方式⁴⁵

次のとおり、測位方式は4種類あり、異なる追跡方法が状況に応じて自動的に調整される。

① GPS測位

三つ以上の人工衛星を利用して測位する方式である。

精度は、水平誤差10メートル以内である。

通常、屋外であれば感知する。一方、地下や室内では測位できないので、他の測位方式によることになる。

② Beacon（ビーコン＝無線標識）測位

44 法務部犯罪予防政策局の資料及び安成訓（2009）「韓国刑事司法における性犯罪者電子監視制度（その1）」、法学研究論集第30号9頁以下

45 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取り及び資料による。

G P S 発信機の中継機を利用する方式である。

この中継機は、地下でG P Sを受信するための機器であり、首都圏の地下鉄に設置されており、地下鉄乗車時に測位する。

精度は、水平誤差100メートルから200メートル以内である。

2011年度にこの中継機増設の予算措置がなされ、すべての地下鉄の駅に設置する予定とのことである。

③ C e l l 測位

携帯電話の中継局（基地局）を利用した測位である。

G P S 方式の携帯用追跡装置にデータ通信のための携帯電話モジュールが内蔵されていることから、これを用いて携帯電話の中継局を利用する方式である。携帯電話が利用可能な地域であれば、24時間位置把握が可能となる。

ただし、携帯電話の中継局の設置数によって、精度に大きな差があるという短所があり、その精度は、大都市では数十メートル、山間地方では数キロメートルであり、民間の携帯電話の中継局が増設されなければ精度が上がらないという状況にある。農村部や山間部の屋内では、主にこの方式による測位がなされる。

④ P C e l l 測位

携帯電話の複数の中継局が重複して受信する箇所に所在することを示す測位である。

C e l l 測位の精度を高めたもので、電波地域をグリッドに分割し、測位要請時に該当するグリッドの情報を提供するものである。主に、市街地の屋内では、この方式による測位がなされる。

精度は、50メートルから200メートル以内である。

現在の方式は以上のとおりであるが、今後は、5年以内を目途に、建物の中でも比較的正確に位置を把握できるG P Sシステムに切り替えていきたいとのことである。

3 電子装置による位置情報の確認方法及び実施体制

(1) 装着又は設置する電子装置⁴⁶

被装着者に装着し、又は自宅に設置する機器（以下「電子装置」という。）は、①電子ブレスレット、②携帯用追跡装置、③在宅監督装置の三つの装置で構成されている（写真1参照）。これらの電子装置は、法務部及びサムスンS D S 共同事業体（サムスンS D S 株式会社、エラスティック・ネットワークス株式会社、S Kテレコム株式会社）が、2007年10月から2008年9月にかけて、共同開発したものである。

写真1



46 法務部犯罪予防政策局保護法制課及び中央管制センターでの聞き取り及び資料による。

① 電子ブレスレット

電子ブレスレットは、小型ブレスレット型の電子装置であり（写真2参照）、被装着者の足首に常時装着し、一度装着されれば被装着者自身では分離できないようになっている。

携帯用追跡装置と在宅監督装置に識別信号を送信するための機能を有する。世界初の双方向通信により、電子ブレスレットが携帯用追跡装置の通信圏外に出たときには、電子ブレスレットが振動するようになっており、被装着者の携帯用追跡装置の不携帯を防ぐことができる。

電子ブレスレットには、各部位別センサーがあり、被装着者自らが身体から分離し、又は毀損したときには、電子ブレスレットが振動して被装着者に警告するとともに、即時に後述（2）の位置追跡中央管制センター（以下「中央管制センター」という。）に警報が発せられる。

主な特徴としては、重量は80g以下、温度条件は -20°C ～ 50°C 、400MHzRFで動作、IP68（完全防水）⁴⁷、不正改ざん二重検出機能を有する。

完全防水であるため、装着した状態でシャワーや入浴をすることは可能であるが、水温が高く、又は長時間水中にいる場合は、故障する可能性があるので注意するよう被装着者に指示されている。

内蔵のバッテリーで稼動し、1回の充電で約半年から1年間使用できる。バッテリー切れの場合、被装着者が保護観察所に出頭し、職員が電子ブレスレットのベルトを特殊工具で切断し、被装着者には、別の新たなものを付け換える。バッテリー交換は、防水機能を有する構造上、職員では不可能であるため、業者に委託して行う。

現時点で、被装着者が電子ブレスレットを故意に切断した事例が16件ある。これに対応するため、当局では、2010年10月26日以降、医療用シリコン製であった電子ブレスレットのベルトをすべてワイヤー入りのものに交換した（バッテリー交換時は、ワイヤーも切断可能な特殊工具が必要となる。）。

なお、被装着者は、電子装置の装着期間中、電子装置を身体から故意に分離・損傷、電波妨害又は受信資料の変造、その他の方法でその効用を害したときは、7年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処せられる（法38条）。

電子ブレスレットの形状については、現在の最新の技術で最も小さく作られており、起こり得る人権侵害が最小限に抑えられるとしている。また、電子ブレスレットは、通常、靴下の中に入れて隠しており、長ズボンを着用すれば、一見しただけでは外からは分からないようになっている。一方、現在の形状では、結局身近な人には知られてしまうため、再社会化の阻害要因になっているとの見方もある。

これに対して、当局としては、そもそも、性犯罪者は、既婚で就労している者が比較的多

写真2



47 IP規格は、電気機械器具の防塵及び防水についての保護等級を定めたものであり、IP68は、外来固形物に対する保護等級が6級（耐塵形）、水の浸入に対する保護等級が8級（水中形）であり、同規格での最高の保護等級であることを示す。

く、再社会化よりも再犯防止の方に比重を置く必要性が高く、また、装着後に交際を始め結婚したという事例もあり、必ずしも再社会化の阻害要因にはならないと考えており、被装着者に対しては、保護観察官から、自らの再犯防止に役に立っていることを指導し、納得させるようにしているという。なお、電子ブレスレットを装着している者に対する一般人の意識調査はまだ実施していないとのことである。

② 携帯用追跡装置

携帯用追跡装置は、GPSからの電波を受信したり、移動通信ネットワークと通信することで、被装着者の現在地を測位し、移動経路を追跡する装置であり（写真3参照）、同装置から中央管制センターに無線信号が送信されて、被装着者の移動経路が同センターのモニター上に表示される。

折り畳み式でない携帯電話を分厚くしたような形状であり、外出時には必ず持参しなければならず、腰のベルト等に装着する。

主な特徴としては、重量は150g以下、温度条件は-20℃～50℃、大きさは縦100mm×横47mm×厚さ32mm、A-GPS（アシスト型GPS）機能⁴⁸、IP57⁴⁹、不正改ざん検出機能を有する。

充電式であり、1回の充電でのバッテリー稼働時間は約18時間、完全充電に必要な時間は約5時間である。家では必ず同装置を在宅監督装置の充電ポットに差し込み、充電しなければならない。

防水機能は、完全防水と生活防水の中間水準である。

保護観察官又は中央管制センターとの間で緊急通話が可能である。被装着者は、同装置の左ボタン（長押し）で担当の保護観察官と、右ボタン（長押し）で管制センターと通話することができる。

文字メッセージ送信機能も有しており、被装着者が遵守事項に違反した場合や、バッテリーの残量が少なくなった場合には、同装置のモニター画面に、「立入り禁止区域に入っている」、「外出制限に違反している」、「バッテリーの充電が必要である」などの文字メッセージが自動で送信され、同時に同装置が振動し、警告音を発し、被装着者に警告するとともに、担当保護観察官の携帯用端末（PDA）にもリアルタイムで報告される。警告を受けてからも、当該場所から離れない場合は、保護観察官が直ちに出勤することになる。

また、同装置を毀損したときは、内蔵センサーが感知し、中央管制センターに警報が発せられる。

なお、電源入・切等のすべての機能は、遠隔操作が可能である。

外出時の留意事項として、仕事等のため地下など通信が切れる可能性がある場所に長時間留まる場合や、寺や教会、聖堂等、宗教の建物（電波妨害装置を設置していることが多い）

写真3



48 人工衛星によるGPS方式に携帯電話ネットワーク等のデータを補助的に組み合わせて位置情報を測位する方式である。A-GPS搭載の端末では、携帯電話エリア内であれば、市街地の建物内でも数十メートル程度の誤差で現在地を確認でき、計測時間短縮と室内測位の精度向上になる。

49 IP57は、外来固体物に対する保護等級が5級（防塵形）、水の浸入に対する保護等級が7級（防浸形）の保護がなされていることを示す。

に入る場合は、担当保護観察官又は中央管制センターにあらかじめ申し出なければならないこと、室内での注意事項として、シャワーをする場合は、シャワー室の出入口で電波妨害が発生する可能性があるため、同装置をシャワー室内に置くこと、スポーツジム等の屋内運動施設を被装着者が利用する際も、脱衣室に同装置を置いてはならず、必ず携帯しなければならないなどが被装着者に指示されている。

③ 在宅監督装置

在宅監督装置は、被装着者が在宅しているか否かを監視する装置である（写真4参照）。

主な特徴としては、重量は300g以下、大きさは縦120mm×横190mm×幅80mm、温度条件は-20℃～50℃、ワイヤレス通信、二重アンテナ、不正改ざん二重検出機能を有する。

防水機能は、生活防水の水準である。

電源コードをコンセントに差し込んで電源としているが、停電時には内蔵バッテリーにより約8時間は駆動が可能である。

携帯追跡装置を所定の箇所（写真4で右側のくぼんだところ）に差し込むことにより同装置を充電する機能を有している。また、携帯追跡装置を差し込むことにより、在宅モードに切り替わり、電子ブレスレットと在宅監督装置との距離が計測されるため、家の広さの範囲内に移動可能距離を設定することにより、この範囲外（家の外）に出れば、中央管制センターに警報が発せられる。

なお、在宅監督装置は、保護観察官が被装着者の自宅に赴いて、家具等に強力両面テープで固定して設置する。同装置を無断で移動したり、強い衝撃を加えたり、毀損したりしたときは、内蔵センサーが感知し、中央管制センターに警報が発せられる。

以上の三つの装置に共通する留意事項として、紛失し、又は盗難されたときは、すぐに個人の携帯電話や有線電話を通して中央管制センターと担当保護観察官に連絡しなければならないこと、熱、湿気、水気、衝撃が加わらないように留意しなければならないこと、すべての装置の内部には、破損を感知するセンサーが内蔵されているので、即時に中央管制センターに警報が発せられること、電子装置を壊し、若しくは故意に作動を妨害した場合は、7年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金を受けるとともに、本人が壊した装置の賠償をしなければならないことなどが被装着者に指示されている。

（2）位置追跡中央管制センター⁵⁰

中央管制センターは、ソウル保護観察所の建物の1階の一室にある。同センターの運用を開始するまでには、1998年から10年程度の準備期間を要したとのことであり、2007年6月から2008年8月まで試験プログラムの運用を実施し、2008年9月1日法施行により稼動した。

24時間体制でGPSによる位置追跡システムを維持管理し、大型モニター（画像1⁵¹参照）に表示して被装着者のすべての移動経路を絶え間なく監視して位置を特定し、違反時や警告

写真4



50 法務部犯罪予防政策局保護法制課及び中央管制センターでの聞き取り及び資料による。

51 各画像は、デモ画像である。

時には即座に対応する。また、携帯用追跡装置から送信された追跡データの保存、使用、破棄を行う。

緊急時には、中央管制センターから30キロメートル離れた場所にある青少年保護教育院内のバックアップセンターが独立して作動できるようになっており、両センター間ではリアルタイムでデータの伝送が行われている。

これまでは、ソウル周辺に人口の半数近くが集中しているため、ソウル保護観察所内の1箇所のみで実施していたが、対象者の拡大に合わせて、大田(テジョン)⁵²に第二位置追跡管制センターを建設中であり、2011年上半期中には運用が開始される予定である。

なお、現在、ソウルの中央管制センターは、保護観察所の建物の1階の一室にあるが、機密性のある情報を扱っているため、別の建物を建設して移設することも検討されている。

また、2010年末を目途に、モニター表示を平面図から航空写真の立体地図に切り替える工事が行われている。

職員の勤務体制としては、現在、職員16人体制で運用している。そのうち、モニター監視は常時3人で行っており、その勤務体制は、3人ずつの3組で昼夜3交代制である。なお、被装着者の移動経路のみを探索する専門職員はいない。これまでの経験上、一人当たり70～80人の被装着者を監視することが可能であり、3人体制では、一度に240人程度の被装着者を扱うことができる。

ただし、機械の処理能力的には千人以上の表示が可能であるという。今後、大田の第二センターが完成すれば、2倍の規模の把握が可能となるが、それ以上の人数の把握のためには、当面、職員を増員することで対応する予定としており、今後の更なるセンターの増設については、実施状況を見ながら対応していくとのことである。

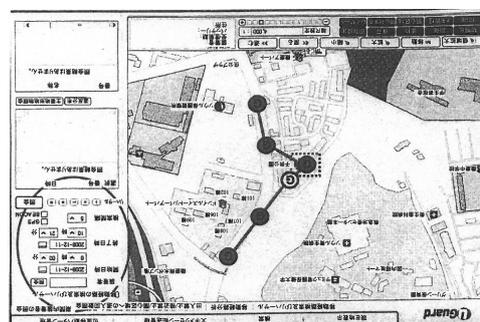
モニターでの位置情報の取得は、1分～140分の範囲で設定が可能であるが、これまで実施した結果を基に、現在では3分に1回の間隔でモニター表示するよう設定されている(画像2参照)。

モニター表示上、立入り禁止区域の設定は、最適な形状に区域を設定することが可能であり、更にその周囲にはバッファゾーンを設けており、同ゾーンに被装着者が侵入すればその者の携帯用追跡装置に警告の

画像 1



画像 2



52 韓国の中央部に位置し、同国で5番目に大きい都市である。

文字メッセージが表示されるとともに、中央管制センターのモニターには黄色の表示で警告され、更に内側の禁止区域まで入った場合は赤く表示されて、危険アラームが鳴ることになっている(画像3参照)。なお、警報には、「危険」・「注意」・「参考」の3段階のレベルがある。

立入り禁止区域の設定については、裁判時に付加された遵守事項の内容に従っている(例えば、「居住地域近辺の立入り禁止とされた小学校」など)。なお、現時点では、居住地域外においては、立入り禁止区域の設定はしておらず、被装着者が居住地域外に移動した場合は、モニター表示を見て十分注意を払うことで対応している。

現在、24時間でおよそ1,000件もの警報が発せられている(画像4参照)が、その多くは、携帯用追跡装置の所持の忘れなどにより電子ブレスレットと同装置の距離が離れてしまった場合や、電子ブレスレットのバッテリー切れなど、特に問題にならない場合がほとんどである。一方、装置の毀損、追跡中断、遵守事項違反による警報等があった場合は十分注意して対応している。

なお、立入り禁止区域に入った回数や、移動経路などの履歴がデータで残せるようになっており、証拠としての価値が高い。かつて、再犯者に対して、この履歴を見せたところ、否認できなかったという。同データは、複数のサーバーにおいて、データの種類ごとに保管するなど、管理を徹底している。

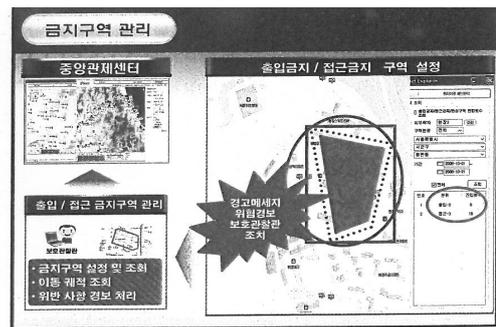
(3) 保護観察所における実施体制⁵³

保護観察所における職員体制については、2010年法により、保護観察所における保護観察官の中から、電子監視の専門職員が指定されることになった。ただし、人件費や運営経費は最小限に抑えられる予定であり、指定を受けた専門職員は、他の業務を並行して実施しなければならない状況にある。

全国の保護観察所が、電子監視について、それぞれの担当区域を有しており、被装着者に遵守事項違反等があった場合には、中央管制センターのモニターに警告表示されるとともに、担当の保護観察官の携帯端末へ警告が発せられる。一方、保護観察官の携帯端末から被装着者の携帯用追跡装置に通話して、警告することができる。

保護観察官が警報等により現場に駆け付けた回数は、2010年9月1日から同11月15日までの75日間で、昼間104件、夜間148件であった。ただし、その内容は、電子ブレスレットのバッテリー切れ、携帯用追跡装置の所持忘れ、機器の誤作動等の軽微な理由が多い。警告が発

画像3



画像4



53 法務部犯罪予防政策局保護法制課及びソウル保護観察所での聞き取りによる。

せられた場合、保護観察官がまず現場に赴き、必要な場合は、そこから警察に連絡することになる。保護観察所から現場まで距離がある場合、保護観察官が駆け付けるのが遅くなることもあるという。また、電子ブレスレットの切断の場合は、直ちに最寄りの警察のパトカーが駆け付ける体制となっている。

なお、ソウル保護観察所では、夜間は当直者と待機チームで対応しているという（昼間に電子監視担当保護観察官が所持している携帯端末を夜間は当直者が預かっている）。同保護観察所では、現時点で担当している被装着者数は17名であるところ、夜間、保護観察官が警報に基づき現場に出向く頻度は、週1回程度ということであった。

（４）受信資料の保存・使用・廃棄

受信資料については、前記（２）のとおりデータで保存されるが、次のとおり捜査等に利用できることとなっている。

ア 保存

被装着者の電子装置から発信される電磁波を受信した受信資料については、保護観察所の長が保存しなければならないとされている（法16条）。

イ 使用

受信資料は、次の各号の場合のほかは、閲覧、照会又は公開することができない（同条２項）。

- ① 被装着者の特定犯罪の嫌疑に対する捜査又は裁判資料として使用する場合
- ② 保護観察官が指導又は援護を目的として使用する場合
- ③ 保護観察審査委員会の装着命令仮解除とその取消しに関する審査のため使用する場合

なお、検事又は司法警察官は、受信資料を閲覧又は照会する場合、裁判官が発付した押収捜索令状を提示しなければならない（同条４項）。

一方、保護観察所の長は、被装着者が特定犯罪を行ったと疑うに足るだけの相当な理由があるときには、管轄の地方検察庁に通報しなければならない（同条３項）。

ウ 廃棄

保護観察所の長は、次の各号の一に該当するときには受信資料を廃棄しなければならないとされている（同条５項）。

- ① 装着命令とともに宣告された刑が「刑法」第81条により失効⁵⁴したとき
- ② 装着命令とともに宣告された刑が恩赦によりその効力を喪失したとき
- ③ 電子装置の装着が終了した者が資格停止以上の刑又はこの法による電子装置装着を受けることなく電子装置装着を終了した日から5年が経過したとき

（５）罰則（職員等）

職員等に対しては、次のとおり罰則が定められている（法36、37条）。

- ① 電子装置装着業務を担当する者が、正当な事由なく被装着者の電子装置を解除し、又は損傷したとき 1年以上の有期懲役

54 刑の執行を終了・免除された者が、被害者の損失を補償し、資格停止以上の刑を受けることなく7年が経過した場合の刑の失効をいう。

- ② 電子装置装着業務を担当する者が、金品を授受・要求又は約束して上記①の罪を犯したとき 2年以上の有期懲役
- ③ 受信資料を管理する者が、要件なく閲覧等させたとき 1年以上の有期懲役
- ④ 他人をして装着命令を受けさせる目的で、公務所又は公務員に対し虚偽の事実を申告し、又は「刑法」第152条第1項の罪（偽証）を犯したとき 10年以下の懲役
- ⑤ 装着命令請求事件に関して、被装着命令請求者を妨害する目的で、「刑法」第154条（虚偽の鑑定、通訳・翻訳）、第233条又は第234条（虚偽診断書の作成、行使）の罪を犯したとき 10年以下の懲役又は禁錮。この場合、10年以下の資格停止を併科

4 予算⁵⁵

韓国では、2007年に80億ウォン（約6億円）を投じて、電子装置を開発し、総数500台を製作した。なお、電子装置一式の価格は100万ウォン（約7万5千円）である。

その他の費用としては、電子装置のメンテナンス、中央管制センターや中継機等の位置追跡システムの設置・維持経費及び通信費のほか、職員の人件費ということになる。

民間委託は、守秘義務の関係で行わないこととしており、全て国の職員が実施している。ただし、電子監視のための職員の増員はこれまでなされておらず、今後、被装着者が増えてきた時点で増員を検討するとしている。

また、費用は、全て国家が負担することとされ、被装着者が費用を自己負担することはない（故意に電子装置を毀損した場合の弁償を除く。）。

なお、人件費を除いた予算額は次のとおりである。

2007年：9億7千万ウォン、2008年：70億8千万ウォン、2009年：23億5千万ウォン、2010年：48億3千万ウォン、2011年：50億ウォン 5年間の合計202億3千万ウォン（約15億4千万円）

費用対効果については、開始されて間もないため、現時点では明らかにされていない。

性犯罪数が減少したか否かの検証等も今後の課題であるが、制度が発足して、性犯罪に対する社会的認識はかなり高まったと感じられ、最近、性犯罪の認知件数が増加したことも、暗数が減少したものと推測しているとのことである。

第8 電子監視運用実績⁵⁶

電子監視の運用実績を罪名別・年度別に見ると、次頁の7-8-1表のとおりである。

55 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取りによる。

56 法務部犯罪予防政策局の資料による。

7-8-1表 電子監視運用実績（罪名別・年度別）

区分	年度	計	仮釈放	仮終了	仮出所	執行 猶予	刑期終了		
							小計	一般	遡及
全 体	計	924(469)	760	22 (9)	2	32(2)	108(458)	17(427)	91(31)
	2008年	188 (2)	186	1(1)	-	1(-)	- (1)	- (1)	- (-)
	2009年	347(107)	329	12(5)	-	5(-)	1(102)	1(102)	- (-)
	2010年	389(360)	245	9(3)	2	26(2)	107(355)	16(324)	91(31)
性暴力 犯 罪	小 計	753(461)	592	19(8)	2	32(2)	108(451)	17(420)	91(31)
	2008年	188 (2)	186	1(1)	-	1(-)	- (1)	- (1)	- (-)
	2009年	347(107)	329	12(5)	-	5(-)	1(102)	1(102)	- (-)
	2010年	218(352)	77	6(2)	2	26(2)	107(348)	16(317)	91(31)
未成年者 対象誘拐 犯 罪	小 計	- (5)	-	-(-)	-	-(-)	- (5)	- (5)	- (-)
	2009年	- (-)	-	-(-)	-	-(-)	- (-)	- (-)	- (-)
	2010年	- (5)	-	-(-)	-	-(-)	- (5)	- (5)	- (-)
殺 人 犯 罪	小 計	171 (3)	168	3(1)	-	-(-)	- (2)	- (2)	- (-)
	2010年	171 (3)	168	3(1)	-	-(-)	- (2)	- (2)	- (-)

(単位：人)

- 注 1 電子装置装着命令及び刑罰の執行等における付随的措置としての電子監視を含めた数値である。
 2 「仮終了」は治療監護処分の仮終了を、「仮出所」は保護監護処分の仮出所を示す。
 3 ()内は、装着命令宣告等がなされたが、執行が開始されていない者の人員であり、外数である。
 4 2010年は、12月15日までの数値である。

全執行人員924人中、仮釈放者に対する電子監視が760人と82%を占めている。一方、装着命令の対象者の多くは、施行後間もないため、受刑中である者が多いことから、刑期を終了し執行された人員は17人と少ないが、開始前は427人と多くなっている。また、遡及適用の合憲性については、憲法裁判所で係争中であるが、執行人員は91人となっている。

罪名別の執行人員及び開始前人員の累計は、性暴力犯罪がそれぞれ753人と461人、未成年者対象誘拐罪が0人と5人、殺人犯罪が171人と3人になっている。2009年に開始された未成年者対象誘拐罪はいまだ少数にとどまっているが、2010年に開始されたばかりの殺人犯罪は、仮釈放者に対するものがほとんどであるが、既にかかなりの人数に上っている。

次に、2010年12月15現在、電子監視を執行中の人員は、次頁の7-8-2表のとおりである。

7-8-2表 電子監視現在人員

(2010年12月15日現在)

区分		計	仮釈放	仮終了	仮出所	執行猶予	刑期終了		
							小計	一般	遡及
総計	計	323	169	18	1	28	107	16	91
	性暴力犯罪	168	17	15	1	28	107	16	91
	未成年者対象誘拐犯罪	-	-	-	-	-	-	-	-
	殺人犯罪	155	152	3	-	-	-	-	-
監督進行	計	302	168	15	-	28	91	12	79
	性暴力犯罪	149	17	13	-	28	91	12	79
	未成年者対象誘拐犯罪	-	-	-	-	-	-	-	-
	殺人犯罪	153	151	2	-	-	-	-	-
監督中止	計	21	1	3	1	-	16	4	12
	性暴力犯罪	19	-	2	1	-	16	4	12
	未成年者対象誘拐犯罪	-	-	-	-	-	-	-	-
	殺人犯罪	2	1	1	-	-	-	-	-

(単位：人)

注 1 電子装置装着命令及び刑罰の執行等における付随的措置としての電子監視を含めた数値である。

注 2 「仮終了」は治療監護処分の仮終了を、「仮出所」は保護監護処分の仮出所を示す。

執行中の人員323人中、性暴力犯罪が168人、殺人犯罪が155人とほぼ同数となっている。一方、未成年者対象誘拐犯罪は0人である。仮釈放者に対する電子監視が169人と多数を占めており、執行猶予者28人、刑期終了者（一般）16人となっている。

第9 位置情報確認制度の評価

1 導入による効果

法務部によると、電子監視に期待される効果として、次の事項を挙げている⁵⁷。

① 国民の不安感を軽減する。

GPSによる電子監視システムは、犯罪抑止の効果的な手段であり、危険な犯罪者に対する国民の不安感を軽減することが期待される。

さらに、電子装置装着命令と同時に課せられる外出禁止、立入禁止等の遵守事項によって、被害者の保護が強化される。

② 再犯を抑止する。

24時間の監視体制により、犯罪者が犯罪を重ねることを抑止する。また、犯罪者が外出禁止、立入禁止等の遵守事項を守っているかを常に確認することで、再び犯罪を犯す可能性が減少すると考えられる。

なお、遵守事項違反については、迅速かつ厳重な刑罰を科すこととしている。

ちなみに、現時点で同種再犯を犯した者は3名のみであるという。

③ 刑事訴訟の有効性を向上させる。

57 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取り及び資料による。

被装着者が電子監視中に新たな犯罪を行った場合、受信資料を利用することで、犯罪者を迅速に検挙でき、また、より効果的な立証が実現できる。

2 世論⁵⁸

電子監視については、次のとおり、2009年9月、2010年9月、同年10月に世論調査が実施されているが、いずれの結果をみても、世論は積極支持である。また、学者や裁判所も賛成が多数であるという。

(1) 2009年9月世論調査

調査期間：2009年9月8日～9日 対象・規模：全国19歳以上の成人男女1,000名

調査方法：電話アンケート 標本誤差：±3.1% (95%信頼水準)

調査結果

- ・性暴力犯罪に対して電子監視制度を引き続き施行するべきだ 95.9%
- ・殺人犯罪や強盗犯罪に対しても電子ブレスレットを拡大するべきだ 87.1%
- ・懲役刑の重犯罪者に対し、刑期終了後、保護観察制度を導入するべきだ 88.1%
- ・夜間外出禁止犯罪者に対して電子ブレスレットを装着するべきだ 76.0%

いずれの項目も高い割合を示しており、電子監視に対する高い信頼を示している。

(2) 2010年9月の世論調査

調査期間：2010年9月29日～30日 対象・規模：全国19歳以上の成人男女1,000名

調査方法：電話アンケート 標本誤差：±3.1% (95%信頼水準)

調査結果

- ・電子監視制度を知っている 88.6%
- ・電子監視は再犯抑止効果がある 75.8%

電子監視に対して高い認知度を示しており、多くの者が再犯抑止に効果があると考えている。

(3) 2010年10月の世論調査

調査実施日：2010年10月12日 対象・規模：全国の19歳以上の成人男女500名

調査方法：電話アンケート 標本誤差：±4.4% (95%信頼水準)

調査結果

- ・性犯罪予防のために電子監視の遡及適用に賛成 88.2%
- ・憲法に違背し二重処罰なので遡及適用に反対 10.4%
- ・知らない、無応答 1.4%

遡及適用についても、9割近くの者が賛成しており、推進意見が圧倒的に多かった。

58 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取り及び資料による。

第10 今後の展望⁵⁹

① 対象者の拡大

対象者の拡大については、再犯抑止に電子監視が効果的であると考えられる「強盗」を適用対象にする準備を進めているところであるという。

② 新たな刑事司法分野への導入可能性

例えば、刑務所の被収容者に対する電子監視を利用した週末拘禁制度の導入の可否などについては、今後の課題としており、まだ検討されていない。また、短期拘禁刑に代えて電子監視に付してはどうかとの意見もあるが、まだ具体的な動きはないとのことである。

第11 その他の施策との関連

韓国においては、最近になって、性暴力犯罪等に対して、様々な施策が総合的に講じられており、電子監視もその一環として捉えられている。以下、電子監視以外の様々な施策の概要と電子監視との関連について紹介する。

1 外出制限命令の音声認証による監督システム⁶⁰

(1) 概要

保護観察付執行猶予や仮釈放後の保護観察に付した際に、特別遵守事項として外出制限命令を課した場合に、それを確認するための音声認証による監督システムである。このシステムは、あらかじめ対象者の声をコンピュータに録音しておき、所定の時間にコンピュータが無作為に対象者の住居に電話を掛け、声紋分析等で対象者の在宅確認を行うものである。

2003年から2004年にかけて試験実施し、2005年から全国の保護観察所で実施されている。対象者は、ほとんどが少年の窃盗・暴力事犯者であり、再犯率が半分になったとされる。

ただし、実際の運用場面では、翌日に保護観察官がデータをチェックする際、エラーが多い場合（例えば家族が電話に出ると声紋エラーとなる。）など、原因を確認する作業に手間が掛かるという。

なお、2010年12月14日現在、少年を中心に155人に対して同システムを実施しているとのことであった。

(2) 電子監視との関係

外出制限命令音声監督システムについて、性暴力犯罪者等にまで拡大実施していく動きはなく、性暴力犯罪者等には電子監視を適用する方針であるとのことである。

59 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取りによる。

60 ソウル保護観察所での聞き取り、太田達也(2009)「性犯罪者の釈放と電子監視—韓国における電子監視制度の分析を中心として—」、慶応義塾大学法学研究第82巻第1号279頁、安成訓(2009)「韓国刑事司法における性犯罪者電子監視制度(その1)」、法学研究論集第30号13頁

2 治療監護⁶¹

(1) 概要

治療監護とは、治療監護法に基づき、精神障害、薬物依存、アルコール依存のある犯罪者で再犯のおそれがある者を治療し社会に復帰させることを目的として、治療監護所に収容・保護して治療を行う保安処分である⁶²。

2008年6月13日に同法が改正され、小児性嗜好症、性的虐待症などの性的な性癖で禁錮以上の刑に当たる性暴力犯罪を犯した者も治療監護の対象とされた（最長15年）。現在、これらの者に対して、薬物治療や認知行動療法に基づく治療等を行っている。さらに、出所後の保護観察期間が3年から5年（裁判所の許可があれば最長10年）に延長された。

現在、性暴力犯罪者の治療リハビリセンター（200病床）を建設中である。

本刑の刑執行前に治療監護所で治療を受け、残余刑期だけ服役する代替主義執行方式を採用している（例えば、裁判で懲役3年、その間治療監護と宣告された場合、治療監護を1年で終了したとすると、残りの2年を受刑する。）。

治療監護所における2010年12月15日現在の収容人員（899人）の罪名別の内訳は、殺人299人（全体の33.3%）、強姦132人（同14.7%）、麻薬類68人（同7.6%）、強盗56人（同6.2%）、放火56人（同6.2%）、その他288人（同32.0%）であり、同じく病名別の内訳は、統合失調症358人（同39.8%）アルコール依存症131人（同14.6%）、知的障害102人（11.3%）、麻薬その他薬物中毒67人（7.5%）、躁鬱病66人（7.3%）である。このほか、鑑定のため56人を収容していた。

(2) 電子監視との関係

治療監護処分を請求するのは、電子監視と同じく検事である。特定犯罪の裁判時、電子監視を請求するか、治療監護を請求するかの境界事例もある（併科もできる。）。例えば、保護観察所へ調査依頼したところ、精神疾患を疑われた場合には、治療監護所へ精神鑑定を依頼し、その結果を見て、電子監視と治療監護のどちらを請求するか検討することになるが、精神面での問題があるとされた場合は、治療監護を優先させることにしているという。なお、現在まで、治療監護と電子監視の両方が宣告されたケースはまだないという⁶³。

3 性犯罪者の身元情報に対する「インターネット閲覧」

(1) 概要

従来、「青少年の性保護に関する法律」により、性犯罪者の身元情報を閲覧する制度があったが、児童保護者、教育機関関係者だけが管轄警察署を訪問して閲覧するものであり、利用実績が低く、制度の実効性が問われていたところ⁶⁴、2010年6月の関連法案可決を受け、2010

61 治療監護所での聞き取り及び資料による。

62 治療監護所は、精神障害者等に対する調査研究を実施しているほか、裁判所、検察、警察から依頼された者に対する精神鑑定も実施している。

63 ソウル中央地方検察庁での聞き取りによる。

64 李東薫（2008）「韓国の性犯罪前歴者対策について—法制及びその運用状況を中心に—」，2008年9月10日警察政策フォーラム資料9頁以下，白井京（2007）「韓国における性犯罪者の再犯防止対策—情報公開と位置追跡電子装置—」外国の立法，国立国会図書館調査及び立法考査局200頁以下

年7月26日から、児童・青少年対象性犯罪者のうち、裁判所から身元公開命令を宣告された者に対して、インターネットを通じて、身元情報が一定期間公開されることとなり、そのためのシステムが開発された。これによって、20歳以上の成人ならば誰でも専用公開サイト「性犯罪者おしらせe」を見れば、成人認証を経た後、性犯罪者の居住地を地図上に表示し、更に、顔写真、氏名、年齢、身長、体重等の基本情報、犯罪歴の要約、住民登録上の住所と実際の居住地などの身元情報を表示することができる。ただし、サイト内での閲覧は可能であるが、当該情報を外部に公開する行為は禁止されている。なお、受刑中の性犯罪者は、刑が終了すれば公開される。

(2) 電子監視との関係

性暴力犯罪により装着命令がなされた者は、ほぼすべての者が身元情報のインターネット閲覧の対象になるとのことである⁶⁵。

4 DNA身元確認情報の利用及び保護に関する法律⁶⁶

(1) 概要

2006年に法案が提出されたが、人権侵害への憂慮等から廃案になっていたところ、2008年12月に発生したいわゆるチョ・ドゥスン事件⁶⁷に世論の怒りが沸騰し、国に対して犯罪予防のための強硬な対策が求められる中、再度法案が提出されて、2009年12月29日可決され、2010年7月26日から施行された。

DNA型情報の収集、利用及び保護に必要な事項を定めることによって犯罪捜査や犯罪予防に貢献し、国民の権利を保護することを目的とし、適用犯罪は、再犯の可能性が高く、又は凶悪犯罪に発展する可能性が高い殺人、強盗、強姦、略取誘拐等の11の犯罪に限定される。

受刑者や被疑者からDNAを採取する際は、口腔粘膜からの採取など対象者の身体や名誉への侵害を最小化する方法を用いるよう義務付けられており、採取には法院の令状が必要であるが、本人が同意すれば令状なしでも採取できる。DNA型データベースは2種類あり、その管理主体は検察と警察である。DNA型データベース担当者は、新しい情報を収録するとき、犯罪捜査のために検事又は司法警察官が要請したとき、裁判所が刑事裁判において事実照会をしたときなどに限ってデータベースを検索し、又はその結果を回答することができる。

(2) 電子監視との関係

電子監視と対象犯罪が重複しているため、両方の対象となることはあり得る。

65 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取りによる。

66 白井京(2010)「韓国におけるDNA身元確認情報データベース法の制定」、外国の立法、国立国会図書館調査及び立法考査局

67 ソウル近郊の京畿道安山市で酒に酔った57歳の性犯罪前科者が小学校1年生の女兒に性的暴力を加え、身体に回復不能の障害を負わせた事件。犯人のチョ・ドゥスンに対し、大法院が下した判決は懲役12年であったが、余りにも刑が軽いのではないかと疑問が呈され、より厳格な処罰と再犯防止策を求める世論が高まった。

5 性暴力犯罪者性衝動薬物治療⁶⁸

(1) 概要

当初、2008年9月に提出された法案は、別名「化学的去勢法」とも呼ばれ、身体に直接影響を与えるため、人権侵害のおそれが指摘され、成立の見込みが立たない状況が続いていたところ、2010年6月7日、小学2年生の女子児童が小学校から拉致されて性的暴行を受ける事件が発生し、社会に大きな衝撃を与え、これを契機に、性欲を抑制できない者には、薬物治療と心理療法で制御するしかないとの意見が出され、修正法案である「性暴力犯罪者性衝動薬物治療法」が同年6月29日異例のスピードで可決され、同年7月23日に公布、2011年7月24日施行された。

対象者は、16歳未満の者を対象とした性犯罪者（19歳以上）のうち、「性倒錯症患者」で再犯の危険があると認定された者であり、検事が請求し（精神科専門医の診断や鑑定が必要）、裁判所は、請求に理由があると認めるときは、15年を上限として治療期間を定め、判決で薬物治療命令を宣告しなければならない。また、同命令を受けなかった受刑者でも、仮釈放の要件を備えている場合は、本人の同意に基づいて、検事が薬物治療命令を請求することができる。

検事の指揮を受け、保護観察官が執行する。治療命令を受けた者は、治療期間中、保護観察官の指示に従い、誠実に薬物治療に応じ、定期的にホルモン数値の検査を受け、心理療法プログラムを履行することが義務付けられる。6か月ごとに可能な仮解除の申請により、薬物治療が中断されることもあるが、合算して15年を超過しない範囲で治療期間が延長されることもある。治療効果を害する行為には罰則が科される。

なお、今後、人権問題を巡って議論を巻き起こすことも考えられる。

(2) 電子監視との関係

電子監視、性衝動薬物治療ともに、請求権者は検事であるが、現在、電子装置装着と薬物治療との選択の方法等について、議論がなされているところである。なお、性暴力犯罪者について、電子監視と性衝動薬物治療の両方が宣告されることもあると思われる⁶⁹。

6 その他

教導所（刑務所）においても、性犯罪者集中治療センターを順次設置していく予定であり、現在、大学教授や職員がタスクチームを構成して、より充実した性犯罪者プログラムを開発中であるとのことである⁷⁰。

おわりに

韓国においては、性暴力による重大事犯が度々発生したことから、世論の高まりもあって、

68 藤原夏人（2010）「【韓国】性暴力犯罪者性衝動薬物治療法の成立」, 外国の立法, 国立国会図書館調査及び立法考査局

69 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取りによる。

70 永登浦教導所での聞き取り及び資料による。

2008年に電子監視が開始されて以降、毎年法改正され、対象犯罪の追加、要件の緩和、装着期間の延長等がなされている。韓国の電子監視の方式は、24時間行動追跡型であり、電子ブレスレットを常時装着すること、電子監視の対象を殺人犯罪等にまで拡大し、最長45年（プラス1年延長可能）と装着期間が長期にわたることを考慮すると、現在、世界で最も強力かつ強硬な制度の一つであるといえる。

さらには、性暴力犯罪に限らず、他の重大犯罪を含めて、様々な施策が矢継ぎ早になされており、まさに、総合的な犯罪対策に取り組んでいるという状況である。

ただし、これらの対策は、いずれも始まって間もなく、実施状況の把握や効果の検証等はこれからという段階であった。

韓国においては、立法が早く、制度化して実施に移した後、問題点があればその都度改善している状況にあること、また、電子監視を含め、保安処分として実施している対策も多いことなど、日本の状況とはかなりの違いがあるが、韓国における諸対策の今後の推移は、我が国における再犯防止対策を検討する上でも参考になるものと思われ、引き続き注目していく必要があると思われる。

最後に、本稿を執筆するに当たって、多大な御協力をいただいた慶応義塾大学太田達也教授に厚く御礼申し上げたい。

引用・参考文献

- 安成訓 (2009) 「韓国刑事司法における性犯罪者電子監視制度 (その1)」, 法学研究論集, 第30号, 9頁以下, 13頁以下
- 宇戸午朗 (2010) 「大韓民国における保護観察制度」, 更生保護と犯罪予防, No.152
- 太田達也 (2009) 「韓国の性犯罪者電子監視法 (翻訳)」, 法学研究, 第82巻第4号
- 太田達也 (2010) 「韓国の新しい犯罪者電子監視法 (翻訳)」, 法学研究, 第83巻第6号
- 太田達也 (2009) 「性犯罪者の釈放と電子監視—韓国における電子監視制度の分析を中心として—」, 慶応義塾大学法学研究第82巻第1号, 233, 279頁
- 太田達也 (2010) 「殺人犯の電子監視」, 罪と罰, 第47巻3号, 72~74頁
- 小名木明宏 (2010) 「仮釈放者に対する電子監視システムによるアフターケアの整備に関する法的問題についての研究」
- 川出敏裕 (2008) 「電子監視」, ジュリスト, 1358号
- 高翔龍 (2007) 「韓国法」, 信山社
- 呉英根 (1989) 「韓国における犯罪者の社会内処遇」, 犯罪社会学研究, 第14号
- 白井京 (2007) 「韓国における性犯罪者の再犯防止対策—情報公開と位置追跡電子装置—」 外国の立法, 国立国会図書館調査及び立法考査局, 200頁以下
- 白井京 (2009) 「再犯防止のためのGPS監視に対する評価と対象範囲の拡大」, 外国の立法, 国立国会図書館調査及び立法考査局
- 白井京 (2010) 「韓国におけるDNA身元確認情報データベース法の制定」, 外国の立法, 国立国会図書館調査及び立法考査局
- 藤原夏人 (2010) 「【韓国】性暴力犯罪者性衝動薬物治療法の成立」, 外国の立法, 国立国会図書館調査及び立法考査局
- 吉垣実 (2008) 「韓国の司法制度について」, 大阪経大論集第59巻第4号, 61頁以下
- 李銀模 (2009) 「捜査手続に関する韓国の改正刑事訴訟法の争点及び課題—日本の刑事訴訟法との比較を中心に—」, 関西大学法務研究科講演会, 64頁
- 李東薫 (2008) 「韓国の性犯罪前歴者対策について—法制及びその運用状況を中心に—」, 2008年9月10日警察政策フォーラム資料, 9頁以下
- 法務総合研究所 (2010) 「平成22年版犯罪白書」, 法務総合研究所
- 法務省保護局 (2004) 「諸外国の更生保護制度 (6) 大韓民国の更生保護」, 平成16年3月保護資料第32号
- Legal Research & Training Institute Ministry of Justice Republic of Korea (2009)
The White Paper on Crime

〈関連インターネットサイト〉

外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/>

韓国法務部ホームページ <http://www.moj.go.kr/>

韓国法令検索サイト <http://www.law.go.kr/>

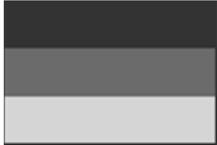
参考付表 1 位置情報確認等に利用される主要な電子機器システムの概要

システムの種類		システムの概要	本人確認の方法	使用機器	備考
自動報告システム (Automated Reporting System)	電話使用を基本とするシステム	スケジュールに従い、対象者は指定された電話番号に電話をかけ、電子音声の質問に回答することにより所在等を確認する。	初期登録時に採取された声紋との照合（音声認証）及び発信電話番号により本人確認。	固定電話器	簡易なシステムで費用安価。再犯や犯罪被害のリスクが比較的低い者に利用される。
	自動報告システム	対象者は特定場所に赴き、設置されたコンピュータ端末にアクセスし、質問に回答する（監督指導省力化の手段であり、対象者の位置情報確認には用いられない。）。	ID番号、パスワード、バーコード、指紋、掌紋等により本人確認。	特定場所に設置されたコンピュータ	Automated Reporting Kioskとも呼ばれている。機械設置場所への出頭時に、住所・職業変更の有無、監督官から指示事項等も確認され、監督料金支払に利用されることもある。濃密な介入を要さない者に利用されている。
プログラム化された接触システム (Programmed Contact System)		予定された時間又はランダムに、監視センターコンピュータが対象者宅に電話をかけ、生体認証技術等により、在宅の有無が確認される。	①声紋照合（音声認証） ②ビデオ照合 ③デバイス照合	固定電話器（付属装置）	外出禁止措置中の者などのうち比較的低リスクの者に利用。費用安価。電話回線を常時接続可能とする必要がある。 ②と③の場合は、カメラや本人確認用コードの読取装置等の付属装置が必要となる。
無線電波方式装置 (Radio Frequency Devices, RF)		自宅等に設置された受信機が発信機からの信号を検知し、固定電話回線又は携帯電話回線を経由して在宅状態の有無に関する情報が、監視センターに伝達される。	本人の足首あるいは手首に装着された発信機からの信号が、居宅に設置された受信機の受信エリアにあるかどうかで在宅状態が確認される。	発信機 受信機 電話回線	Continuous Signaling Deviceとも呼ばれる。ほぼリアルタイムで在宅有無の確認が可能。被害者警告・通知システム、屋外追跡用装置を併用することも可能（このような機能が必要な場合は、近年はGPS装置を利用することが多い。）。
GPS方式装置 (Global Positioning System Devices, 全地球測位方式)		対象者が外出時に携帯するGPS受信機（携帯追跡装置）が、発信機及び人工衛星からの信号を受信し、携帯電話回線を経由し、モニタリングセンターに対象者の位置情報が伝達される。外出禁止、立入禁止、接触禁止等の行動制限の設定及びその違反検出が可能。	本人の足首あるいは手首に装着された発信機からの信号を腰部等に付けて携帯する受信機が受信するかどうかで確認（一体型機種では発信機と受信機が足環部に組み込まれている。）。	発信機 受信機 充電器	能動型（アクティブ）GPSと受動型（パッシブ）GPSの2種が基本型で両者の併用タイプ（ハイブリット型）もある。電波受信困難地域（例、森林、山岳、都市の高層ビル密集地、地下）が存在し、天候等も位置情報確認の可否や精度に影響する。性犯罪者、暴力犯罪者、DV加害者、ギャングなど、問題発生時の第三者への危害のリスクが高いと考えられる対象者に使用されることが多い。
施設内無線電波方式位置情報確認装置 (Radio Frequency Identification Devices, RFID)		対象者が施設内で携帯又は装着する発信機（ICタグ）の個人識別情報を、施設内の各区画に設置された受信機で検知し、施設内の集中監視ユニットに情報伝達し、位置情報等を管理するもの。	本人の手首あるいは足首や衣類に装着された発信機等からの信号を近接エリアの受信機が受信するかどうかで対象者の位置を確認。	発信機 受信機	ほぼリアルタイムでの位置確認が可能。施設内対人トラブル、逃走の防止、職員の戒護なしの施設内移動等の管理に利用される（職員の位置確認にも併用することもある。）。 ICタグには自ら信号を発信するアクティブタグと通過区域の確認機材に反応するパッシブタグとがある。

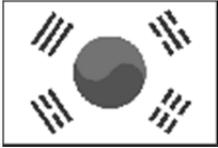
注 1 Offender Supervision with Electronic Technology(Crowe, et al., 2002, pp.56-68.)からの抜粋により、『法務総合研究所研究部報告38 諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究』で作製した表(p.194)の内容を、同書の改定版(DeMichele & Payne, 2009, pp.28-46.)の記述等に基づき、一部加筆・改訂し作成。

- 2 無線電波方式(RF方式)では、被害者警告・通知システム(Victim Alert/ Notification Systems)、屋外位置監視装置(Field Monitoring Devices)を利用することもできる。被害者警告・通知システムは、被害者に対する警告・通知機能や加害者の接触禁止命令の遵守状況を知らせる機能を付加したものであり、通常DVの被害を受けた被害者保護のために使用される。受信機が、被害者及び加害者双方の自宅に設置され、発信機は双方によって携帯される。加害者の受信機は、加害者の在宅の有無を検知し、被害者の受信機は、加害者が被害者宅に接近した場合に、加害者の発信機の信号を検知する。屋外位置監視装置とは、保護観察官等の監督官が携行する携帯式受信機が、対象者の足首(又は手首)に装着された発信機の信号を検知するもので、学校への登校状況、職場への出勤状況、治療プログラムへの参加状況等、自宅外における対象者の所在を確認するために使用される。現在では、GPS方式でも、ポケットベルや携帯電話型端末を貸与することにより、被害者警告・通知を行うことが簡便にできる(GPS方式の場合、屋外所在位置は追跡確認されているため、屋外位置監視装置による確認は必要ない。)
- 3 能動型(Active)GPS装置とは、対象者の行動をほぼリアルタイムで追跡しモニターする方式であり、受動型(Passive)GPS装置とは、対象者の位置情報を一定期間ごとモニターした後、携帯電話回線で数時間単位で蓄積された位置情報を送信するか、対象者が帰宅後に、位置情報を充電器を兼ねたモニタリングユニットからまとめて送信し、翌日、違反の有無等を確認する方式である。前者の方が後者よりもランニングコストが高いが、受動型の位置情報事後確認には人的負担が大きいことから実質的なコストは大差がないという指摘もある。遵守条件違反が重大な結果をもたらすような高リスクの対象者には、警報が発せられた際に即座に対応できる能動型が適するとされる。現在は、受動型から能動型にモード変更できるハイブリッド型機器もある(ハイブリッド型の場合、通常は、受動型モードで使用し、警報が出ると能動型モードでほぼリアルタイムの追跡が行われる。)。GPS機器は、電気通信技術の進歩に伴い、小型・軽量化する傾向にあり、衛星信号だけでなく、携帯電話基地局情報、地下の無線標識情報等各種測位技術を併用するなどして測位精度を向上させ、測位情報エラーや測位情報途絶を防止する努力が続けられている。
- 4 上記のほか、遠隔アルコール検知装置(Remote Alcohol Detection Devices、位置情報確認を併用できる機器もある。)及びその一類型としてのイグニッション・インターロック装置(Ignition Interlock Devices)があるが、いずれも主として飲酒運転罪に問われた者を適用の対象としている。遠隔アルコール検知装置とは、対象者が自宅に設置されたアルコール検知器に呼気を吹き込む、又は、体液から検出されるアルコール分を足環型センサーで測定することにより、アルコール濃度を検知するものであり、イグニッション・インターロック装置とは、遠隔アルコールテストの特別なタイプであり、乗用車に取り付けられた装置によって運転前にドライバーの呼気アルコールテストを行い、アルコールが検出された場合はエンジンが始動できないようにする装置である。

参考付表2 調査対象国における電子機器

国名		フランス	ドイツ（ヘッセン州）	スウェーデン
調査事項				
	位置情報確認技術の利用開始時期	・2000年～固定式電子監視（PSE, 無線電波方式） ・2006年～移動式電子監視（PSEM, GPS方式）	・2000年～無線電波方式開始（ヘッセン州）	・1994年～無線電波方式開始 ・1997年～全国展開
実施地域（2010年調査時）		全国	2州	全国
対象者	1 公判前段階措置	司法監視対象者	勾留状執行猶予対象者（ヘッセン州, 以下も同じ）	×
	2 保護観察, 拘禁刑の代替措置	短期拘禁刑受刑者	執行猶予対象者	短期自由刑受刑者
	3 拘禁刑受刑者の早期釈放等措置	早期釈放対象受刑者	残刑の執行猶予対象者	仮釈放前準備期受刑者
	4 各種予防的措置対象者	社会司法追跡調査, 司法監視対象者, 保安留置対象者	行状監督対象者	×
	5 その他	×	恩赦対象者	×
電子監視機器利用に係る法令整備の状況		刑法・刑事訴訟法に電子監視規定を整備	既存法令を改正せず運用（ヘッセン州）	電子監視に特化した法令を整備
決定権者		裁判所	裁判所	刑務所・保護観察庁
監督実施主管官庁		司法省, 行刑局所管機関	司法省, 裁判所	刑務所・保護観察庁
位置情報確認の内容等		いずれの区分も本人の同意を得て実施。措置期間中の在宅状況や外出制限, 立入・接近禁止等遵守状況を確認。	本人の同意を得て, 上記対象者に対する裁判所の指示の遵守状況把握手段として実施。措置期間中の在宅状況等を確認。	短期自由刑の代替措置は本人の申請を所管庁が審査。仮釈放前準備は本人の同意を得て実施。集中的な監督措置の一環として在宅状況等を確認。
確認方式① 無線電波（RF）方式		○	○	○
確認方式② GPS方式		○	× （導入の動向あり）	× （高リスク者管理に導入検討開始）
確認方式③ その他の方式		×	×	△ 受刑者の刑務所内 所在確認を一部開放施設で実施
その他参考事項		・PSE, PSEMともに適用範囲を拡大する傾向。	・2008年, ヘッセン州において少年受刑者の社会復帰準備のための釈放措置において活用することを定めた法律を整備（実績なし）。 ・バーデン＝ヴュルテンベルク州が, 2009年電子監視の規定を法制化。2010年10月から試行開始。 ・2011年1月, 行状監督において本人の同意なしに電子機器装着の義務付けを可能にする連邦法規定を整備。	・フロントドア施策について, 対象刑期の拡大及びGPS方式の導入を検討。 ・スーパークー行為の加害者への適用を可能とする法律が2011年10月から施行。 ・少年犯罪者への適用を検討。
備考		*無線電波（RF）方式・・・足環等から発信される無線信号を居宅に設置された受信機で受信し, 在宅 *GPS方式・・・人工衛星信号を受信する携帯型受信機（追跡装置）を, 外出時, 腰部等に装着・携行し, に送信された携帯型受信機（追跡装置）の位置情報を, 地理情報システムを利用したソフトウェアで地図後的に確認する。発信機と受信機が一体型の機種もある。) 注：本表に記載の事項は, 原則として, 2010年11月～12月に現地調査を行った時点の状況を記載している。		

利用による位置情報確認制度の概要一覧

英 国	カナダ	米 国	韓 国
			
<ul style="list-style-type: none"> ・1989年～無線電波方式開始(試行) ・1999年～全国展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・1987年～無線電波方式開始(ブリティッシュコロンビア州) ・2006年～GPS方式開始(ノバスコシア州) ・2008年～GPS方式試行(連邦) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1983年～無線電波方式開始(ニューメキシコ州) ・1997年～GPS方式(フロリダ州) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年～GPS方式 開始
全国	連邦(試行) 及び大半の州	連邦及び大半の州	全国
保釈対象者	保釈対象者(一部州)	保釈対象者(連邦/州)	×
<ul style="list-style-type: none"> ・社会内命令対象者 ・青少年更生命令対象者 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロベーション対象者 ・条件付拘禁刑対象者 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロベーション対象者 ・在宅拘禁対象者 	保護観察付執行猶予対象者(性暴力犯罪等特定犯罪の者、以下の区分も同じ)
<ul style="list-style-type: none"> ・在宅拘禁外出禁止の対象となる受刑者 ・拘留・訓練命令対象者(少年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時帰休対象者 ・パロール対象者 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部通勤、一時帰休対象者 ・刑務所釈放前準備プログラム対象者 ・パロール、監督付釈放対象者 	刑務所仮釈放対象者
×	刑法810条命令対象者(一部州)	<ul style="list-style-type: none"> ・通所方式の民事的収容対象者(民事的収容措置解除後の適用対象者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・治療監護所仮終了、治療委託者 ・裁判時電子装置装着命令が科された対象者
×	×	×	×
各種刑事関係法令に電子監視規定を整備	州法に電子監視規定設置州と既存法令下で運用する州あり、連邦は既存法令下で試行運用	連邦法及び州法に電子監視関連規定を整備	電子監視に特化した法令を整備
裁判所、刑務所・青少年施設在宅拘禁委員会	裁判所、パロール委員会等	裁判所、パロール委員会等	裁判所、保護観察審査委員会、治療監護審議委員会
司法省、NOMS、プロベーションサービス	矯正保護関係機関等(連邦・州)	矯正保護関係官庁、裁判所、各種法執行機関	法務省、保護観察所
いずれの区分も法律上本人同意は必要とされず、措置期間中の外出制限等の遵守状況について在宅状態等を確認。	各種処分期間中の、外出禁止、外出時行動制限等の処遇条件の履行状況を確認(全般に処遇の一条件として実施されている。)	各種処分期間中の、外出禁止、外出時行動制限、飲酒禁止等の履行状況を確認(全般に処遇の一条件として実施するものが多い。)	本人の同意不要。監視命令期間中、対象者は保護観察に付され、外出制限、立入・接近禁止等遵守状況を行動追跡し確認。
○	○	○	×
×	○	○	(在宅状態はGPS装置の付加機能で把握)
(2004-06年に試行、本格導入見送り)	(制度化1州、連邦・他数州が試行中)	(少なくとも連邦及び約7割の州が性犯罪者の監督に利用)	○
○ 電話音声認証	△ 電話音声認証(一部州)	○ ・電話音声認証 ・アルコール摂取検知 ・刑務所・拘置施設の施設内所在確認を一部施設で実施。	△ 電話音声認証方式を少年に実施
・電子機器の施用から監視業務のほとんどを民間企業に委託。	・連邦法である矯正及び条件付釈放法改正案に電子監視に関する規定が設けられ、議会で審議中。	・アメリカ国内においては、GPS方式機器利用は近年増加傾向。 ・位置情報を犯行場所情報と関連づけ捜査に利用する法域も一部にある。	・GPS機器は、法務部と自国の機器メーカーが共同開発。 ・対象者は各種重大事犯者に拡大する傾向。 ・性犯罪者対策では、薬物療法、ポリグラフ検査、性犯罪者の情報公開等、アメリカと同様な包括的対応を急速に進めている。

の有無を電話回線経由で自動的に確認する方式。

足環等から発信される無線信号が携帯型受送信機の受信距離にあることを確認の上、携帯電話回線経由でモニタリングセンター上で把握・追跡するなどして確認するもの(能動型はほぼリアルタイムで位置を確認、受動型は一定期間記憶した位置情報を事